

目 次

○第1号（9月1日）

| | |
|---|----|
| 議事日程 第1号..... | 1 |
| 本日の会議に付した事件..... | 3 |
| 出席議員..... | 4 |
| 欠席議員..... | 4 |
| 説明のため出席した者..... | 4 |
| 事務局職員出席者..... | 4 |
| 町長あいさつ..... | 5 |
| 開会・開議..... | 5 |
| 諸般の報告..... | 5 |
| 日程第 1 会議録署名議員の指名..... | 6 |
| 日程第 2 会期の決定..... | 6 |
| 日程第 3 報告第 6号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について..... | 6 |
| 日程第 4 報告第 7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告につ いて..... | 8 |
| 日程第 5 承認第 4号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分 の報告と承認について..... | 10 |
| 日程第 6 議案第34号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例..... | 12 |
| 日程第 7 議案第35号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正 する条例..... | 14 |
| 日程第 8 議案第36号 特別職及び教育長の給与の特例に関する条例を廃止 する条例..... | 16 |
| 日程第 9 議案第37号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例..... | 24 |
| 日程第10 議案第38号 吉岡町災害対策本部条例の一部を改正する条例..... | 28 |
| 日程第11 議案第39号 吉岡町消防団設置条例の一部を改正する条例..... | 29 |
| 日程第12 議案第40号 吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部 を改正する条例..... | 30 |
| 日程第13 議案第41号 平成22年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定につ いて..... | 31 |
| 日程第14 議案第42号 平成22年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出 | |

| | | | |
|---------|-----------|--|-------|
| | | 決算認定について..... | 4 3 |
| 日程第 1 5 | 議案第 4 3 号 | 平成 2 2 年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について..... | 4 5 |
| 日程第 1 6 | 議案第 4 4 号 | 平成 2 2 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について..... | 4 9 |
| 日程第 1 7 | 議案第 4 5 号 | 平成 2 2 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について..... | 5 3 |
| 日程第 1 8 | 議案第 4 6 号 | 平成 2 2 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について..... | 5 6 |
| 日程第 1 9 | 議案第 4 7 号 | 平成 2 2 年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について..... | 6 4 |
| 日程第 2 0 | 議案第 4 8 号 | 平成 2 2 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について..... | 6 6 |
| 日程第 2 1 | 議案第 4 9 号 | 平成 2 2 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について..... | 7 0 |
| 日程第 2 2 | 議案第 5 0 号 | 平成 2 2 年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定について..... | 7 4 |
| 日程第 2 3 | 議案第 5 1 号 | 平成 2 3 年度吉岡町一般会計補正予算（第 3 号）..... | 7 9 |
| 日程第 2 4 | 議案第 5 2 号 | 平成 2 3 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第 2 号）..... | 9 2 |
| 日程第 2 5 | 議案第 5 3 号 | 平成 2 3 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）..... | 9 3 |
| 日程第 2 6 | 議案第 5 4 号 | 平成 2 3 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）..... | 9 4 |
| 日程第 2 7 | 議案第 5 5 号 | 平成 2 3 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）..... | 9 6 |
| 日程第 2 8 | 議案第 5 6 号 | 平成 2 3 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）..... | 9 7 |
| 日程第 2 9 | 議案第 5 7 号 | 平成 2 3 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）..... | 9 9 |
| 日程第 3 0 | 議案第 5 8 号 | 平成 2 3 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 1 号）..... | 1 0 0 |
| 日程第 3 1 | 同意第 6 号 | 吉岡町教育委員会委員の任命について..... | 1 0 1 |
| 日程第 3 2 | 諮問第 2 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について..... | 1 0 3 |

| | |
|---------------------------------|-----|
| 日程第33 議長報告 請願・陳情の委員会付託について..... | 104 |
| 散 会..... | 105 |

○第2号（9月13日）

| | |
|------------------|-----|
| 議事日程 第2号..... | 107 |
| 本日の会議に付した事件..... | 107 |
| 出席議員..... | 108 |
| 欠席議員..... | 108 |
| 説明のため出席した者..... | 108 |
| 事務局職員出席者..... | 108 |
| 開 議..... | 109 |
| 日程第 1 一般質問..... | 109 |
| 栗田俊彦君..... | 109 |
| 齋木輝彦君..... | 118 |
| 岸 祐次君..... | 134 |
| 山畑祐男君..... | 151 |
| 宇都宮敬三君..... | 159 |
| 飯島 衛君..... | 166 |
| 小池春雄君..... | 175 |
| 金谷重男君..... | 192 |
| 散 会..... | 209 |

○第3号（9月14日）

| | |
|---|-----|
| 議事日程 第3号..... | 211 |
| 本日の会議に付した事件..... | 213 |
| 出席議員..... | 216 |
| 欠席議員..... | 216 |
| 説明のため出席した者..... | 216 |
| 事務局職員出席者..... | 216 |
| 開 議..... | 217 |
| 日程第 1 委員会議案審査報告..... | 217 |
| 日程第 2 承認第 4号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分 の報告と承認について..... | 222 |

| | | | |
|--------|---------|--|-------|
| 日程第 3 | 議案第 34号 | 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例..... | 2 2 3 |
| 日程第 4 | 議案第 35号 | 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正 する条例..... | 2 2 3 |
| 日程第 5 | 議案第 36号 | 特別職及び教育長の給与の特例に関する条例を廃止 する条例..... | 2 2 3 |
| 日程第 6 | 議案第 37号 | 吉岡町税条例等の一部を改正する条例..... | 2 2 5 |
| 日程第 7 | 議案第 38号 | 吉岡町災害対策本部条例の一部を改正する条例..... | 2 2 5 |
| 日程第 8 | 議案第 39号 | 吉岡町消防団設置条例の一部を改正する条例..... | 2 2 5 |
| 日程第 9 | 議案第 40号 | 吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部 を改正する条例..... | 2 2 6 |
| 日程第 10 | 議案第 41号 | 平成 22年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定につ いて..... | 2 2 6 |
| 日程第 11 | 議案第 42号 | 平成 22年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出 決算認定について..... | 2 2 7 |
| 日程第 12 | 議案第 43号 | 平成 22年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳 出決算認定について..... | 2 2 7 |
| 日程第 13 | 議案第 44号 | 平成 22年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算認定について..... | 2 2 8 |
| 日程第 14 | 議案第 45号 | 平成 22年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算認定について..... | 2 2 9 |
| 日程第 15 | 議案第 46号 | 平成 22年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会 計歳入歳出決算認定について..... | 2 2 9 |
| 日程第 16 | 議案第 47号 | 平成 22年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出 決算認定について..... | 2 3 0 |
| 日程第 17 | 議案第 48号 | 平成 22年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出 決算認定について..... | 2 3 0 |
| 日程第 18 | 議案第 49号 | 平成 22年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳 入歳出決算認定について..... | 2 3 1 |
| 日程第 19 | 議案第 50号 | 平成 22年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定 について..... | 2 3 1 |
| 日程第 20 | 議案第 51号 | 平成 23年度吉岡町一般会計補正予算(第3号)..... | 2 3 2 |
| 日程第 21 | 議案第 52号 | 平成 23年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 | |

| | | |
|---------|--|-------|
| | (第2号) | 2 3 3 |
| 日程第22 | 議案第53号 平成23年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予 算(第1号) | 2 3 3 |
| 日程第23 | 議案第54号 平成23年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正 予算(第1号) | 2 3 4 |
| 日程第24 | 議案第55号 平成23年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正 予算(第1号) | 2 3 4 |
| 日程第25 | 議案第56号 平成23年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第1号) | 2 3 5 |
| 日程第26 | 議案第57号 平成23年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補 正予算(第1号) | 2 3 5 |
| 日程第27 | 議案第58号 平成23年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号) | 2 3 6 |
| 日程第28 | 請願・陳情審査報告 | 2 3 6 |
| 日程第29 | 請願第 3号 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負 担割合を2分の1に復元することを求める意見書の 採択に関する請願書 | 2 3 7 |
| 日程第30 | 陳情第 2号 北溝祭・南溝祭線道路整備に関する陳情書 | 2 3 8 |
| 日程第31 | 発議第 8号 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負 担割合を2分の1に復元することを求める意見書 | 2 3 8 |
| 日程第32 | 議会議員の派遣について | 2 3 9 |
| 日程第33 | 総務常任委員会の閉会中の継続調査について | 2 4 0 |
| 日程第34 | 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について | 2 4 0 |
| 日程第35 | 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について | 2 4 0 |
| 日程第36 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査について | 2 4 0 |
| 日程の追加 | | 2 4 1 |
| 追加日程第 1 | 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査について | 2 4 1 |
| 町長あいさつ | | 2 4 1 |
| 閉 会 | | 2 4 2 |

平成23年第3回

吉岡町議会定例会会議録

第1号

9月1日(木)

平成23年第3回吉岡町議会定例会会議録第1号

平成23年9月1日（木曜日）

議事日程 第1号

平成23年9月1日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 6号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について
(報告・質疑)
- 日程第 4 報告第 7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について
(報告・質疑)
- 日程第 5 承認第 4号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認について
(提案・質疑)
- 日程第 6 議案第 34号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 7 議案第 35号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 8 議案第 36号 特別職及び教育長の給与の特例に関する条例を廃止する条例
(提案・質疑)
- 日程第 9 議案第 37号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 10 議案第 38号 吉岡町災害対策本部条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 11 議案第 39号 吉岡町消防団設置条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 12 議案第 40号 吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 13 議案第 41号 平成22年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑)
- 日程第 14 議案第 42号 平成22年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑)

日程第15 議案第43号 平成22年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑)

日程第16 議案第44号 平成22年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑)

日程第17 議案第45号 平成22年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑)

日程第18 議案第46号 平成22年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑)

日程第19 議案第47号 平成22年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑)

日程第20 議案第48号 平成22年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑)

日程第21 議案第49号 平成22年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑)

日程第22 議案第50号 平成22年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑)

日程第23 議案第51号 平成23年度吉岡町一般会計補正予算(第3号)

(提案・質疑)

日程第24 議案第52号 平成23年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第2号)

(提案・質疑)

日程第25 議案第53号 平成23年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

(提案・質疑)

日程第26 議案第54号 平成23年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

(提案・質疑)

日程第27 議案第55号 平成23年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

(提案・質疑)

日程第28 議案第56号 平成23年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

(提案・質疑)

- 日程第 2 9 議案第 5 7 号 平成 2 3 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)
(提案・質疑)
- 日程第 3 0 議案第 5 8 号 平成 2 3 年度吉岡町水道事業会計補正予算(第 1 号)
(提案・質疑)
- 日程第 3 1 同意第 6 号 吉岡町教育委員会委員の任命について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 3 2 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 3 3 議長報告 請願・陳情の委員会付託について
請願第 3 号 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を 2 分の 1 に
復元することを求める意見書の採択に関する請願書
陳情第 2 号 北溝祭・南溝祭線道路整備に関する陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 飯島衛君 | 2番 | 金谷重男君 |
| 3番 | 岩崎信幸君 | 4番 | 平形薫君 |
| 5番 | 山畑祐男君 | 6番 | 栗田俊彦君 |
| 7番 | 宇都宮敬三君 | 8番 | 馬場周二君 |
| 9番 | 石倉實君 | 10番 | 小池春雄君 |
| 11番 | 岸祐次君 | 12番 | 小林一喜君 |
| 13番 | 神宮隆君 | 14番 | 齋木輝彦君 |
| 15番 | 南雲吉雄君 | 16番 | 近藤保君 |

欠席議員 なし

説明のため出席した者

| | | | |
|-----------|-------|--------|-------|
| 町長 | 石関昭君 | 副町長 | 堤壽登君 |
| 教育長 | 大沢清君 | 総務政策課長 | 森田潔君 |
| 財務課長 | 竹内智君 | 町民生活課長 | 吉澤健二君 |
| 健康福祉課長 | 守田肇君 | 産業建設課長 | 栗田一俊君 |
| 会計課長 | 大塚茂樹君 | 上下水道課長 | 富岡輝明君 |
| 教育委員会事務局長 | 大澤弘幸君 | 代表監査委員 | 羽鳥善保君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 大井隆雄 | 主任 | 廣橋美和 |
|------|------|----|------|

議長（近藤 保君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成23年第3回吉岡町議会定例会が開催されるわけですが、開会に先立ち、石関町長から発言の申し入れがありましたので、これを許可します。

町長。

町長あいさつ

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第3回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言あいさつをさせていただきます。

本日、9月定例会が議員各位の出席のもと開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

関東地方に台風が接近しているようですが、何分にも災害が起きないよう願うものでもあります。まだまだ残暑が厳しい折ですが、皆様方には健康には十分注意され、ますますのご活躍をご期待申し上げます。

本定例会では、議案25件、報告2件、同意1件、承認1件、諮問1件を上程させていただきました。特に本議会は、主に平成22年度の決算認定をお願いするものでもあります。何とぞ慎重審議の上、いずれも原案のとおり認定、可決及び同意をくださいますようお願い申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中ではございますが、よろしくお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。本日は大変お世話さまになります。

開会・開議

午前9時開会・開議

議長（近藤 保君） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、平成23年第3回吉岡町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（近藤 保君） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

1. 請願・陳情文書表、2. 例月出納検査結果報告、3. 定期監査結果報告、4. 議会報告（群馬県後期高齢者医療広域連合議会）、以上、お手元に配付しましたとおり、諸般

の報告をいたします。

議事日程第1号により、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（近藤 保君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において7番宇都宮敬三議員、8番馬場周二議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（近藤 保君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してあります。議会運営委員長より委員会報告を求めます。

南雲議員。

〔議会運営委員会委員長 南雲吉雄君登壇〕

議会運営委員長（南雲吉雄君） 報告を行います。

去る8月26日15時15分より議会運営委員会を開催し、平成23年第3回定例議会の日程について協議を行いました。

会期は、本日9月1日午前9時開会、再開日は13日午前9時より一般質問を行い、最終日は14日とし、14日間の会期日程に決定をいたしました。

以上、報告といたします。

議長（近藤 保君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの報告のとおり、会期は本日から14日間、14日までとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの14日間と決定しました。

なお、日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第3 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について

議長（近藤 保君） 日程第3、報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率報告についてを議題とします。

石関町長より報告を求めます。

町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 報告いたします。

報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてご報告を申し上げます。

町では、平成22年度の決算に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業ごとの資金不足比率を算定し、平成23年8月2日に監査委員の審査を受けましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によって議会に報告をするものであります。

実質公債費比率は8.8%、将来負担比率は39.9%で、いずれの数値も早期健全化基準等を下回っております。

詳細につきましては、財務課長より報告をさせます。

議 長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） それでは、報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。いずれも平成22年度の決算に基づき算定した数値でございます。

1といたしまして、健全化判断比率のうち実質赤字比率でございますが、これは一般会計、学校給食事業等を対象といたしました実質赤字の標準財政規模に対する比率でございますが、実質赤字はありませんでした。

次に、連結実質赤字比率でございますが、これは一般会計、特別会計のすべてを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。すべての会計において黒字であったため、実質赤字はありませんでした。

次に、実質公債費比率でございますが、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率でございます。8.8%となりました。前年度は9.4%でございました。0.6ポイント率が改善された要因といたしましては、実質公債費比率の計算式の分母に当たります普通交付税の増と臨時財政対策債発行可能額の増などでございます。公債費と似た性質を持つ経費が一般財源のうちどのくらいの割合を占めているかを指標化したものでございます。早期健全化基準は25%でございます。

次に、将来負担比率でございますが、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、39.9%となりました。前年度は55.3%であり、15.4ポイント率が改善されました。主な要因といたしましては、将来負担比

率計算式の分子に当たる債務負担行為に基づく支出予定額の減少、これにつきましては吉岡町土地開発公社からの土地の買い戻し等によりまして減少いたしました。また、退職手当見込額の減少、分母に当たる標準財政規模の増、これにつきましては普通交付税の増、臨時財政対策債発行可能額の増などがございます。一般会計等の借入金や将来払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の経費を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものですが、早期健全化基準につきましては350%でございます。

次に、2といたしまして資金不足比率でございますが、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率でございますが、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、いずれも資金不足額はありませんでした。

なお、監査委員さんには、平成23年8月2日に審査をお願いし、平成23年8月12日付で審査結果報告をいただいております。審査した結果、計数的に整合しているとの確認をいただきました。

本町の比率につきましてはいずれも早期健全化基準等を下回っておりますが、さらに財政の健全化に努める必要があると考えております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第4 報告第7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議長（近藤 保君） 日程第4、報告第7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 報告申し上げます。

報告第7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項は、議会の指定した事項は町長が専決処分できると規定しています。吉岡町議会の専決事項の指定について、第2項で、1件100万円以下の金額で法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定並びに訴訟物の訴えの提起、和解及び調停

にかかわるものを指定しています。

平成23年2月23日に発生した吉岡町学校給食センターに起因する食中毒事件の損害賠償の額が決定しました方361人と和解したもので、専決処分を行いましたことから、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告をするものでございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長をして説明をさせます。

議長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） それでは、報告第7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告につきまして、町長の補足説明を申し上げます。

報告の内容といたしましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、平成23年2月23日に発生した吉岡町学校給食センターに起因する食中毒事件の損害賠償の額が決定した方361人と和解をしたため、専決処分を行ったことから、議会に報告するものでございます。

それでは、専決処分書の1ページから3ページをごらんいただきたいと思います。

初めに明治小学校分ですが、3ページの下に合計がありますが、罹患児童119名です。この中には兄弟姉妹がおりますので、保護者すなわち損害賠償請求者は104名となります。損害賠償金額は132万7,152円です。児童1人平均では1万1,153円です。それぞれの損害賠償金額の積算の内訳といたしましては、通院が1日5,000円、入院が1日7,000円で、病院へ行かずに我慢していたという方には一律2,000円となっております。また、給食を食べた子供から家族が二次感染し医療機関で治療を受けた場合には5,000円です。そのほかに、お子さんを病院に連れていかれた場合の保護者の休業補償や交通費などの支払いも含めまして和解をしたものです。

同様に、4ページから8ページに駒寄小学校分を載せてあります。8ページの下に合計がありますが、罹患児童213人、保護者である損害賠償請求者は182人、損害賠償金額は268万3,085円で、児童1人平均は1万2,597円です。

続いて、9ページから10ページに吉岡中学校分を載せてあります。10ページの下に吉岡中学校の合計と3校の合計を載せてあります。吉岡中学校の合計は、罹患生徒79人、損害賠償請求者は75人、損害賠償金額は47万390円、生徒1人平均は5,954円です。

3校合計では、罹患児童生徒411名、損害賠償請求者361人、損害賠償金額は448万627円で、1人平均1万902円です。

なお、参考資料として最終ページに承諾書の写しを添付させていただきました。

該当者につきましては、最初は512人でしたが、うち1人は2月23日以前からの症

状だということで、全員で511人でした。そのうち損害賠償金を辞退された方は85人いらっしゃいました。今回お支払した方は411人で、まだ手続きが済んでいない方が15人いらっしゃいます。今後手続きをしてもらうよう働きかけていきたいと考えております。

なお、損害賠償金額448万627円のうち、病院へ行かずに我慢したという方132人への支払額26万4,000円と、二次感染の方2人分の支払額1万円、合計27万4,000円は町費での支払いとなります。それ以外の420万6,627円は、引受保険会社であるあいおいニッセイ同和損害保険会社から保険金が町へ入金されます。

以上、雑駁ですが、町長の補足説明といたします。どうぞよろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 1点だけお伺いしたいと思います。小中学校の中毒になった対象者について支払いが終わっているようですけれども、この中に教職員も入っていたのではないかとというような結果のお話がありましたけれども、教職員関係についてはどのような措置をされたのでしょうか。お伺いします。

議長（近藤 保君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） ただいまの神宮議員のご質問ですが、教職員の方には辞退をさせていただいております。以上です。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第5 承認第4号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認について

議長（近藤 保君） 日程第5、承認第4号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

承認第4号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月22日に成立し、同年6月30日に施行されたため、吉岡町税条例の一部を速やかに改正する必要が生じました。特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、6月30日付をもって専決処分とさせていただきました。このため、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） それでは、承認第4号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、町長の補足説明をさせていただきます。

この条例の主な改正は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の軽減措置について、対象をサービス付高齢者向け住宅である一定の貸家住宅とした上、対象者の新築軽減を平成25年3月31日まで延長することなどでございます。

それでは、吉岡町税条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

右側が現行、左側が改正案ということでお願いするものでございます。

第61条第9項及び第10項中、「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。これは、法第349条の3、固定資産税の課税標準等の特例の改正に伴う規定の整備でございます。第7項の新設による項ずれを修正したものでございます。

続きまして、第10条の2第4項中、「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改める。これにつきましては、法附則第15条の8第4項の改正に伴う規定の整備でございます。サービス付高齢者向け住宅の登録制度の創設に伴う規定の整備でございます。

次に、本文の1ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございますが、第1条といたしまして施行日でございますが、この条例は高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部改正の施行の日から施行するものでございます。

第2条といたしましては、固定資産税に関する経過措置でございます。

以上、雑駁な説明でございますが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお

願いをいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第4号は、総務常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号は、総務常任委員会に付託します。

日程第6 議案第34号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第6、議案第34号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 申し上げます。

議案第34号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

平成23年第1回定例会において、旅費日当を廃止した職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を可決していただき、4月1日より施行しております。職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を上程した際、同時に吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を上程すべきところでしたが、改正が漏れてしまいましたので、今回お願いをするものです。改正時の精査不足で、まことに申しわけありませんでした。

改正内容につきましては総務政策課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） それでは、議案第34号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等

に関する条例の一部を改正する条例について、町長の補足説明をさせていただきます。

改正箇所を新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表をごらんください。

表の左半分が改正案で、右半分が現行です。

現行では「日当1日につき 2,200円」となっていますが、日当を廃止し、「旅費雑費(県外のみ1日につき) 1,200円」を支給することに改めたいものです。また、現行「宿泊料1夜につき 10,900円」、「食卓料1夜につき 2,200円」となっているものを、区分せずに合わせて「宿泊料(1夜につき) 13,100円」に改めて、職員等旅費に関する条例と同様にしたいものです。また、別表第2が「(第4条関係)」とありますが、項ずれがあり「(第5条関係)」に改めたいものでございます。

よろしくお願いを申し上げます、補足説明とさせていただきます。

議長(近藤 保君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番(神宮 隆君) 一つだけちょっと教えていただきたいんですけども、今まで日当2,200円ということだったんですけども、今度は旅行雑費ということで1,200円に落とすわけですけども、この1,200円にした理由ですね。それから、この旅行雑費というのは内容的にはどんなことが考えられるか。途中タクシーや何かを使えばそれは実費で請求できると思うんですけども、実際、自治体でも日当を出していないところもあるようでございますけれども、この旅行雑費の内容ですね。その1,200円にした理由と、それから雑費内容、どんなような目的でこれを設けたのか、この点について。前の日当と同じでしょうけれども、どうもその辺がちょっとよく、もらっている者としては理解できない点があるものですから、よろしくお願いいたします。

議長(近藤 保君) 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長(森田 潔君) 1点目の1,200円ということですが、これは近隣市町村と県にならしまして、雑費1,200円が適当であろうということで1,200円に定めさせていただきました。また、雑費の使い方でございますけれども、この雑費に置きかえたことは、出張先で領収書のとりにくい施設、例えば電話の使用料ですとか地下鉄の料金、それからバス代、交通費に関して、領収書のとりにくいものを一律して支給するものであります。こういったことから、日当から雑費に切りかえさせていただいたものでございます。(「了解しました」の声あり)

議長(近藤 保君) ほかにありませんか。

小池議員。

〔 10 番 小池春雄君発言 〕

10 番（小池春雄君） これは先ほど説明の中にもあったんですけども、本来であればその第 1 回目のときに改正すべきだったものが第 2 回の定例会でも出なくて、3 回目に出てきたと。普通こういうものって職員とほとんど一緒のもんですよね。一緒のものがどういう不手際でこういうふうになったのでしょうか。このことというのは新聞でも取り上げられまして、群馬県内の市町村の状況というのが出ておりました。そういうものにやはり機敏にこたえていくという必要があるかと思えますけれども、そういう中で、このように 3 月で行われるべきものが 6 月にも提案されない、そしてまた 9 月になったという、そこについてお尋ねいたします。ちょっと余りにも対応が遅いというか、あいまいさが残るというんですか。その辺も含めてお尋ねします。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔 総務政策課長 森田 潔君発言 〕

総務政策課長（森田 潔君） 小池議員ご指摘のとおり、本来ならば職員等の旅費が改正された際に同時に改正案を出すべきところでしたけれども、改正漏れがあって今回の上程に至ったわけでございます。これについては精査不足で大変申しわけなく思っております。また、担当課といたしますと、職員等の旅費ということで第 1 回の定例会に上程をさせていただきました際、特別職並びに議員等も含まれるものというふうに勘違いをしていたところもあるようでございます。そしてまた、第 1 回の定例会の際には当初予算措置上は当然この改正された額で予算措置をさせていただいたものですから、この条例の改正に気づかなかったということでございますけれども、大変申しわけなく、今回上程させていただきました。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 34 号は、総務常任委員会に付託したいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」の声あり 〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 34 号は総務常任委員会に付託します。

日程第 7 議案第 35 号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第 7、議案第 35 号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を

改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第35号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

議案第34号と同様に、平成23年第1回定例会において旅費、日当等を廃止した職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を可決していただき、4月1日より施行しております。職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を上程したときに、同時に特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を上程すべきところでしたが、改正が漏れてしまいましたので、今回お願い申し上げるところでございます。先ほど申し上げたとおり、改正時の精査不足で、まことに申しわけありませんでした。

改正内容については総務政策課長に説明させます。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議 長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 議案第35号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例について、町長の補足説明をさせていただきます。

改正箇所を新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表をごらんください。

表の左半分が改正案で、右半分が現行となっております。

現行では「日当1日につき 2,200円」となっていますが、日当を廃止し、「旅行雑費（県外のみ1日につき） 1,200円」を支給することに改めたいものです。また、現行「宿泊料1夜につき 10,900円」、「食卓料1夜につき 2,200円」となっているものを、区分せずに合わせて「宿泊料（1夜につき） 13,100円」に改めて、職員等旅費に関する条例と同様にしたいものです。

精査不足で大変申しわけありませんでしたが、よろしくお願いを申し上げまして補足説明とさせていただきます。

議 長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第35号は、総務常任委員会に付託したいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は総務常任委員会に付託します。

日程第8 議案第36号 特別職及び教育長の給与の特例に関する条例を廃止する条例

議長（近藤 保君） 日程第8、議案第36号 特別職及び教育長の給与の特例に関する条例を廃止する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 申し上げます。

議案第36号 特別職及び教育長の給与の特例に関する条例を廃止する条例について、提案理由の説明をいたします。

特別職及び教育長の給与の特例に関する条例は、平成19年7月1日から平成23年4月26日までの特例期間が既に経過し効力を失っているため、本条例を廃止するものです。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） これは、平成19年7月1日より改正をしたということでありました。そのときがたしか吉岡町の財政が厳しいという中におきまして、いわゆる町三役の報酬を引き下げするものだということでありました。私はこの4年間に、それ以降リーマンショックがあったりしまして、かえって町の財政は厳しくなっているというふうに認識しております。その中で、値下げをしたものをまた上げるというところに根拠はないというふうに思いますけれども、まずはこの条例を廃止することによりまして給与が月額でどれだけ引き上がるのか。そしてそれは年額にすると幾らになるのか。これが1点です。それから、期末手当が6月と12月に支給されておりますけれども、これの合計が現在幾らで、これがもとに戻るということになると幾らになるのか、この差ですね。給与と期末手当。そして、当然のことではありますが4年間勤めますと、町長、副町長、教育長というのは退職金が出ますが、廃止する以前と廃止後の差額が幾らになるのか、これを教えて

いただきたい。そして、これを任期4年間の中で計算すると、平成19年7月から4年間やっていたものと、これを廃止した後に本来の条例の金額に戻りますけれども、それが幾らになるのか。そしてその差額は幾らになるか。これらについてご回答を得たいと思います。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） まず条例の廃止でございますけれども、これは議案説明でも申し上げたとおり期限が経過しております。条例の効力を失っておりますので、廃止条例をもって廃止したいということで提案をさせていただきました。小池議員ご質問のその差がどのくらいあるかということでございますけれども、特例によりますと、特例期間の中では町長が16%の削減、副町長が8%の減、教育長が4%の減ということで、それぞれ町長が60万9,000円、副町長が53万3,000円、教育長が51万4,000円ということでこの特例期間中は実施しておりました。これが今回戻りますとどれくらいの差が生じるかというようなご質問かと思っておりますけれども、月額で、町長につきましては差額が11万7,000円、副町長は4万7,000円、教育長は2万2,000円でございます。年額の差ですけれども、給料のこの3人の合計は223万2,000円、それから期末手当が73万4,700円、合計で296万6,700円、これが特例であった期間と現状に戻った間の差額でございます。こういった金額の差が1年間でございますので、これの任期中4年間分が、給料、期末手当を合わせますとおよそ1,200万円程度の増というふうになるかと考えております。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。（「いや、まだ答えていないでしょう」の声あり）
総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） それから、退職金でございますけれども、退職金等については現在資料を持ち合わせてございませんので、計算がちょっと今のところ手元ございません。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。
小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） それを出してくれないと、もう質疑はこれしかないですよ。これで終わるとこれで委員会付託になっちゃいますから、私はもうこれを聞くところがないんですよ。だから、資料を持ち合わせていないって、その程度のものは出してください。出さないことにはこっちで理解できないですから、どうなのかが。もう次には質問する機会がないんですよ。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 計算をいたしますので、少し時間をいただきたいと思います。

議長（近藤 保君） どのくらい。

森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） それでは、計算をさせていただいて資料を提出することにしていただきたいと思います。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） これは休憩にでもしてもらわないと。そんなこれで終わって後になって今度は報告しますよとすると、この審議が終わっちゃいますから。これを飛ばして次の審議はできませんから。それはだから出してもらわないと。休憩ですよ。

議長（近藤 保君） それでは、10時に再開しますので、休憩をとります。

午前 9時45分休憩

午前10時00分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 大変申しわけございませんでした。

お手元に資料をお配りさせていただきました。

先ほども説明しましたが、給与、手当については上の表のとおりでございます。それぞれ町長、副町長、教育長の月額、そして12カ月分、さらに期末手当を加えた年額が記されております。合計で、特例後は2,937万9,900円、特例期間中は2,641万3,200円でしたので、差額は296万6,700円でございます。下の表は、先ほどの退職金でございます。町長の退職金は20.8カ月、副町長が12カ月、それから教育長が5.4カ月というふうに町村会のほうから聞いております。それで月額にこの率を掛けて計算しますと、それぞれの退職金が出てまいります。その退職金の差額の町長分は243万3,600円、副町長分が56万4,000円、教育長分が11万8,800円、3人の合計で311万6,400円。これが特例期間中と特例期間が過ぎた後の差額でございます。

以上でございます。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 私は先ほども申しましたけれども、この額を見ますと大変大きい額になります。4年前に町長が就任したときに、町の財政が厳しいという中で、「隗より始めよ」というような考えのもとで報酬を減らして、そして町政執行に当たるという考えでございました。私は状況というのは4年前よりも厳しくなっているというふうに思っております。そうであれば、私はこれを本来の条例に戻すということにはいささか問題があるのではないかというふうに思います。今回、この条例を廃止するというに当たりまして県下の状況というのは調べてみましたか。全国あるいは県下、多くのところで町の特別職の、執行側の報酬というのは減らしていると思います。条例そのままにしているところというのは少ないと思うんです。そういう中であえて条例を元に戻す、減額をやめるということでありますけれども、1点目ですが、県下の状況等はしっかり調べてみたのか。それと、4年前と比べて私は経済状況は厳しくなっていると思いますけれども、それについての認識はどうかというのがもう1点になります。

それから、このことが与える影響というんですか、町の方もこれまではいろいろところで財政状況は厳しいんですと。だから私たちが取り上げたもの、こういうものはどうかと言っても、財政状況が許せば何とかできるというような話もありました。しかし、これをもとに戻すというと財政状況が緩んだと、よくなってきた、改善されたというふうにとられがちですがけれども、そういうふうになりますと私は行政執行上、執行者として大変厳しいものが発生してくるのではないかというふうに思っておりますけれども、それらについての認識、お考えをお尋ねしたいと思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 私の方の問題でしょうから、私の方から答弁させていただきます。

この議案第36号は、19年の7月1日から23年の4月26日までの4年間やってきた条例がなくなったのでこれで廃止にさせていただきますという条例なので、今、小池議員が言われることはわかりますけれども、その条例を廃止してやっていくんだと。もちろん新しく私になったときにはこの条例をつくってやってきたということでございます。今回2期目に入りまして、この条例は効力を失ったから、効力を失った条例をこのままにしておいてはよくないというようなことをご指摘を受けておりますので、その効力を失ったものを置いておいてはいけないというような報告もを受けております。そういったことでこの条例を皆様方にご認可をいただきたいということでございます。私の給料が上がった下

がったからと、今この条例をどうのこうのと言うことではないと思っております。ですから、今言っていることに関しましては十二分に違う質疑でも受ける覚悟でありますから、この条例に対してを認めるか認めないかということをご審議していただければありがたいと思っております。

そういったことで、今せっかく出たんですから私の方から言いますけれども、今、町の財政状況については本当に厳しいものがあると私も思っております。そういった中におきまして、一応選挙というものを通してやってきているということで、私が今回下げた理由というのは、私は給料を下げるから投票してくれとか、私は公用車をなくすから投票してくれとか、そういったことをやるのは私の考えでは余り好きではないというように思っておりますが、町の財政を考えたときということに相なれば、確かにそういったことで町長として町民に示しがつくのかと言われればそのとおりですけれども、それはそれとして、そういったことで4年間は4年間でこの条例に基づいてやってきたということで、その条例の効力がなくなったからこの場では廃止をしていただくということで言っておるので、この条例に関してはご理解をいただきたいというように思っております。そのほか今言われている給料と退職金のことにつきましては、6月の議会でも申し上げたとおり、今も言っているとおり、いわゆる私は給料を何%下げるから投票してくれよとか、公用車をなくすから投票してくれよとか、そういったことは私の考えの中には余りないということやってまいりました。ですから、給料が多目になったらなつたで私としては最大限の努力をして町の人に貢献をしたいなと思っております。そういったことでご理解をいただければありがたいと思っております。

以上です。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

小池議員。（「3回でしょう」の声あり）

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 3回目でしょう。（「いや4回」の声あり）さっきのは答えてないからちゃんと答えてくれという質問ですよ。そしてそれはね。（「3回でしょう」の声あり）ちょっと待って。議長。（「議長」の声あり）今、私が質問に立っているんですよ。（「間違っていた場合は謝ります。じゃあやってください」の声あり）

これは議長に言っておきますけれども、これはもうまさに町長の不規則発言ですよ。というのは、条例の中で質疑は3回とあります。3回とあります。でもそれは、議長が認める場合にはその限りでないというんですよ。だから議長が認めれば、それは3回でも4回でも5回でもそれは問題ないんです。そのことに対して、町長が、この議場というのは開会するまでは町長の、開会は町長の権限です、議会の開催権は。しかし、議会が開会され

たら、権限は議長に移ります。そして私は議長に発言を求めて、議長がその発言を許可しています。それについて、町長といえども、町長は説明のために出席しているわけですよ。その人が、「お前はもう3回やったじゃないか」と、それを言うのは、それは筋違いですから。そのことだけはぜひとも改めてもらいたい。（「議長」「町長」の声あり）待ってください。私はこれから本題に入ります。（「ちょっとその前に、いいですか」の声あり）いや、だめですよ。私が発言中に、町長も議員やっていたんですから、次の発言があるというのは、その人の発言が終わった後、挙手をするというのが道理ですよ。そのことは十分承知していますよね。ですから、ご異議があれば議長に発言を求めて質問してください。今、私は議長から許可を得て今、発言中ですから。ですから、私のその発言に気に入らないことがあったとしてもそれも聞いて、それで言い分は後から言ってください、答えるという形で。

私は、これに対しての、その本分の質問に入るわけですがけれども。今、町長の方から、この36号というのはこれが実質的に効力を失った形になっているから、だからこれは廃止をするんだと。だから中身は余り関係ないというような感じに私はとれたんですけれども。そうじゃなくて、私はこれをなくすには、このものに対する表にこういうものがありますけれども、裏側に大きなものがありますよね。放っておけばそれは確かにこれはもう、期限というのが19年7月1日から23年4月26日までに特例が経過したから、経過したからこれはもう用がなくなったんだからこれを廃止したいという町長の考えですよ。しかし私は思うんですけれども、先ほども言いましたけれども、それは紙1枚でそうすることも可能でしょう。しかし私はこの実態、町長は先ほど答えていましたけれども、そうじゃなくて、まず町長が4年前に町長選挙に出たときのローカルマニフェストの中で、その中で町長みずからうたったんですよ。その中で財政の健全化のために報酬を削減しますと。これはそのときなんです。ですから、それから4年が経過をしまして、でも、その財政健全化のために取り組んだでしょうけれども、これは外部要因によりまして、これは日本経済にとどまらず世界経済も大きく変化をして大変厳しい状況にあったと。だから認識とすればやはり4年前よりも厳しくなったのではないかと。そうであれば私はこれは廃止しないで、その思いが変わらなければそれをもって続けるべきではないかという考えでしたものですから、見方なんでしょうけれども、廃止をしないで私はこのまま続けるべきが町長のあるべき姿ではないかというふうに思っている人ですから。ですから、そこに町長の考え方とずれがあるようでも、でも、そういうことを加味した中で町長がこれを廃止するのかどうかという問題だと思うんですよ。でも私は今の状況はそういうふうになっていないので、本来であれば放っておけばこれのまた同じものを出して、要するにこれは4月26日で切れていますけれども、それは当選をした時点でこの特例をまた4年間

なり、ここを提案理由の中で23年をまた4年間として27年4月26日というような形で出すべきものであったのではないかというふうに思っているわけなんですけれども、これについてのお考え、町長と認識にずれがあるものですから、そこについてのお尋ねをするものであります。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 議長、先ほど申し上げたとおり、先ほど私が3回目じゃなかったのかということは、先ほど言ったとおり陳謝いたします。（「はい」の声あり）

それで、改めて、議長、4回目でしょう、質問者。私の見識だったら4回目だと思っております。そういった中で、今これを、小池議員のおっしゃられているやつは、効力を失ったら即座に効力をもとに戻すような処置をとるべきだったのではないかということですが、そういうことで、それを戻さなかったということは、先ほど申したとおり、4年間は4年間、今回の4年間は4年間ということで町民の方々に審査を受けてやってきたということでございます。そういったことで、今現在は新しく効力を発揮するものについては発効していないというのが現状でございます。今回の36号についてはそういったことで効力を失ったものをそのまま置いておくわけにいかないということで廃止をさせていただくという条例でございます。そういったことでご理解をいただきたいと思っております。

議長（近藤 保君） ほかの方、ご意見ございましたら。

平形議員。

〔4番 平形 薫君発言〕

4番（平形 薫君） この特例の、時限立法ですから期限が23年の4月26日とありますけれども、そうしますと、聞きたいのは、23年度の予算書にはどのように反映されておりますか。お尋ねします。

議長（近藤 保君） 総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 23年度の予算編成に当たりましては、23年の4月1日ということと考えておりましたので、この特例の期間中でありましたので、特例期間中の計算で予算措置をさせていただきました。

以上でございます。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 先ほどの町長の話も聞いておりましたけれども、やはり3月11日の東日

本大震災が日本全体に災害をもたらしているというような状況であります。そういった中で、我が吉岡だけが財政的に潤っているというようなわけにはいきませんので、またもし町長の気持ちで特例をこの4年間出していくんだというような考えがあるんだとすれば、ぜひ廃止するのではなくて出してもらえれば町民のためになり、また議会としても町民に説明できるというような考えもありますので、そのところを町長はどう考えているのかお伺いしておきたいと思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 先ほど小池議員の方に答弁したとおり、やらせていただければありがたいというふうに思っております。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 2番金谷です。

今お話があって、（「金谷議員、立って」の声あり）立ってですか。今いろいろ聞いておまして、この議案が出されたときに、廃止条例があるんだけど、また同じような条例をつくるのかというふうなことを期待しておまして議案書を見ましたらありませんでしたので、私は一般質問の方でその辺をお聞きしようと、考えをお聞きしようというふうなことで一般質問の方でそういった議題を出しております。新たにこういった同じような条例を出されるお気持ちがあるのかどうかお聞きいたしたいと思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今のところは出すつもりはございません。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） 先ほど来、各議員の皆様がいろいろこの条例について意見を述べておるわけでございますけれども、議案第36号は時限立法でして、23年4月26日で効力を失っているわけでございます。この条例についてのみですと、当然もうこれは効力がないわけですから、手続上廃止せざるを得ない。ただ、皆さんがお話ししているように、その後、町長はどうするかということで新たな問題じゃないかなというふうに思いますので、この議案第36号自体はこのまま認めざるを得ないんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第36号は、総務常任委員会に付託したいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は総務常任委員会に付託します。

日程第9 議案第37号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第9、議案第37号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第37号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月22日に成立し、同年6月30日に施行されたため、吉岡町税条例等の一部を改正する必要性が生じたもので、提案させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） それでは、議案第37号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例について、町長の補足説明をさせていただきます。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応し、税制の整備を図る観点から、個人住民税等の脱税犯に関する懲役刑の引き上げ等の刑罰の見直しを行うこととし、地方税法等の一部を改正するものでございます。

今回の吉岡町税条例の主な改正内容は、町民税に係る不申告等に対して過料の上限を引き上げ、3万円から10万円と、地方税等になかったものを見直し、たばこ税に係る不申告等の過料の新設を行うものでございます。

それでは、吉岡町税条例等の一部を改正する条例について新旧対照表で説明をさせていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

右が現行、左側が改正案ということでお願いいたします。

まず、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料といたしまして、第26条第1項中、現行のアンダーラインでございますが、「3万円」を「10万円」に改める。

第36条の3、2項中、現行の「各号に掲げる」を「に規定する」に改める。

町民税に係る不申告に関する過料でございますが、第36条の4、1項中、現行の「納税義務者のうち」を「納税義務者が」、「3万円」を「10万円」に改める。

また、退職所得申告書の不提出に関する過料でございますが、第53条の10、第1項中、現行「3万円」を「10万円」に改める。

固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料でございますが、1ページから2ページをごらんいただきたいと思います。第65条第1項中、「3万円」を「10万円」に改める。

固定資産税に係る不申告に関する過料でございますが、第75条第1項中、「3万円」を「10万円」に改める。

軽自動車税に係る不申告等に関する過料でございますが、第88条第1項中の「3万円」を「10万円」に改める。

また、たばこ税に係る不申告に関する過料でございますが、第100条の2で、これにつきましては新設によります規定の整備でございます。

2ページの下段から3ページをごらんいただきたいと思います。

鉦産税に係る不申告に関する過料でございますが、第105条の2について新設を行うものでございます。

鉦産税の納税管理人に係る不申告に関する過料でございますが、第107条の1項、現行「3万円」を「10万円」に改める。

続きまして、特別土地保有税に係る不申告に関する過料でございますが、第139条の2については新設を行うものでございます。

3ページから4ページをごらんいただきたいと思います。

特別土地保有税の減免ということで、第139条の2を139条の3とする特別土地保有税に係る不申告に関する過料の新設を行い、条ずれでございます。

5ページから6ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございますが、個人住民税に関する経過措置ということで、第2条で第6項、第13項、第18項につきまして現行の「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改めるものでございます。

続きまして、7ページをごらんください。

附則でございますが、第1条につきましては「25年1月1日」を「27年1月1日」に改め、第2条につきましては「25年度」を「27年度」とする改正でございます。

以上、雑駁でございますが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） この文章で読み取れる中で、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料と、3万円が10万円になっているということでありますけれども、実際に、軽自動車なんか、どういのが該当するかちょっと私もすべてはよくわかりませんけれども、条例がこういうふう整備をされていますけれども、適正にこれは今まで厳格に、この条例のとおりに行ってきたんですか。まずは第1点です。どうですか。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 小池議員のご質問でございますが、厳格にという、例で申しますと、住民税等の申告ということで毎年2月から3月にかけての申告等を実施して申告をしてもらっているわけでございますが、そういう方たちで申告をその期間中にしていないということで、未申告ということで、そういう方たちもございます。それにつきましては、7月ごろに再度申告等の通知を出した中で申告を受けたり等もしております。議員の質問で、厳格にじゃあ3万円等の過料等ということでございますが、私が聞いている中ではそういった過料等は徴収はしてございません。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 私は、改正したんだからその改正のとおりにしるなんて言っているわけじゃないですけども、これは過料ということで今までの3万円を10万円にすることのその意義、意味をちょっと聞きたいんですよ。実際にはこういうのをうたっているけれどもそれはやっていないんだと。やっていないものところを値上げすることに対する意義、

意味というものは何なんでしょうか。これはゼロということでもないんでしょう。幾らかやったことはあるんですか。それとも、今ありますと、何通りかありますよね、たばこ税であったり町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料あるいは町民税であったり固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料、軽自動車税に係る不申告等に関する過料とさまざまな項目があるんですけれども、これまでに、この条例はあるんですけれども、少しでもこれを課した経過というのは全くないんですか。課長も今の担当になってからそう長くないと思うんですけれども、これまでの中で。またこれを法整備することによって、それで町はこのことを厳格にやっっていこうということなんですか。ちょっと私は意味がわからないんですけれども、国の方で法律が変わったからこれもただとりあえずは改めておくよということだけなんでしょうか。それがちょっと見えてこないんですけれども、それらについての見解を伺いたいと思います。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 小池議員の質問でございますが、この条例整備ということでございますが、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るために地方税法の一部を改正するというところでございます。その内容的には寄附金控除の対象の見直し、これは12月ごろに提出予定であります。また、個人住民税等の脱税だとかそういうことで、過料を上げることによってそういうものを防ぐという意味合いもございます。それに伴いまして、税負担の軽減等のいろいろそういう整合性をとることにおきまして解消するというところでございます。町の条例につきましても、そういう地方税法が変わるということにおきまして条例も変えるということでございます。それと、それを直ちにとりか、いろいろその状況によりまして悪質なものだとかそういうものについては対応していくようなことで考えております。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第37号は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は総務常任委員会に付託します。

日程第10 議案第38号 吉岡町災害対策本部条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第10、議案第38号 吉岡町災害対策本部条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第38号 吉岡町災害対策本部条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このことにつきましては、根拠法令である災害対策基本法の改正があったため、吉岡町災害対策本部条例の一部を改正するにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

改正内容の詳細につきましては町民生活課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 吉澤町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） それでは、議案第38号 吉岡町災害対策本部条例の一部を改正する条例につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

このことにつきましては、先ほど町長から提案理由がありましたように、根拠法令である災害対策基本法の改正がなされたため、このたび吉岡町災害対策本部条例の一部を改正するものでございます。

添付されています新旧対照表をもって説明させていただきます。

まず、第1条中におきまして、下線が付されております「第6項」を「第7項」に改めるものでございます。

続きまして、第2条第3項中におきまして、やはり下線が付されております「災害対策本部長は」を「災害対策本部員は」に改めるものでございます。

以上、雑駁な説明であります、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第38号は、総務常任委員会に付託したいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は総務常任委員会に付託します。

日程第11 議案第39号 吉岡町消防団設置条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第11、議案第39号 吉岡町消防団設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第39号 吉岡町消防団設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

このことにつきましては、消防組織法の改正があったため、吉岡町消防団設置条例の一部を改正するにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

改正内容の詳細につきましては町民生活課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 吉澤町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） それでは、議案第39号 吉岡町消防団設置条例の一部を改正する条例につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

このことにつきましては、先ほど町長から提案理由がありましたように、消防組織法の改正がなされたため、このたび吉岡町消防団設置条例の一部を改正するものでございます。

添付されています新旧対照表をもって説明をさせていただきます。

第1条中におきまして、下線が付されております「第15条」を「第18条1項」に改めるものでございます。

以上、雑駁な説明であります、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
お諮りします。

ただいま議題となっております議案第39号は、総務常任委員会に付託したいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。
よって、議案第39号は総務常任委員会に付託します。

日程第12 議案第40号 吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第12、議案第40号 吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。
議案第40号 吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。
結核予防法が廃止、予防接種法の一部改正がされたことにより、吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する必要が生じたため。
なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。
〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。
議案第40号 吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例であります。
次ページの新旧対照表をごらんください。
向かって右側が現行で、向かって左側が改正案であります。
現行案の第1条中の2行目に「及び第9条」の後に下線がついておりますが、「並びに結核予防法（昭和26年法律第96号）第13条」まで、ここを削ります。これは、結核予防法が廃止になった関係で予防接種法の一部が改正されたために、この吉岡町予防接種

健康被害調査委員会設置条例の一部を改正するものであります。

なお、結核の対策は感染予防法に盛り込まれ、BCGの予防接種は予防接種法の規定に盛り込まれましたので、つけ加えて説明いたします。

以上です。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第40号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 議案第41号 平成22年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第13、議案第41号 平成22年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第41号 平成22年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度吉岡町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 大塚会計課長。

〔会計課長 大塚茂樹君発言〕

会計課長（大塚茂樹君） それでは、決算書の1ページをお願いいたします。

議案第41号 平成22年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。なお、26日の全員協議会で説明、配付させていただきました

資料を参考にさせていただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願いたします。

次の3ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額6億6,180万2,731円、歳出総額5億9,763万7,401円、歳入歳出差引額4億6,416万5,330円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額2,709万6,000円、実質収支額4億3,706万9,330円です。

次の4ページ、5ページをお願いいたします。

平成22年度吉岡町一般会計歳入歳出決算書。

歳入について。

1款の町税、予算現額2億520万8,000円、調定額2億4,913万4,795円、収入済額2億3,661万5,198円、前年比では1,602万3,243円の増となっております。不納欠損額566万6,649円、前年比61万9,702円の減でございます。収入未済額1億7,685万2,948円、前年比1,347万5,776円の減でございます。1項の町民税、収入済額10億2,561万574円、前年比3,543万6,291円の減です。この減につきましては、不況に伴う個人収入の減により町民税の減となったと思われます。不納欠損額178万8,742円、前年比87万7,918円の減でございます。収入未済額6,079万1,523円、前年比592万8,381円の減でございます。2項の固定資産税、収入済額10億1,633万1,582円、前年比4,051万4,070円の増です。この増につきましては、分譲地の増加により宅地、新築住宅などが増加したためとなっております。不納欠損額379万4,300円、前年比24万6,609円の増となっております。収入未済額1億1,418万8,666円、前年比751万4,082円の減でございます。3項の軽自動車税、収入済額4,820万6,306円、前年比99万5,400円の増でございます。不納欠損額8万3,607円、前年比1万1,607円の増となっております。収入未済額につきましては187万2,759円、前年比3万3,313円の減でございます。4項の町たばこ税、収入済額1億3,381万2,856円、前年比760万4,364円の増でございます。これは、たばこ税の増税によるものと考えられます。5項の入湯税、収入済額1,265万3,880円、前年比234万5,700円の増でございます。この増につきましては、リバートピア吉岡改修工事における閉館日が22年度においては月数の差が出まして、この差と入館者の増加と思われる。

2款地方譲与税、予算現額9,669万5,000円、調定額、収入済額同額の1億170万3,072円、前年比307万2,892円の減でございます。1項の地方揮発油譲与税法、収入済額2,993万2,072円、前年比140万6,308円の増ござ

います。2項の自動車重量譲与税、収入済額7,177万1,000円、前年比447万9,000円の減でございます。

3款1項利子割交付金、予算現額512万6,000円、調定額、収入済額同額の826万6,000円、前年比62万8,000円の減でございます。

4款1項配当割交付金、予算現額136万7,000円、調定額及び収入済額は同額の350万1,000円、前年比67万8,000円の増でございます。

5款1項株式等譲渡所得割交付金、予算現額60万7,000円、調定額、収入済額同額の108万4,000円、前年比19万4,000円の減でございます。

6款1項地方消費税交付金、予算現額1億1,795万6,000円、調定額、収入済額同額の1億4,637万2,000円、前年比25万円の減でございます。

7款1項ゴルフ場利用税交付金、予算現額120万円、調定額、収入済額同額の161万9,987円、前年比7,669円の減でございます。

8款1項自動車取得税交付金、予算現額2,534万5,000円、調定額、収入済額同額の2,787万9,000円、前年比では467万1,000円の減でございます。

9款の地方特例交付金、予算現額、調定額、収入済額同額の3,945万6,000円、前年比49万5,000円の減でございます。

10款1項地方交付税、予算現額11億4,802万8,000円、調定額、収入済額同額の12億118万8,000円、前年比1億5,768万4,000円の増でございます。

11款1項交通安全対策特別交付金、予算現額478万9,000円、調定額、収入済額同額446万2,000円、前年比で25万1,000円の減でございます。

12款の分担金及び負担金、1項の負担金でございます。予算現額1億4,354万9,000円、調定額1億5,326万8,190円、収入済額1億4,677万1,230円、前年比1,109万6,770円の増でございます。この増につきましては、保育運営費保護者負担金、学童保育保護者負担金等の増でございます。不納欠損額31万6,750円、前年比24万6,250円の増でございます。収入未済額618万210円、前年比91万6,100円の減でございます。

13款使用料及び手数料、予算現額3,327万9,000円、調定額3,755万2,393円、収入済額3,345万7,164円、前年比233万978円の増でございます。不納欠損額13万6,800円、収入未済額395万8,429円でございます。1項の使用料、収入済額2,262万6,457円、前年比226万6,333円の増でございます。この増につきましては、物産館使用料、住宅使用料、文化センター使用料分の増でございます。不納欠損額13万6,800円、前年比で2,400円の減ござい

す。収入未済額395万8,429円、前年比2万3,777円の増でございます。2項の手数料、収入済額1,083万707円、前年比6万4,645円の増、戸籍の証明手数料の増でございます。

14款国庫支出金、予算現額7億9,484万7,000円、調定額7億9,134万1,791円、収入済額7億6,970万791円、前年比1億1,671万9,454円の減でございます。収入未済額2,164万1,000円でございます。1項の国庫負担金、収入済額5億1,306万2,048円、前年比2億4,537万3,028円の増でございます。これは、子ども手当国庫負担金の増でございます。2項の国庫補助金、収入済額2億4,926万8,003円、前年比3億6,370万2,899円の減でございます。内訳につきましては、5目の教育費国庫補助金、中学校校舎、体育館の建設によります補助金の増がございましたが、6目の総務費国庫補助金の定額給付金及び地域活性化臨時交付金の減額によるものでございます。収入未済額2,164万1,000円でございます。これは、地域活性化・きめ細かな交付金事業、同じく生活に光をそそぐ交付金でございます。

次の6、7ページをお願いいたします。

続きまして、3項の国庫委託金、収入済額737万740円、前年比161万3,417円の増でございます。この増額分につきましては、子ども手当事務費交付金の増でございます。

15款県支出金、予算現額5億1,302万6,000円、調定額、収入済額同額の4億9,576万2,203円、前年比1億3,304万38円の増でございます。1項県負担金、収入済額1億7,210万8,239円、前年比1,214万8,721円の増でございます。子ども手当の増額分でございます。2項県補助金、収入済額2億7,447万4,574円、前年比1億1,543万711円の増でございます。この増につきましては、1目の総務費県補助金、緊急雇用創出基金事業県補助金981万5,711円、全国瞬時警報システム整備県補助金630万円、2目の民生費県補助金、国保基盤安定補助金1,015万1,740円、群馬県安心子ども基金事業県補助金2,377円、医療福祉県補助金1,837万8,030円、地域子育て創生事業費県補助金367万5,000円、3目衛生費県補助金、ワクチン接種緊急促進事業県補助金510万9,000円、4目農林水産業費県補助金、経営体育成交付金378万3,000円、森林環境保全整備事業3,825万円の増でございます。3項の県委託金、収入済額4,917万9,390円、前年比546万606円の増でございます。この増につきましては、統計調査費、国勢調査及び選挙費の参議院選挙費、県会議員選挙費の増でございます。

続きまして、16款の財産収入、予算現額1,189万7,000円、調定額、収入済

額同額1,205万318円、前年比317万8,351円の減です。1項財産運用収入、収入済額1,027万5,622円、前年比435万847円の減でございます。この減額は、財産貸付収入の中の線下補償利子収入の減でございます。2項の財産売払収入、収入済額177万4,696円、前年比117万296円の増でございます。

17款1項の寄附金、予算現額160万円、調定額、収入済額同額1,260万円、前年比845万2,000円の増でございます。この寄附金につきましては、吉岡振興公社ほかでございます。

18款繰入金、予算現額2億2,406万8,000円、調定額、収入済額同額の1億2,029万3,593円、前年比2億1,013万4,407円の減でございます。1項特別会計繰入金、収入済額158万3,593円、前年比1,353万6,407円の減でございます。この減につきましては、老人保健事業特別会計繰入金の減でございます。

2項の基金繰入金、収入済額1億1,871万円、前年比1億9,659万8,000円の減でございます。これは、財政調整基金3億円の減額とふるさと創生基金9,521万1,000円の増額によるものでございます。

19款1項の繰越金、予算現額1億3,258万1,000円、調定額、収入済額同額の1億3,258万1,492円、前年比3,715万9,796円の減でございます。

20款諸収入、予算現額6,926万4,000円、調定額、収入済額同額の7,283万9,683円、前年比509万9,098円の増でございます。1項の延滞金加算金過料、収入済額754万358円、前年比715万4,708円の増でございます。2項預金利子、収入済額30万7,125円、前年比30万2,894円の減でございます。3項貸付金元利収入、収入済額1,000万円、前年同額でございます。4項の受託事業収入、収入済額600万円、これも前年同額でございます。5項雑入、収入済額4,899万2,200円、前年比175万2,716円の減でございます。

続きまして、21款の町債、予算現額5億9,360万円、調定額、収入済額同額の5億9,360万円でございます。前年比1億6,560万円の減でございます。これは、臨時財政対策債1億1,380万円、学校教育施設等整備事業債1億5,810万円の増。それから、土木債4億6,300万円の減でございます。

歳入合計、予算現額60億6,348万8,000円、前年比7億5,808万8,000円の減、調定額63億7,655万5,517円、前年比3億2,809万7,393円の減、収入済額61億6,180万2,731円、前年比2億795万7,442円の減、不納欠損額612万199円、前年比37万5,852円の減、収入未済額2億863万2,587円、前年比1億1,976万4,099円の減でございます。

次の8、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項の議会費でございます。予算現額8,281万1,000円、支出済額8,240万4,086円、前年比156万4,739円の減でございます。これは、議員の期末手当、旅費の減によるものでございます。

2款の総務費、予算現額7億5,452万5,000円、支出済額7億2,225万4,438円、前年比5億8,084万4,127円の減でございます。1項総務管理費、支出済額5億7,499万2,576円、前年比5億9,322万5,351円の減でございます。この減額の主なものといたしましては、1目の一般管理費、21年度で施行されました事業、電子出退勤システム、行政改革業務委託491万円、5目の財産管理費で執行されました庁舎空調設備、太陽光発電設備6,767万円、企画費の中のLGWAN関連機器の購入、公共施設のデジタル化総合計画業務委託等で1,054万円、基金費で3,947万3,000円、温泉改修工事で1億6,976万円、定額給付金事業の2億9,055万円などの減でございます。2項の徴税费、支出済額9,514万6,633円、前年比786万4,530円の増でございます。この増額につきましては、1目総務費の職員配置に伴う手当、前年比418万800円の増、臨時職員の賃金、前年比234万623円の増でございます。2目賦課徴収費では、固定資産基礎資料修正業務委託678万3,000円、課税対象家屋突合確認業務298万7,197円、24年度評価がえ鑑定評価委託351万7,500円の増、過年度分町税還付金、前年比1,639万3,666円の減でございます。3項の戸籍住民基本台帳費、支出済額2,785万7,367円、前年比65万682円の減でございます。4項選挙費、支出済額1,100万4,180円、前年比125万7,489円の増。この増につきましては、参議院議員選挙及び県会議員選挙があったための増加でございます。5項統計調査費、支出済額1,286万7,402円、前年比388万9,287円の増でございます。この増につきましては、国勢調査実施に伴う調査員報酬等の増でございます。6項の監査委員会費、支出済額38万6,280円、前年比2万600円の増でございます。

3款民生費、予算現額18億3,587万2,000円、支出済額17億7,393万9,795円、前年比2億4,673万1,035円の増でございます。1項社会福祉費、支出済額7億8,632万8,432円、前年比1,891万5,934円の増でございます。この増減額につきましては、老人福祉費の介護保険事業特別会計繰出金、前年比413万1,040円の増、障害者福祉費では、生活介護、前年比606万8,532円、また、児童デイサービス、前年比489万9,592円、短期入所、前年比169万9,064円、施設入所支援、前年比298万9,357円の増等でございます。減額分といたしましては、旧法の施設支援、前年比1,124万4,487円、返納金、前年比32

8万1,084円の減等でございます。7目の医療福祉費の中では、医療費、前年比75万3,939円の増、9目の老人福祉センター費、前年比458万4,150円の減、維持補修工事費の減でございました。10目の中では、後期高齢者医療費、療養給付費、前年比373万595円の増でございます。続きまして、2項児童福祉費でございます。支出済額9億8,758万8,263円、前年比2億2,770万9,192円の増でございます。増減額につきましては、子ども手当費、児童手当から子ども手当への変更によります2億3,830万2,000円の増、3目におきます児童保育費、保育所運営費委託料、前年比3,654万4,290円、また、私立保育所施設整備費補助金3,565万6,000円の増額でございます。また、前年度事業がございました4目の児童館費で、駒寄学童保育施設工事6,537万円の減がございまして、トータルで増額となっております。それから、22年度より5目の学童保育需要費が追加されました。

続きまして、4款衛生費、予算現額6億4,441万8,000円、支出済額5億2,845万7,276円、前年比2,911万5,557円の増でございます。1項の保健衛生費、支出済額3億6,881万189円、前年比3,565万6,767円の増でございます。この増につきましては、保健衛生総務費の中の国民健康保険事業特別会計繰出金、前年比1,475万2,436円の増、2目の予防費、予防接種委託料、前年比2,156万4,727円の増、4目健康増進費、老人保健事業特別会計繰出金、前年比1,308万2,182円の増でございます。2項清掃費、支出済額1億5,964万7,087円、前年比654万1,210円の減でございます。この減につきましては、2目の塵芥処理費の中の渋川広域組合負担金塵芥施設、前年比615万8,000円等の減でございます。

5款労働費1項労働費諸費、予算現額2,425万4,000円、支出済額2,129万5,600円、前年比74万1,946円の減でございます。

6款農林水産業費、予算現額3億4,518万8,000円、支出済額3億3,932万436円、前年比8,967万8,418円の減でございます。1項の農業費、支出済額2億5,709万5,492円、前年比1億5,787万5,804円の減でございます。増減につきましては前年度、道の駅物産館工事費の減でございまして、増につきましては農業集落排水事業特別会計繰出金、前年比3,417万7,155円の増でございます。2項林業費、支出済額8,222万4,944円、前年比6,819万7,386円の増。この増は、森林環境保全整備事業6,375万1,000円の繰り越し等によるものでございます。

7款商工費、予算現額3,091万3,000円、支出済額2,766万2,016円、前年比407万9,364円の減でございます。新規事業といたしまして緊急雇用基金事

業委託料450万7,708円、プレミアム商品券事業の補助金300万円が増になっておりまして、観光情報センター工事1,000万円の減でございます。

8款の土木費、予算現額5億6,584万5,000円、支出済額4億8,292万9,328円、前年比1億9,950万4,991円の減でございます。翌年度繰越金は2,185万1,000円でございます。1項の土木管理費、支出済額2,036万3,383円、前年比94万7,087円の減でございます。2項の道路橋梁費、支出済額1億7,492万1,183円、前年比1億5,662万5,462円の減でございます。これは、前年度で終了しましたまちづくり交付金事業の道路改良工事業の減でございます。3項の河川費、支出済額138万9,478円、前年比219万494円の減でございます。工事請負費の減でございます。4項都市計画費、支出済額2億8,291万4,524円、前年比4,123万4,782円の減でございます。これは工作物等補償金、前年比2,776万1,350円の増、工事請負費3,969万1,935円及び公共下水道会計繰出金2,760万1,508円の減によるものでございます。5項住宅費、支出済額334万760円、前年比149万2,834円の増でございます。この増につきましては、維持補修工事費の増でございます。

9款消費費。

議長（近藤 保君） すみません。ここで、9款に入る前に休憩をとりたいと思います。

11時30分に再開したいと思います。よろしく願いいたします。休憩します。

午前11時23分休憩

午前11時30分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

大塚会計課長。

〔会計課長 大塚茂樹君発言〕

会計課長（大塚茂樹君） それでは、引き続き説明させていただきます。

9款消費費でございます。1項消費費、予算現額2億8,613万3,000円、支出済額2億8,297万1,150円、前年比3,382万7,618円の減でございます。この減につきましては、前年度において建設されました3分団詰所工事費2,082万1,500円及び災害対策費、携帯電話連絡網システム310万円、災害時対応灯1,260万円等の工事費の減でございます。

続きまして、10款教育費、予算現額10億7,767万円、支出済額10億2,058万1,696円、前年比5,816万2,813円の増、翌年度繰越額2,688万6,000円でございます。1項の教育総務費、支出済額1億398万4,034円、前年比

1,088万2,460円の増でございます。この増につきましては、見守り指導員配置事業、前年比270万8,003円、印刷製本費484万7,728円、幼稚園就園奨励費、前年比322万2,800円の増等でございます。2項の小学校費、支出済額1億3,446万8,506円、前年比1億2,541万9,344円の減でございます。この減につきましては、1目学校管理費、パソコンリース料、前年比994万5,495円の減、3目学校建設費、前年比1億1,930万3,116円、明小プール等の建設工事費の減でございます。

次の10ページ、11ページをお願いいたします。

3項の中学校費、予算現額5億5,586万5,000円、支出済額5億2,380万1,814円、前年比4億2,611万1,438円の増でございます。体育館建てかえ工事及び校舎増築工事に伴う増でございます。翌年度繰越額1,959万3,000円、これは体育館外構工事でございます。4項社会教育費、支出済額1億2,719万416円、前年比2億6,350万4,143円の減でございます。この減につきましては、前年度事業で行いました南下古墳公園工事、また土地購入であります公有財産購入費の減でございます。翌年度繰越額729万3,000円、これは図書館の改修工事費でございます。5項保健体育費、支出済額6,080万3,762円、前年比1,607万492円の増でございます。八幡山テニスコート用地購入による増でございます。6項給食センター費、支出済額7,033万3,164円、前年比597万8,090円の減でございます。備品購入費の減によるものでございます。

11款の災害復旧費、1項の公共土木施設災害復旧費、2項の農林水産業施設災害復旧費、それぞれ支出額はゼロでございます。

12款1項公債費、予算現額4億1,580万2,000円、支出済額4億1,578万4,580円、前年比3,681万6,927円の増でございます。22年度よりまちづくり交付金等の元利償還が始まったためでございます。ちなみに、町債の年度末現在は51億9,093万488円でございます。

13款諸支出金、予算現額3万8,000円、支出済額3万7,000円、1項諸支出金、予算現額1,000円、支出はありません。2項土地開発基金費、支出済額3万7,000円、基金利子の積み立てでございます。

14款1項の予備費、予算現額4,000円、支出済額はゼロでございます。

歳入歳出合計、予算現額60億6,348万8,000円、前年比7億5,808万8,000円の減、支出済額56億9,763万7,401円、前年比5億3,954万1,280円の減でございます。翌年度繰越額4,873万7,000円、不用額につきましては3億1,711万3,599円、前年比6,606万5,720円の減でございます。

歳入歳出差引残額は4億6,416万5,330円で、前年比3億3,158万3,838円の増でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） 決算審査のご報告を申し上げます。

平成22年度吉岡町一般会計歳入歳出決算につきまして、平成23年8月11日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに関係諸伝票、書類等により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（近藤 保君） ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） 何点がお伺いしたいと思います。

まず歳入について、予算額、調定額を含めて収入済額との差が大きいもの、少し過大見積もりがあったのではないかという点。それと、収入未済額1億7,685万2,948円。毎年言われることなんでしょうけれども、この不納欠損額を含めて収入未済額の回収方法。歳入では。歳出にあっては、不用額は3億1,711万3,599円。当初の目的を達成されたのか、情勢の変化なのか、事業を縮小したのか、または見直したのか、未実施だったのか、この辺、事業の実施時期を失ってしまったのか、不用額がこう残ったわけです。最小の経費で最大の事業効果を起こすのがいいんでしょうけれども、この2点について大きくお伺いしたいと思います。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 齋木議員のご質問にお答えいたします。

歳入のことについては、未収金額が多いということで、町税の関係だとかというこ

とでお話ししたいと思います。それにつきまして、徴収についてはいろいろ対策等を行っているわけでございます。その中で、景気等の低迷、雇用不安、社会情勢の悪化などで滞納者等もふえているのが現状だと考えております。それで、対策といたしましては、なるべく現年度は早期に納入をしていただき、また過年度について重きを置いた中で徴収を行っております。徴収につきましては徴収職員2名及び徴収専門ということで嘱託の専門員で1名、また臨時職員ということで2名の体制で徴収等を行っております。専門徴収員につきましては土日、夜等の徴収も行っております。また、徴収員2名につきましては差し押さえ等、また訪問徴収等の徴収についての調査業務を主に行っております。また、管理職につきましては11月、12月におきまして班編成をいたした中で徴収について回っております。そういう中におきまして不納欠損等も出てくることになっております。不納欠損額につきましては、そういう徴収を行っている中においても不納欠損ということで合計で78人、会社等も含めた中でございますが、22年度におきましては566万6,649円ということで不納欠損を行っております。欠損につきましては地方税法15条の7の4項の納税義務者の消滅、執行停止後3年を経過したもの、財産等差し押さえするものがないということでの15条の7の5項の即時欠損、また、地方税法18条等での時効等で不納欠損としております。不納欠損等の中で大きいものといましては、会社が倒産したりだとかということで200万円等の不納欠損を行っております。

また、不用額の関係でございますが、予算等を見積もる中で査定等を行った中で予算を組んでいるわけでございますが、不用額が多いということのご指摘でございますが、それにつきましては経費の節減及び委託料なり工事等につきましての入札残、また福祉関係の事業について制度の変更等があった中でのある程度余裕を持った見積もり等をしております。そういった中で不用額が出てしまうということで、前年度に比べますと若干減っていると思われませんが、見た中では多いということでございます。予算等につきましては、当初予算につきましては10月の中旬ぐらいから見積もり等をしてもらった中でヒアリング、町長査定ということで行っております。議員指摘の過大な見積もりがあるんじゃないかということでございますが、精査をした中での予算編成をしたつもりでございます。また、そういう指摘もございますので、そういう面につきまして精査も細かくやっていきたいと考えております。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） もう1点、地方交付税についてお伺いしたいと思います。国も厳しいので、今回は前年より交付税は12億1,188万8,000円とふえているわけなんですけれ

ども、今後、この震災の影響もあるでしょうし、国からの交付税の見通しについてありましたらお願いいたします。このまま高額な交付税をもらえるのかどうか、その点について、見通しで結構ですから。

議長（近藤 保君） 財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 齋木議員のご質問にお答えいたします。

予算書の資料の391ページ、成果資料でございますが、地方交付税ということで、平成17年から22年までということで棒グラフ等で載せてあります。地方税につきましては国勢調査等の人口をもとにいたしまして、いろいろな項目につきまして指数があります。そういったものの中で国の方で査定をして交付税を決めておるわけでございます。このグラフでいいますと平成17年度が一番交付税が多かったということで、18、19と減りまして、22年度につきましては特別交付税も混ぜますと12億ほどになっております。また、23年度につきましては国勢調査等の暫定的な数字も使っております。震災等もありますが、国としても前年度並みぐらいを確保ということで、数年そういう話で言っております。また、交付税と臨時財政対策債ということで、町村で起債をして、その元利につきましては交付税措置をされるということで国の方でやっておるわけでございます。見通しといたしましては、微増か横ばいということで考えております。そういった中で自主財源の確保も重要となってくるわけでございますので、町税の徴収等に努力したいと考えております

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

馬場議員。

〔8番 馬場周二君発言〕

8番（馬場周二君） 単純なことでちょっとお伺いしたいと思います。町債についてお伺いします。22年度は1億1,560万ほど少なくなったんですけれども、これについて、22年度はそういうことだったんですけれども、その前についてはどういうふうだったのか。これについてだんだんふえてくるのか、少なくなるのか、その辺の見解をお願いしたいと思います。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 馬場議員のご質問であります。町債の償還の関係だと思います。町債につきましては、通常建設等で借りるものもありますし、先ほども申したわけでございますが、交付税みたいな形で臨時財政対策債というものもございまして、それで、通常の町債といたしましては横ばい傾向でございまして、臨時財政対策債ということで借りているもの

につきましては右肩上がりでふえている状態でございます。それで、償還につきましては26年度にピークを迎えてだんだん減少傾向ということでございますが、また今年度に臨時財政対策債ということで借りる予定でございますので、そういうものを含めると若干、26年度がピークでございますが、23年度の状態だとそういうことでございますが、そういうことを含めるとその辺ははっきり言えないということもございます。今年度でいえば26年度がピークでだんだん減っていくということでございます。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第41号は、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は予算決算特別委員会に付託します。

ここで、昼食休憩とします。

再開は午後1時とします。

午前11時54分休憩

午後 1時00分再開

議長（近藤 保君） 昼食休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第14 議案第42号 平成22年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第14、議案第42号 平成22年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第42号 平成22年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度吉岡町学校給食事業特別会計

歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 大塚会計課長。

〔会計課長 大塚茂樹君発言〕

会計課長（大塚茂樹君） それでは、決算書の163ページをお願いいたします。

議案第42号 平成22年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

165ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額9,629万2,066円、歳出総額9,607万2,633円、歳入歳出差引額、実質収支額同額の21万9,433円でございます。

次の166ページ、167ページをお願いいたします。

平成22年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入について説明申し上げます。

1款1項給食費納入金、予算現額9,508万4,000円、調定額8,716万7,870円、収入済額8,688万5,140円、前年比661万170円の減でございます。これは、3月に食中毒及び地震により給食が提供できず、給食費徴収がなかったための減でございます。収入未済額28万2,730円、前年比16万3,730円の減でございます。

2款1項繰入金、予算現額537万2,000円、調定額、収入済額同額の897万1,000円、前年比367万9,250円の増でございます。これも、3月に食中毒及び地震により給食が提供できず給食費に不足が生じたため、町から360万円を繰り入れたものでございます。

3款1項繰越金、予算現額10万円、調定額、収入済額同額の10万961円、前年比25万379円の減でございます。

4款諸収入1項雑入、予算現額33万4,000円、調定額、収入済額同額の33万4,965円、前年比1万9,599円の増でございます。消費税還付金の増によるものでございます。

歳入合計、予算現額1億89万円、前年比118万9,000円の増、調定額9,657万4,796円、前年比332万5,430円の減、収入済額9,629万2,066円、前年比316万1,700円の減、収入未済額28万2,730円、前年比16万3,730円の減でございます。

次の168ページ、169ページをお願いいたします。

歳出、1款1項学校給食費、予算現額、歳入合計と同額でございます。1億89万円、前年比118万9,000円の増、支出済額9,607万2,633円、前年比328万172円の減でございます。不用額481万7,367円でございます。

歳入歳出差引額21万9,433円、前年比11万8,472円の増でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告申し上げます。

平成22年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成23年8月12日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された学校給食事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに関係諸伝票、書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（近藤 保君） ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第42号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第15 議案第43号 平成22年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第15、議案第43号 平成22年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第43号 平成22年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（近藤 保君） 大塚会計課長。

〔会計課長 大塚茂樹君発言〕

会計課長（大塚茂樹君） それでは、決算書の179ページをお願いいたします。

議案第43号 平成22年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

次の181ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額3億2,228万1,736円、歳出総額3億2,198万1,736円、歳入歳出差引額、実質収支額同額の30万円でございます。

次の182、183ページをお願いいたします。

平成22年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入について説明申し上げます。

1款分担金及び負担金1項負担金、予算現額2,027万6,000円、調定額2,775万1,342円、収入済額2,153万9,932円、前年比1,417万1,036円の増でございます。これは受益者負担金の増でございます。収入未済額621万1,410円、前年比75万4,080円の増でございます。

2款使用料及び手数料1項使用料、予算現額1億12万4,000円、調定額1億853万4,694円、収入済額1億303万6,461円、前年比131万3,687円の増でございます。収入未済額549万8,233円、前年比6万4,661円の減でございます。

3款国庫支出金1項国庫補助金、予算現額、調定額、収入済額同額の410万円、前年比5,210万円の減でございます。

4款県支出金1項県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ円でございます。前年比190万円減でございます。

5款繰入金1項繰入金、予算現額1億8,423万5,000円、調定額、収入済額同額の1億7,684万3,628円、前年比2,760万1,508円の減でございます。

6款繰越金1項繰越金、予算現額21万1,000円、調定額、収入済額同額の21万1,600円、前年比31万2,777円の減でございます。

7款諸収入1項延滞金加算金過料、予算現額2,000円、調定額、収入済額同額のゼロ円、前年比1万円の減でございます。2項雑入、予算現額344万8,000円、調定額、収入済額同額の355万115円、前年比256万4,347円の減でございます。

8款町債1項町債、予算現額1,790万円、調定額、収入済額同額の1,300万円、前年比3億2,460万円の減でございます。

歳入合計、予算現額3億3,029万7,000円、前年比4億89万5,000円の減、調定額3億3,399万1,379円、前年比3億9,291万4,490円の減、収入済額3億2,228万1,736円、前年比3億9,360万3,909円の減、収入未済額1,170万9,643円、前年比68万9,419円の増でございます。

続きまして、184ページ、185ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項下水道費、予算現額1億784万8,000円、支出済額9,973万6,677円、前年比1億7,497万7,401円の減でございます。これは工事費の減でございます。

2款1項公債費、予算現額2億2,224万9,000円、支出済額2億2,224万5,059円、前年比2億1,871万4,908円の減でございます。これは、償還金元金、利子の減でございます。予備費につきましては、予算現額20万円、支出済額ゼロ円でございます。

歳出合計につきましては、予算現額3億3,029万7,000円、前年比4億89万5,000円の減、支出済額3億2,198万1,736円、前年比3億9,369万2,309円の減となっております。不用額につきましては831万5,264円、前年比720万2,691円の減でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告申し上げます。

平成22年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成23年8

月12日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに関係諸伝票、書類等により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（近藤 保君） ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 一つほど聞きたいと思うんですけれども、分担金及び負担金、また使用料及び手数料の収入未済額が1,170万9,643円になっております。また、前年度に対して68万9,414円ほど伸びておりますけれども、この徴収方法はどうなっているのか。また、どのような対策を立てているのか聞きたいと思います。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） 南雲議員の質問にお答えいたします。

収入未済額の増につきましては、この年度で一部公共下水のエリアを広げまして、南南下八幡地区と大久保大下地区のエリアを広げたために分担金が発生しまして、その徴収分ということで今現在徴収の方を行っておりますけれども、その分のまだ全額が入っていないということで増額になっております。それで、随時徴収の方につきましては努力しております。

以上です。（「わかりました」の声あり）

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第43号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は産業建設常任委員会に付託します。

日程第16 議案第44号 平成22年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第16、議案第44号 平成22年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第44号 平成22年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 大塚会計課長。

〔会計課長 大塚茂樹君発言〕

会計課長（大塚茂樹君） それでは、決算書の201ページをお願いいたします。

議案第44号 平成22年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

次の203ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額18億8,542万929円、歳出総額18億1,676万545円、歳入歳出差引額、実質収支額同額の6,866万385円でございます。

次の204ページ、205ページをお願いいたします。

平成22年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入について説明申し上げます。

1款1項国民健康保険税、予算現額5億5,100万6,000円、調定額7億8,404万3,682円、収入済額5億8,122万6,599円、前年比4,715万9,788円の増でございます。これは、受益者負担金の増額でございます。一般被保険者分は増額になっておりますが、退職保険者分については減額で、一般保険者、退職保険者総額では増額でございます。不納欠損額463万3,600円、収入未済額1億9,818万3,483円でございます。

続きまして、2款1項一部負担金、予算現額2,000円、収入済額はゼロ円でございます。

ます。

3款1項手数料、予算現額35万円、調定額、収入済額同額の32万5,784円、前年比1万7,238円の増。これは、督促手数料でございます。

4款国庫支出金、予算現額4億653万2,000円、調定額、収入済額同額の4億4,374万6,288円、前年比2,506万9,644円の減でございます。1項の国庫負担金、収入済額3億8,250万1,518円、前年比466万2,510円の増となっております。後期高齢者医療費支援金負担金現年分及び療養給付費負担金過年度分が減になりましたが、療養給付費負担金現年度分の増により増額となっております。続きまして、2項国庫補助金、収入済額6,124万4,770円、前年比2,973万2,154円の減でございます。普通調整交付金の減でございます。

5款1項療養給付費交付金、予算現額6,452万円、調定額、収入済額同額の5,914万3,000円、前年比852万216円の減。給付費の現年度分、過年度分とも減額となっております。

続きまして、6款1項前期高齢者交付金、予算現額3億963万3,000円、調定額、収入済額同額の3億963万2,666円、前年比2,224万4,890円の減でございます。

続きまして、7款県支出金、予算現額8,020万2,000円、調定額、収入済額同額の9,570万9,024円、前年比879万3,431円の増となっております。1項の県負担金、収入済額1,059万6,024円、前年比48万7,431円の増でございます。2項の県補助金、収入済額8,511万3,000円、前年比830万6,000円の増。これは、県財政調整安定化交付金は減でしたが、県財政調整支援金の増額により増となっております。

続きまして、8款1項共同事業交付金、予算現額2億2,811万1,000円、調定額、収入済額同額の2億2,842万1,022円、前年比1,192万5,852円の増。高額医療費共同事業交付金の増でございます。

9款1項財産運用収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額同額の8,438円。これは国保基金利子でございます。

10款1項他会計繰入金、予算現額1億7,687万7,000円、調定額、収入済額同額の9,032万250円、前年比1,475万2,436円の増でございます。これは、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分並びに保険者支援分の増であります。2項基金繰入金については、収入済額ゼロでございます。

11款1項繰越金、予算現額7,239万2,000円、調定額、収入済額同額の7,239万917円、前年比1,238万1,388円の増でございます。

12款諸収入、予算現額375万5,000円、調定額、収入済額同額の449万6,941円、前年比80万2,589円の増でございます。1項延滞金及び過料、収入済額91万1,400円、前年比65万3,398円の増でございます。2項の預金利子については、収入済額ゼロ円でございます。4項雑入、収入済額358万5,541円、前年比14万9,191円の増でございます。これにつきましては、交通事故第三者納付金でございます。

歳入合計、予算現額18億9,338万2,000円、前年比362万1,000円の増、調定額20億8,823万8,012円、前年比4,817万858円の増、収入済額18億8,542万929円、前年比4,000万3,286円の増、不納欠損額463万3,600円、前年比530万3,529円の減、収入未済額1億9,818万3,483円、前年比1,347万1,101円の増でございます。

次の206、207ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、予算現額1,355万5,000円、支出済額1,116万7,944円、前年比189万6,992円の増でございます。1項総務管理費、支出済額1,020万9,223円、前年比212万76円の増でございます。これは、電算委託料の増でございます。2項徴税費、支出済額76万1,051円、前年比17万3,027円の減でございます。役務費の減によるものでございます。3項の運営協議会費、支出済額2万8,620円、前年比3万9,020円の減でございます。4項趣旨普及費、支出済額16万9,050円、前年比1万1,037円の減でございます。

2款保険給付費、予算現額12億8,760万7,000円、支出済額12億3,722万4,024円、前年比6,552万9,568円の増でございます。1項療養諸費、支出済額10億9,943万2,822円、前年比5,106万7,072円の増でございます。これは、1人当たりの医療費単価の増でございます。2項高額療養費、支出済額1億2,863万7,212円、前年比1,551万396円の増でございます。このことにつきましても、1人当たりの医療費単価の増でございます。3項の移送費、支出済額ゼロ円でございます。4項出産育児諸費、支出済額795万3,990円、前年比114万7,900円の減でございます。支給者の減によるものでございます。5項葬祭費、支出済額120万円、前年比10万円の増でございます。支給者の増によるものでございます。

続きまして、3款1項後期高齢者支援金等、予算現額1億7,782万6,000円、支出済額1億7,779万8,008円、前年比5,320万260円の減。これは、前々年度精算に伴う減でございます。

続きまして、4款1項前期高齢者納付金等、予算現額33万8,000円、支出済額32万8,197円、前年度比32万8,622円の減でございます。

続きまして、5款1項老人保健拠出金、予算現額371万5,000円、支出済額371万1,608円、前年比1,369万1,918円の減。これは、老人保健制度の終了に伴う給付の精算による減でございます。

続きまして、6款1項介護納付金、予算現額1億15万円、支出済額1億14万7,746円、前年比725万6,286円の増。これも、前々年度精算に伴う増でございます。

続きまして、7款共同事業拠出金、予算現額2億1,219万5,000円、支出済額2億1,218万9,393円、前年比681万5,623円の増でございます。

続きまして、8款保健事業費、予算現額2,276万1,000円、支出済額1,509万4,025円、前年比74万6,681円の増でございます。1項特定健康診査等事業費、支出済額1,105万5,819円、前年比16万3,547円の増でございます。2項保健事業費、支出済額403万8,206円、前年比58万3,134円の増でございます。

続きまして、9款1項積立金、予算現額4,296万2,000円、支出済額4,296万2,000円、前年比1,296万6,828円の増でございます。これも前々年度精算に伴う増でございます。

続きまして、10款1項公債費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円でございます。

11款諸支出金、予算現額1,669万2,992円、支出済額1,613万7,599円、前年比1,575万2,640円の増でございます。1項償還金及び還付加算金、支出済額1,602万4,383円、前年比1,577万9,895円の増。これも前々年度精算に伴う療養給付費償還金、国庫支出金償還金の増によるものでございます。2項指定公費負担医療費立替金、支出済額11万3,216円でございます。

続きまして、12款1項予備費、予算現額1,557万9,008円、支出済額ゼロ円でございます。

歳出合計につきましては、予算現額18億9,338万2,000円、前年比3,621万円の増、支出済額18億1,676万544円、前年比4,373万3,818円の増でございます。不用額につきましては7,662万1,456円、前年比752万3,818円の減でございます。

歳入歳出差引残額につきましては6,866万385円、前年比373万532円の減でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告申し上げます。

平成22年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成23年8月12日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに関係諸伝票、書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（近藤 保君） ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第44号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第45号 平成22年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第17、議案第45号 平成22年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第45号 平成22年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につい

での提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認
定くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 大塚会計課長。

〔会計課長 大塚茂樹君発言〕

会計課長（大塚茂樹君） それでは、決算書の237ページをお願いいたします。

議案第45号 平成22年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

次の239ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額1億4,222万201円、歳出総額1億4,217万201円、歳入歳出差引額、実質収支額同額の10万円でございます。ただ、前年度、小倉地区集落排水工事の終了に伴いまして、22年度決算においては歳入歳出8,719万8,136円の減がございます。

次の240、241ページをお願いいたします。

平成22年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入について説明を申し上げます。

1款1項分担金負担金、予算現額、調定額、収入済額同額の348万円、前年比133万2,000円の減でございます。

2款1項使用料、予算現額2,610万8,000円、調定額2,719万5,095円、収入済額2,660万9,935円、前年比131万8,821円の増でございます。収入未済額58万5,160円、前年比6万1,205円の増でございます。

5款1項繰入金、予算現額1億1,412万7,000円、調定額、収入済額同額の1億1,199万4,393円、前年比3,417万7,155円の増でございます。この増につきましては、高崎渋川バイパス工事補償費と事業委託料還付金による増でございます。

6款1項繰越金、予算現額、調定額、収入済額同額の10万円でございます。

7款1項諸収入、予算現額8万1,000円、調定額、収入済額同額の8万5,873円、前年比1,501万7,012円の減で、これは補償費、還付金の減でございます。

歳入合計、予算現額1億4,389万6,000円、前年比9,369万9,000円の減、調定額1億4,285万5,361円、前年比8,706万6,931円の減、収入済額1億4,227万201円、前年比8,719万8,136円の減、収入未済額5

8万5,160円、前年比6万1,205円の増でございます。

続きまして、242、243ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項農業集落排水事業費、予算現額6,706万7,000円、支出済額6,544万1,354円、前年比8,646万4,420円の減。これは、主なものとして建設工事費の減、処理施設運転管理費委託料、高崎渋川バイパス工事に伴う管路敷設がえ補償工事の増でございます。

2款1項公債費、予算現額7,672万9,000円、支出済額7,672万8,847円、前年比73万3,716円の減でございます。

3款予備費につきましては、予算現額10万円、支出済額はゼロ円でございます。

歳出合計につきましては、予算現額1億4,389万6,000円、前年比9,369万9,000円の減、支出済額1億4,217万201円、前年比8,719万8,136円の減でございます。不用額につきましては172万5,799円、前年比650万864円の減でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告申し上げます。

平成22年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成23年8月12日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに関係諸伝票、書類等により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（近藤 保君） ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第46号 平成22年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第18、議案第46号 平成22年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第46号 平成22年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 大塚会計課長。

〔会計課長 大塚茂樹君発言〕

会計課長（大塚茂樹君） それでは、決算書の255ページをお願いいたします。

議案第46号 平成22年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

次の257ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入歳出総額同額の802万6,641円でございます。

次の258、259ページをお願いいたします。

平成22年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算書、歳入について説明申し上げます。

1款1項貸付事業収入、予算現額730万7,000円、調定額1億4,979万5,

529円、収入済額725万8,641円、前年比239万7,987円の増でございます。繰上償還に伴う増でございます。収入未済額1億4,253万6,888円、前年比221万2,736円の減でございます。

2款県支出金1項県補助金、予算現額、調定額、収入済額同額の76万8,000円、前年比29万1,000円の減でございます。

前年度ございました繰入金については、22年度はございませんでした。

歳入合計、予算現額807万5,000円、前年比84万6,000円の増、調定額1億5,056万3,529円、前年比139万6,481円の減、収入済額802万6,641円、前年比81万6,255円の増、収入未済額1億4,253万6,888円、前年比221万2,736円の減でございます。

続きまして、260、261ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費、予算現額12万8,000円、支出済額12万1,218円、前年比1万6,638円の減でございます。

2款1項公債費、予算現額632万9,000円、支出済額632万7,846円、前年比77万7,960円の減でございます。

3款予備費につきましては、予算現額1,000円、支出済額はゼロ円でございます。

4款諸支出金1項繰出金、予算現額161万7,000円、支出済額157万7,577円。繰り上げ償還に伴う一般会計への繰出金でございます。

歳出合計につきましては、予算現額807万5,000円、前年比84万6,000円の増、支出済額802万6,641円、前年比81万6,255円の増でございます。

歳入歳出差引残額ゼロ円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告申し上げます。

平成22年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入歳出決算につきまして、平成23年8月12日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに関係

諸伝票、書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（近藤 保君） ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小池議員。

〔 10 番 小池春雄君発言 〕

10 番（小池春雄君） それでは何点が質問いたします。

まず第1点目でありますけれども、この22年度は大口の、一括しての大きな支払いがあったということで数字的には、成績はちょっとこの年度はよかったんですけども、監査意見の中でも指摘されておりますけれども、収入未済が1億4,253万という大変大きな額になっております。貸し付けの前半の方に問題が多くて、後半の方の貸し付けについては順調に入っているんだという話でございますけれども、町の予想としまして、このままそういう形で入ってきてこげつくであろうというふうに予想される額というのはどのくらいあるのかというのが1点であります。

それから、もう1点が、これは今までも何回も質問はしているわけでありましてけれども、これは住宅貸付金ですけれども、住宅であったり、また土地であったりしていますよね。そうするとその中で、一般的には土地なんかで借るとそれが抵当に入っていますけれども、その辺は実際にどういうふうになっているのかということもお伺いしたいと思います。仮に、それを処分しろということじゃないんですけども、その抵当に入っているということで、実際にそれがこげつくであろうと予想される部分と、抵当に入っているという形でそれを行使した場合に差額というのはどのくらいになるのか。結果的に、町はそれを不納欠損にするつもりはないという話なんですけれども、いろいろな手段を講じるんでしょうけれども、でも実態があってないようなものもありますし、実態のあるものもある。そうすると、問題を先送りするばかりがいいんじゃないかと、どこかでやはり何らかの方法、手段を考えて、また、そのことを債務者がどこまで承知しているかということがあるわけですから。そういうふうに思うと、打てる手はまだあるんだと思うんです。そういう中で、打つ手が十分に打っているのかということも含めましてお尋ねしたいと思います。

議長（近藤 保君） 2問について、吉澤町民生活課長、お願いします。

〔 町民生活課長 吉澤健二君発言 〕

町民生活課長（吉澤健二君） 小池議員の質問にお答えさせていただきます。

質問内容につきましては2点あったと思うんですが、収入未済額が1億4,250万強

あるということで、こげつく額について予想がついたらということでありまして、一応事務局の方といたしましては、今、最終的な契約等に基づいたものを洗い出して、できる限り償還をしていただくというような形で鋭意努力をしているところでありまして、事務局といたしてもこげつく額という予想がなかなかちょっとつけづらいというような状況でありますので、この辺につきましてはできる限り個別に整理事務処理をさせていただきながら償還していただけるような形で努めていきたいという意向を述べさせていただいて回答とさせていただきます。

それから、不納欠損額の関係なんですけど、本町では昭和52年から53年からこの貸付事業を行っているんですけど、本町における抵当権の設定が平成7年ということで、ほとんどその前に貸し付けたものであって、なかなかこの抵当権の設定が有効になっていないというような実態であります。これにつきましても、先ほどのこげつく額の部分と同様なんですけど、今現在職員の方でそれぞれ近日中には、県外の方もおられるんですけど、直接伺った中で償還に向けた働きかけをさせていただいて努力をしていくということで、回答にならないかわからないんですけど、そういうことで努めさせていただくことを報告しまして回答とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。（「議長、まだ答えていません」の声あり）じゃあちょっと待ってください。（「どうぞどうぞ」の声あり）いいですよ。（「いいですよ、どうぞ先に」「すみません」の声あり）

〔代表監査委員 羽鳥善保君発言〕

代表監査委員（羽鳥善保君） 監査委員として一言、この件についてちょっと考えを述べさせていただきます。

前年度、最後のときに、住宅貸付資金については監査してご報告申し上げました。そのときのこともあって、今、小池議員から最初の方はという発言と、後の方はということだと思います。それは事実なんです。私もこの件につきましてもどうなっているんだという形で役場の担当の人にもときどき話しかけてはいるんですけども、俗人的にというか、どのうちがそうなんだというふうに断定して、役場でもってどういうふうな対応をしているのかというのをそのうちまで行って調べることはちょっとやはりできません。役場の方でそれなりに対応して返してもらえる状態ならば返していただくと。最初のころの、古い時代の、この制度が始まったときの状況ははっきりわかりませんので、後になってからその抵当権ですか、一番最初のころは抵当権を設定していなかったという話を聞きました。抵当権を設定したところからは大体返納がスムーズに行われているのかなというふうに思っております。だからなぜ最初のころ抵当権を設定しなかったのか、そういった細かいことまでもちょっと今わかりませんので、役場でやってくれるのだからそれを何しろ返済

してもらうように頼むよと。返済がないというと結局一般会計から出して返済しているわけですので、大げさに言うと個人のための借金を町民全体が払っているというふうな形にもなりますので、役場の人に誠心誠意努力していただいて回収できるようにやっていただくということしか今の時点ではありません。それで、この金額は何年か前のときに小池議員から話がありました。不納処理したらどうかということで。でもこれを不納処理をしちゃいますと、払わなかった人のお金がそのまま消えちゃうわけですよ。ですからこの制度がある限りは、やはり未収金として残しておくべきだろうと監査委員としては思います。これは国で制度をつくったものですから、最終的にどういう形になるかわかりませんけれども、国にもある程度の責任はあるんじゃないかなというふうな形も思っておりますので、そういう程度のことので一応今、監査委員はこの問題については対処しているということをお話ししておきます。よろしく願いいたします。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

小池議員。

〔 10 番 小池春雄君発言〕

10 番（小池春雄君） ありがとうございます。

私は、町が十分にそれにやる気で取りかかるのであればそれは当然回収すべきなんですけれども、やる気がないようであれば不納欠損にした方がいいという考えなんですよ。というのは、前にも指摘をさせてもらいましたけれども、やはり担当の課長が変わったりするせいかわかりませんが、私はこの問題を前から提起しています。実際にはとれそうな額はどのくらいあるのかと。でももうその実態がなかったり、もうあやふやになってしまって手もつけようがないというのがありますよね、実質どうなっちゃっているのかわからないというのは、でもまたそこに人が住んで、またいわゆる相続をして、また人が住んでいるのであれば、それは当然そこには返済する義務というのは生じてきますから。その実態がどうなっているかというのを前から質問しているんですけども、まだそれがわからないという。まだわからないんですよ。実際に回収ができるのかできないのかという部分ですよ。少なくとも、先ほどの回答というのは私は回答にはなっていないと思うんです。私は初めての質問じゃないんですよ。見て客観的にこれはもうみんなどうにかでも、どうにかなるとかじゃなく必ずそこに土地はあります。建物もありますよ。でもそれをだれかに売っちゃってどこかにいなくなっちゃったという場合はこれはもう無理でしょうけれども。そうじゃなくてその当時からそこに土地もあり人が住んでいるということであれば、私は可能性はあるんだと思うんです。だからそういうものをちゃんとまずは町は精査をする中で、そうするとそれを今の評価額に当てはめればどのくらいかなというのもわかると思うんです。まずその実態を明らかにする中で、それとあとはいわゆる回収ですよ。

回収のための手だてをどうとっていくかと。私は今、監査委員が言ったことは大事なことだと思うんです。そこところで、国も無責任なんですけれども、今までは足りないところを国が出していたんですけれども、途中で事業が終わりましてということで、それで終わりにしちゃった。県は幾らかずつ出しているんですけれども、その穴埋めを、結果的には町民全体の財布の中からそこに出していると。個人のためにみんなが出している。それはやはり形として、いい形じゃありませんから、そこをしっかりとしなくちゃならない。私はそこは全く同じ考えなんですけれども。なかなか、額も大きいですから、しっかりとしたアクションを起こしていかないと、私はまた来年も同じようなことを質問しなきゃならないと思うんです。でも、少なくともこのことがこういう努力の結果ここまで前進しましたというような努力はしていただきたいと思うんです。これは最終的な決断、判断、指導というのは町長のところに行くかと思うんですけれども、この点について町長に決意をお伺いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 私の方からお答えします。

これはもう事業が終わっているという中でこうしてお金をいただくだけの事業ということで長年やってきておるんですけれども、先ほどから課長、また監査委員の方から申されたとおり、この事業がある限りは続けていかななくてはならないというようにも思っております。小池議員言うように古い人から新しい人までであろうかと思っておりますけれども、新しい人には保証人だとかいろいろな面でもついているというような話も聞いております。そういったことで、この事業はこれで終わりだというようなことはできないんだなと思っております。だがしかし、違う一般会計あるいは違う町民税、国保税とかいろいろなものについては不納欠損というような形をとらせていただいておりますけれども、こういった形の中においても差し押さえだとかいろいろなところでやっていってどうもとれないと、いただけないということであった場合は不納欠損になってくるんですけれども、この貸付事業においてはそういった形も余りとれないなと私は思っております。その人が遠くの方に行っちゃって、もう死んじゃっていないとか何とかということもよく精査しながら、この事業の中でそういった人が何人いるんだとかそういうことをはっきりとさせるのも、今、小池議員が言うように大事なことではないかなと思っておりますので、そちらの方は精査させるように努力をしたいと思っております。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 15番、南雲です。

ただいまの問題について、本当に長くこの未収金が出ているわけですが、ただ、吉岡の問題だけではないんじゃないかなというように思っています。それはやはり国の制度上、貸し付けを行った事業でありますので、ほかの町村がどのような対応をとっているのか、それも一つの勉強方法じゃないかなというふうに思っておるわけですが、やはり私が世話になってきている中でも毎年毎年同じことを繰り返して、金額1億4,000万円がいつになっても減っていかないというような状況でありますので、やはり吉岡だけの問題ではないんじゃないかなというようにも考えていますので、長年これからも引き継いでいくのも大切かもしれないけれども、他の町村がどんな対応をしているのか、それも一つの勉強じゃないかなと思います。他の町村の状況を聞くことも必要かと思うんですが、その点について町長なり課長の意見を聞きたいと思います。よろしく願いします。

議長（近藤 保君） 吉澤町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） 南雲議員の質問にお答えさせていただきます。

今現在、県内でも十何町村かが同じような状態でありまして、県の住宅課が窓口ということで不納欠損等々につきまして協議会の組織がありまして、年に2回ほど研修会というような形で情報交換を含めた中で意見交換をしているということでありまして。ただし、各市町村とも同様な状況であってなかなか打開策が見出せないというのが実態であります。今後、議員おっしゃるように各市町村の情報等も収集しながら、できる限り未収金を少なくするような形で業務を行っていきたく思っております。

以上です。

議長（近藤 保君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 15番、南雲です。

今、課長から話を伺ったわけですが、一般会計、国保会計等では不納欠損として5年以上たちますと処理ができるわけですが、やはりこれは貸付事業でありますのでなかなか不納欠損処理というのは難しい問題であるかなというように思っております。先ほども話したように吉岡だけの問題ではなくて国の制度上の問題でありますので、よく協議の方をしていただいて何かの打開策を見出していきたいというふうに思います。よろしく願いします。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

山畑議員。

〔 5 番 山畑祐男君発言〕

- 5 番（山畑祐男君） 先ほど質問の中でちょっと回答があって、これは参考でお聞きしたいんですけども、この貸付事業の当初のころ抵当権設定がなかったというお話があったと思うんですけども、実際その抵当権をつけないで貸したのがこの収入未済金の中でどのくらいの割合であるのか、お教え願えればありがたいと思うんですが。

議長（近藤 保君） 吉澤町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） 山畑議員の質問のお答えさせていただきます。

今現在、大変申しわけないんですが、資料を持ち合わせておりませんので、後日資料として提出させていただくということによろしいでしょうか。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔 5 番 山畑祐男君発言〕

- 5 番（山畑祐男君） というのは、抵当権設定後については返済が意外とスムーズにしているということだと思うんですけども、貸付事業ましてやこういった不動産事業においては、抵当権を設定するのはその業界では当然の常識だというふうに昔より言われていると思うんです。それが抵当権設定がないというのは国の方針、県の方針だと思いますので、そうした中において未収金というものは、やはり先ほど南雲議員より発言があったように吉岡町政だけではなく、そういった方の協力を得ながら回収するというのも一つの方法かだと思いますので、その辺の善処はいかがかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 山畑議員にお答えいたします。

言われたとおりで、今言った抵当権を設定していないもの、そしてまたそのときの問題についても研究させていただければありがたいかなと思います。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第46号は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は総務常任委員会に付託いたします。

日程第19 議案第47号 平成22年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第19、議案第47号 平成22年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第47号 平成22年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 大塚会計課長。

〔会計課長 大塚茂樹君発言〕

会計課長（大塚茂樹君） それでは、決算書の271ページをお願いいたします。

議案第47号 平成22年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

次の273ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入歳出総額同額の1,315万5,011円でございます。

次の274、275ページをお願いいたします。

平成22年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算書。なお、この老人保健につきましては、後期高齢者医療制度が平成20年4月より実施されたため、22年度をもって本会計はなくなります。22年度は清算のための会計でございます。

それでは、歳入、1款1項支払基金交付金、2款県国庫支出金、3款県支出金については、収入済額はゼロ円でございます。

4款1項繰入金、予算現額1,327万5,000円、調定額、収入済額同額の1,314万9,395円でございます。

5款繰越金については、収入済額ゼロ円でございます。

6款諸収入1項延滞金利息及び加算金、2項預金利息については、収入済額ゼロ円でご

ございます。3項雑入、予算現額8,000円、調定額、収入済額同額の5,616円でございます。

歳入合計、予算現額1,339万2,000円、前年比235万1,000円の減、調定額、収入済額同額の1,315万5,011円、前年比236万168円の減でございます。

続きまして、276、278ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費、2款医療費1項医療諸費については、支出済額はゼロ円でございます。

3款諸支出金、予算現額1,315万1,000円、支出済額1,314万9,395円でございます。

4款1項予備費、支出済額ゼロ円でございます。

歳出合計、予算現額1,339万2,000円、前年比235万1,000円の減、支出済額1,315万5,011円、前年比236万168円の減でございます。

歳入歳出差引残額ゼロ円でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告申し上げます。

平成22年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成23年8月12日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された老人保健事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに関係諸伝票、書類等により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討をいたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（近藤 保君） ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第47号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第48号 平成22年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第20、議案第48号 平成22年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第48号 平成22年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 大塚会計課長。

〔会計課長 大塚茂樹君発言〕

会計課長（大塚茂樹君） それでは、決算書289ページをお願いいたします。

議案第48号 平成22年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

次の291ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額9億6,039万8,570円、歳出総額9億4,030万2,181円、歳入歳出差引額、実質収支額同額の2,009万6,389円でございます。このうち、介護給付費準備基金積立を945万4,647円を予定し、それ以外につきましては繰り越しをし、次年度で国と支払基金に返還する予定となっております。

次の292、293ページをお願いいたします。

平成22年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入について説明申し上げます。

1 款保険料 1 項介護保険料、予算現額 1 億 7,783 万 2,000 円、調定額 1 億 8,001 万 4,200 円、収入済額 1 億 7,787 万 4,300 円、前年比 232 万 4,400 円の増でございます。この増につきましては、被保険者の増によるものでございます。不納欠損額 47 万 7,800 円、前年比 5 万 9,400 円の増、収入未済額 166 万 2,100 円、前年比 8 万 1,700 円の減でございます。

続きまして、2 款使用料及び手数料 1 項手数料、予算現額 2 万 7,000 円、調定額、収入済額同額の 2 万 8,400 円、前年比 1 万 4,900 円の減でございます。

3 款国庫支出金、予算現額 2 億 3,765 万 9,000 円、調定額、収入済額同額の 2 億 3,663 万 9,700 円、前年比 2,449 万 9,156 円の増でございます。前年度は収入未済額 2,697 万 7,000 円がございました。1 項国庫負担金、収入済額 1 億 6,581 万 1,000 円、前年比 253 万 1,297 円の減。これは過年度分負担金の減でございます。2 項国庫補助金、収入済額 7,082 万 8,700 円、前年比 2,703 万 453 円の増でございます。これは、施設整備交付金の増額分でございます。

4 款 1 項支払基金交付金、予算現額 2 億 6,591 万円、調定額、収入済額同額の 2 億 6,590 万 8,818 円、前年比 1,042 万 1,674 円の増でございます。現年度分介護給付費交付金の増でございます。

続きまして、5 款県支出金、予算現額 1 億 3,461 万円、調定額、収入済額同額の 1 億 2,928 万 5,140 円、前年比 483 万 4,096 円の増となっております。1 項の県負担金、収入済額 1 億 2,597 万 561 円、前年比 463 万 7,929 円の増でございます。給付費負担金の増でございます。2 項の県補助金、収入済額 331 万 4,579 円、前年比 19 万 6,167 円の増でございます。

続きまして、6 款財産収入 1 項財産運用収入、予算現額 10 万 2,000 円、調定額、収入済額同額の 10 万 2,057 円。これは基金利子でございます。

7 款繰入金、予算現額 1 億 3,595 万 7,000 円、調定額、収入済額同額の 1 億 2,768 万 3,177 円、前年比 173 万 8,120 円の増でございます。1 項一般会計繰入金、予算現額 1 億 3,064 万 9,000 円、調定額、収入済額同額の 1 億 2,490 万 6,106 円、前年比 413 万 1,040 円の増。現年度分介護給付費の増でございます。2 項基金繰入金、予算現額 530 万 8,000 円、調定額、収入済額同額の 277 万 7,071 円、前年比 239 万 2,920 円の減でございます。これは保険料の軽減分でございます。

8 款 1 項繰越金、予算現額 2,287 万 7,000 円、調定額、収入済額同額の 2,287 万 6,978 円、前年比 1,916 万 8,248 円の増でございます。これは受入超

過部分の返還でございます。

9款諸収入、予算現額4,000円、調定額、収入済額、ゼロ円でございます。

歳入合計、予算現額9億7,497万8,000円、前年比4,300万1,000円の増、調定額9億6,253万8,470円、前年比3,579万894円の増、収入済額9億6,039万8,570円、前年比6,279万194円の増、不納欠損額47万7,800円、前年比5万9,400円の増、収入未済額166万2,100円、前年比2,805万8,700円の減でございます。

次の294、295ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、予算現額3,965万7,000円、支出済額3,888万8,535円、前年比2,630万8,489円の増でございます。1項総務管理費、支出済額2,720万3,257円、前年比2,574万8,698円の増でございます。これは、前年度より繰り越された交付金の増でございます。2項徴税費、支出済額77万6,428円、前年比19万6,817円の増でございます。3項の介護認定審査会費、支出済額1,041万635円、前年比17万2,619円の増でございます。4項趣旨普及費、支出済額42万8,715円、前年比12万855円の増でございます。6項介護相談員費、支出済額6万9,500円。これは新規項目でございます。

2款保険給付費、予算現額9億648万円、支出済額8億7,766万6,334円、前年比3,707万273円の増でございます。この増につきましては、認定者、利用者の増によるものでございます。1項介護サービス等諸費、支出済額8億205万578円、前年比3,707万273円の増でございます。2項介護予防サービス等諸費、支出済額3,653万254円、前年比199万166円の増でございます。3項その他諸費、支出済額118万4,132円、前年比5万2,112円の増でございます。4項高額介護サービス等費、支出済額1,143万4,748円、前年比94万1,271円の増でございます。5項高額医療合算介護サービス等費、支出済額286万1,502円、前年比282万3,423円の増でございます。6項特定入所者介護サービス等費、支出済額2,360万5,120円、前年比193万1,530円の増でございます。

続きまして、3款1項財政安定化基金拠出金、予算現額1,000円、支出済額はゼロ円でございます。

4款地域支援事業費、予算現額2,239万5,000円、支出済額1,830万5,406円、前年比67万9,090円の増でございます。1項介護予防事業費、支出済額462万14円、前年比80万4,648円の減でございます。これは利用者の減によるもので、社協と国保連合会に委託しております。2項包括的支援事業・任意事業費、支出

済額1,368万5,392円、前年比148万3,738円の増でございます。これは社協委託事業でございます。

続きまして、5款1項基金積立金、予算現額10万3,000円、支出済額10万2,057円でございます。

続きまして、6款諸支出金、予算現額534万2,000円、支出済額533万9,849円、前年比141万874円の増でございます。1項償還金及び還付金、支出済額533万9,449円、前年比169万474円。これは過大交付分の増によるものでございます。2項の繰出金、支出済額400円でございます。

続きまして、7款1項予備費、予算現額100万円、支出済額ゼロ円でございます。

歳出合計につきましては、予算現額9億7,497万8,000円、前年比4,300万1,000円の増、支出済額9億4,030万2,181円、前年比6,557万783円の増でございます。不用額につきましては3,467万5,819円、前年比440万7,217円の増でございます。

歳入歳出差引残額2,009万6,389円、前年比278万589円の減でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告申し上げます。

平成22年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成23年8月12日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された介護保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに関係諸伝票、書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（近藤 保君） ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5 番（山畑祐男君） 今の内容のとちょっと違うんですけども、これは私より事務方をお願いなんですけども、この別紙の資料につきまして、資料8、9については項目名が全部上に書いてあるんですが、10、11については書いてないところがあるので、非常に説明を聞くに当たって見づらいんです。多分これは毎年あると思いますので、次回から資料8、9のように10、11についても上にタイトルを書いていただくと非常に聞きやすいと思うんですけども。よろしくお願ひしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 会計課長。

〔会計課長 大塚茂樹君発言〕

会計課長（大塚茂樹君） そのように処理させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第48号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第21 議案第49号 平成22年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第21、議案第49号 平成22年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 申し上げます。

議案第49号 平成22年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認
定くださいますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 大塚会計課長。

〔会計課長 大塚茂樹君発言〕

会計課長（大塚茂樹君） それでは、決算書323ページをお願いいたします。

議案第49号 平成22年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて、町長の補足説明をさせていただきます。

325ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額1億2,422万868円、歳出総額1億2,227
万9,668円、歳入歳出差引額、実質収支額同額の199万1,200円でございます。

次の326、327ページをお願いいたします。

平成22年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入について説明を申し上げます。

1款1項後期高齢者医療保険料、予算現額9,066万3,000円、調定額9,06
9万6,100円、収入済額8,970万5,300円、前年比127万6,400円の
減でございます。不納欠損額4万5,100円、収入未済額94万5,700円、前年比
13万4,200円の減でございます。

続きまして、2款使用料及び手数料1項手数料、予算現額5万円、調定額、収入済額同
額の1万7,500円、前年比2万9,900円の減でございます。これは督促手数料で
ございます。

3款繰入金1項一般会計繰入金、予算現額2,928万7,000円、調定額、収入済
額同額の3,063万2,859円、前年比71万2,692円の増でございます。事務
費負担金の増でございます。2項他会計繰入金、収入済額ゼロ円でございます。

4款1項繰越金、予算現額173万2,000円、調定額、収入済額同額の173万1,
700円、前年比95万3,200円の増でございます。

5款諸収入、予算現額450万2,000円、調定額、収入済額同額の218万3,5
09円でございます。前年比14万3,010円の減でございます。1項の延滞金加算金
及び過料、収入済額ゼロ円でございます。2項償還金及び還付加算金、収入済額17万4,
200円、前年比14万9,200円の増。広域連合より還付した分でございます。3項
預金利子、収入済額ゼロ円でございます。4項受託事業収入、収入済額197万7,30
9円、前年比24万8,010円の減で、これは受診者の減によるものでございます。5
項雑入、収入済額3万2,000円、前年比4万8,000円の減でございます。

歳入合計、予算現額1億2,623万4,000円、前年比321万5,000円の減、

調定額1億2,526万1,668円、前年比12万7,482円の増、収入済額1億2,427万868円、前年比21万6,582円の増、不納欠損額4万5,100円、収入未済額94万5,700円、前年比13万4,200円の増でございます。

次の328、329ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、予算現額597万円、支出済額322万8,453円、前年比50万1,463円の減でございます。1項総務管理費、支出済額295万850円、前年比52万830円の減でございます。2項徴収費、支出済額27万7,603円、前年比1万9,367円の増でございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額1億1,988万6,000円、支出済額1億1,887万7,015円、前年比30万9,345円の増でございます。

3款諸支出金、予算現額17万8,000円、支出済額17万4,200円、前年比14万9,200円の増でございます。1項償還金及び還付加算金、支出済額17万4,200円、これは21年度の還付金でございます。2項繰出金、支出済額ゼロ円でございます。

4款予備費、支出済額ゼロ円でございます。

歳出合計につきましては、予算現額1億2,623万4,000円、前年比321万5,000円の減、支出済額1億2,227万9,668円、前年比4万2,918円の減でございます。不用額につきましては395万4,332円、前年比317万2,082円の減でございます。

歳入歳出差引残額199万1,200円、前年比25万9,500円の増でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告申し上げます。

平成22年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成23年8月12日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに関係諸伝票、書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数

的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上で一般会計と八つの特別会計について監査報告をさせていただいたわけなんですけれども、きょう皆さんのお手元に配られた諸般の報告で、5ページ目から例月出納検査報告書という形になっておりますけれども、1枚はいでいただいて、平成22年度の決算状況という欄があると思います。これは、3月末で一応会計年度は終わるわけなんですけれども、3月末の金額、それから4月末の金額、5月末の金額と入っていますけれども、4月、5月が出納整理期間ということで、3月31日までにやった仕事で、あと整理期間が2カ月間あります。この5月末の金額というのは、前のページで6月28日に例月監査したわけなんですけれども、このときの5月末の数字と今回の決算報告書の数字が合っておりますので、5月末に報告された数字と決算書の数字が同じということで間違いなかったということになります。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） 収納率について、これは20年の4月から始まって75歳以上ということで、広域連合で県内一つということなんですけれども、県内で6町村が100%納入されているわけです。吉岡の収納率は98.52%。何と県内で下から3番目、下から、悪い方でございます。この辺、広域連合となるとみんなが全県下で見えるわけなので、やはりそういう100%の町村があるわけですから、できるだけ未納のないよう努めていただきたいという要望をいたすわけなんですけれども、担当の課長なり町長なりに所見がありましたらお願いします。

議長（近藤 保君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） 齋木議員のご質問にお答えしたいと思います。

鋭意努力して徴収率を上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第49号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思

います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第50号 平成22年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議 長（近藤 保君） 日程第22、議案第50号 平成22年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第50号 平成22年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

水道事業では、水道利用のお客様に対しまして、安全安心で安定した水を供給することを第一の使命として事業活動を行っております。その結果、平成22年度決算では、経営活動に伴う収支であります収益的収入及び支出におきましては2,283万2,407円の欠損金が生じました。赤字決算でした。また、投資的費用でもあります資本的収入及び支出におきましては、資本的収入の額が資本的支出額に対して不足した額5,349万3,183円につきましては、過年度分損益勘定留保資金4,614万472円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額348万9,715円と、当年度分損益勘定留保資金386万1,996円で補てんさせていただきました。

詳細につきましては上下水道課長をして説明させますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） それでは、議案第50号 平成22年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

平成22年度決算につきましては、損益決算書により2,283万2,407円の欠損金、いわゆる赤字決算でございました。理由といたしましては、給水人口は順調に増加しておりますが、近年の節水傾向を反映して、給水人口増がそのまま使用料の増につながっていないという現状があります。また、第4次拡張事業によりまして施設を更新したこと

によります減価償却費や資産減耗費及び支払利息の増が主な欠損金の原因と考えておりません。

それでは、345ページの水道事業決算報告書(1)3条予算収益的収入及び支出につきまして説明をさせていただきます。この項目につきましては、企業経営活動に伴いまして発生しました収入と支出で、消費税を含んだ金額でございます。

収入、第1款水道事業収益、決算額3億6,461万794円、対前年度で164万1,990円の減でございます。

支出の部で、第1款水道事業費用、決算額3億8,380万9,025円、対前年度比で1,837万1,287円の増でございます。

次に、346ページの資本的収入及び支出、いわゆる4条予算と呼ばれているものでございます。この項目につきましては、企業の営業活動を円滑かつ継続的に進めるために行った施設の整備充実等に関する収支報告でございます。款のみの説明とさせていただきます。

第1款資本的収入、決算額1億3,707万円、対前年度比で1億9,354万5,000円の減でございます。

支出の部、第1款資本的支出、決算額1億9,056万2,183円、対前年度で2億4,540万5,479円の減でございます。

資本的収入が支出に対しまして不足する額5,349万2,183円は、先ほど町長が申しましたように、過年度分損益勘定留保資金から4,614万472円、また、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で348万9,715円、また、当年度分損益勘定留保資金から386万1,996円で補てんをさせていただきました。

続きまして、347ページ、損益計算書につきまして説明をさせていただきます。この計算書につきましては、1年間の経営成績を明らかにするために、その期間に得たすべての収益と、またこれに対するすべての費用を記載し、経営活動によってどれだけの効果があったかを示す計算書でございます。これにつきましては消費税抜きでございます。この計算書は、大きく営業収益費用と営業外収益費用に分かれております。

1の営業収益ですけれども、合計で3億4,504万6,155円、これから2の営業費用3億2,913万7,708円を差し引いた額、一番右になりますけれども、1,590万8,447円となっております。これが対前年度比ですと212万8,652円の減でございます。3の営業外収益、これは計で233万1,341円、これから4の営業外費用4,107万2,195円を差し引きますと、マイナスになりますけれども、3,874万854円となっております。これは対前年度で242万8,922円の増でございます。営業利益1,590万8,447円から営業外での費用3,874万854円を

差し引きました2,283万2,407円、これが経常損失となり、当年度未処理欠損金いわゆる赤字部分になります。

続きまして、348ページの剰余金計算書につきまして説明をさせていただきます。この計算書は、利益剰余金の部、その下で349ページの資本剰余金の部に分かれておりません。

利益剰余金の部から説明させていただきます。利益処分によって積み立てられました1の減債積立金の当年度末の残高でございます。1,646万7,000円、これは前年度と同額でございます。2の建設改良積立金の当年度分の合計ですけれども、これが8,782万6,180円で、前年度と比べまして3,381万1,858円の減になっております。3の欠損金につきましては、前年度未処理欠損金1,734万4,858円を建設改良積立金から処理いたしましたので、繰越欠損金年度残額はゼロでございます。当年度純損失であります2,283万2,407円につきましては、当年度未処理欠損金となります。

349ページの資本剰余金の部につきまして説明をさせていただきます。利益剰余金と異なりまして資本取引から生じる剰余金でありまして、建設または改良等のために当該水道事業で行いました過去及び現在におきまして資本金調達以外の方法で繰り入れたものでございます。

1 受贈財産評価額、この計の30万8,277円につきましては動きはありません。前年度と同額でございます。2の工事負担金、当年度末残高7億9,789万2043円、これにつきましては前年度比で1億435万2,381円の増でございます。3の国庫補助金3億8,520万8,194円、県補助金178万5,312円、一般会計補助金3億4,556万1,022円、これにつきましては前年度と同額でございます。翌年度繰越資本剰余金につきましてはの計は15億3,075万4,848円で、対前年度で比べますと1億435万2,381円の増額となっております。

続きまして、351ページの欠損金処理計算書(案)につきまして説明をさせていただきます。平成22年度の水道事業におきまして欠損が生じたために、利益剰余金勘定に対して欠損勘定を設けて処理をしたいという案でございます。当年度未処理欠損金いわゆる赤字の2,283万2,407円の処理につきましては、利益積立金以外の利益剰余金から充当して処理をしたいとする案でございます。これによりまして、翌年度に繰り越す欠損金はないということで、行いたいということでございます。

続きまして、352ページの貸借対照表について説明をさせていただきます。この貸借対照表につきましては、財政状況を明らかにするために、決算時において保有するすべての資産、負債及び資本を表示し、投入されました資本がどのような機能を発揮し適用され

ているかというのを示すものでございます。大きく資産の部、負債の部、資本の部ということに分かれております。

資産の部から説明をさせていただきます。

1の固定資産、(1)有形固定資産ですけれども、イの土地からトの量水器までの項目で、現在の価格は37億7,340万1,791円でございます。対前年度で1,990万870円の減になっております。主な原因としましては、構築物の除去費でございます。

2の流動資産について説明をさせていただきます。流動資産というのは現金及び比較的短期間に回収され、また販売されることによって現金にかえることができる資産のことを言います。(1)の現金預金につきましては3月31日現在で2億8,141万3,125円、対前年度比で6,461万9,610円の減でございます。(2)の未収金につきましては1億3,077万6,298円、対前年度で3,753万152円の増でございます。(3)の貯蔵品113万8,712円、これは対前年度で14万9,970円の減でございます。(4)前払金1,344万円でございます。流動資産の合計4億2,676万8,135円、これにつきましては対前年度で1,379万9,426円の減でございます。資産合計としまして42億16万9,926円、これは対前年度比で3,370万298円の減になっております。

続きまして、353ページ、負債の部について説明をさせていただきます。

3の流動負債についてでございます。(1)未払金3,118万531円、これは対前年度で4,496万6,047円の減でございます。(2)の前受金1億5,243万6,323円、これは対前年度で5,000万円の減でございます。(3)預り金1,154万7,574円、対前年度で3,436円の増になっております。負債合計ですけれども、1億9,516万4,428円、対前年度でしますと9,496万9,483円の減になっております。

資本の部です。説明させていただきます。

1、自己資本金7億7,595万2,183円、対前年度で3,000万円の増でございます。(2)借入資本金16億1,683万7,695円、これは対前年度で5,025万789円の減になっております。資本合計としまして23億9,278万9,877円の減でございます。5の剰余金、(1)資本剰余金でございます。これは利益剰余金とは異なりまして、資本取引から生じる剰余でありまして、建設または改良等のために企業が過去・現在において企業外部から資本調達以外の方法によって繰り入れたものでございます。(1)の資本剰余金、イの受贈財産評価額からホの一般会計補助金までの項目の計、資本剰余金合計ですけれども、15億3,075万4,848円。(2)の利益剰余金、これは利益処分によって積み立てられました減債積立金、利益積立金、任意積立金及び未

処分利益剰余金に区別されておりまして、それぞれについてその変動を記録したものでございます。イの減債積立金からハの当年度未処理欠損金までの項目で、利益剰余金の合計ですけれども、減債積立金、建設改良積立金を足した額から当年度未処理欠損金を引きます。計で8,146万773円でございます。資本合計40億500万5,498円でございます。負債資本合計で42億16万9,926円となっております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告申し上げます。

平成22年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算につきまして、平成23年8月12日、監査委員、金谷重男さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された水道事業会計の決算報告書について、予算額及び収益的収支、資本的収支並びに日計伝票、歳入歳出伝票、振替伝票により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（近藤 保君） ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第50号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は産業建設常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程のうち、平成22年度決算認定議題が終了いたしました。

羽鳥代表監査委員には、監査報告ご苦労さまでした。

ここで休憩をとります。再開を15時40分といたします。休憩します。

午後3時19分休憩

午後3時40分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第23 議案第51号 平成23年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）

議長（近藤 保君） 日程第23、議案第51号 平成23年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第51号 平成23年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を説明申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,302万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2億7,306万6,000円とするものです。

今回の補正の主な内容を申し上げますと、まず歳入では、児童手当及び子ども手当の特例交付金1,104万3,000円が減額、普通交付税が当初予算9億6,200万円に対して国の決定額は1億4,345万5,000円となったことにより1億8,145万5,000円の増額、群馬県安心子ども基金事業第一保育園建てかえ県補助金9,441万4,000円追加、寄附金・一般寄附金1,100万円増額、諸収入、高崎渋川パイパスに伴う管路移設補償費1,396万1,000円増額、臨時財政対策費1,770万円を増額などがございます。また、前年度の実質収支額は4億3,706万9,330円となったことにより、繰越金4億1,706万9,000円の増額などがございます。

今回の補正で、財政調整基金からの繰り入れは6月補正後は4億8,113万4,000円でしたが、2億3,023万5,000円を減額して2億5,089万9,000円といたします。これにより、平成23年度9月補正後の財政調整基金の残高見込額は2億3,557万7,000円となります。

次に歳出ですが、前年度の実質収支額4億3,706万9,330円の2分の1以上を財政調整基金に積み立てるため、積立金を2億853万5,000円増額いたしました。また、増額の大きなものとしては、障害者自立支援給付費過年度返納金1,190万2,000円、第一保育園建てかえ補助金1億4,162万2,000円、道の駅駐車場用地買い戻しで5,332万5,000円、道路維持費・道路維持補修工事1,000

7万7,000円、都市計画道路宮田大藪線工事2,000万円、下水道管渠移設工事負担金1,508万円などがございます

以上が主な補正内容となっておりますので、よろしくお願いたします。

詳細につきましては財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） それでは、議案第51号 平成23年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）について、町長の補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正額でございますが、ただいま町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。第2項といたしまして歳入歳出予算の補正の款項の区分でございますが、当該区分ごとの金額等によるということで、「第1表・歳入歳出予算補正」によるものがございます。つきましては、2ページから6ページまででございますが、説明につきましては補正額の款項の区分等を含めて事項別明細書で説明をさせていただきます。

第2条の地方債の変更につきましては、「第2表・地方債補正」によるということでございます。7ページをごらんいただきたいと思います。

臨時財政対策債でございますが、限度額3億4,220万円に1,770万円を増額し、3億5,990万円とするものがございます。普通交付税が決定し、臨時財政対策債発行可能額が確定いたしました。それにより補正をするものがございます。

それでは、11ページをごらんください。事項別明細書によりまして説明を申し上げます。

まず歳入でございますが、9款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金1節地方特例交付金451万8,000円を減額、児童手当及び子ども手当特例交付金1,104万3,000円を減額、減収補てん特例交付金652万5,000円を増額するものがございます。交付決定による増額でございます。

次に、10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税1節普通交付税でございますが、1億8,145万5,000円増額。普通交付税の決定によるものがございます。

次に、13款使用料及び手数料2項手数料1目総務手数料2節戸籍住民基本台帳手数料、ICカード交付手数料2万円でございます。

次に、14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金5節障害者福祉費国庫負担金、自立支援医療費329万円の減額でございます。これは対象者減による減額でございます。

次に、12ページをごらんください。

3項国庫委託金、補正額3,000円でございます。

次に、15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金5節障害者福祉費県負担金でございます。自立支援医療費164万5,000円減額でございます。対象者減による減額でございます。

次に、13ページをごらんください。

2項県補助金、補正額、合計で9,218万4,000円増額でございます。

12ページに戻っていただき、主なものといたしましては、2目民生費県補助金6節児童福祉費県補助金、群馬県安心こども基金事業県補助金9,441万4,000円、新規に追加でございます。第一保育園建てかえ県補助金でございます。地域子育て創生事業県補助金124万円増額でございます。児童虐待防止対策緊急強化事業県補助金145万1,000円増額などがございます。続きまして、4目農林水産業費県補助金1節農業振興費県補助金、戸別所得補償制度導入推進事業費110万円減額、これにつきましては制度変更による減額でございます。

13ページをごらんください。

経営体育成交付金300万円減額、交付申請の結果採択されなかったことによる減額でございます。3項県委託金の補正額25万3,000円増額でございます。

17款寄附金1項寄附金1目一般寄附金1節一般寄附金、1,100万円増額でございます。これにつきましてはふるさと納税していただいたことによる増額でございます。

14ページをごらんください。

18款繰入金2項基金繰入金、補正額合計2億3,873万9,000円減額。1目湧水対策施設維持管理基金繰入金1節で湧水対策施設維持管理基金繰入金850万4,000円減額でございます。2目財政調整基金繰入金1節財政調整基金繰入金2億3,023万5,000円減額でございます。

次に、19款繰越金1項繰越金1目繰越金1節繰越金、4億1,706万9,000円増額でございます。決算に基づき4億1,706万9,000円でございます。

次に、20款諸収入5項雑入3目雑入2節雑入、2,153万6,000円増額でございます。主なものといたしましては渋川箕郷線廃止代替バス負担金583万5,000円増額でございます。これは群馬県高崎市、渋川市、榛東村の負担金の受け入れがほぼ確定したことによるものでございます。今回、今年度は吉岡町が持ち回り幹事となって取りまとめをするための受け入れでございます。魅力あるコミュニティづくり支援事業助成金149万円増額、交付決定による増額でございます。管路移設補償費1,396万1,000円増額、高崎渋川バイパスに伴う明治用水管路移設及び湧水対策管路移設補償費、工事

変更分等補償費でございます。

15ページをごらんください。

21款町債1項町債1目総務債1節臨時財政対策債1,770万円増額、臨時財政対策債借入限度額が確定したことによる増額でございます。

次に歳出でございますが、人件費、職員手当、共済組合負担金及び退職組合負担金につきましては全款を通して人事異動等による増減でございます。

それでは、16ページをごらんください。

1款議会費1項議会費については、補正額244万2,000円の減額でございます。

次に、2款総務費1項総務管理費の合計の補正額でございますが、18ページをごらんいただきたいと思ひます。補正額2億1,701万1,000円増額でございます。

17ページに戻っていただきまして、1目一般管理費の主なものといたしましては7節臨時賃金307万円増額でございます。嘱託職員の増によるものでございます。

18ページをごらんください。

19節負担金補助及び交付金、集会施設等整備事業補助金210万円増額でございます。これは、自治会に施設等補修の2分の1補助をするものでございます。魅力あるコミュニティ助成事業補助金149万円の追加は全額県補助となっております。6目企画費19節負担金補助及び交付金、地域乗合バス負担金105万円減額、負担金から補助に振り替えたことによる減額でございます。渋川箕郷線廃止代替バス補助金674万4,000円増額、群馬県・高崎市・渋川市・榛東村・吉岡町負担分を補助金といたしましてバス会社に支払うものでございます。9目基金費25節財政調整基金へ2億853万5,000円積み立てるものでございます。

19ページをごらんください。

2項徴税費、補正額227万2,000円減額でございます。

次に、20ページをごらんください。

3項戸籍住民基本台帳費168万9,000円増額でございます。5項統計調査費2万4,000円の減額でございます。

3款民生費1項社会福祉費の補正額でございますが、21ページをごらんいただきたいと思ひますが、補正額867万8,000円増額でございます。主なものといたしましては、6目障害者福祉費20節扶助費、更生医療給付658万円減額、これは対象者減による減額でございます。23節償還金利息及び割引料、返納金1,190万2,000円増額でございます。これは精算確定したことにより、障害者自立支援給付費の国庫県費及び障害者医療費国庫及び県費の返納金でございます。

続きまして22ページをごらんください。

2 項児童福祉費の全体の補正額でございますが、1 億4,625万1,000円増額でございます。主なものといたしましては、15 節工事請負費116万円増額でございます。児童遊園施設の滑り台取りかえ及び遊具の修繕費でございます。18 節備品購入費135万円増額、児童虐待防止対策緊急強化事業による軽自動車購入でございます。3 目児童保育費19 節負担金補助及び交付金、私立保育所施設整備補助金1億4,162万2,000円追加でございます。第一保育園の建てかえ工事の補助金でございます。5 目学童保育事業費23 節償還利子及び割引料、返納金197万2,000円の増額でございます。これは過年度分の返納金でございます。

23 ページをごらんください。

4 款衛生費1 項保健衛生費、全体の補正額でございますが、368万1,000円減額でございます。

24 ページをごらんください。

4 款衛生費2 項清掃費、補正額569万5,000円減額でございます。主なものは2 目塵芥処理費13 節委託料、一般ごみ収集委託料504万円減額でございます。入札差金等による減額でございます。

6 款農林水産業費1 項農業費の補正額でございますが、6,690万円の増額でございます。主なものといたしましては3 目農業振興費13 節委託料、土地開発公社委託料133万4,000円増額、これは道の駅前駐車場用地買い取りの事務費、吉岡町土地開発公社に支払うものでございます。次に、15 節工事請負費185万7,000円増額、これは道の駅前駐車場出入口の改修工事などでございます。17 節公有財産購入費、用地買収費5,332万5,000円追加、これは道の駅前駐車場用地を土地開発公社から買い戻しする費用でございます。19 節負担金補助及び交付金、戸別所得補償対策補助金110万円減額、制度が変わったことによる減額でございます。農村応援事業101万6,000円減額、事業確定による減額でございます。経営体育成交付金300万円減額、事業の交付申請が不採択になったための減額でございます。5 目農地費15 節工事請負費、明治用水管路施設補償工事181万8,000円増額、仮設工事等の増でございます。6 目湧水対策施設維持管理費15 節工事請負費、管路施設補償工事387万7,000円増額、当初より水管橋等の部分がふえたことによる増でございます。続きまして7 目農業集落排水事業費28 節繰出金、農業集落排水事業特別会計繰出金186万2,000円増額、これは消費税及び放射能検査委託料等でございます。

26 ページをごらんください。

6 款農林水産業費2 項林業費、補正額33万6,000円増額でございます。

7 款商工費1 項商工費、補正額108万4,000円減額でございます。

8款土木費1項土木管理費、補正額32万2,000円増額でございます。

28ページをごらんください。

2項道路橋梁費の補正額でございますが、補正額1,931万4,000円増額でございます。

27ページに戻っていただきまして、主なものは2目道路維持費15節工事請負費、道路維持補修費1,007万7,000円増額、これは排水路改修、側溝改修工事、道路舗装緊急補修工事等でございます。18節備品購入費につきましては雨量計150万円の増額でございます。

28ページをごらんください。

3目道路新設改良費13節委託料、道路改良測量設計委託料580万円増額でございます。次に17節公有地財産購入費、用地買収費200万円増額でございます。

29ページをごらんいただきたいと思えます。

4項都市計画費、全体の補正額でございますが、補正額3,020万6,000円増額でございます。主なものは2目都市施設費15節工事請負費、道路新設工事2,000万円増額、都市計画道路宮田大藪線単独工事の増でございます。19節負担金補助及び交付金、下水道管渠移設工事負担金1,508万円増額、下水道関係移設工事負担金でございます。

30ページをごらんください。

9款消防費1項消防費、全体の補正額でございますが、664万9,000円増額でございます。主なものといたしましては1目非常勤消防費19節負担金補助及び交付金、市町村総合事務組合消防団員補償報償負担金291万9,000円増額、負担金改定による増額でございます。5目無線放送施設設置事業費18節備品購入費、個別受信機購入費210万円増額、在庫が少なくなったことによる追加でございます。

31ページをごらんください。

10款教育費1項教育総務費、全体の補正額426万2,000円増額でございます。

32ページをごらんください。

2項小学校費の補正額は74万7,000円増額でございます。3項中学校費の補正額は310万5,000円増額でございます。

34ページをごらんください。

4項社会教育費、全体の補正額でございますが、補正額977万5,000円減額でございます。主なものは5目文化財保護・調査費15節工事請負費、南下古墳公園修繕工事150万円の増額でございます。5項保健体育費、全体の補正額403万5,000円増額でございます。

36ページをごらんください。

6項給食センター費の補正額でございますが、補正額849万9,000円増額でございます。

戻りまして、35ページをごらんください。

主なものといたしましては1目給食センター費7節賃金、臨時職員364万5,000円増額でございます。これは食中毒対策に伴う業務量の増による臨時職員の増でございます。

37ページ以降は給与費明細書等でございます。

以上、雑駁でございますが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 第一保育園が建て直しをするということでもありますけれども、人数が何人ふえて、そして園庭は現在の広さからしてどのくらいふえることになりますか。これが1点目であります。

それから、2点目としまして、16ページからになりますけれども、一般管理費の中で特別職の給与がこれで182万8,000円ふえます。そして期末手当が77万7,000円ふえます。そして、18ページになりまして退職手当組合の方の特別職のこちらが42万2,000円ふえることになりますけれども、これで見るとどうも、これは補正で出てきましたけれども、当初予算の中でそういう考えであれば最初から見込めてここで補正する必要はなかったというふうに思うんですけれども。本来の予算というのは最大限その年度のものを見積もるといのは常識でありますけれども、どうして、今まで最初からそういう考えだったというようなことでしたけれども、そうであればこれは当初予算の中でそういうふうになるんだと、そうなんだと、3月の当初予算の中でその議論はできたんですけれども。だから、私が何を言いたいかというと、結果的に後出しじゃんけんみたいな形になっているんですけれども、予算で見るときにはこのやり方というのはどうも私はおかしいと思うんですけれども、そこについての見解を求めたいと思います。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） 小池議員の最初の質問の第一保育園の建てかえによるところの、定員の関係でよろしいでしょうか。（「定員と庭と両方ね。園庭」の声あり）園庭の広さの関

係ですか。はい。定員につきましては現在が、23年度は第一保育園は100名になりましたが、130名にする予定で現在進めております。園庭であります、この広さにつきましてはこれから開発協議並びにきちんとした設計が上がってきますので、何平米というのは今この場所では正確にお伝えできないわけですが、今現在の第一保育園の南隣の土地を取得して、そこが園庭になる予定であります。

以上であります。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 特別職の給与、手当、退職手当等の関係でございますけれども、この予算を編成したのは22年の12月ごろと推測されます。そのときに4月1日現在ということで推定されているわけですが、人事異動の関係、そしてまた特別職の関係につきましては任期以降の関係等がございますので、その時点での、4月1日時点での予定で推測をさせていただきました。その結果、先ほども申し上げましたけれども、この額が特例を廃止された以降につきましては差額が生じる部分。その分を今回補正させていただいております。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 課長、そういうふうに答えていて自己矛盾を感じませんか。今、何月の議会ですか。6月じゃないですよ、9月ですよ。本来であればだからそれは、もともとその条例がそのまま時限立法だという考えであるのであれば、それはやはり4月から、4月から新しい年度になるわけですから、そうすれば当然査定ときは町長とも相談をして決めるわけでしょう。相談しないで決めるわけじゃないでしょう。相談して決めるでしょう。そうすればその時点で、もうその3月の時点で平成23年度の予算はこうなるんだということがわかっていればそういう組み立てをするんじゃないですか。そうでしょう。それで万が一違うことが生じたというのであれば、間違いなく6月には出すものじゃないですか。でもそれが過ぎちゃってから、そういうとってつけたような理屈は合わないでしょう。予算そのものというのは、先ほども言いましたけれども、予算は最大限にいろいろなことを加味して見積もるといのが予算でしょう。これはもう町税にしても何にしても、石橋をたたいてたたいて、この景気の中でこのくらいはどうだろうかということすべてを積み重ねてやるんですよ。ですから、腰だめみたいなことは決して許されないわけですよ。そうであればそのしっかりとした数字を出しておかなきゃならない。それで私はそのことはもう一度、再度質問しますけれども、これをちょっと計算してみますと、3月にアバウトに見積もってあったとして、アバウトということはないですよ。ちゃんと見積もって

いるということであれば、ここで、ちょっと私はそこまで確認していなかったんですけども、当初予算と比較してその中でそうすると今回の、今私が三つ指摘しました退職手当組合と期末手当と給与というものは、これから増額補正をしなければ間に合わない。単純に見ると、ちょっと先ほど出された表から見ると足りないんですよ。これをまた増額補正をするということは決してありませんね。あったら変ですよ。そこは確認してください。どうですか。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 議員ご指摘のとおり6月の時点で出せばよかったのかもわかりませんが、人事異動、それからまた特別職の任期、再任、そういったものを加味しますと6月の補正には間に合わせられなかったので、今回の補正に上げさせていただきました。ご指摘のように、今後またこの金額に増減が生じるのかということでございますけれども、今現在で査定をいたしまして3月まではこの金額でいけるという額を今回上程させていただいておりますので、これ以上ふえるというようなことは情勢が変わったり状況が変わった以外には考えられないというふうに考えております。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 私は、本来は方針が決まっていればそれは4月に最大限見積もってその中ですべきだという考えは今でも変わっていません。そして今、答えられたのが人事異動があつて6月でもできなかったような話ですけども、そんなことは決してありません。それはまさにそういうことを詭弁というんですよ。今9月ですよ。予算の組み立てというのはわかっているでしょう。最大限に見るわけですから、見込むわけですから。やはり悪い習慣というのは、金が足りなくなればまた補正すればいいじゃないかと、この考えだけは捨ててもらわないと困るんですよ。これはもういろいろな災害があつたとか、本当に思わぬ突発的事故が発生したということであればそういうことはあり得ます。また国の法律が変わつたとか。そうでない以上は、しっかりとその中でやるというのが、これはもう常識ですよ。だからそういうことが許されたら町の財政運営なんてできないですよ。幾らか金があるから足りなければこっちからいつでも持ってこられるんだというようなことはあり得ないことです。また、その予算の議決、当初予算、補正もそうですけれども、そのときの議決というのはそんなに軽いものじゃないと思いますよ。足りなければまたこっちから持ってくれば議会は何でも賛成してくれるだろうというようなものじゃないでしょう。先ほど最大限考えても6月でも出せなかったようなことを言いましたけれども、これからもうそういうことをまだ言い続けますか。確認しておきます。

議長（近藤 保君） 総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） できるだけ早い段階で確定し次第補正を上げるように、今後努力していきたいと思っております。

議長（近藤 保君） ほかの方、ございますか。

小林議員。

〔12番 小林一喜君発言〕

12番（小林一喜君） 第一保育園の関係ですけれども、補正を組んでいただきまして大変ありがとうございました。この件で質問をさせていただきますけれども、あそこの用地の上に東電の高圧線下ということでございますけれども。そして線下ということで理解がとれなくてどうのこうのというようなことを聞いたことがあったんですけれども、その辺のところはクリアできたんでしょうか。ご説明をお願いします。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） それでは、小林議員のご質問にお答えしたいわけですが、東京電力の送電線が第一保育園の開発予定地にありまして、そのことがクリアできたかというご質問です。そのために建屋の位置だとかを勘案して、これから開発協議にかけていくというような形になりまして、若干時期がおくれているわけですが、一応はその送電線の線下についてのクリアができたということで補正を上げさせていただいております。

以上です。（「了解です」の声あり）

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 15番、南雲です。

歳入で、繰入金5億1,679万8,000円を減額して2億3,873万9,000円で、計が2億7,805万9,000円になるわけですがけれども、先ほど町長が財政調整基金が20億3,567万7,000円になるというような話をされたわけですがけれども、現在の吉岡町の道路状況を見ますと、この決算書の中でも舗装率が73.56%ということで、まだまだ未舗装の地域が多い状況になっております。吉岡町は住みよいまちということで人口も県下一増加している町になっておりますけれども、やはり資本整備というものも大切ではないかなというように考えておりますので、この補正予算を組むときに繰入金の減額の2億3,873万9,000円を財調に積むのではなくて、やはり道路事業の土木費の方へもう少し回してもらうような予算は組めなかったのかどうか、その点に

ついてお伺いいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今、南雲議員の方からご質問をいただきましたが、これだけ調整基金に積むならもっと道路を直せと、そういったことを事業的にやった方がいいんじゃないかということですけども、南雲議員もこの基金については2分の1は基金の方に戻せということになっていることはご存じだと思います。そういったことでこの計画は立っているということでございますが、当初予算の中でことはこれだけの工事をしたい、こういうことをしたいというようなことでやっているのは事実でございます。その中で、これはどうしてもしてはならないということに相なれば、議員さんと相談しながら補正を組んでまたやるというようなことになろうかと思っております。だがしかし、この20億というお金が多いか少ないかは別にいたしまして、これからいろいろなことを考えると20億というお金は別に私は多いとは思っておりません。そういったことでぜひご理解をいただきまして、今、国保の方には1億というようなお金も出しております。いつ何どき国保の方がまた左巻きになるのかちょっとわからない状況の中においては、この20億というお金は、当初予算を組むときには4億から7億を出さなくちゃならないというような計算をしているわけでございます。そういった中におきまして、いろいろな事業をやる中において余った金の2分の1は基金の方に戻すというようなことで計算してしております。南雲議員の言うそれを余ったらやるということは頭の中に入っておりますけれども、それはまたそれといたしまして、補正予算を組みながらまたやっていきたいというふうに思っております。

議長（近藤 保君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 今、町長から話を受けましたけれども、やはり吉岡町の今の道路状況を見ますときに、先ほども話したように、決算書の中でも73%、まだまだ27%は未舗装のところがある。また、道路舗装をやってもかなり傷んでいるところがあるというような住民からの指摘もされております。やはり積み立ても大切でありますけれども、当初私たちがお世話になってきた中でも厳しい財政のときもありましたけれども、今はある程度、町長の運転がいいのか、安定した状況に来ているのかなど。またそれは平成17年度から21年度までの5年間のまちづくり交付金をうまく活用して事業にも当たってきたということで、吉岡のいろいろな事業を進めるためにも貢献しておりますし、これからも吉岡町は平成32年までは人口も伸びていくというような予測もされておりますので、できる限り道路整備をやってこれからも人口増を図っていただければということをお思っております。

また特に今までの中でも吉岡バイパス、またスマートインターの建設等の予測もされておる形の中で、まだまだ吉岡町はしなければならぬこともありますので、少し積み立ても大切ですが、もし余裕があれば道路の方へもう少し回してもらえればありがたいと思っていますので。これから町長も4年間、新しい感覚の中で吉岡町の今後をやっていくと思いますので、ぜひその点についての道路の維持補修、また今後についての抱負等を聞かせてもらえればと思っております。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 先ほども申し上げたとおり、ことし予定しておりました国からの交付金が9億6,200万円ぐらいだということを予測しておりましたところ、国の決定額は11億4,000万、約1億8,000万ぐらい余計に国からの交付金が来たということで、基金の方に積むことができたというのが現実だと思っております。私もけさ方、ある人が私のうちに訪ねてきて、「町長、来て見ていただけないか」ということで、まさに雨の中できょう、トラックで朝6時半ごろちょっと出かけて行って来たんですけど、この雨の状況の中、そのうちがハウスの中に水が入ると。ぜひ来て見ていただけないかということで行ってみたんですけど、まさにそのところはアスファルトのしていない部分でありました。吉岡町にどのくらいアスファルトをしていない、またアスファルトをしてあってもでこぼこのところがあると、これからしなくてはならないということをよく精査をいたしまして、できるものからやっていきたいということにも思っております。

議長（近藤 保君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） ぜひお願いしたいと思います。吉岡の発展のためにぜひお願いしたいと思います。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） 少し関連するんですけど、今、南雲議員が道路のことを言われたんですけど、私はその道路でも狭隘道路。町長は前回のときにも狭隘道路についてはできるだけ拡張していきたい、あるいは隅切りのできるところは改良していきたいと、そして事故のないような町にしていきたいというようなお話を聞いたんですけど、その狭隘道路については今後この決算、あるいは来年度の予算に向けての考えを。

それからもう1点は、この22ページにあります、金額ではないんですけど、備品購入費として軽四を買うということです。この目的は児童虐待防止対策緊急強化事業とい

うことになっているんですけども、この目的、いわゆるパトロールみたいなことにその軽四を使うのか、その使用目的について。

この2点についてお伺いしたいと思います。

議長（近藤 保君） 産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 狹隘道路の舗装を今後も続けていくのかということですが、そういったものを含めてこの工事費の中に、全部の要望をその年度に入れるということはどういうことか、できないかもしれませんが、徐々に、これ以上もう広がらないとかそういった道路については考えております。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） 齋木議員のご質問であります、虐待の関係で公用車を買っていただけるといふことで、それを利用するということになります。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

馬場議員。

〔8番 馬場周二君発言〕

8番（馬場周二君） この予算書の中で、歳入についてちょっとお伺いしたいと思うんですけども。補正予算で4億9,300万8,000円というふうに聞きました。この中身を見ますと、繰越金ということだけ書いてあるんですけども、この4億1,706万9,000円という繰越金とあるんですが、これは来年度の予算の中でやっているのかどうか。1億3,000万ぐらいになっておりますけれども、この点について、何のために思っているんですけども、これについてお願いします。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 馬場議員のご質問で、繰越金ということで。（「繰越金です」の声あり）実質収支の。22年度の決算書の3ページでございますが、その5のところの実質収支額ということで、歳入総額から歳出を引きまして繰越明許ということで議会の議決を得まして、その繰り越す部分を抜いた金額の実質収支という金額がございます。その金額の2分の1を積み立てるといふことで基金に積み立てを行っております。（「わかりました」の声あり）

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第51号は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号は総務常任委員会に付託します。

日程第24 議案第52号 平成23年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）

議長（近藤 保君） 日程第24、議案第52号 平成23年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。

議案第52号 平成23年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を申し上げます。

この補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億395万6,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、平成22年度決算の確定による繰越金の減額が主なものでございます。

詳細につきましては教育委員会事務局長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） それでは、議案第52号 平成23年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、町長の補足説明を申し上げます。

補正の内容といたしましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、平成22年度決算が確定いたしまして、実質収支額が21万9,433円となりました。これを平成23年度で繰越金として歳入額を補正するものです。

補正予算書の2ページの第1表をごらんいただきたいと思います。

第3款の繰越金の既決予算ですが、30万円見込んでおりましたが、決算額の確定に伴

いまして繰越金が21万9,433円になったことから、8万1,000円の減額をいたしまして21万9,000円に補正をお願いするものでございます。

歳出につきましても歳入と同額の補正をお願いし、7ページになりますが、給食用食材料費を8万1,000円減額させていただくものでございます。

以上、雑駁ですが、町長の補足説明といたします。どうぞよろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第52号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号は文教厚生常任委員会に付託します。

あと十数分で5時になろうとしております。会議を1時間延長して6時まで続けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

議長（近藤 保君） それでは、6時まで引き続き会議を行います。

日程第25 議案第53号 平成23年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（近藤 保君） 日程第25、議案第53号 平成23年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。

議案第53号 平成23年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ82万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,715万9,000円としたいものであります。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決されますよう

お願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） それでは、議案第53号 平成23年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、町長の補足説明をさせていただきます。

補正の内容につきましては、人事異動に伴います86万3,000円の減額と、12月に予定しております料金調定システムの更新による借上料3万7,000円の増額によりまして、合計で82万6,000円の減額補正をお願いするものです。

以上、雑駁ですが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第53号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は産業建設常任委員会に付託します。

日程第26 議案第54号 平成23年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（近藤 保君） 日程第26、議案第54号 平成23年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第54号 平成23年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1,217万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,493万円とするものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、

可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） それでは、議案第54号 平成23年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、町長の補足説明をさせていただきます。

ページにつきましては、6ページ、歳入歳出予算事項別明細書の中で説明をさせていただきます。

8ページをお開きになっていただければと思います。

歳入が、国民健康保険税の項のトータルでは153万1,000円の補正額であります。

これは、本算定によるところの増額補正です。

次に、国庫支出金、国庫負担金であります。これについてはそれぞれ療養給付費等負担金が補正額17万6,000円、次に、特定健康診査等負担金が68万5,000円の増額で、合わせて86万1,000円の増額であります。それと、次に国庫支出金であります。これの国庫支出金、国庫補助金、これにつきましては普通調整交付金の3,225万5,000円の減額補正です。これにつきましては補助申請の金額がこの額になっておりますので、そういう形で減額補正をいたします。

次に、療養給付費等交付金で療養給付費交付金であります。これにつきましても96万9,000円の増額補正であります。これは交付決定が来ておりますので、その額を増額補正とさせていただきました。

次に、前期高齢者交付金であります。これにつきましては交付決定が来ていまして、4,141万7,000円の減額ということです。

次に、県支出金の県負担金であります。これも特定健診等負担金で68万5,000円、これも交付決定によるもので同じでありますので増額補正ということになります。

次の10ページをお願いします。

繰入金の基金繰入金であります。これにつきましては国民健康保険基金の繰入金ということで673万4,000円を増額補正です。

次に、11款の繰越金であります。これは6,865万8,000円の増額ということで、前年度繰り越しができましたのでこの金額になっております。

次に、諸収入であります。これにつきましてはトータルで640万6,000円の増額補正であります。内訳であります。これは老人保健の精算分で640万6,000円ということになります。

歳出の部に移ります。ページにすると11ページです。

歳出につきましては、款で後期高齢者支援金等、項で後期高齢者支援金等のトータルと

しまして補正額は191万1,000であります。次に、前期高齢者納付金等、前期高齢者納付金等がありますが、これは5,000円の増額です。

次に、老人保健拠出金、老人保健拠出金がありますが、これは補正額1,000円だけ残しまして299万9,000円の減額補正です。老人保健の精算による減額補正ということであります。

次に、12ページをお願いします。

12ページの介護給付費であります。これにつきましては287万6,000円の減額ということですが、基金からの交付決定によるものであります。

8款の保健事業費であります。これにつきましては郵便料等を、いわゆる医療費通知等の増額によるところの56万4,000円の増額ということであります。

11款の諸支出金がありますが、これは事業の精算によるところの還付があります。トータルとしまして1,556万7,000円の増額であります。内訳としては高齢者円滑化事業の精算による返還金が9万9,000円、療養給付費交付金過大交付の精算による返還金1,546万9,000円、これは退職分でありますけれども、こういうような形になっておりまして、補正をお願いするものであります。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第54号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第27 議案第55号 平成23年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)

議長（近藤 保君） 日程第27、議案第55号 平成23年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第55号 平成23年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ186万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,464万9,000円としたいものです。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、ご審議、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） それでは、議案第55号 平成23年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、町長の補足説明をさせていただきます。

補正の内容ですが、総務管理費におきまして、人事異動により職員手当等47万3,000円の追加と、12月に予定しております料金調定システムの更新による借上料9,000円の増額、また、消費税の申告額が確定したことによる57万円の増額により、105万2,000円の追加補正をお願いし、また、施設管理費におきましては東日本大震災により発生した福島第一原発事故による放射性物質の検査委託料81万円を追加し、合計で186万2,000円の追加補正をお願いするものです。

以上、雑駁ですが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第55号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号は産業建設常任委員会に付託します。

日程第28 議案第56号 平成23年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議 長（近藤 保君） 日程第28、議案第56号 平成23年度吉岡町介護保険事業特別会計補

正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 申し上げます。

議案第56号 平成23年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,059万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,316万2,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） それでは、議案第56号 平成23年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、町長の補足説明をさせていただきます。

ページにつきましては、事項別明細書5ページをお開きいただければと思います。

歳入の部、支払基金交付金は、過年度分の精算により48万2,000円の増額補正。

繰入金は、998万5,000円の減額補正です。内訳は、介護給付費準備基金繰入金です。

繰越金は、国庫過年度分返還金1,051万8,000円、歳出の部に計上しております。保険料の返還金12万3,000円、歳出の部に計上しております。基金繰入金945万4,000円を加えた2,009万5,000円の増額補正です。

歳出の部は、諸支出金の1,059万2,000円増額補正です。内訳は、保険料の過年度分還付金7万4,000円増額補正と、国庫負担金の受入超過分1,051万8,000円の増額補正を加えた額です。

よろしく願いいたします。

議 長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第56号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第29 議案第57号 平成23年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第1号)

議長（近藤 保君） 日程第29、議案第57号 平成23年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。

議案第57号 平成23年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,046万9,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） それでは、議案第57号 平成23年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、町長の補足説明をさせていただきます。

ページにつきましては4ページ、歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

歳入の部、繰越金191万7,000円の補正は平成21年度の事業繰越金です。

諸収入3万5,000円は還付未済金です。

歳出の部に移ります。

歳出の部、後期高齢者医療広域連合納付金191万7,000円の補正額は、保険料の未払い分を後期高齢者医療広域連合会に納入するためのものです。

諸収入3万5,000円は還付未済分です。これは、該当する被保険者に還付するためのものです。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第57号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第30 議案第58号 平成23年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（近藤 保君） 日程第30、議案第58号 平成23年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。

議案第58号 平成23年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出においては、支出では310万8,000円の追加補正を、また、資本的収入及び支出においては、支出で1万4,000円の減額補正をお願いするものであります。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） それでは、議案第58号 平成23年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）について、町長の補足説明をさせていただきます。

初めに、収益的収入及び支出ですが、支出で310万8,000円の追加をお願いするものです。主なものとしましては、東日本大震災により発生した福島第一原発事故による水道水の放射性物質濃度測定手数料41万6,000円の増額と、水道事業運営に係る調査研究懇談会の設置に伴う委員報酬6万円の追加及び人事異動に伴う人件費等263万2,000円の追加補正をお願いするものです。

また、資本的収入及び支出におきましては、人事異動に伴います人件費1万4,000円の減額補正をお願いするものです。

以上、雑駁ですが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第58号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は産業建設常任委員会に付託します。

日程第31 同意第6号 吉岡町教育委員会委員の任命について

議長（近藤 保君） 日程第31、同意第6号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 申し上げます。

同意第6号 吉岡町教育委員会委員の任命について、説明をさせていただきます。

吉岡町教育委員会の委員1名が9月30日をもって任期満了となるため、次の者を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

同意を求める委員は、名塚和彦氏でございます。同氏は、昭和33年5月14日生まれの53歳、住所は吉岡町大字北下1136番地の2です。同氏は、昭和52年3月、利根商業高等学校を卒業後、田中会計事務所に就職、その後、群馬県コンクリート圧送事業協同組合の事務局長を歴任され、現在、高崎市にある佐藤病院の総務部長として活躍されています。地元自治会役員や体育指導員などを歴任され、地域での人望も厚く、また、教育にも大変熱心であり、人格は高潔で、教育委員としてふさわしい人です。ぜひ同意をいただきますようお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第6号については、吉岡町会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認め、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

岩崎議員。

〔3番 岩崎信幸君登壇〕

3番（岩崎信幸君） 3番岩崎です。

町長より、同意第6号 吉岡町教育委員会委員に名塚和彦氏を任命との提案に対しまして、賛成の討論をいたします。

名塚氏の住所は、吉岡町大字北下1136番地の2、昭和33年5月14日生まれの53歳であります。

昭和52年利根商業高校を卒業後、田中会計事務所に入所、その後、群馬県コンクリート圧送事業協同組合の事務局長を歴任され、現在、高崎の産婦人科佐藤病院に勤務され、総務部長として手腕を発揮されています。同氏は、利根商では野球部員として県大会等で活躍され、吉岡町体育協会の体育指導員として勤務の合間を見て積極的に町の諸活動に参画され、地元の人々の信望が厚く、自治会役員としても行事に進んで参加し、信頼されています。同氏は、実弟が教師をしていることもあり、今後も吉岡町のために、特に社会教育や学校教育に進んで取り組む所存であります。

以上の理由をもって、名塚氏は教育委員として適任であります。よって、議員の皆様の賛同を賜りますよう心からお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、同意第6号の採決に入ります。

お諮りします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決しました。

日程第32 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（近藤 保君） 日程第32、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員の現行委員1名の退任に伴い、その推薦を行うに当たり、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

推薦するものは、住所は群馬県北群馬郡吉岡町大字北下112番地の1、氏名は岩崎 潔、生年月日は昭和27年4月7日です。

よろしく願いを申し上げます。

議長（近藤 保君） 提案説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

諮問第2号は、吉岡町議会規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

岩崎議員。

〔3番 岩崎信幸君登壇〕

3番（岩崎信幸君） 3番岩崎です。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に当たり、地元議員として、岩崎 潔氏の推薦討論をいたします。

岩崎氏の住所は、吉岡町大字北下112番地の1、昭和27年4月7日生まれの59歳

であります。

同氏は、地元明治小・中学校を経て、昭和48年大阪産業大学を卒業後、関東精機株式会社に入社し、現在、営業課長として部下の信頼も厚く、業績を上げております。同氏は平成17年当時、北下西部地区区長代理、隣組長、体育協力員と3役をこなし、また、現在も吉岡町体育協会副会長、体育協会スキー部副会長、スキー少年団団長、総合スポーツクラブ副団長と何役もこなす行動力や実行力もあり、統率力もあり、強靱な体と精神の持ち主であります。また、人間性も温厚で人当たりもよく、人の意見にも耳を傾けられるすぐれた性格の持ち主であります。特にスポーツ少年団では指導者認定を受け、子供たちを指導していく立場にあります。

以上の理由をもって、岩崎氏は人権擁護委員として適任者であります。よって、議員皆様の賛同を賜りますよう心からお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 諮問のとおり岩崎 潔氏を適任と答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、岩崎 潔氏を人権擁護委員候補者として答申することに決定しました。

日程第33 議長報告 請願・陳情の委員会付託について

議長（近藤 保君） 日程第33、議長報告を行います。

ただいま、請願1件、陳情1件を受理しています。

請願第3号 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を2分の1に還元することを求める意見書の採択に関する請願書について、紹介議員である神宮議員より趣旨説明をお願いします。

神宮議員。

〔13番 神宮 隆君登壇〕

13番（神宮 隆君） 13番神宮です。

請願第3号につきまして説明させていただきます。

この請願につきましては毎年提出されているものですが、依然改善されておりませんので、本年もまた請願をもってお願いするところでございます。

請願第3号は、文書でそれぞれお配りしておりますので、要点のみ説明して提案にかえさせていただきます。

それでは説明します。

2011年8月9日、吉岡町議会議長近藤 保様。請願者住所、群馬県渋川市石原1629の1、請願者指名、群馬県教職員組合北群馬支部長石田 均。紹介議員、吉岡町議会議員神宮 隆。

義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書の採択に関する請願書でございます。

要旨。

教育の機会均等と水準の維持向上を図るために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を2分の1に復元すること。

理由。

全文がありますので、それは目を通しておいていただきたいと思います。下から13行目からを説明します。

子供たちが全国どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算については、GDPに占める教育費の割合がOECDの加盟国28カ国の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。このような中、群馬県を含む地方自治体が独自に実施している少人数学級は高く評価されています。この自治体の取り組みを安定的に支えるためにも、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することが必要です。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちの教育は極めて重要です。未来への先行投資として子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業拡大につなげる必要があります。こうした観点から、2012年度、政府の予算編成において下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書を提出していただきますよう要請します。

記。1、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 紹介議員の趣旨説明が終わりました。神宮議員、ご苦労さまでした。

請願第3号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

次に、陳情第2号 北溝祭・南溝祭線道路整備についての陳情は、産業建設常任委員会へ付託いたします。

散 会

議 長（近藤 保君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時19分散会

平成23年第3回

吉岡町議会定例会会議録

第2号

9月13日(火)

平成23年第3回吉岡町議会定例会会議録第2号

平成23年9月13日（火曜日）

議事日程 第2号

平成23年9月13日（火曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

| | | | |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番 | 飯島 衛 君 | 2番 | 金谷 重男 君 |
| 3番 | 岩崎 信幸 君 | 4番 | 平形 薫 君 |
| 5番 | 山畑 祐男 君 | 6番 | 栗田 俊彦 君 |
| 7番 | 宇都宮 敬三 君 | 8番 | 馬場 周二 君 |
| 9番 | 石倉 實 君 | 10番 | 小池 春雄 君 |
| 11番 | 岸 祐次 君 | 12番 | 小林 一喜 君 |
| 13番 | 神宮 隆 君 | 14番 | 齋木 輝彦 君 |
| 15番 | 南雲 吉雄 君 | 16番 | 近藤 保 君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | |
|-----------|-----------|--------|-----------|
| 町 長 | 石 関 昭 君 | 副 町 長 | 堤 壽 登 君 |
| 教 育 長 | 大 沢 清 君 | 総務政策課長 | 森 田 潔 君 |
| 財 務 課 長 | 竹 内 智 君 | 町民生活課長 | 吉 澤 健 二 君 |
| 健康福祉課長 | 守 田 肇 君 | 産業建設課長 | 栗 田 一 俊 君 |
| 会 計 課 長 | 大 塚 茂 樹 君 | 上下水道課長 | 富 岡 輝 明 君 |
| 教育委員会事務局長 | 大 澤 弘 幸 君 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 大 井 隆 雄 | 主 任 | 廣 橋 美 和 |
|---------|---------|-----|---------|

開 議

午前9時開議

議 長（近藤 保君） おはようございます。去る9月1日に開会されました平成23年第3回吉岡町議会定例会が本日再開されました。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第2号により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（近藤 保君） 日程第1、一般質問を行います。

6番栗田俊彦議員を指名します。

〔6番 栗田俊彦君登壇〕

6 番（栗田俊彦君） おはようございます。

議員になって初めての一般質問ということで、非常に緊張しております。議長におかれましては、よろしく進行のほうをお願いいたします。

では、通告書にのっとって一般質問をさせていただきます。

初めに、中学生の通学路における街路灯についてお伺いいたします。

漆原地域の中学生の多くが特に通学路として利用しております町道北下漆原線、通称合併道路とっておりますが、この第四保育園の裏から西へ、並木踏切を通り、並木踏切から約150メートル、全体では第四保育園から500メートルの間です。この間は家が全くなく、以前町で消防の詰所をつくるために、県に農振の除外を申請した経緯がありますが、認められない地域でもあります。現在、一般的な防犯灯はついておりますが、家込みの中では防犯灯でいいかと思えますけれども、家の全くないところでは非常に暗く、万一不審者等に襲われても助けを求める声が聞こえず、また、逃げ込む家もございません。また、踏切があり、電車が通過しているときなどはしばらく待たなければならないわけで、非常に子供たちは心細く思っているということでございます。ましてやこれから、10月、11月、12月になると日に日に日が短くなり、真っ暗な中を子供たちが帰るわけで、子供たちも不安であると同時に、またお父さん、お母さんも大変心配をしておるところでございます。

このような設置状況では、防犯上非常に危険だというふうに思います。広い道なので、しっかりと街路灯をつけるべきだと思いますが、町の考えを聞きたいと思えます。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

今日は、栗田議員を初め、8人の方々から質問をいただくわけでございます。精いっぱい
の答弁をさせていただきます。

それでは、栗田議員の質問にお答えをいたします。

本町におきましては、現在のところ、自治会、あるいは防犯委員会などからの防犯灯の
設置要望に伴い、その後に現地踏査を含め、慎重な審査を行った上にて、最も効果的な設
置箇所を選定させていただき、町民の方々が安全、安心して暮らせるまちづくりを目指し、
計画、並びに段階的に予算の範囲以内で促進を図っているところでもあります。しかしな
がら、今までとは異なる複雑な社会情勢、さらには大型幹線道路等の整備に伴う都市化な
ど顕著であることから、今後においてさまざまな犯罪がふえることが懸念されるところ
でもあります。そのようなことから、現在における防犯灯の設置状況をつぶさに見てみま
すと、決して十分とは言えない状況であることは事実と受けとめております。絶対数が足
りていないものと考えておりますので、今後はさらに設置に向けた取り組みが不可欠で
あると判断しているところでもあります。

また、一方では、ただ単に防犯灯のみを設置すれば事が足りることではないことから、
その他の防犯に対する支援の充実も重要であると思っておりますので、今後も引き続き各
種関係団体のご理解とご協力を仰ぎながら、充実した取り組みにつながればと考えてい
るところでもあります。

つきましては、今回におきましては、議員からの質問を十分に認識し、かつ重く受け
とめさせていただき、限られた予算であっても、より効果的な整備に努め、子供たちを含め、
町民の方々が安全に暮らせるような環境づくりに励んでいきたいと考えておりますので、
ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

詳細につきましては、担当課長より答弁させます。

議 長（近藤 保君） 吉澤町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

基本的には、先ほど町長から答弁させていただいたとおりでありますので、これからは
具体的な内容に触れさせていただきます。

まずは、予算的なことなのですが、現在のところ、金額で1基3万円とのことで、各自
自治会2基との想定で、総額78万円とのことになっております。ただし、例年に比べます
と、LEDの設置についても配慮していることから、若干は予算的に多く見込んである状
況でもあります。

なお、この算出による1自治会2基とは、あくまでも平均的にならしての予算上におけ

る目安でありますので、各自治会での設置状況等が異なりますので、自治会間による調整等が可能であれば、そのやり取りは臨機応変に対応等をしていただいております、融通し合ってもらっているのが実態でございます。

そこで、通学路となりますと、当然のことかも知れませんが、何力所かにさえ設置すれば事が足りるということでない場合が多く見受けられ、相当な数の設置が求められるものと判断されるところであります。そのようなことから、以前も安全性を最も重視し取り組みを行ってきたものと考えられますが、平成23年度要望については、現地踏査等を行って率直に感じられたのは、設置状況を見る限り、全体的に見ますと、ばらつきが目立ち、平均的ではなく、地域によって偏りがあるのではという感じを抱きました。

また、以前からの積み残しになっている設置要望の箇所を見てみますと、その積み残しになっている原因が如実にあらわれており、その具体的な内容といたしますと、まずは設置するための電柱がなく、設置するとすれば、既設の電柱からかなりの距離があることなどから、相当な費用がかかるため、なかなか手が伸ばせなかったのではなかろうかと考えられるところがございます。

なお、そのことにもある程度の理由があり、自治会からの要望が数多くあり、要望にこたえる基数をこなすには、ある程度安価で設置しやすい箇所を選択せざるを得ないことなどが背景にあるのではなかろうかと判断しているところがございます。不思議なもので、そのような箇所に限って、防犯上において欠かせない場合が多く見受けられるものであることから、予算額等の制約はあるものの、与えられた予算額内で効果が得られるものからまず設置することが賢明と思われま。

そのようなことから、今後における各自治会との協議等が必要とされますが、自治会との話し合いを持って、理解等を求めた上で、量より質との考えを理念として、設置を心がけることが必要であり、今現在、最も求められていることではなかろうかと真摯に受けとめているところがございます。具体的には、自治会2基との基本的な考え方に余りとらわれず、たとえ結果的に設置数が減ったとしても、町全体として最も防犯上に効果がある箇所の選定を優先すべきであり、かつ心がけ、設置をしていくようにすることが課題解消につながるものと考えているところがございます。

議長（近藤 保君） 栗田議員。

〔6番 栗田俊彦君発言〕

6番（栗田俊彦君） 先ほどの町長の話もございましたけれども、住みよい安全なまちづくりということがございましたけれども、住みよい町というのは、例えば大型店があるとか、スーパーがあるとか、また病院が多くあるとか、そういうこととまた別に、やはり歩道が整備されていたり、さっき言ったように街路灯がしっかり整備されていたりとか、そう

というのが町の外から来た人たちには住みよい町の一つだろうというふうに思うので、今課長の話にもありましたけれども、防犯灯ということですけれども、私が街路灯とあえて言葉を使ったのは、インターネット等で調べてみると、防犯灯というのは、おおむね6メートル以下の道路で自治会または町内会が管理をする蛍光灯のことだというふうに書いてあります。やはり、あの道を見ると、そういったことから考えると、あの道路の防犯灯はたしか自治会が管理をして、電気代を払っていると思うんですけれども、あの道路は15メートルぐらいはあるかと思えますけれども、ああいう広い道路は自治会がそういったものを管理するのではなくて、町が管理し、町の商店なんかにありますけれども、大きい街路灯、ああいうものをつけて、もっと安心して子供たちが通学できるようにすべきではないかなというふうに思います。

また、先ほど予算等もあるというお話もありましたけれども、予算があるかと思えますけれども、例えば町内の大型店なり、また会社なり、またそういった商店等をお願いをして、下に広告のついた大きな街路灯をつけたりすれば、かなり安く管理できるのではないかなと思えますけれども、いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 吉澤町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） 議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに議員おっしゃるように、街路灯というものは狭義の狭い部分を照らすのが防犯灯で、その上のものが街路灯という定義になっております。何日か前に一般質問をお受けすることによって、現地をいずれにせよ確認しなければならないということで、6時半から7時ぐらいにちょっと現地に出向かせていただいて、議員おっしゃるように、確かに防犯灯の明るさだけではなかなか照らし切れない部分があるというようなことを率直に感じました。そのようなことから、今現在吉岡町では防犯灯もということですが、議員おっしゃるように、街路灯というワンランク上げた明るさを求めて、町民のより安全、安心に努めていかなければならないということを感じているところでございますので、今後議員の意見等を十分に考慮させていただいた中で、前向きな検討をしていければと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

議長（近藤 保君） 栗田議員。

〔6番 栗田俊彦君発言〕

6番（栗田俊彦君） ありがとうございます。

引き続き安全なまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。では、次の質問に入りたいと思います。

教育行政の取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

大沢教育長におかれましては、5月27日の教育長就任まことにご苦労さまです。本来であれば、「おめでとうございます」と言うべきところですが、昨年の中学の先生における不祥事の問題、また、給食の食中毒の問題があった後ですので、大変なときの就任だというふうに思っております。また、子供を持つ父兄の方はもとより、町民の多くが関心を持っているところでございます。ぜひ、ご活躍をいただきたいというふうに思います。

そこで、就任に当たっての抱負を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 教育長。

〔教育長 大沢 清君登壇〕

教育長（大沢 清君） それでは、栗田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私は5月27日に、この議場におきまして議員皆さんにご同意をいただき、同日開催されました教育委員会で教育長に選任をいただきました。それから約4カ月余りが過ぎてまいりましたが、日に日にその責任の重さを感じております。ご質問をいただきました教育行政に取り組む姿勢、あるいは考え方等につきまして、私の考え方を述べさせていただきますと思っております。

私は、この3月まで、既に皆さんのお手元に配付をされておりますけれども、採用されてスタートしておりますけれども、第5次総合計画を作成する部署の事務方の責任者という形で携わってまいりました。総合計画は、私が申すまでもなく、町の10年先の方向を定めるものでございまして、策定に当たりましては、町民アンケート調査、あるいは自治会単位で行いました座談会等を通じまして、多くの皆さんに参加していただき、でき上がった計画でありまして、今年3月に議会におきまして全会一致で議決をいただきまして、この4月からスタートしております。本計画書は既にご覧いただいているかというふうに思っておりますけれども、吉岡町2020年の将来像を「キラリよしか人と自然輝く丘の手タウン」吉岡町として、住みよい魅力ある町を目指した構想となっております。その構想中の教育文化部門は、「心豊かな教育と文化の町」を目標に掲げまして、幼児教育、学校教育、青少年教育、生涯学習教育と社会教育、文化とスポーツ、それぞれの分野の充実を図るため諸施策を立てておりまして、基本計画にベンチマークも設けて達成度の検証を行うものでございます。私は、この教育部門のそれぞれ設定した目標値を達成するために、議員皆さんを初めといたしまして町民皆様方のお力をおかりして、精いっぱい頑張りたいというふうに考えております。

それから、一昨年に吉中の先生が起こした不祥事に関しまして、改めて深くおわびを申し上げさせていただきますというふうに思います。

最近の新聞等の報道によりますと、県内の教職員の不祥事が相次いでおりまして、6名

の懲戒処分者も出している。最近の情報でございます。一にぎりの教師の行為によって、子供たちや保護者から信頼を失うと、その建て直しには大変な時間を要してまいります。こうした不祥事を防ぐために、服務規律の確保、生徒指導の充実を図る目的で、9月2日に、県内の全小中学校長会議が臨時に行われております。そこでは、全力を児童生徒の教育に注ぐ、人間としてみずから磨く努力を続ける、信頼される教員としてどうあるべきかを考える、この3点を中心に教師への指導の確認が行われております。我が教育委員会としましても、改めて各学校長が教職員の管理を徹底するように指導してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（近藤 保君） 栗田議員。

〔6番 栗田俊彦君発言〕

6番（栗田俊彦君） 数年前になりますけれども、元首相が「米百俵」という映画を見て、教育は国の宝であるというようなことを言って、大変話題になりましたけれども、当時吉岡町の文化センターでも上映をして、ごらんになった方もいるかとは思いますが、ぜひ大沢教育長におかれましても、そういった気持ちを持って、町の教育行政に励んでいただきたいと思っております。以上です。ありがとうございました。

では、次の3問目の質問に移らせていただきます。

学校給食に関してお伺いいたします。

福島原発による放射能漏れ事故から既に昨日11日で半年がたったわけですが、1日も早い復興を望むところでございます。しかし、まだ最近でも新聞等で報道されたように、赤城から基準値を超える放射性セシウムを検出したり、また、きょうの新聞等でも2回目の検査でもまた基準値を超える放射性セシウムが検出されたというふうなことが出ておりましたけれども、まだまだこの放射能問題がおさまる気配がないように思います。子供を持つ父兄の方は非常に放射能に対しては敏感になっているというふうに思います。特に、給食に使う野菜等は外で生産されるということもございまして、4月、5月においては野菜が問題になり、また最近では牛肉が問題になり、またこの9月、10月には恐らく米が大きな問題になるというふうに思います。我々はこれから30年、せいぜい40年ぐらいでいいですけども、給食を食べる子供たちは70年、80年と生きていくわけですから、父兄の方が非常に今心配しているのも当然と言っていいと思います。

そこで、給食センターではどのような危機管理の中で放射能に対する考え方を持って、食材を調達しているのかをお聞かせ願いたいと思っております。

議長（近藤 保君） 教育長。

〔教育長 大沢 清君登壇〕

教育長（大沢 清君） それでは、栗田議員の学校給食に関しましてのご質問にお答えをさせてい

ただきたいと思います。

まずは、食中毒事件に関しまして、関係皆様大変ご迷惑とご心配をおかけしました。改めて心からおわびを申し上げたいと思います。まことに申しわけありませんでした。再発を防ぐために、学校給食センターでは、施設や機器類の改善を図るとともに、安全管理内容を改善しまして、今ほぼ通常の形で給食を提供することができることになりました。今後は二度と再びこのようなことを起こさないよう安全安心のために細心の注意を払ってまいりたいというふうに考えております。

さて、お尋ねのこのたびの福島原発事故による放射性物質による食物汚染につきまして、保護者の皆様には大変ご心配のこととっております。学校給食におきましては、子供たちにより安全な給食を提供すること、これは当然の使命というふうに考えております。給食センターが使用する群馬県産の農畜産品の食材につきましては、群馬県の技術支援課、あるいは畜産課、食品安全課等がそれぞれの品目の検査を行っておりまして、安全を確認したものが市場に出されているというふうに考えております。こういった食材を使っておりますので、一応は安全かというふうに考えております。この食材の検査につきましては、事故のあった後、3月20日から、それぞれの品目の検査を始めておりまして、8月24日の県のホームページを見ていただければ、既におわかりのように、相当多くの品目がほとんど検査済みのものが市場に出回っていると、そういう状況でございます。保護者の皆様にすれば、さらに安全と安心を求めるということは理解ができるものでございますが、必要であれば、町独自にでも放射性物質の含有量を計測することも考えていかなければならない、そんなふうに思っております。

ただ、国あるいは東電がいろいろ公表しております情報によりますと、現在は爆発を起こしたいずれの原子炉からも微量ではありますがけれども、ほぼ放射性の微粒子は飛散していないというような情報が出されております。

また、群馬県においても8月23日から防災ヘリによりまして、空中から升目状に線量の測定を行っているということでございます。その結果がいずれ公表されるかというふうに思っておりますけれども、それによって影響の受けやすい食材品目、そういったものを絞って行っていくのもいいのではないのかなと、そんな考え方も持っております。以上でございます。

議長（近藤 保君） 栗田議員。

〔6番 栗田俊彦君発言〕

6番（栗田俊彦君） 今教育長のご発言を聞くと大丈夫なのかなというような気もするわけですが、今、福島のものを食べると何か危ないとか、茨城のものが危ないとか、そういうことを口にすると非常に悪いことを言うような、そういうふうにとられがちですけど

も、しかし、現実に子供を持つ親の気持ちとなると非常に厳しいものがあるかと思えます。例に挙げると、これはプライバシーもありますので名前は挙げられませんけれども、私の町内ではまだ若い子供3人を抱え、5人家族ですけれども、まだ四、五年前に土地を買って家を建てたわけですけれども、この夏休みに放射能から逃れるということで、沖縄へすぐ夏休みになって二、三日で行きまして、夏休みが終わる二、三日前に帰ってきたわけですけれども、考えたあげく、やっぱり放射能がおさまるまで沖縄で生活しようということで、建てた家があって、ローンも払って大変だろうと思うんですけれども、沖縄に二、三年引っ越して、そちらで暮らすというようなことを聞きましたけれども、やはり多かれ少なかれ、子供を持つ父兄の方は非常に心配しているんだろうというふうに思います。

そこで、父兄の方、子供たちに安心した野菜、そういったものを食べさせるのは当然であるけれども、父兄の方がそれを安心してまた食べさせることができるように、食材の産地、そういったものを例えば9月であれば9月にしたものを、また10月に初めにでも、そういった産地名等、主だったものでいいですけれども、そういったものをこういったものを使っているんだから安全ですよというようなものを親に伝えたらどうかなということで、いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） 栗田議員から産地の表示ということでご質問をいただいたかというふうに思っておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、使用する材料につきましては、ほとんど群馬県産を使用しているということで、先ほども申し上げましたように、3月20日から、ハウレンソウ、ネギ、それからカキナ、キャベツ、キュウリの検査を始めております。それから、3月23日になりますと、原乳の検査を始めておりまして、順次検査品目をふやしておるようでございます。現在ですと、8月24日の県のホームページでございますけれども、まず穀類につきましては小麦、二条大麦、六条大麦、米については今年度産は、一部は検査されているようでございますけれども、それから畜産品につきましては、原乳、牛肉、豚肉、鶏肉等、それからキノコ類につきましても、群馬県産のシイタケ、マイタケ、ナメコ、ブナシメジ、エリンギ等、こういったものが検査されていると。それから、細かく申し上げますと、ちょっと時間を要しますので、果実についても10品目、それから水産品につきましては、昨今の新聞によりますと赤城からワカサギが基準値をオーバーしているというような報道をされているようです。それ以外につきましては、アユ、コイ、ニジマス等につきましては、一応検査結果は大丈夫と。それから、施設栽培野菜にしますとアスパラガスとか、イチゴ、こういったものにつきましてもすべて検査をしていると。それから路地野菜につきましても、赤シソですとか、インゲン、エダマメ等、

33品目が検査されていると。

こんなことでございますので、この中からほとんどこういった食材を使用しておりますので、一応は安全ということが確認されたものということでございますので、積極的にこちらの方からまず保護者の方々にどこ産のものを使っているというようなことは特にお知らせはしていないわけでございますけれども、もし保護者の方々からご照会があれば、ご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

今後できるだけ、安全なものを使用していきたいと。検査につきましても、先ほど申し上げましたけれども、どうしても検査をしてからタイムラグが出てまいります。例えば給食センターで使用するものについて、きょうサンプリングして検査に出しますと、検査結果があってはどうしても4日とか5日とかかかってまいりますので、それは既に食べてしまったというものでございますから、一応安全で確認されているものを材料としまして、その後もし必要であれば、その給食センターからサンプリング、例えば月に一遍とか、一週間に一遍とか、その辺の頻度はまたいろいろ検討しなければならないかというふうに思いますが、そういった形で検査をして、より安全なものを提供していきたいというふうに考えております。どうしても検査イコールその日は食べてしまうという、そういうものでございますから、まずは安全と言われているものを食材として利用して、検査するとしてもその中から今度また検査をしていく、そんなことでやるとすれば、考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（近藤 保君） 栗田議員。

〔6番 栗田俊彦君発言〕

6番（栗田俊彦君） 今教育長のお話を聞いて、私はそれなりに理解をしたというふうに思っております。

私、百姓をしていて、農協等に農産物、野菜を出しているわけですがけれども、やはり安心安全というのが一番に上げられるわけですがけれども、特に給食とか、即口に入るわけですから、安心安全、そしてそれに子供たちだけではなくて、父兄との信頼というものを忘れることなく、栄養のあるおいしい給食をつくって提供をしていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

初めての質問ということで、時間の配分がわからないんですけども、これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、栗田俊彦議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開は10時20分からといたします。よろしく申し上げます。

午前 9時34分休憩

午前10時20分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（近藤 保君） 14番齋木輝彦議員を指名します。

〔14番 齋木輝彦君登壇〕

14番（齋木輝彦君） 通告に従い、一般質問を行います。

今回の震災でこの大雨と防災の町民への意識がより深まっているのではないかと思います。そこで、町の消防団の現状についてお伺いをいたします。

県内の消防団員の減少が続いておりますが、昨年12月の情報によれば、県内36消防団のうち、11分団が人員不足で、再編統合をしたか、検討中であると。中には団員ゼロの分団もあるようです。現在の防災関心、社会情勢から、住民の消防力に関する気持ちは高いようですが、今回の震災で津波の被害に遭った相馬市長の話では、消防団員の誘導により、より多くの命が助かったようです。残念ながら、津波により1名の団員の命を落とした、このことを熱く語っていました。以前にも何回か消防団については質問がなされています。その後、改善したのか、問題点についてどのような方策を講じてきたのかをお伺いします。

消防団の重要性、町民の期待、この吉岡町の安全安心な暮らしの観点から疑問点をただしたいと思います。

第5次総合計画の中で、快適で安全な住みよい町の達成状況と課題で、消防団詰所の整備、防災消防車両の更新、女性防火クラブ結成、交通安全、防犯対策、防災情報行政の整備が進むとありますが、消防団員の確保ができていない、課題であるとあります。消防団の使命には、町民の生命、財産を守ることはもちろん、これが最大であります。消防、防災に関する知識、技術はもちろん、予防消防、警戒巡視、消火活動、残火処理、異常気象による大規模災害発生時、地震、これからも起こる土砂崩れ、水難事故まで救助や救出、避難誘導、多くの出動をするわけです。団員の皆さんは、職業を持ちながら、地域を災害から守るべく日夜活動していることに、敬意をあらわす次第です。

消防団員の確保が全国的な問題であるということは承知しています。加入する人がいない。だからといって、そのままではいとは言えないと思います。少子高齢化、社会の変革、産業構造の変化、さまざまな時代のあおりを受けていることは事実です。まず、この消防団の現状をいかにとらえているのか、町長にお伺いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 齋木議員の質問にお答えいたします。

本町におきましては、以前から引き続き町民の安心安全の暮らしを目指して、消防団全般に対しまして、可能な限りの支援等を行って現在に至っているところでもありますが、十数年前から、社会情勢等も大きくさま変わりし、以前において可能であった仕組みが現在では通用しなく、時代にそぐわないものが増えてきているものと考えているところでもあります。

そこで、まず、町の方でも最も頭を抱えているのが、まさしく今回の質問にある消防団における団員不足とのことでありますが、消防施設等には費用を捻出すればある程度の解消は可能なのですが、事、消防団員となりますと、費用のみでは全く解消することができなく、次元の違うものでもあります。町といたしましても、以前より、その解消に向けて鋭意努めているところではありますが、冒頭に触れさせていただきましたように、今までシステム的な機能をしていたものが、ある時点から全くといっていいほど機能しなくなってきたのが現実となっています。

過日に発生した東日本大震災におきましても、地元消防団の貢献度はいうまでもなく、目覚しく頼もしい活躍等が目に見えついており、そのことに伴い、その重要性が今まで以上に認められ、かつ求められているものと再認識をさせられたところでもあります。

そのようなことから、町といたしましても、喫緊な課題ととらえているのは事実であり、何とか解消に向けた取り組みを行っているところでもあります。なかなかかはばかしい近況には至っていないのが実態でもあります。つきましては、今後も引き続き皆様方のご意見等を拝聴させていただきながら、町民の生命と財産を守る消防団員の不足を補うように努めなければと思っております。

なお、場合によっては現行の形態では継続が難しいとなれば、その見直しを含め、慎重に検討等をする必要があると判断をしているところでもあります。

詳細等につきましては、消防の業務を担当しております関係課長より説明等をさせます。

議 長（近藤 保君） 吉澤町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

議員からの質問の改善はしたのか、また、問題点についてどのような方策を講じてきたのかについてですが、現状からいたしますと、余りはかどっていないのが実態であるとともに、団本部から各分団長に対しまして、事あるごとに団員の勧誘について、できる限り取り組むことを促し、現在に至っているところでございます。

また、議員がおっしゃったように、以前にも消防団員不足を解消するために、機能別消防団の制度を取り入れたらどうか等、特に女性消防団 主に役場女性職員を結成し、本

部付にしたらどうかとのことであったと記憶をしているところでございます。しかしながら、現在における消防団員中の役場職員が占める割合が年々高くなっていることなどを考慮いたしますと、火災以外の災害全般に携わらなければならない立場といたしましては、多くの人手が必要となる災害時等におきましては、絶対数が足りない状態にも陥り、この時点で町が本来すべき役割が果たせないものと危惧をされているところでございます。

さらに、その他に女性職員もということになりますと、検討した結果では、非常に難しいものがあるとの見解を持っております。

そこで、消防団員不足を役場職員で補ったとしても、残念ながらのこと、あくまでも一時的なものにすぎなく、それ以降もしばらくは少なくとも団員不足は続くものと考えられ、一時しのぎでは恐らく長続きはしませんので、この機会に、今までの消防団のみに任せておくのではなく、官民が一体となり、本腰を入れ、取り組まなければ事は何も解決されないということ判断しているところでございます。

そのようなことから、町といたしましても団員不足が解消されていないことなどから、決して良好な状況ではないと判断されますので、喫緊の課題であるとともに、その課題解消に向け、積極的に取り組むことが不可欠であると考えているところでございます。

その後の具体的な取り組みといたしましては、本年度に入って、自治会連合会定例会において、各自治会長に対しまして、地元消防団員の勧誘への支援等を依頼し、しかるべき時期には消防団と自治会との意見交換会等を含めた交流の機会を設けたいと予定しているところでございます。

さらに、先ほど報告をさせていただきましたが、その他の組織とのことで、消防団OBによる協力員の強化、女性防火クラブによる初期消火などに対する協力等も図り、現在の消防団員不足を一時的にでも補えればとも考え、そのことに向けて取り組みを行ってきました。ただし、そのことによって、何らかの効果等があったかと問われますと、改善されたとはほど遠い状態であることは事実であります。即効性はないかも知れませんが、やがてはそのことが実を結ぶことと期待をするものでございます。つきましては、端的に言いますと、以前にはうまくいっていたものが、このような社会情勢を背景に、うまく機能を失くなっていることを物語っており、いろいろな意味合いからも消防団そのもののあり方自体が問われていることを示す分岐点に差しかかっているものと考えているところでございますので、今後も消防団等と十分な話し合いを行いながら、可能な限りの支援等を行い、課題解消に向けた努力をしていきたいと考えているところでございます。以上です。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） 町も団員不足については認識して、心配はしているということなんですけ

れども、もう少し細かくお話をしてみたいと思います。

町の団員定数が128名、しかし去年は123名、本年は町では118名と言いますが、この消防年報では116名となっています。いかに補充するのか、年々不足の傾向にあります。町の重要度から見ると、水道、ごみ、下水道、消防、救急、そして防災などは非常にデータから見ると高くなっているわけです。特に今回の地震災害で重要度が増幅されているようです。将来の吉岡町がどんな町になってほしいかでは、防災、防火、救急、防犯、交通安全対策など、安全に生活できる町、これが43.5%とトップなんです。この116名の団員のうち、98名、79.7%がサラリーマン、そしてその就業先を見れば、町内が33.5%、町外が48.2%、通勤の約半数以上が吉岡町から出ている状況です。平日のたった今現在、今町に何人の消防士がいるんでしょうか。年々多様化してくる社会ですから、大火災、2次火災、テロ、爆発だってあり得ないことはない。あってからでは遅いんです。

昨年7月5日の豪雨、そしてこの台風12号の3日間の被害、この台風などで、すぐに見るように、大災害に見舞われたら現在この町職員だけの消防団員数47名なんですかね。対応できるんでしょうか。こういう予測をされますが、災害のときに、今町内に団員がない、そのときどうするんでしょうか。お伺いします。

議長（近藤 保君） 吉澤町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） 引き続き議員からのご質問に対して答弁をさせていただきます。

まず最初に、平成23年8月1日現在の消防団員数を報告させていただきます。

定員が128名、これは団長、副団長3名も含んでおります。実数が118名ということで、10人不足しているという状況でございますので、まず報告をさせていただきます。

消防団の重要度につきましては、私自身も一時は身を置かせていただきましたので、そのことは十分に理解等をしているところであり、議員がおっしゃっているように、このような複雑多岐にわたる社会情勢などからも、その重要性は増しているものと考えているところでございます。さらに、以前に発生した東日本大震災におきましても、その活躍は目覚しく、その責務を果たそうとして、残念ながら亡くなられた消防団員の方々に対しまして、尊い命をかけてでも地元を守ろうと勇敢に立ち向かわれた姿に対し、一人の人間として強く心に響くとともに、敬意を表さざるを得ません。ここでご冥福をお祈り申し上げます。

また、勤務先についても、以前と異なって、自営業の方が少なく、多種多様な職種にまたがっており、本業があるにもかかわらず、ボランティアとしての地元消防団に入団され、町民の生命と財産を守るために、惜しみないお力を注いでもらっている状況であります。

なお、その中で47名が役場の職員とのことで、特に昼間に発生した火災は、ほとんど役場職員が手がけているといっても過言ではございません。このことをとって、若干異常なことには間違いないものと考えているところでございます。

なお、現在の団員数につきましては、先ほど報告をさせていただきました状況なんです。このままですと、年々消防団員が不足されるということが予想される場所でもあります。

さらに、先ほども触れさせていただきましたが、かなりの割合を役場職員が占めていることから、場合によっては、一石二鳥との考え方にもなりますが、他方では、本来の職員として任されている業務等が滞るような事態を招き、今後災害が発生した場合は、役場職員及び消防団員のそれぞれの必要とされる絶対数が足りていないことにもなりますので、申し添えさせていただきます。

議員の質問に対して、お答えをさせていただきました。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） 足りなくて困っているのはわかりますけれども、本来ならば、分団長を卒業して、もう退団するわけなんですけれども、要するに人員が足りないために、団員を補充できないために、分団長を卒業しながら一団員としてそのまま残らざるを得ない状況です。その詳細について少し伺いいたします。

何分団に何人の要するに分団長を卒業した人が平団員として残ってしまうのか、見方を変えて言えば、一団員として残ってしまうから、新しい団員を補充しなくても、数合わせでないけれども、合ってしまうのではないのか。要するに真剣に見つける気が薄れているのではないのでしょうか。数だけ、人数だけ揃っているからいいよという考え方が生じないのでしょうか。そしてこのまま何年もいると、要するに新任、若い分団長の統率や運営に悪影響はないのでしょうか。若い分団長は先輩の面倒や指示、やりづらくないのでしょうか。この辺に問題はないのか、伺います。

それと、お隣の榛東の例を出して申しわけないですけども、吉岡町は25年以上が8名おります。榛東は25年以上はゼロです。榛東の場合141名で25年以上はゼロだと。吉岡は25年以上は8名と。多分この方は分団長を卒業しながら、平団員として残らざるを得ない。この辺が数値かと思えますけれども、この点についての見解をお願いします。

議長（近藤 保君） 吉澤町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） それでは、引き続きまして議員からの質問に対する答弁をさせていただきます。

まずは分団長を卒業して、団員に戻っている人数、また各分団に何名いるかとのことに對しまして報告をさせていただきます。

第1分団9名、第2分団9名、第3分団8名、第4分団9名、第5分団9名とのことで、全体では41名、35.7%の状況になっておりますことを報告させていただきます。

そこで、統率、管理等のことからいたしますと、当然のことながら、一般的には年齢が逆転しており、先輩になることから、ある程度の遠慮等も生まれてしまい、本来において気を使わなければならないものに気を使わず、余分なことに気を使わざるを得ない状況であるものと考えているところでございます。つきましては、消防団本部を初め、特に各分団における指揮命令系統はやや低下していることは否めないと想定されることから、統率管理等の観点からすれば、余り良好な環境でないと判断されますので、その改善等にも取り組んでいかなければならないと思っているところでございます。以上です。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） 今お答えを聞きますと、116名のうち41名が要するに分団長を卒業して平団員として残っていると。この辺にやっぱり問題が残るのではないのでしょうか。この辺をいかに改善するか、早急に考えていただければならないと思います。町は団員補充について、各分団の勧誘、ふるさとまつりでの啓発、自治会への協力要請をすることでありますが、吉岡ふるさとまつりの参加のPRだけでは、団員募集はなかなか難しいのではないのでしょうか。自治会への協力や、勧誘以外にはいかに行ってきたのでしょうか。自治会の勧誘はイベントごとに、あるいは町民への勧誘促進の話題を提供してきたのでしょうか。具体的に各分団の団員各自に任せっきりでなかったのでしょうか。正副分団長に任せたり、知人をお願いをしたり、要するに知人間の話し合いだけでかかわってきたのではないのでしょうか。団員からも、そして問題点の把握や聴取をして解決への取り組みも行ったのでしょうか。自分たちの町は自分たちで守る。このことへの責任感はいかに町民に培養をしていくのか、勧誘募集をしてきたにもかかわらず、昨年より減員であります。これが現実であります。この辺の数値もあることながら、いかにしていくのか示していただければと思います。

議長（近藤 保君） 吉澤町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） それでは、続きまして、議員からの質問に答弁をさせていただきます。

まず、勧誘方法についてですが、現在のところ、残念ながら具体的な取り組みまでには至っておりませんが、自治会への協力等につきましては、以前に開かれた自治会連合会定

例会にて依頼をしており、今後消防団と自治会との団員不足等の解消に向けた何らかの話し合いは持ちたいと考えているところでございます。

また、直接的な団員不足の解消にはならないのかも知れませんが、他方におきましては、一時的にでもとのことから、消防団OBによる協力員の強化、あるいは女性防火クラブによる消防団への初期消火等に対する支援等にも相手方に対し理解を、及び協力を求めて、支援等の依頼をさせていただいているところでございます。その具体的な内容といたしましては、女性防火クラブでは過日に初期消火訓練とのことで消火栓を利用した放水、また、水消火器による消化活動に取り組んでいただき、消防施設等の把握はもちろん、その機能等についても実際に体験をしていただきまして、いざ有事の際の初期消火へのお手伝いなどもしていただければと考えております。ただし、あくまでも依頼する範囲に限られますので、水位確保に向けた火災時の消防団に対する案内、さらにはその周辺の交通整理等における対応等へのお手伝いをしていただければとも考えております。

そこで、このことはあくまでも団員不足を解消するものではありませんので、消防団員による一層の取り組みはもちろんのこと、先ほども触れましたが、町全体の問題ととらえ、取り組まなければならないと思っているところでございます。しかしながら、女性防火クラブのそのような前向きな取り組みによって、女性防火クラブ会員がふえることも十分に期待できるとともに、多くの女性の方に携わってもらうことによって、消防団への理解等も深められ、その方たちの子供さんたちにも、その意識等が芽生え、間接的な啓発活動にもつながり、やがては幾らかでも団員不足の解消にも役立つのではと考えておるところでございます。

続きまして、町内企業への働きかけのことについてですが、当然、この解消をするのには、一つの大きな課題ではなからうかということと考えておりますので、このことについても事務局といたしましても前向きな取り組みをさせていただきたいと考えておるところです。議員からの質問のとおり、今後は団員不足の解消に向けた一つの手段として、あらゆるものを駆使しながら、消防団員不足を補うような形で事務局といたしまして取り組んでいければと考えておりますので、どうぞご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔 14番 齋木輝彦君発言 〕

14番（齋木輝彦君） 今課長の方から企業という言葉があったんですけども、この116名の団員のうち、111名は吉岡町在住、ほか15名は渋川や高崎、前橋、伊勢崎市に籍がありながら吉岡の企業に努めているわけです。それで、この吉岡町の消防団員として活躍してくれるわけです。町内にもまだほかにもたくさんお話をすれば、理解を示して、加入し

てくれる人がいるかも知れません。これらの企業に出向いて、理解を求め、勧誘する方法を考えていませんか。

議長（近藤 保君） 吉澤町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） 議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、現在の消防団員の職業別について報告をさせていただければと思います。

まず、農業に携わる方が11名、工業が1名、建設業が10名、製造業が16名、電気、ガス、供給水道業が1名、運輸通信業が3名、卸売、飲食店11名、金融保険業4名、サービス業11名、公務員関係47名、その他5名というような内訳になっております。先ほど議員の質問等がありましたように、町事務局といたしましても、今までのシステムがなかなか機能しなくなっているということを十分に把握し、踏まえ、今後は町内にある各企業の方々へ消防団員に対する不足を補う協力依頼等を前向きな姿勢を持ちながら、取り組んでいければと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） 企業にも今後は働きかけていく必要があるのではないかと思いますので、ぜひともお願いをしたいと思います。

また、この平成22年度の消防団員全体で支払いが710万円、年間で平団員は3万9,000円、分団長で29万5,000円、報酬を上げれば団員が補充できるものではないと思いますけれども、この見直す考えは。

それと、予防消防、後方支援といった形でさっき話が出ていました女性消防士の加入等はいかがですか。

議長（近藤 保君） 吉澤町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） 議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目、消防団員の報酬の関係ですが、確かに現行の金額が以前から据え置かれているということになっているかと思っておりますので、今後その辺を含めた中で、時代に即したのものになるよう見直しをしていければという形で考えておるところでございます。ただし、私も先ほど消防団員でお世話になったということで、触れさせていただきましたが、消防団員皆さんが町民の生命と財産を守るために報酬等をふやしてくれということではなく、できる限り皆さんのお役に立ちたいというような気持ちを持ちながら消防活動に従事をしていただいているということもあります。その辺は、今後消防団の方と直接話し合い

ながら、前向きな検討をさせていただければと思っているところでございます。

続きまして、2点目の女性団員ということなのですが、やはり女性となりますと、当然男性と比べると、体力等異なる部分がありまして、ある程度携わっていただける範囲が限られてくるということで承知をしておりますので、できれば、初期消火等で水利が、消防自動車が出動して、火事現場に行った際に、ここに防火水槽がありますよ、ここに消火栓がありますよというようなご案内をしていただくとともに、周辺は、当然道路上が車両等で混雑をするようなことも予想されますので、その辺の整理等にも当たっていただければということで、特に消防団員の不足、それから消防団の取組みについて、前向きな啓発活動をしていただけるということで考えておりますので、ご理解のほどをよろしく願いをいたします。

以上です。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） 少し人員と覚地時間についてお伺いします。

平成20年には火災発生数が16件、被害総額4,493万6,000円、平成21年は少なく、7件で損害額812万8,000円と、被害はこれだけです。そして、問題なのは消防団としての年間行事があるわけです。出初式、秋期点検、歳末警戒、ポンプ操法などを決定している行事の決まっている行事すら約50%の団員しか出られない。出ていない。参加できない状況です。この辺もいかに、こういう行事も参加してもらうか、要するに意識づけをしていくのか。火事は最初の3分間といいます。広域消防が早いから大丈夫だと思える人は皆無でしょうけれども、昨年7件の火災の際、現場到着の各分団の人員数と時間数をお伺いします。通報から到着までの覚地時間、これが問題であります。町民はあの真っ赤なポンプ車を見れば安心するわけです。その辺のことと。

それともう1点、各世帯に消火器の有無、更新確認、火災報知機の取り付け等は全部把握されているんでしょうか。

それともう1点、時間の関係で早目に言いますが、町にも高層建物があります。これからも町が発展してくれば、高層建築というのは予想されると思います。現在町には8階建が1棟、5階建が1棟、4階建が8棟あります。15メートル以上の建物が3棟あります。今のポンプ車では、この火災には対応できません。これから先、この高層建築に対して、いずれははしご車等も勘案しなくてはならないでしょうけれども、この消火器の確認と火災報知機の取り付け、はしご車等の案件はどのように思っているのか、お願いします。

議長（近藤 保君） 吉澤町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） それでは、引き続きまして、議員からの質問に答弁をさせていただきます。

まず、火災出動人員について触れさせていただきます。

平成22年度の火災発生件数につきましては、年間で16回ございまして、当然のことながら、それぞれに出動人員は異なっており、具体的に表現するとすれば、最小出動人員が6名、最高出動人員は54名とのことであり、平均にならしますと、1件当たり23.9名の出動ということでございます。ちなみに、災害時における出動人員は平均で31.5名とのことでありますので、参考までに申し添えさせていただきます。

なお、消防団の場合は、町外への応援区域もありますので、つけ加えさせていただきます。そこで、結果的には1火災発生ごとに20.8名に出動していただいておりますが、この数字が高いのか低いのかは何とも判断をしかねるものであります。なお、火災発生時刻等にもより、出動人員は左右されますので、その旨を申し添えさせていただきます。つきましては、より多くの団員の方々が出動できるような体制づくりに努める必要があることから、可能な限りの対応等をしていければと思っているところでございます。

さらに、覚地時間、火災現場到着時間についてですが、なかなか一概に何分とは言えないところではあります。一般的なものでおおむね15分程度になるものと考えております。ただし、深夜等の火災の場合には、当然のことながら、通常はだれでも就寝をしているということでございますので、20分から25分程度になり、通常よりは10分程度遅くなるものと判断をしているところでございます。

さらに、消防車による出動は火事場までの間に交差点等を通過することなどから、少なくとも2名以上は必要となりますので、よほどのことがない限り、1人では出動しないようにしているため、その待ち時間も加わりますので、つけ加えさせていただきます。

それから、消火器、また火災報知機の確認はできているかということでございますが、記憶しているところでございます。各消防団員、各分団が地元の方々に対して、消火器の耐用年数が決まっておりますので、詰めかえ等は消防団の方で取り扱っていると思っておりますが、消火器の設置、火災報知機の確認をすべてというところまでは至っていない状況ということで把握しているところでございます。

また、本町でも幾つかの高層建物があるということから、その消火に対して、今の機能では果たせないのではなかろうかということで、はしご車というお話がありましたが、これにつきましても、なるべく時代に即した機能を持っていなければ、いざ有事の際の対応ができませんので、実情を十分に把握した上で、今後の対策等に力を入れていければと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

- 14番（齋木輝彦君） 現場の補償内容について、災害のときに、消防車の出動での事故補償、または現場でのけが、最悪の場合死亡補償、内容は、通報、連絡が来て、その消防車に間に合わない、現場に問題にしたのは自家用車で向かう団員も当然いるわけです。そのときに事故が起きた場合、保険はいかにして払うのか。消防車に乗って、現場でというのはわかりますけれども、当然自家用車で急ぎながら事故があった場合、その辺の、私は火災現場に向かって事故に遭ってしまったという、その証明することと、それを認めて事故補償するのは非常に難しいんですけれども、その点についてお願いをします。

議長（近藤 保君） 吉澤町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） それでは、引き続き議員の質問にお答えさせていただきます。

当然のことながら、火災現場等において公務災害が発生した場合は、その補償は担保されているところでありますが、まず、補償基準額とのことで基礎額と扶養加算額とで構成されております。また、損害補償につきましては、療養、休業、傷病、障害、介護、遺族、埋葬補償等があり、福祉事業といたしましても、外科後処置、補装具、それから旅行費、アフターケア、休業援護金、在宅介護の介護人の派遣、奨学義捐金及び支給金、就労保育義捐金、傷病特別給付金、障害特別支給及び義捐金、遺族特別支給及び給付金、長期家族介護援護金などがあります。

それから、自家用車に対しましては、原則的に火事場へ向かうとのことであった場合は、認められているところであります。しかしながら、自家用車の場合は、緊急車両等の扱いにはならないため、当然のことながら、一般的な交通ルールを遵守した上での不慮の事故が対象となります。なお、物損のみの場合につきましては、まずは個人が掛けている保険が優先であり、見舞金とのことで10万円を限度に損傷の度合いによって支払われるということでございます。なお、今までは消防団員には詳細等の説明がなされていないようでもありますので、東日本大震災の教訓を生かして、当然のことながら、配偶者等もおられる団員が数多くいる状況であるため、今後につきましては団員はもちろんのこと、配偶者へもその内容を把握してもらっておき、少しでも不安解消をする必要があると判断されることから、しかるべき時期に説明会等を行いたいと考えているところでございますので、参考までに申し添えさせていただきます。以上です。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

- 14番（齋木輝彦君） 転ばぬ先のついで、早くに安全安心な暮らしをお願いしたいと思います。

時間の関係で次にいきます。

いじめの問題についてお伺いいたします。

先ほど大沢教育長の所信と抱負についてはお伺いしました。よりよい社会環境の整備と熱意を持って尽力いただけるものと大きな期待をしているところであります。ぜひとも全知全能の力を傾注して、町教育界の発展のためにお願いをしておきます。

本題に入りたいと思います。いじめは永遠のテーマであります。命の尊さをいかに子供たちに教えていったらいいのでしょうか。学校、教職員、教育委員会、PTA、地域、家庭、警察挙げて防止に全力を挙げていますが、後を絶ちません。なぜでしょう。このいじめの定義も少し変わりました。今までとは、平成6年の調査から定義が改められて、いじめは一定の人間関係のある者から心理的、物理的攻撃を受け、精神的な苦痛を感じているものとなりました。なお、起こった場所は学校の内外を問わないとなっております。古くなりますが、一番最初に起きたのは、平成12年の福岡県で中学生が自殺をしております。これは中学に入った途端に殴る蹴るの暴力、恐喝によりお金を取られる。これはいじめではありません。これはもう犯罪です。また、昨年川崎では、いじめられた友達を救えなかったとして、その中学生が命を絶ちました。その後、いじめによる原因と思われる自殺が後を絶ちません。昨年県内では、桐生の小学6年生の——さんが自殺をし、教育界に大きなショックを与えました。

両親は学校側の不適切な対応だと、学校所在地の市と県を相手に3,200万円を求めて係争中です。両親は自殺した子供の成長を見る姿をイメージできないと言っています。よく「時は解決する」と言いますが、そんなことはないようです。そして、近々では、8月31日、2週間前です。札幌の中学生が親と教師が見ている前で9階のマンションから飛び降り自殺をしました。親の見ていますよ。親の気持ちは、心情は絶するに余りあると思います。マンションの壁の落書きに、「ここから落ちて死ね」と書かれていたようです。当然いじめによる自殺だと思います。

また、これらによる不登校、保健室児童もいるようです。いじめられる側にも原因があると本気で思う人もいるようですが、自己中心的、不潔、動作が遅い、問題がある子はいじめられても仕方がないという理由もあるとすれば、ほかの人を傷つけてもいいのでしょうか。そのいじめてもいい理由はだれが判断するのでしょうか。人間みんな一人一人違います。外見も正確も、人間の個性なんです。憲法では「すべての国民は法の下に平等であって差別されない」と書かれてあります。人に傷つけられても仕方がない理由など持ってくる子供は一人もおりません。倫理にも劣る子供はいるだろう。それは大人、教師、親、地域、社会が児童を教育するわけです。まず、人を傷つけてもいい権利などだれも持っている子供はいないはずで

まず、人権的見地からその辺の所感をお願いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） いじめについて答弁させていただきます。

いじめ問題につきましては、平成21年3月に、齋木議員から質問をいただき、お答えしておりますが、改めてお答えいたします。

いじめは重大な人権侵害であり、許されないことだと思っております。ただ、いじめは人間が集まるところに常に起こり得るものだとも私は思っております。だからこそ注意が必要であると言えます。どの子にも、どの学校においても、起こり得るということは常に念頭に置いて、小さなことも見逃さず、すぐに発見し、適切に指導し、早期にいじめを防止することが大切だと思っております。

具体的な対応につきましては、教育長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） それでは、補足答弁させていただきます。

先ほど町長がご答弁申し上げておりますとおり、いじめは重大な人権侵害でありまして、人間として絶対に許されない行為というふうに考えております。そうした考えのもとに、吉岡町それぞれの学校では、いじめを許さない学校づくりを掲げまして、子供たちの教育に当たっておるところでございます。

まず、小中3校とも、1カ月に一度、いじめや悩み事に関するアンケートを実施しております。アンケートでは、いじめの可能性の段階で把握できるよう、悩み事につきましても書けるようにしておるところでございます。その結果でございますけれども、いじめの認知件数は各3校とも4月から8月まではゼロということではございました。ただ、子供同士のけんか、あるいは悪ふざけをいじめられたというふうには書いている児童生徒もありましたけれども、その場合は、すぐに本人と周囲の子供たちから事情を聞きまして、必要に応じて保護者に連絡するなどして、早期解決に当たっておるところでございます。これからはすべての子供たちが明るい学校生活を送れるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） 考え方についてはわかりました。

いじめの形が変わってきたんです。いじめる人、いじめられる人、あおる人、見て見ぬ

ふりをする人がありました。ところが、現在では不特定多数からで、だれからいじめられたか特定できない。特にインターネットや携帯電話ということになります。2007年の調査ですから、パソコンでネットをしている小学生が58%、中学生68%、高校生74%、ネットがいじめの場では、いじめは今までと違う決定的には、匿名性、だれからされているかわからない。プロフやサイト、ブログ、書き込み、メールの送信は明かさなくてもいいわけです。特に、このゲームサイト、いわゆる出会い系を誘発させるものには問題があります。昨年の7、8月ですかね、小学生がサイトに殺人予告をしました。10歳の子供ですよ。親は全く知らなかった。学校は全部集団下校をさせるようなことがありました。それから、中学生では、ウィキペディアというオンライン化したものを使うと、答えがほとんど同じになってしまうという、この辺、自分専用のパソコンを持っている子供もいるでしょう。今後もっと普及をしていくと思います。吉中の子供の何人の子供がインターネットを利用しているのか。また、学校裏サイト、有害サイトの認識を保護者が承知をしているのか、聴取はしてあるんでしょうか。

また、パソコンのフィルタリングはしてあるんでしょうか。わかりましたら、数値でお願いします。

議長（近藤 保君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） まず、吉岡中学校での平成22年度の調査によりますと、携帯電話の所有率は1年生で27%、2年生で35%、3年生で40%となっております。

それから、先ほど議員がおっしゃったネットのフィルタリングですが、群馬県の調査によりますと、携帯電話のフィルタリングに加入していると答えた子供が小学校5年生で25.3%、中学校2年生で40.6%ということで、大変低い加入率でした。子供が利用する携帯電話につきましては、フィルタリングの加入というものは法律で義務づけられております。今後も携帯電話の使用に関する保護者を対象にした説明会等でこの辺のところを十分啓発していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） チャットメールとチェーンメールについてお伺いします。

このチェーンメールというのは同じ時間にサイトを接続して、複数の人が文字で会話できるわけです。非常に便利なんです。最近はこれに小型マイクがつくボイスチャット、あるいはカメラつきの動画チャット、いわゆるカメラと同時にしながら話ができると。いわゆる出会い系サイトと言われる異性間で利用されているものも多いわけです。これらに子

供ながら面白半分に自分の下着姿を映したり、これを悪用する大人もいるわけです。この小学校では少ないと思いますけれども、吉岡では、チャットメールの把握はしているのかどうか。そして、家庭との連携はどうなっているのか。

また、チェーンメールについてはメールが送られてきて、すぐに返事をしないといじめられる。無視に遭ったりする。また、メールのやり取りで睡眠不足になっている。こういう子供がいないのかどうか。保護者は、家族は知っているのか。調査はしているのでしょうか。大人の目につかないように設けてある学校裏サイトは、特定の生徒間をターゲットに、非難、中傷するいじめの温床であります。この実態調査をしてあるのでしょうか。

また、このサイトはほとんど携帯電話からでないとアクセスできません。これらを見守り、なくす努力が必要であります。

そこで、サイバーパトロールの取り組みは考えているのでしょうか。1校の学校の大きさにもよるのでしょうかけれども、費用が50万円ぐらいかかります。児童、生徒、保護者に定期的に現実にやり取りされているメールがこれで確認できるわけですがけれども、この辺のことを考えているのでしょうか、お願いします。

議長（近藤 保君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） ネット上のプロフなどに特定の個人に対する書き込みがされていたり、いわゆる学校裏サイトに書き込まれたりという実態はあるものというふうに認識はしておりますが、その性格上、その全貌を把握することは非常に困難でございます。先ほど議員がおっしゃったように、暗証番号が設定されていたり、携帯から暗証番号を入れないと入れないというふうなことがあります。その全部を把握することは困難ですが、その情報等が生徒から寄せられた場合には、警察や教育委員会もそうですが、警察と連絡をいたしまして、学校教育委員会、警察と一体となりまして、そのサイトの封鎖等の措置が行われるような準備はしておるところでございます。

今後、ネットの適切な活用について、適切に入学説明会、あるいは学年集会等で保護者と生徒に啓発していきたいと考えております。以上です。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） それでは、時間の関係で、携帯電話についてお伺いします。

本来は子供の安全を守るために、場所の確認をするために、登下校や塾、スポーツ活動などの行き帰りに誘拐や暴力に遭っていないように持たせたんでしょけれども、連絡がとれるような目的が本来だと思えますけれども、これからの電話はほとんどはスマートフォンとなるでしょう。これはインターネットにつなげ、メールができて、ゲームとカメラ、

音楽が聞け、映画も見られる、漫画でも全部見られる。これが電話なんですか。特にこの最近のゲームはバイオレンス的なものが多いわけです。これが子供にとっては電話でなくておもちゃになっていないでしょうか。本当に必要かどうか問題だと思います。我が子の安全を守るための電話が犯罪に巻き込まれたり、いじめの道具となっているのが現状です。この電話がリスクとなる皮肉な事態となっているわけです。今小学生で持っている人が30%、いわゆる残りの70%は持っていないと。そうすると、販売会社は市場拡大、売ればよいということで70%に目を向けるわけです。この辺も問題になると思います。

また、小学生が携帯を持つきっかけは親が持つように言われたからが43%、親に買ってほしいと言われたのが32%、親の同意を得なければ子供は買えないわけですがけれども、この携帯が本当に必要かどうか、問題があると思います。

また、学校では購入の際に、家庭にいかなる助言指導をしているのでしょうか。また、さっきのパソコンと同じで、フィルタリングにはブラックリスト方式、ホワイトリスト方式とあるわけですがけれども、この辺のフィルタリング、フィルタリングをするのは購入する親の責務だと思いますけれども、教育委員会としては、この制限指導等をいかにしていくのでしょうか。

議長（近藤 保君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） 議員が言われるように、携帯を持たせる保護者というのは、子供の居場所がわかるようにしたい、いつでも連絡できるようにしたいということで、プラス面を考えて購入をするわけですがけれども、しかし、現実問題としては、いろいろなトラブルが発生するわけです。そこで、携帯を持つ前に親子で話し合うことが大事かというふうに考えております。例えば、インターネット上に個人情報や顔写真を公開させない、サイトには書き込ませない、チェーンメール等は絶対に転送しないというようなことを子供に教える。そしてまた、先ほど議員がおっしゃったように、フィルタリングのサービス、先ほど議員がおっしゃいましたが、ブラックリスト方式、ホワイトリストとありますが、ホワイトリスト方式はより安全ということですので、ホワイトリスト方式によるフィルタリングというものも今後保護者の方に啓蒙していきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 齋木議員。

〔14番 齋木輝彦君発言〕

14番（齋木輝彦君） ぜひともそういう方向で教育委員会とも、学校とも、児童とも、家族ともかかわってほしいと思います。

世界から賞賛される日本人の規範意識と、自分より困っている人を思いやる尊い絆と相

反して、挙げたら枚挙にいとまがありません。

最後に、社会がいじめをしてはならないという気持ちを醸成させ、定着させることが最も重要だと思います。子供たちを守り、正しく育成するのは、私たち大人の責務であります。いじめが原因と思われる自殺、学校の管理責任が問われている事故を調査するため、県では第三者機関「県公立学校いじめ問題調査研究会」等を立ち上げたようです。しかし、これには市町村の小中学校には、教育委員会や当事者から依頼がなければ調査はしないようです。私はそうではなくて、県内すべての小中学校でのいじめ、責任事故を対象にしたらと考えていますが、この辺について町は県にすべての学校にという働きかけはしておくのか。

そしてもう時間がありません。吉岡町が、いや、すべての学校から、社会からいじめの根絶を願ひまして、今の答弁で終わりにして質問を終わりにしたいと思います。管理責任です、さっきの。

議長（近藤 保君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） このいじめにつきましては、教員が1人で対応するのではなく、組織として管理職も含めた中で、学校全体で対応していくことが大事かというふうに思っております。

それから県へのということだったんですが、先ほど教育長が答弁いたしました、毎月1回、いじめ、あるいは悩み事に関するアンケートということで、とっております、それを県の方に逐一報告をいたしております。（「終わります」の声あり）

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、齋木輝彦議員の一般質問が終わりました。

続きまして、11番岸 祐次議員を指名いたします。

〔11番 岸 祐次君登壇〕

11番（岸 祐次君） 11番岸です。議長への通告に基づきまして一般質問を行います。

項目につきましては、まず1点が、財政の現状と健全な財政運営について。それから、2点目が防災対策推進について。3点目が道路整備についてでございます。

まず最初に、財政の現状と健全な財政運営についてお聞きいたします。

最初に、国の財政状況についてお話し申し上げます。国の財政状況は、高度成長期のように、税収の自然増は期待しがたい。高齢化に伴い、社会関係保障費が経済の伸びを上回って増大し、社会保障と税制の一体改革が求められております。また、国債費の元本や利子の支払いを将来の世代に残すことから、国債に依存する財政を改善することが大きな課題になっておるところでございます。平成23年度末の国債残高は668兆円、歳入の約7.3倍となっているところでございます。それから、国と地方を合わせた長期債務残高

は892兆円を超えると言われていたところでございます。

ところで、本町では第5次総合計画を作成し、行財政運営を進めております。その基本構想は厳しい財政状況のもとで魅力あふれる自立したまちづくりを進めるために、計画的な財政運営、自主財源確保に向けた積極的投資、地方分権に対応した依存財源の確保、町財産管理の適正化などを掲げております。本町の平成22年度の一般会計の決算でございますけれども、歳入金額では約62億円、そのうち町税収入が22億円になっております。町債については、約6億円で賄われております。

また、歳出でございますけれども、借金の公債費でございますけれども、約4億円の支払いがございます。割合的には7.3%を占めております。ちなみに土木費がございますけれども、土木費が約5億円、割合では8.5%となっているところでございます。それから、平成22年度末の町債の残高でございますけれども、一般会計で52億円、特別会計を含めた額につきましては約107億円になっておるところでございます。

一方、基金、預金の方になりますけれども、全体では約30億円、うち財政調整基金は約21億円になっております。それから、主な財政分析比率でございますけれども、実質公債費比率は8.8%、それから財政力指数につきましては0.67%になっております。それから、経常収支比率でございますけれども、これは83.4%になっております。財政的基盤である財政が健全に運営されていなければ、複雑かつ多様な住民の要請にこたえ、適切な機能を持たせることは不可能でございます。

そこで、まず本町の財政状態は健全であるのか、どのようにとらえておりますかお伺いいたします。

議 長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 岸議員より、町の財政状況についてのご質問がありましたので、お答えいたします。

岸議員が申されたとおり、現在国及び地方の財政状況は、長引く不況に伴い、税収の低迷、また、高齢化に伴う社会保障関係経費の増大などにより、非常に厳しいものとなっております。このような社会情勢のもと、本町の財政状況につきましては、平成22年度普通会計決算における経常収支比率は前年度と比較して4.8%改善し、83.4%となりました。また、健全判断比率におきましても、実質公債費比率は前年度と比較して0.6%改善し、8.8%となり、将来負担比率も15.4%改善して、33.9%となり、ともに早期健全化基準を大きく下回っております。このようなことから、各指標から見ますと、現在の吉岡町の財政状況は数字的には健全であると言えます。

しかしながら、平成22年度普通会計における歳入全体に対する地方交付税や地方債の

臨時財政対策債の割合は、およそ4分の1に当たる25.8%と、決して低いものではなく、財源的にはこれらにも依存しているところが大きく、決して楽観視できる状況ではないと思っております。このようなことから、今後も自主財源の確保に向けた企業誘致等施策の町税の収納対策強化に努めてまいります。

歳出面におきましても、事業の見直しなどを実行し、経営経費のより一層の削減をはかりつつ、重要性、必要性のある事業を効果的に実施し、吉岡町がさらに魅力ある住みよい町となるよう、職員と一丸となり、健全な財政運営を目指してまいりたいと思っております。

議長（近藤 保君） 岸議員。

〔11番 岸 祐次君発言〕

11番（岸 祐次君） それでは、財政が健全であるかということを経済分析によるところで次の事項をお尋ねしたいと思います。

まず、財政の堅実性、これは財政健全化法と町債の適正管理の項目になりますけれども、地方公共団体の財政健全化に関する法律が平成20年4月から施行されているところでございます。この法律につきましては、北海道の夕張市の財政破綻が明らかになったように、従来の制度では事態が深刻化するまで明らかにならないという課題がございました。そこで、早期健全化基準、あるいは財政再生基準を設定して、財政健全化が必要な場合には、迅速な対応をとるための四つの指標が報告されております。本議会でも監査委員報告を受けて、議会の冒頭で報告されております。先ほど町長からもご報告がありましたように、実質公債費比率については8.8%、将来負担費率については39.9%、いずれも早期健全化基準を下回っておるということでございますけれども、やはりこれらの率につきましては、どういう状態であるかということを検討しなければならないということでございますけれども、やはりそういう中においては、例えば同業種の類似団体、あるいは県下の状況、そういうものがどういう状況で、現状はあるのかということをもっとお尋ねするものでございます。

それから、もう1点は、ところで町では平成17年から平成22年にまちづくり交付金で大きな事業を展開してまいりました。金額的には約26億円の事業を展開してまいりました。補助率につきましては36.7%の事業でございます。現在、先ほども申しましたように、町の元利償還金は約4億円でございますけれども、平成26年度には、元利償還金が約5億円になる予定でございます。

そこでお尋ねします。平成26年度には実質公債費比率及び将来負担比率はどのような率になるか予想されますか、お伺いいたすところでございます。

それから、今後、町債の残高、町債の残高というのは、当然反対側に基金という問題が

ありますので、その辺の現状基準、あるいは適正管理しながら、自主財源に向けた積極的な事業展開をするのか、あわせてお伺いいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、担当課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） まず、財政健全化法による平成22年度決算における実質公債費比率及び将来負担比率でございますが、各指標につきましては、先ほど町長も回答したとおりでございます。前年度と比較いたしまして、比率が改善されております。しかし、これら指標の算定につきましては、標準税収入額や普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額を合算した標準財政規模が分母となり算出されております。その結果、今年度の比率につきましては、普通交付税や臨時財政対策債発行可能額の増額により、大きな影響を受け、指標の改善に寄与したものと考えられます。平成22年度の実質公債費比率及び将来負担比率とも早期健全化基準を大きく下回っておりますが、今後はさらに数値を改善するために、町債の発行を抑制し、公債費及び町債残高を削減していくことが重要であると考えております。

次に、平成26年度の実質公債費比率及び将来負担比率の予想ということですが、実質公債費比率につきましては、仮に平成26年度の標準財政規模が平成22年度と同額と仮定し、平成26年度の予定されている元利償還金の額で試算いたしますと10.5%から11%ぐらいになると予想されます。また、平成26年度の将来負担比率は今後の地方債の借り入れ等、予想しにくいことから、試算につきましては難しい面もありますので、ご了解をいただきたいと思っております。

次に、今後の町債及び基金残高ですが、平成23年度末の普通会計の町債残高につきましては、予算ベースで52億3,166万1,000円となる予定です。来年度以降につきましては、今後の税収や事業による増減はあると思われませんが、交付税算入率の高い起債メニューなどを有効活用しつつも、町債残高がふえることで、実質公債費比率や将来負担比率にも悪影響を及ぼすものであり、できる限り抑制していきたいと考えております。

また、財政調整基金残高につきましては、平成22年度末残高20億6,475万6,000円でございます。最も残高が多かった平成20年度末残高の22億5,633万3,000円と比較して、約1億9,000万円ほど少ないわけですが、今後、より一層事務事業を効率的に実施し、計画的で安定した財政運営を図ることにより、基金残高

の増加に努めてまいりたいと思っております。しかしながら、自主財源確保に向け、基金の有効活用を図り、積極的に投資することで、外から見ても魅力あるまちづくりを実現し、それが結果として企業誘致促進及び生産年齢人口を増加させることなどにより、税収増につなげていくことも必要かと考えております。

議長（近藤 保君） 岸議員。

〔 11番 岸 祐次君発言〕

11番（岸 祐次君） ただいまの平成26年度の公債費負担比率、あるいは実質公債費比率についてお伺いしたところでございましたけれども、今のお話ですと、5億円に関して10.5%から11%が実質公債費比率ということでございます。ちなみに、財務指標を見た場合には、まだ平成22年度というのは統計的には来年の3月に出るんですけれども、平成21年度の例えば県からだとか、いろいろな表が出ておりますけれども、ちなみに平成21年度の実質公債費比率の群馬県内の平均というのは11%というような数値が出ています。そういうことからすると、吉岡町の平成26年度の率がちょうど群馬県の平成21年度の平均になっているというような状況でございます。一応まずまずのところに来ているのかなということを確認させていただいたところでございます。

それでは、次の質問に入ります。それから次に、財政基盤の確立と財政の弾力性は、これにつきましては、財政力指数と経常収支比率がでございます。それで、この本町の財政力指数は平成22年度が0.67%、前年が0.68%ということになっております。この財政力指数につきましては、3年間の平均ということで、ポイントだけ前年対比すると0.01ポイント下がっているだけなんですけれども、前年から見た場合にはそれ以上下がっているというような状況でございます。この財政力指数の推移を見ますと、平成17年度が0.58%でございます。それでちなみに平成21年度は0.68%ですので、0.1%、順調に吉岡町では財政力がついてきているというような状況下になっておりますけれども、今年度はちょっと下がっているなという状況下にあります。

それから、もう1点の財政構造の弾力性を判断する指標に経常収支比率というのがあります。この経常収支比率につきましては、町内の座談会等でも多くの質問がされているところでございます。すなわち基本的には、この経常収支比率が本当は80%以下であれば、設備投資したり、いろいろはっきり言うと、収入100円あって、その食べていくのに80円、あと20円くらい設備投資できるというようなことで、80%未満であれば財政運営は非常にいいんだというようなことでありますけれども、近年の調査を見ていると、随分90%以上、または町村によっては100を超えているというふうなことで、非常に経常収支比率等については新聞紙上等でいろいろ言っているところでございますけれども、吉岡町でも平成16年に80%を超えてから、平成20年度には93.6%に達しており

ます。その後改善されまして、83.4%になっておるところでございますけれども、この財政力指数、あるいは経常収支比率につきまして、町ではどのようにとらえておりますでしょうか。

また、ちょっと下がった原因につきましては、どのようなことで下がっているのか、お尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 財政力指数につきましては、普通交付税算定に用いる基準財政需要額に対し、基準財政収入額がどれだけの割合を占めているかの指標で、平成22年度の財政力指数は0.669であり、県下35団体中16位でございます。指数が高いほど自主財源である税収等が高く、財源に余裕があるということでございます。逆に指数が低いということは、財源に余裕がなく、普通交付税など依存財源に頼った財政運営をしなければならぬということになります。吉岡町においても、町税の収納対策強化などにより、一層の自主財源の確保が重要であると考えております。

次に、経常収支比率につきましては、岸議員の話されたとおり、財政構造の弾力化を示す指標であります。経常的に実施される事業の見直しを図り、その経費を抑制することにより道路等の整備や教育施設の改修など、投資的な経費に使える財源が増加することを意味しており、経常収支比率を改善していくことは、非常に重要であると考えております。

また、あわせて、財政力指数と同様に、自主財源である町税の確保ということも同時に進めていかなければならないことであると考えております。

次に、財政力指数が0.01ポイント減少した要因であります。基準財収入額の費目であります町民税、所得割及び法人税割などが不況の影響で減少したことが挙げられます。また、経常収支比率が4.8ポイント改善した要因につきましては、地方交付税が1億5,768万4,000円、前年度比15.1%の増加、地方交付税が1億5,768万4,000円前年比15.1%の増加、臨時財政対策債が1億1,380万円前年比38.4%増加など一般財源に当たる収入が増加したことなどが挙げられます。

議長（近藤 保君） 岸議員。

〔11番 岸 祐次君発言〕

11番（岸 祐次君） 財政力が低下した原因については、長らく経済の低迷、あるいは円高不況によるところが下がった原因ですと。それから、もう1点の経常収支比率が下がった点につきましては、臨時財政対策債、この辺が4億幾らあった関係ですとのお話だと思えます。

そこで、この臨時財政対策債、借金なんですけれども、この臨時財政対策債なるものは

どういものか、ちょっとコメントをお願いします。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 臨時財政対策債でございますが、起債であるわけなんです、本来地方交付税として国で地方に配分されるわけでございますが、平成13年のときに、そういう財源がないことから、地方に借金をさせて、その分の元利につきましては、基準財政需要額の中に算入をして、そういう手当をするということで実施されております。国の方でいうと、交付税の一部ということで、そういう議会等にも説明をしてくださいということで言われております。

以上です。

議長（近藤 保君） 岸議員。

〔11番 岸 祐次君発言〕

11番（岸 祐次君） 先ほど平成21年度の群馬県下の町村地域でありますけれども、これ平成21年度、ことしじゃないんですけれども、去年の場合で、調査平均が88.6%だということでございます。そういうことで35町村中10位ということで、経常収支比率についてもまずまずのところにいるのかなということを確認させていただきました。

それから、次の質問に入ります。基本的には、その経常収支比率を下げるためには、やはり財源確保が一番大事ではなからうかと思うのでございます。第5次総合計画では、自主財源の確保では、例えば地域産業の振興、あるいは企業誘致、住宅宅地開発の促進、若者の交流、雇用などを重点的に進め、歳入確保に努めますとございます。企業誘致につきましては、6月の議会で、金谷議員が日赤誘致の問題、あるいは新駅誘致、あるいはトップセールスとしての町のイメージをどう推進してかなどを質問しておったところでございます。本町では、上毛大橋、吉岡バイパス、前橋渋川バイパスなど、道路交通条件の飛躍的な改善がありました。これからも高渋バイパス、あるいは吉岡バイパスの推進や周辺の地域開発を行い、企業がみずから町内に出店、あるいは出社する環境が大事と考えているところでございます。

それで、企業誘致に当たりまして、一言お聞きしたいのは、本町には水を資源にしたトップセールスをすべきと考えております。先日、県央第一水道の浄水場を見学してまいりました。当日は雨のせいもありましたが、取り入れ口の水は茶色く濁ってまいりました。町には自然豊かな新幹線のトンネル原水があります。この水は、実にきれいです。飲料水を取り扱う企業は数多くありますし、この水を有効に活用してはどうでしょうか。「水を制するものは世を制す」とも言われております。

それから、水の関係でございますけれども、町には工業用水の配管が布設されていると

のことでございます。渋川から群馬町の三益半導体に関越道の側道下に布設され、吉岡町を通過しているとのことでございます。この水は、県の企業局の管理でありますけれども、県の企業局との連携を密にし、企業誘致というものをやっちはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 企業誘致は財源の確保に有力な手段で、ぜひとも優良企業の吉岡町進出の実現が待たれるところでございます。第5次総合計画にもありますように財源の確保、そしてまた若者の働く場づくりの観点からも企業誘致を推進していきたいというふうを考えております。町には農村地域工業導入法によって誘致をいたしました株式会社三甲、そして株式会社大塚工機があります。三甲は新幹線のトンネル原水を利用して稼働しておりますが、トンネル原水の利用には一定の制限がありますし、湧水をくみ上げ、これを安定的に供給することになると、町もかなりの負担が生じています。トンネル湧水のほかに、先ほど議員がおっしゃったように、吉岡町は渋川工業用水の埋設管が通過しており、高崎市方面に供給しております。こうした用水の利用も検討する必要があると思っております。また、工業用水につきましては、吉岡町漆原地区に供給できるように途中にバルブ等の設備も設けてあるところというふうに聞いております。今後も水の利用をセールスポイントして、PRしていくことが重要だというふうに考えております。

また、一方では、企業誘致の条件はまとまった一団の土地の確保をしなければなりません。吉岡町の候補地はすべて民地ですから、土地の所有者の意向や了解の上で誘致しなければならないという点と、土地の価格が近隣の市町村と比較すると非常に高く、しかも平坦地でないということから、造成費がかさむ点に企業の進出が思うように進まない問題があります。また、企業の進出意欲や設備投資、円高や人件費を含めたコストの問題などで、躊躇している企業も多いのではないかとというふうに想像されます。企業誘致を進めていく必要は強く感じているところでございますが、状況をよく見きわめ、今後も土地利用計画をにらみながら、農用地の確保と、そして財源の確保の両面から積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（近藤 保君） 岸議員。

〔11番 岸 祐次君発言〕

11番（岸 祐次君） 水を活用したトップセールスをご期待申し上げます。

それでは、次の質問に入ります。農業と住宅環境の問題についてお尋ねいたします。

第5次総合計画基本構想では「人と自然のかがやく丘の手タウン吉岡町」をうたってあるところでございます。吉岡町は10年後には2万2,000人が予想されております。

労働人口の増加を期待した政策が打ち出されております。教育施設の充実、子育て、子供を育てる環境づくり、人と自然が調和した住みよいまちづくり構想が進められております。子育て環境には子供が遊べる公園の設置、あるいはほどよい風の吹く環境は子育てには快適でございます。農業と住宅環境の問題が昨今あるようでございますけれども、やはり畜産団地の取り組み、あるいは畜産農家への悪臭防止対策、最近では10%をやっているところでございますけれども、ここからやはり住民が働く、来てもらうためには、この辺が大事ではなからうかと思うところでございまして、農業と住宅環境問題につきまして、どのようにとらえておるか、お伺いいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 農業と住宅環境問題についてどのようにとらえているかのご質問であります。全国的に少子高齢化傾向が続いている中で、吉岡町におきましては、都市計画道路を初めとする幹線道路の整備が進み、上毛大橋の開通、駒寄スマートICの設置など、交通の利便性が著しく良好になり、幹線道路の両サイドに大型店舗等が進出しております。そして、災害も少なく、住環境にも恵まれているため、住宅立地が進み、人口の増加が続いておるところでもあります。

一方では、近年、農村周辺の宅地化により、混住化が進み、環境汚染問題も年々多くなってきております。今後、農地、宅地が共存共栄するためには、住環境の保全、確保を図りつつ、健全な農業経営を成立させる適切な対応がこれまで以上に求められています。特に、畜産に起因する悪臭問題に対しましては、悪臭防止用の資材購入に対して、補助なども行ってきましたが、環境保全のためには新たな対策を考える時期に来ているのかなというようには思っております。

議長（近藤 保君） 岸議員。

〔11番 岸 祐次君発言〕

11番（岸 祐次君） 悪臭対策につきましては、検討をお願いいたします。

それから、税収の収納確保の関係でございます。やはり収納確保というのは非常に大事なことでございまして、税務署では理解納税の勤奨、あるいは集中電話催告センターなどを設けまして、滞納の整理をやっているところでございます。国では、平成20年1月からコンビニ納税が始まっております。平成23年度の申告では112万円の納付がございました。そこで、町でも以前からコンビニ納税のお話を何人かの議員の方が質問されているところでございますけれども、町ではこのコンビニ納税のお考えについてはどのようになっておるかということをお伺いいたします。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） まず、収納向上対策ということでお話ししたいと思います。

平成22年度には、収納部門の正規職員を1名増と、臨時職員2名を採用し、収納部門の強化を図りました。増員によりまして、預貯金への差し押さえ102件、給与等の差し押さえ9件、不動産の差し押さえを46件、合計157件の差し押さえを行いました。前年度の2倍の差し押さえを行い、滞納者への滞納処分を大幅にふやすことができました。処分の増加に伴い、滞納繰越額の収入額を前年比1,424万4,000円増、前年の1.4倍とし、収納率が前年比0.6%増の92.5%となっており、強化した効果が数字にもあらわれております。

また、具体的な向上対策といたしまして、1といたしまして平成22年度には預貯金の差し押さえ102件を行い、932万8,000円を税に充当いたしました。102件という数字は県内の町村の平均の3倍になります。今後も預貯金の差し押さえを年間100件程度目標にしていきたいと考えております。2といたしまして、給与等の差し押さえについての積極的な取り組み。3といたしまして、不動産の公売への重点的取り組み。4といたしまして、動産のインターネット公売について調査、研究をしていく等が考えられます。

また、従来から行っております管理職による滞納整理、また、県税事務所との合同滞納整理等の実施により、税収の確保に努めていきたいと考えております。

その中でコンビニ納税についてですが、納税者の利便性の向上、また、納期内納付の推進等においても必要と考えております。来年度より実施すべく現在システムの改修とあわせて準備をしているところでございます。取扱税目等につきましては、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料の4税、3料の七つについて実施の予定をしております。

議長（近藤 保君） 岸議員。

〔11番 岸 祐次君発言〕

11番（岸 祐次君） コンビニ納付につきましては、来年度から実施するというようなお話でございます。

次の項目に入ります。経常経費の人件費・扶助費・物件費の割合についてでございます。

この割合につきましては、検討いたしましたところ、本町では人件費は18.2%、類似団体の中でも非常に少ない中にあります。それで職員数につきましては、人口1,000人当たりの職員数では、前年でいいますと4.51、あるいは類似団体では8.46、群馬県平均では7.5と、一番職員数の少ない状況でやっております。このような傾向と結果でございます。

それから扶助費につきましては8.1%ということでございます。この扶助費については、医療福祉、あるいは保育所経費が入っている関係で、これは先ほどの人件費とは違ってきて、類似団体の中でも一番多い町になっておるところでございます。

それから、物件費でございますけれども、物件費につきましても16.5%ということで、類似団体63の中で60位ということで、これも高い位置でございます。すなわち物件費というのは、賃金、あるいは委託費が充てられるということございまして、要は本町では非常に行財政改革の中にあつて、人権費を節約しまして、扶助費、あるいは物件費に充てられるということがうかがえるわけでございます。

そこで、お尋ねいたします。

町ではこの経常経費の割合をどのように考えておりますか。今後さらにその職員を減らすべきでしょうか。その外部団体へ外部委託、あるいはアルバイトの登用を図っていくのか、今後どのようにその割合を、運営していくのかということをお伺いいたします。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 経常経費の割合についてお答えをさせていただきます。

経常収支比率の全国類似団体の比較につきましては、現在平成21年度決算における数値が公表されております。この数値により説明をさせていただきます。

まず、経常収支比率に対する人件費の割合でございますが19.8%で、全国の類似団体63団体中4位であり、職員数が類似団体で一番少ないことから、低水準となっております。その反面、扶助費の割合が8.6%で、全国類似団体63団体中63位であり、非常に高い水準となっております。扶助費に関しては、福祉や医療への経費であり、手厚い福祉サービスを実施するという観点から見れば、人口増の著しい町でありますので、扶助費に係る経費は増加していくことが考えられます。しかしながら、経常収支比率が高い水準であるということは、財政運営の観点から見れば、決していい状態とは言えません。委託事業の見直しにより、物件費の抑制や特別会計の事業の効率化による一般会計からの繰出金を抑制することなどによりまして、福祉や医療へのサービスを低下させることなく、経常収支比率を抑制し、弾力性のある財政運営を実現させたいと考えております。

議長（近藤 保君） 岸議員。

〔11番 岸 祐次君発言〕

11番（岸 祐次君） 本町では、平成11年3月29日に、総務省から地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針ということで、本当に多くの取り組みをやってきまして、さっき言いましたように、人件費を削って、外部委託、あるいは学童保育についても社協に委託したというような状況下になっておりますけれども、今後につきましては、人口増

を考えると、私は現状維持、あるいは職員数をふやすというふうな状況にしていくべきではないかというふうに思っています。

それで、経費削減対策として、1点目には、職員の再任用という制度があるんです。これは国家公務員でも退職した職員を採用しておりまして、昨今では非常に長寿化を迎えて、職員の中にあっても、常に希望する職員が多いというお話を聞いておるところでございますけれども、この人件費削減対策の中では、再任用について町ではどのようなお考えをしておりますか、お伺いいたします。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 再任用の制度ですけれども、吉岡町にも一定の条件を満たせば再任用の制度はあります。25年以上勤務し、退職した職員に対して、本人の同意を得て再任用の職員として従事してもらうことになっております。業務の内容は、退職前と同様の職務を行うことになっていきますので、比較的一般職での希望は難しいというふうに思っております。

また、参考までに、今年度平成23年度1名の職員がこの制度の適用を受けて、現在給食センターの職員として勤務をしている状況になっております。

議長（近藤 保君） 岸議員。

〔11番 岸 祐次君発言〕

11番（岸 祐次君） それでは、次の質問を、例えば、経常経費の中には、特別会計への繰出金、あるいは補助金などがありますけれども、最近補助金の見直し作業を行っているというふうなお話を聞いたところでございます。この補助金の見直し作業は、どのような状況ですか、お伺いいたします。

議長（近藤 保君） 総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 補助金等の見直しにつきましては、これまで平成17年度に審査会に諮問し、実施した以後は開催されていませんでした。今年度審査委員会の委員を新たに委嘱し、現在審査委員会を開催し、来年度予算編成前までに答申をいただけるよう進めているところであります。委員には、県を通じて紹介をいただいた共愛学園前橋国際大学の兼本教授と、群馬大学の井上講師の2名の先生をお願いし、一般公募の委員1名、学識経験者2名、自治会推薦2名の計7名で構成されています。委員会は、これまで8月9日の第1回から昨日9月12日まで、4回開催され、洗い出された116件の補助金等のヒアリングを精力的に行い、審査をしています。これから、第8回まで委員会を開催し、総合審査の結果を答申してもらう予定になっていきます。正しい補助金の使われ方、また公平

さ、さらに初期の目的を達成したものの、時代にそぐわない補助金等の見直しを行っているところであります。

議長（近藤 保君） 岸議員。

〔11番 岸 祐次君発言〕

11番（岸 祐次君） はい、よろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に入ります。

公会計の整備推進の現状について。

平成19年10月17日、総務省から各地方公共団体に対しまして、総務省自治財務局長の通知が出ております。公会計の整備推進が公表され、人口3万人以上の市町村は3年後、3万人未満は5年後までに貸借対照表、あるいは行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表を整備、作成、開示に取り組むことが求められております。本町では、公会計整備推進の現状はどのような状況になっておりますか、お尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 公会計における財務書類の作成に当たっては、基準モデルと総務省改訂モデルとに区分されます。基準モデルにつきましては、資産台帳の整備等を初期の段階から必須としているのに対しまして、総務省改訂モデルおきましては、暫定的な簡便法として毎年実施している決算統計等の集計データの活用を認めているという違いがあります。現在、吉岡町では、資産について、個々の評価を実施していないため、過去の決算統計のデータを活用した総務省改訂モデルで平成21年度決算の普通会計における貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表を作成済みであります。今年度末までに平成22年度決算における4表を作成してまいりたいと考えております。

また、今後平成23年度から平成27年度における吉岡町行政改革実施計画に基づき、段階的な固定資産税の評価及び台帳の整備を実施することにより、新地方公会計制度の趣旨に合った財務書類の作成を目指していきたいと考えております。

議長（近藤 保君） 岸議員。

〔11番 岸 祐次君発言〕

11番（岸 祐次君） 整備の方よろしくお願ひいたします。

その中で、資産の管理と有効活用という点についてお尋ねいたします。

当然、費用系統につきましては、人、物、金の管理が大事だということで、行政経営でも同じでございますけれども、当然、官庁においても、この人、物、金の管理が大事でございます。特に物の管理、価値、金額が必要でございます。当然有形固定資産の評価を行うことで、固定資産税台帳を整備し、資産の価値を的確に把握して、耐用年数、あるいは

資産価値が将来予測される修繕費、あるいは資本的支出をシミュレーションし、分析することが大事ではなからうかと思うところでございます。決算委員会でも、町の資産が報告されたところでございますけれども、土地、建物については、土地については、194万3,163平米です。あるいは建物につきましては4万8,249平米という面積のご報告があったわけでございますけれども、価値についてはなかなか数値が出ていないというような現状下にあるわけでございます。これからは当然、その評価をし、分析することが大事ではなからうかと思っているところでございます。

そんな中において、あるいは資産を管理する中では、遊休、あるいは売却可能資産、そういうものを管理した中での確な判断をしていかなければいけないと思っておりますけれども、町には遊休資産、あるいは売却可能資産というのはあるんでしょうか。

議長（近藤 保君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 本町における資産につきましては、土地、公共施設などの面積等を台帳において管理しております。しかし、個々の資産価値、評価については、まだ整備されていない部分もあるため、公会計における有形固定資産などの価格については、決算統計による普通建設事業費の集計データを活用して算出しております。ここから算出した金額ですが、有形固定資産の合計は207億円程度となります。また、売却可能資産については、5筆で4,000万円程度でございます。これら資産については、町の大切な財産でありますから、有効的に活用していきたいと考えております。

議長（近藤 保君） 岸議員。

〔11番 岸 祐次君発言〕

11番（岸 祐次君） 町には売却可能資産が4,000万円あるということで、有効活用をお願いいたしますのでございます。

それでは、次の質問に入ります。

防災対策の推進について、防災につきましては、日本の大きな地震では、大正12年9月1日に関東大震災がありまして、マグニチュード7.9、死者14万2,307人で行われました。今回の東日本大震災につきましては、マグニチュード9.0という例を見ない巨大な地震で行われました。そんな中、先日、7月4日に、議員全員で福島県の相馬市へ出かけてまいりました。被災地の現状でございますけれども、津波が襲った跡は、ヘドロが押し寄せてきまして、海岸の松が根こそぎされたものがごろごろしておりました。駅では、線路は曲がり切って、渡る階段のみが残っているのみ、周辺の建物につきましては基礎のコンクリート部分を残し、建物は跡形もありませんでした。

そんな中、立谷相馬市長から、災害時の対応について、30分ほど生の声をお聞きして

きました。その市長言うには、「やはり災害はいつ襲ってくるかわかりません。日ごろの訓練と即断即決が大事である」とお話ししておりました。地震情報があったときには、役場の3階に消防団員を集めて、400年前の先人の言い伝えを守って、即神社や高台に避難するように指示し、その多くの方が救われたというようなお話でございました。ただ、消防団員の方も亡くなったということで、非常に嘆いておったところでございます。

そこで、災害対策本部と運営訓練についてお尋ねいたします。

町では、地域防災計画、あるいは災害対策本部情報、あるいは防災会議情報、例えば職員動員計画などが制定されておるところでございますけれども、先ほども市長が言われたように、即断即決、あるいは訓練が大事であるというようなことから、町では災害対策本部の開催、あるいは運営訓練はどのような状況ですか、お尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 議員の質問にお答えいたします。

過日に発生しました未曾有の東日本大震災、あるいは今回の台風12号などによる日本全国での災害等を考えますと、当然のことながら、今までの防災全般に対する意識を改める必要があり、日ごろからいざ有事の際に備えまして、具体的な訓等への取り組みが必要不可欠であるものにとらえているところでもあります。本町では、立地的な面でも比較的に恵まれており、以前でも死者が出たような大きな災害にも遭遇していないことなどから、災害全般に対する危険意識は余り感じていないのが実態であり、さらに防災対策への意識を決して高い方ではないといっても過言ではないと感じているところでもあります。

しかしながら、このように身に迫るような各地の災害等を受けている状況から、他人事として済まされるものではなく、いつ何時、どのような災害が発生するかわからないものと真摯に受けとめ、これから自分たちができる具体的な取り組みを進めることが重要と考えております。

つきましては、6月議会定例会におきましても触れさせていただいたと思いますが、現在の防災計画等を過去における災害を教訓とし、生かし、見直しを行い、その計画等に沿った、具体的な訓練等も十分に検討して、早期に取り組む必要があると気持ちを新たにしているところであります。しかしながら、このことを取り組むためには、ここにいらっしゃる議員の方々はもちろんのこと、各種団体等のご理解とご協力なければ実現することは難しく、町民全体で取り組めるような基盤をつくる必要がありますので、今後においてはさらなる指導及びご支援を賜ればと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

詳細等につきましては、各関係課長より説明等をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（近藤 保君） 町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

防災対策に対する必要とされることにつきましては、既にご承知のとおり、各種条例及び規則やそのことに基づく計画等で定められている状況でございます。そこで、災害対策本部の開催状況とのことでありますが、このことにつきましては、災害対策基本法第23条第6項により、必要に応じてとのことになっておることから、直近では3月11日に発生しました東日本大震災直後に開催したことになります。

また、運営訓練につきましては、今のところ具体的な取り組みはほとんどしてきていない状況であります。今回の東日本大震災等による教訓を生かして、先ほども町長からも触れられたように、まずは既に策定されております防災計画について、実情に合っていない部分は改め、教訓を生かすために新たに必要となるものは追加するなど、総体的な見直しは必要と考えており、その後十分な検討等を行った上で、各種団体委員等にも参加していただきながら、少しでも実のある具体的な取り組みにつなげられればと思っております。以上です。

議長（近藤 保君） 岸議員。

〔11番 岸 祐次君発言〕

11番（岸 祐次君） ちょっと時間の関係もありますので、水害、河川対策、水路対策でございますけれども、これから台風が来て、いろいろ災害が出ているところもございますけれども、地球温暖化、異常気象によって、集中豪雨が各地で発生しておるところでございます。先日も台風12号がありまして、利根川の河川敷を見てきたところでございますけれども、利根川の河川敷のグラウンドも北の方に行きますと、あと1メートルぐらいで網を超えるかなと。あるいは午王頭川の正面を見て見ましても、もう視界から即1メートルぐらいで超えてしまうというようなことで、やはり河川の状況を、現場を見ると、危険な箇所が多く見られるところがございます。これらの中において、利根川には多くの施設もありますし、過去には午王頭川においても、あるいは橋が流された、道路が壊れたというふうな状況あるということでございますけれども、これらの河川については、どのように対応されているかお伺いを、簡単なコメントでお願いします。

議長（近藤 保君） 産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 本町の過去の風水害ということでございますが、昭和22年のカスリーン台風による被害が特に大きかったと聞いております。

被害状況につきましては、吉岡村史にその記録が残っておりまして、床上、

床下浸水、流出家屋等の被害が多く発生された旨記載されておるところであります。

その他、滝沢川裏の増水による堤防の決壊等が記録されておりますが、被害状況の詳細につきましては、ここでは省略させていただきたいと思っております。

そして、近年では、異常気象によりますますゲリラ豪雨が多発しており、私たちの想像を超える大きな被害を各地にもたらしているところでございます。つい最近では、台風12号により豪雨が河川の氾濫等を引き起こしまして、和歌山県などの紀伊半島に大きな被害をもたらしたことは、大変憂慮されるところでございます。

そこで、予想を超えた水の氾濫を想定した護岸整備等をとのことでございますが、河川断面を決定する際には、河川に流入いたします集水面積等を考慮して、流水計算をし、かつ安全率を出して、断面を決定しております。そして、それに基づき護岸整備を行っているところでございます。また、水路断面につきましても、同様に断面検査を行いまして、かつ安全率を見まして、断面を決定している経緯でございます。以上でございます。

議長（近藤 保君） 岸議員。

〔11番 岸 祐次君発言〕

11番（岸 祐次君） 時間になりましたので、あと、放射能汚染対策ありますけれども、これは先ほど質問ありましたので、要はお願いしたいのは、広報等で町の放射能の状況の掲載等をお願いするものでございます。

それから、救急救命のAEDにつきましては、最近サッカーの松田選手が亡くなったというようなことで、うちの方の南下でも総会等でいろいろAEDの利用等をやっておるところでございますけれども、住民の間からは公会堂に1個ぐらい設置をお願いするというところでお願いをしておるところでございます。

それから、もう1点の吉岡町の事故の関係でございますけれども、非常に吉岡町では交通事故が最近多くなっているというような状況下の中で、交差点を中心とした事故が非常に多くなっているよということで、交差点では小倉四ツ角、あるいは田中の四ツ角が非常に事故が多いというようなことで、当然それらの改善等を要望するものでございます。

終わりに、きょうは町の財政状態が健全であるかどうかを財政分析指標で検討させていただきました。おおむね健全であることが確認されたところでございます。これからは、厳しい財政状況のもとでございますけれども、魅力あふれる自立したまちづくりを進めるために、計画的な財政運営、自主財源確保に向けた積極的投資、地方分権に対応した依存財源の確保、町財産管理の適正化など、さらに図られますようお願いし、また、安心安全なまちづくりを期待し、質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、岸 祐次議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩に入ります。再開は午後 1 時 1 5 分といたします。

午後 0 時 2 4 分休憩

午後 1 時 1 5 分再開

議長（近藤 保君） 昼食休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長（近藤 保君） 5 番山畑祐男議員を指名いたします。

〔 5 番 山畑祐男君登壇 〕

5 番（山畑祐男君） 5 番山畑です。議長への通告に基づきまして、一般質問を行います。

質問時間が少ないので、答弁は簡単明瞭にお願いしたいと思います。

それでは、最初の質問をさせていただきます。

吉岡町の歴史の中で、近隣町村との交流はありましたが、県外の市町村との友好親善及び姉妹都市等の友好親善は行われていなかったと認識いたしております。吉岡町で初めての友好親善都市提携が今月 1 8 日に行われますが、吉岡町の歴史に貴重な 1 ページが加わることに、吉岡町及び吉岡町民にとりましてもまことに意義深く歓迎すべきことと思いません。

平成 2 2 年 9 月 1 3 日の第 3 回吉岡町議会で、齋木輝彦議員より、北海道大樹町を初めとした友好姉妹都市に関しての物的、人的、さらに災害援助等姉妹都市を中心としたもろもろの関係の質問がなされました。まさにこのたびの東日本の災害を予期していたかのごとくの一般質問で、議員には大変感銘いたしました。この質問に対して、町長は「まだその時期ではない」とのご回答でございました。そもそも北海道大樹町との出会いは、昭和 6 2 年、駒寄小学校 P T A の皆さんが児童の情操教育のために始めたサケの放流に、サケの稚魚を北海道大樹町出身者の紹介により提供していただいたのが縁の始まりと考えております。このときに対応していただいた相手方の課長が、現在の大樹町の伏見町長でございました。このたびの友好親善締結まで、およそ 2 4 年の月日が積み重なりました。昨年、道の駅よしおが温泉の開業をきっかけに、北海道産の農産物、海産物を販売するに当たり、大樹町との交流が一層親密さを増した感がいたしました。そのような折、このたびの石関町長の北海道大樹町との友好親善都市協定の締結を決意したことは、我々吉岡町民にとって、大変喜ばしいことでもあります。

そこで、質問いたします。

吉岡町初の友好親善都市締結に当たり、町長としてどのような期待と抱負をお持ちでしょうか、お気持ちをお聞かせ願えれば幸いです。

議長（近藤 保君） 町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 友好親善都市提携について、吉岡町初の友好親善に何を期待するかということ、山畑議員へ答弁をさせていただきます。

これまで縁あって北海道大樹町とは物産交流を初め、議員団の訪問、東日本大震災の被災地福島県相馬市に、被害支援援助と友好関係を深めてきたところでもあります。昨年1月に、大樹町を訪問し、合意を約束し、友好都市締結に向けて以後、事務レベルで相互に協議をしてきたところでもあります。9月18日に開催予定の柏林公園まつりで、また10月9日のよしおかふるさとまつりの会場において、協定締結を行うことで合意しております。お互いに準備を進め、予定どおり友好都市協定締結の運びとなっています。協定締結後は、お祭りに参加するにとどまることなく、人と物の交流を今まで以上に充実させ、多くの町民に大樹町を訪れてもらう機会が持てれば友好都市としての意義も一層深まるだろうと思っております。特に、将来子供たちが北海道の大自然の中で体験学習ができるような交流に発展していければ、理想ではないかと思っております。

また、相手側からお客様を迎え、吉岡町を広く紹介して、親睦が深まることができればと期待しております。今後、相手側と交流については、知恵を出し合って、交流を深めていきたいと考えております。

まず一番先に友好親善締結後の具体的な交流計画はとご質問されました。具体的な交流計画はこれからそれぞれの課で交流事業を提案し、相手方との調整のつくもの、予算的に可能なものから進めていくことになるだろうと考えております。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） 貴重なお気持ちをお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

先ほど町長より、具体的な交流計画等はこれからつくるということでございますけれども、ここの友好親善都市締結が絵にかいたもちにならないようにするためにも、後の具体的な交流計画をお聞きかせいただければ幸いです。これから細かい点は決めるかと思っております。それを期待いたしまして。

さて、ことし3月11日の東日本大震災では、北海道大樹町の友好親善都市の一つである福島県相馬市が被災されました。大樹町からは近隣の吉岡町に災害救援物資の提供の要請があり、吉岡町職員が先頭になり、いち早く災害救助物資を送り届け、多くの相馬市の皆さんから感謝をされましたことは、7月4日の吉岡町議員団の相馬市訪問でも実感いたしました。友好親善のネットワークが見事生かされ、多くの市民の命を助けることに寄与できた貴重な体験だと感じました。このように、友好親善都市にはいろいろな交流が期待され、その将来に夢が持てることと思っております。北海道大樹町は、友好親善都市の福島県相

馬市と宇宙開発関連施設で共通項を持つ神奈川県相模原市、岩手県大船渡市、秋田県能代市、長野県佐久市、鹿児島県肝付町との銀河連峰加盟国の親善都市を形成しております。

「友だちの友だちは皆友だち」という言葉がありますが、現在は無理としても、将来的に吉岡町政のさらなる外交の発展には大樹町を中心とした友好親善都市ネットワークは必ずや我が吉岡町にとってさらなる発展のきっかけになると思いますが、町長のお考えをお聞かせいただければ幸いです。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 山畑議員の方からの友好親善都市ネットワークについて答弁させていただきます。

既に大樹町と友好都市の関係にあると、先ほど議員が申し上げたとおり、福島県相馬市を初め、宇宙銀河連峰加盟国と大樹町との縁に双方理解を深めていければ、一層友好都市の結びつきは深くなるだろうと考えております。親戚が全国各地に広がり、おつき合いの機会もふえて、お互いに連携が図られれば、なお心強いと思っております。9月の大樹町柏林公園まつりの際には、銀河連邦共和国の自治体も参加することです。これを機会に、吉岡町も仲間入りをするわけですから、良好な友好関係につながることを期待しております。

今回の災害では、友好都市の大切さを痛感いたしましたところですが、もし、吉岡町が逆の立場になったとき、近くの市町村も大切ですが、遠く離れた地域からの支援も必要なのではないかと思っております。多くの自治体と何らかの縁で、親しく、また協力、連携できるように、吉岡町も心を広く、親切に受け入れていけるように努力していきたいと思っております。今後ますます友好の輪を広げていきたいと考えております。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） ありがとうございます。

我が吉岡町の外交の黎明といっても過言ではない他町村との友好親善の交流は、多くの経済的文化的な効果を生むことと大いに期待し、吉岡町のますますの発展に必ず寄与することと確信するものであります。石関町長の手腕に期待いたします。

それでは、二つ目の質問に入らせていただきます。

消防防災及び災害についての町行政の対応についてでございます。

私は消防防災施設をハードの面からお尋ねしたいと思います。

平成21年第2回町議会でも長 光子議員から同類の質問がありましたが、今、吉岡町には避難所が37カ所と、認定農業者のビニールハウスの避難所が約10カ所、防災倉庫

が3カ所、それに渋川広域分署が1カ所、消防分団が5カ所、それに多少の増減はありますが、消火栓が449基、消火ホース収納箱を280基、防火層108基等が主な消防施設でございます。消防施設では、全町を網羅できるように配置されていると思いますが、第3分団地域、寺下、寺上でございますけれども、の消火栓についての消火ホース箱の設置箇所は、他の地域は消火栓に対し約6割になっているのに対し、指摘した地域は3割と極端に少ないと感じるのですが、なぜでしょうか。

参考までに第1分団地域は平成22年度でございますが、消火栓が113、それに対し消火ホースが76の67%、第2分団では77の消火栓に対して、消火ホースは51、66%、そして第3分団は111の消火栓に対しまして消火ホースは35と31%です。第4分団は95の消火栓に対して64の消火ホースで67%、第5分団は90の消火栓に対して54の消火ホース、約6割の設置でございます。第3分団についてのこの約3割の少ない原因、いろいろと難しい点があるかと思いますが、お尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） お答えいたします。

本町におきましては、比較的立地条件等に恵まれていることから、幸いにも過去の大規模な災害を被ったことは記憶ではないものと考えられます。そのようなことから、残念ながら、以前からどちらかといえば災害に対する町民の意識は薄く、その備えは十分とは言えないことは事実ではあると受けとめております。しかしながら、今回における未曾有の東日本大震災はもちろんのこと、昨年7月のゲリラ豪雨及び過日の台風12号等を経験し、さらには、東日本大震災発生後における余震を含めた全国各地での地震発生、かつ二次災害といっても過言ではない福島原発の放射能など、もはや他人事では済まされない状況下にあるものと再認識をさせられているところでもあります。

そこで、いつ何どき大きな災害が本町でも起きないと断言できませんので、まずは行政を初め、町民全体の災害に対する認識を改め、常に高い意識を持ち、十分に備えることが不可欠であると感じているところでございます。そのようなことから、私自身、かなりの災害が発生している場合には、速やかな援助活動は当然のことながら必要であると考えておりますが、それはある程度の限界があることも事実であることから、常日ごろから町全体で災害に備えた取り組みも重要であります。かつ減災との観点をもちながら、趣を置くことが大切でなかろうかと思っております。

さらには、今までは予想すらできない多種多様な災害発生に対して、重く受けとめ、正面から向き合うことが重要であると見つめなおし、警鐘が鳴らされているものと感じております。

つきましては、今ご質問いただきました数字のことにしましては、以下担当課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 吉澤町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

消防全般の業務に携わらせていただいております本課といたしましては、各地域に優劣をつけず、町全体が均一的になるようにとのことで消防施設の設置を心がけ、当たってきたところでございます。しかしながら、議員からの質問のとおり、現在の設置状況等を確認したところ、結果的に他地域と比べ少ないのが実態となっております。そこで、なぜ少ないのかを考えてみますと、この地域は議員もご承知のとおり、以前の大型幹線道路の整備により、町内でも見られないような著しい都市化が短期間で促進され、取り巻く環境がかなり大きくさま変わりしている状況でもあります。そのようなことから、以前からありました既存集落での割合ではそんなに低い設置状況ではないと判断されますが、その後の急変に伴い、必然的に設置割合も低くなったものと考えられるところであります。さらにこの地域は、旧県道前橋伊香保線沿いに集落が連なっていることから、他地域と比べ消火栓ボックスの設置が非常に困難であることも少ない原因の一つでもあり、大型幹線道路沿線でも同様なことが言えるものと思われまます。

つきましては、結果は結果として受けとめながら、他地域と比べ少ないことの解消に向けた可能な限り努める必要があるものと判断しておりますので、消火栓ボックスの設置に向けた土地の提供について、地元として積極的にご協力いただけるとするならば、より早期に設置割合を上げられるものと考えておりますので、ぜひともご理解とご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） 将来的にふやすという方向であるということをお伺いいたしました。火災は個人の財産の喪失とともに、町にとっても大きな財産の喪失でございます。消火は初期消火が大切です。消防団、自治会を中心として、消火活動を含めての啓蒙活動及び訓練が重要であるかと思っておりますので、善処をお願いいたします。

さらに、各分団の敷地面積が狭く、敷地面積の一番広い第4分団でも1,000平米で建物が1階49.77平米です。狭いところは第1分団の敷地面積141平米に対し、建物が1階34.79平米で、この第1分団は移転が決まっているようですが、火災消火に対する訓練場所が全くどこにも見当たらないところはゆゆしきことと考えますが、常時訓

練する場所はできないものでしょうか。日ごろの消火訓練は消防団員の皆様には重要な最も大切なことと考えております。専用の訓練する場所の設置のお考えはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） それでは、議員からの質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、今までは、消防団による活動等に対する啓蒙活動には努めてきたところでありますが、具体的な消火活動等の啓蒙活動はほとんどなされていないと考えられます。そこで、消防団以外の消防及び防災にかかわってくれている各組織にもぜひとも具体的な消火活動を啓発、啓蒙することに取り組むこととともに、実際に体験しなければわからないものであるため、訓練等も取り入れながら、啓蒙活動に力を注いでいきたいと考えているところでございます。

また、その体験をして初めて理解等がなされることによって、各組織における具体的な取り組みがはっきりと見え、今後取り組まなければならない課題も浮き彫りになり、その体験を生かしたご意見等もいただけるものと大いに期待しており、そのことによって、さらなる意識改革が促され、より充実した消防団を中心とした一つの組織の構築が実現するものと思っております。

さらに、消防団が訓練できる場所の確保とのことなのですが、確かに少なからずその必要性は感じている一人ではございますが、できれば目的は違えども経費の削減にも努めることからしますと、現在において促進をしております住民広場の設置をしていただき、多目的な利用といたしまして、いざ有事の際には一時的な避難場所ともなり得ますので、その場所を利用した訓練を行うことによって、住民広場としての価値観も一段と上がり、より一層の費用対効果にもつながるものと思われま。なぜならば、現在における住民広場の利活用は、毎日とのことではないので、調整等をすれば可能と判断されるからであります。

なお、事前に消防自動車に乗った場合を想定して、その部分のみを沈まないように舗装等を施せば、不可能なことではないと考えられます。つきましては、住民広場の選定に当たり、より各分団の詰所に近いところに設置するように心がけていただければ、住民広場自体の設置への促進も図られ、かつ最も有効、効果的な多目的な利用がかなうものと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5 番（山畑祐男君） 明るい先が見えてきたというところと理解いたします。ありがとうございます。

さらに、救急活動では上野田小井戸にある渋川広域の南分署に救急搬送車が配備されているだけです。吉岡町と榛東村の救急医療救助には、この南分署を起点として、出動することになりますが、数秒を争う緊急救助が現在の場所からの出動で適切なのでしょうか。この施設は、昭和48年に建設され、敷地面積912平米、1階敷地面積は約240平米、2階は約113平米で、平成15年に30年間の土地賃貸借の更新契約を締結しております。賃料も年額20万円、吉岡町の負担分といたしましては10万円とかなり安い賃料でございますが、建設当初この位置は最も適した場所と思われませんが、しかし、榛東村、吉岡町ともに、建設当時の状況とは、道路状況、交通量、人口分布も変化しているものと思います。南分署の前面の道路は前橋伊香保線と高崎安中渋川線が交差している交差点の直近に位置し、交通量も多く、緊急出動には何らかの支障を生じることと思います。平成22年の緊急出動要望の件数は榛東村389件、吉岡町587件、計976件で、人員的には榛東村が380人、吉岡町552人、計932人の地域住民の皆様が救急の援助を受け、大変お世話になりました。

また、消防施設では、消防団の第1分団が南分署に近い上野田113の1番地に移転が決定したとのことでございます。これらを考慮すれば、唯一救急出動施設となるこの南分署は渋川広域ですが、吉岡町として道路が整備され、利便性のよい他の場所への移転は考えられないでしょうか。渋川広域の組織ですから吉岡町だけでは判断できないと思いますが、現在の地権者及び榛東村との合議の上、渋川地区広域市町村振興整備組合に提言していただきたいと考えますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 吉澤町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） 議員の質問にお答えいたします。

当時におきましては、いろいろな角度から検討等を行い、現在のところが妥当との判断のもと設けられたものと考えておりますが、現状の状況を考慮した場合には、果たして現在の位置でよいのか疑問を抱くことは当然のことではなからうかと思われま。なぜならば議員がおっしゃっているように、その時点ではよかったのかも知れませんが、それ相当な年数が経過した現在においては、当時からはすべての環境が比べ物にならないくらいさま変わりしていることは事実で、特に人口密度からしても、主に火災や病人等を取り扱っている業務等のことになると、そのことも十分に踏まえて、細部に検討等をした方がよいと考えられるからであります。

また、この関係につきましては、当然のことながら、相手方である榛東村がございますの

で、本町のみの方考え方では決められないことではありますが、榛東村の状況等も考慮いたしますと、現在では比較的村内でも南側に住家等がふえていることなどから、どちらかといえば現在の位置より南側に位置することが望ましく、建物自体も経年等から古くなっていることは否めませんので、前向きな検討はすべきであろうと判断をしているところでございます。

いずれにいたしましても、今後あらゆる条件等を考慮しながら、広域の南分署の選定等につきましては、前向きな検討をしながら取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔 5 番 山畑祐男君発言 〕

5 番（山畑祐男君） ありがとうございます。前向きに検討していただくということで安心しております。

次に、3番目の質問をさせていただきます。

第5次吉岡町総合計画（観光）についてお尋ねいたします。

ことし7月から9月にかけて、群馬県ではデスティネーションキャンペーンを行っておりますが、観光のアピールに最高のチャンスである群馬デスティネーションキャンペーンに参加しなかったのはなぜでしょうか。吉岡町の観光に対しては、平成21年第2回議会で、さらにことし3月15日、平成23年第1回吉岡町議会の一般質問の中で、南雲吉雄議員からの質問されておりますが、多くの町民が関心を持っていることと推察いたします。我が吉岡町には多くの歴史的遺産、また風光明媚な名勝が多々ありますが、残念なことに、吉岡町にとってこれらが教育的にも歴史的にも、また観光的にも活用されているとは到底認知できるものではありません。まず、吉岡町にとって観光とはどのような町行政の位置づけにあるのかお尋ねいたします。

また、町有財産である多くの観光資源をどのような方法で活用しているのかもお尋ねいたします。

町の東の玄関である道の駅よしおか温泉ができ、高渋バイパスの開通も間近となり、駒寄インターの整備を含め、観光への環境づくりは確実に前進していると考えます。では、これらの町の歴史的財産、地域財産をだれがどのようにして内外にアピールするのでしょうか。多くの町村は観光課を設け、そこが観光アピールの中心的役割となり、内外に情報発信を行っております。第5次吉岡町総合計画の中には「キラリと光る観光の町を目指します」と記されております。現在は産業建設課が観光課の役割を果たしておりますが、町職員数の少ない我が吉岡町には、増員の要請はやや厳しい感もありますが、兼務しての観

光課の設置は考えられないでしょうか。

以上、簡潔に答弁をお願いいたします。町長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

群馬DCが吉岡町を全国にPRする絶好の機会であることは当然認識をしております。昨年9月には全国宣伝販売促進会議が開催され、吉岡町も協力団体として参加をしております。そこで、観光物産小倉ぶどう、船尾まんじゅうを初め、ブレDCに間に合うように大幅リニューアルをした観光パンフレット等で吉岡町を紹介してまいりました。また、この9月17日には、渋川駅を発着点として「名瀑船尾滝と吉岡ぶどう郷で秋を満喫しよう」のフレーズでJR小さな旅の無料バスツアーを関係者皆様のご協力をいただき、計画をいたしました。公募しましたところ、定員となり、好評をいただいております。現在催行に向けて準備を進めており、あとは成功を祈るばかりです。群馬DCを機会に、できる限りの関係団体の協力をいただきながら、吉岡町をPRしてきたところでもあります。先日ボランティアの方々が森田家の庭を見せるということで、見学をしていただくということで、約40名の方が森田家の自宅に伺い、清掃をしていたというのが今実態でございます。

そうした中で、今観光課を設けられないかというようなことですが、課の設置等、専属的な人員配置は難しい面があります。ご理解を願います。このような現状ではあります。今後観光の振興を図っていくためには、近隣市町村、関係諸団体との連携を密にして、観光拠点のネットワーク化を図ることにより、積極的に町の魅力を発信していくことが大切であると考えております。そのためには、町のホームページ、道の駅などからの観光情報の発信を皆様のアイデアを持ち寄っていただくなどして、より充実させていくことを考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

議長（近藤 保君） 山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） ありがとうございました。

この吉岡町のさらなる発展と名実ともに住みよい町になるよう祈念いたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、山畑祐男議員の一般質問が終わりました。

続きまして、7番宇都宮敬三議員を指名いたします。

〔7番 宇都宮敬三君登壇〕

7番（宇都宮敬三君） 7番宇都宮でございます。通告に基づきまして、一般質問をさせていた

だきます。

私は2点、奨学資金制度についてと小学校教育（情操教育）についての質問をさせていただきます。

まず最初に、奨学資金制度について、私の長年の念願であり、昔、諸先輩方の議員の人たちに何度かこの奨学資金制度についてを質問してくださいよという、そういう話をしたことがありましたが、どうも発言の機会がなかったように思われます。ここに発言の機会を与えていただきまして、感謝を申し上げます。

日本の子供の貧困率は1980年代から2000年にかけて上昇しているようですが、貧困は経済的困窮から教育や文化的活動などの機会に乏しく、低学歴に陥りやすいと言われております。大人になっても不安定な労働や生活を余儀なくされることがあり、貧困の世代間連鎖が問題になり始めてきております。経済協力機構が共通の定義で用いて行った貧困の国際比較によりますと、日本の子供の貧困率は13.7%、約7人に1人の子供が貧困状態にあると言われております。日本の相対的貧困率は年間所得の112万円以下が貧困の定義で、六、七人に1人が当てはまると言われております。先ほどの新聞等を見ますと、作家の雨宮処凛さんも新聞に掲載しておりました。やはり六、七人に1人が当てはまるだろうということを言っています。子供の貧困率は18歳未満の子供全体の中で、何%の子供が貧困の世帯に属しているかという数字であります。

貧困状態にある子供たちの家族構成を見ますと、貧困率は母子世帯66%、父子世帯19%と、見逃せない状況であります。子供の貧困に恐らく一番大きく影響しているのが親の就業状況であろうと考えられます。親の雇用情勢の悪化が子供の貧困率を押し上げている。この傾向は特に母子世帯に著しく見る事ができるようであります。近年女性の雇用者の半数が非正規、臨時、パート、派遣などであるようです。母子世帯の母親の約5人に1人はダブルワーク、あるいはトリプルワークをしており、生活のために子供との時間を犠牲にして、一生懸命働いているようでございます。母子世帯の平均年間就労収入は170万円ぐらいだそうです。就労率は40%以下であると言われております。

そこで、吉岡町における母子世帯数と父子世帯数はどのくらいでしょうか、町長にお聞きしたいと思います。

議 長（近藤 保君） 町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） お答えいたします。

吉岡町における母子世帯と父子世帯数はどのくらいあるのか。宇都宮議員から最初に奨学資金制度についてのご質問をいただきました。親の経済的な理由によって、その子供たちが低学力、低学歴に陥りやすく、職業についてからも不安定な生活を余儀なくされる傾向

にあり、貧困が世代間連鎖を起こす心配がある。特に貧困状況は母子家庭に著しく見られる。そういったことを心配されております。最初のご質問では、吉岡町の母子家庭と父子家庭の数はどのくらいいるかとお尋ねですが、個人のプライバシーの問題もございますので、そういった調査はしておりませんが、児童扶養手当が支給されている家庭は141世帯でございます。そのうち、6世帯で父親が受給されております。ちなみに児童扶養手当とは、父、あるいは母の一方が欠けて、どちらかの一方からしか養育を受けられない、ひとり親家庭の児童に支給されるものでございます。この数値からいいますと、今現在、母親の家庭が135世帯、父の家庭で6世帯が受給されております。

議長（近藤 保君） 宇都宮議員。

〔7番 宇都宮敬三君発言〕

7番（宇都宮敬三君） ありがとうございます。先日の特別委員会の中でもこの父子世帯数、あるいはまた母子世帯数の質問があったかと思いますが、そのときも回答は得られませんでした。やはり町長おっしゃるとおり、プライバシーの問題がありますから、私も納得しております。

このような状況の中で、高等教育を受けるには経済的に負担が大きく、生活にも大変苦になるようなそういう予想されるという状態でございます。高等教育の費用負担を各国別に見ますと、日本の家計負担が51%、韓国での53%と並んで、OECD加盟国中最も負担が多いようでございます。GDPに占める高等教育への公的支出は0.5%で最低であるそうです。教育費の家計負担は授業料や通学費などの学費を占めているようでございます。家庭負担が重いのは、教育費負担の加速主義によります。具体的には、日本の状態では私立大学が多いこと、あるいはまた公的補助が少ないことによるものです。私立大学の授業料も高いが、最近では国立大学の授業料等もかなり高くなってきているようございます。このため、家計負担の割合も高くなっていて、もはや限界ではないかと言われております。OECD30カ国のうち、15カ国は大学教育が無償であるということをおっしゃっております。高等教育が無償でない日本において、低所得者層の子供が高等教育を受けするためには、奨学金や貸付金の活用が必要であろうかと私は考えております。

そこで、町長にお聞きしたいと思います。

吉岡町における奨学資金についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 吉岡町の奨学資金についての考えについてご質問をいただきました。

ご質問の中で、OECDの加盟の先進諸国の中で、教育に占める家計負担が韓国と並んで大変重く、高等教育に対する公的負担が最低であるということでありまして、勉学の意

欲がありながら、経済的な理由で就学ができない子供たちがふえていくことであれば、ある意味で資源の少ない日本にとって、国の将来にかかわる重要な問題であると思っております。小中学校においては、経済的な理由で就学困難な児童生徒に対し、吉岡町は要保護、準要保護児童生徒就学援助費によって援助を行っているところです。高校生は国の制度によって授業料が無料になったことから、親の失業や家庭の経済状況に多少変化があっても、勉学を続けられることも可能になったのではないかと考えております。また、大学生向けの就学支援制度については、議員ご存じでしょうけれども、独立行政法人日本学生支援機構で無利子、有利子の2種類の奨学制度があります。県においても同様に無利子の母子福祉資金貸付制度、群馬県生活福祉資金の教育支援資金、また、有利子では群馬県勤労者教育資金、群馬県失業者緊急教育資金がありまして、民間の金融機関でも教育ローン等もありますので、ある程度は充実しているのではないかと考えております。

議長（近藤 保君） 宇都宮議員。

〔7番 宇都宮敬三君発言〕

7番（宇都宮敬三君） この奨学費の規模もほかのOECD諸国に比べて劣っているようですが、日本においては、高等教育の学費が高いにもかかわらず、奨学金を受ける学生の割合が低いということを言われております。極めて特殊な国であるとのこと。

しかし、先日、高崎の高校の先生にお聞きしました。そうすると、かなりこの奨学金、こういうのを借りていますよという、そういうお話を聞きました。教育の機会均等のために、教育基本法第4条国及び地方公共団体は能力があるにもかかわらず経済的理由によって就学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。また、学校教育法第19条には、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を考えなければならないと定めております。先ほど町長の答弁をいただきましたが、吉岡町にもその予算の範囲内で必要な経費の一部を補助しているということいただきました。ありがとうございました。

大学進学において、このような観点から奨学金として援助していただきたいと、このように考えております。奨学金制度は、1943年以降、長年にわたり経済的理由で就学困難な学生に対して、その当時の日本育英会奨学資金という制度が創設され、2004年に姿を消して、先ほど町長が申し上げました日本学生支援機構にかわる名称でもって、第1種奨学金、無利子、第2種奨学金、利息つきという、こういう制度があるようでございます。群馬県においては、群馬県教育文化事業団の奨学金制度があるようでございます。それで、ちなみに、この近隣の町村をちょっと調べてまいりました。渋川市はこの奨学金制度があると。中之条町もあるようでございます。東吾妻町は育英資金という名目でやっておりますということです。隣の榛東村はないということです。

それで、先ほど北海道の大樹町と友好都市を締結しようとしておりますこの大樹町でございますが、昭和49年ごろから創設されて、現在高校生1名、月額1万円でございます。それで、短大、大学生は13名、月額3万円だそうです。それで、大学、短大へ一時金、入学のときに一時金ということで30万円を貸付しておりますという、大樹町からのお話をいただきました。ちなみに、大学進学時、初年度納入金が国立大学は80万円、私立大学は130万円、私立医科歯科系が500万円だそうです。

そこで、このような状況から吉岡町独自の奨学金制度の創設する考えはありますでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 吉岡町独自の奨学金制度創設する考えはあるかとのご質問ですが、先ほどお答えしましたが、国や県などの複数の機関でいろいろな制度が設けられておまして、家庭の事情によって制度の選択が可能であります。したがって、特に町の制度を創設しなくても、希望する学生はこれらの制度の利用が十分であると考えております。

なお、教育委員会の考え方につきましては、教育長から答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） それでは、宇都宮議員からご質問いただきまして、町長の補足をさせていただきます。

先ほど学生支援機構の制度、あるいは県の数種類の支援制度につきまして町長答弁の中でご紹介ございましたけれども、まず平成21年度の学生支援機構からどのくらいの学生が貸与を受けているかと。その辺のところを調査させていただいたわけでございますけれども、ちょっと調べてみますと、およそ118万人が利用しているというような調査が報告されておりました。その比率を見ますと、大学生の2.9人に1人、大学院生が2.5人に1人、専修学校生が3.3人に1人が利用されている、このような調査結果が出されております。ほかに、大学によっては優秀な生徒を対象に学校独自に就学金制度を設けていると。そういったところも数多くあるようでございます。この学生支援機構の奨学金を大変多くの大学生、あるいは大学院生などが利用されている。こういった実績がありますので、意欲のある人はこれを利用することが十分可能ではないかというふうに考えております。自治体独自に奨学金を設けているというところも先ほど議員からありましたように、前橋市や高崎市など、県内の市町村も数多くあることは承知しておりますけれども、県も含めまして、他の奨学金と併用は認めていないというところが多いようでございます。意欲のある学生は学生支援機構、あるいは先ほど町長が申し上げましたとおり、家庭の事情

に応じて群馬県の支援制度の利用等も十分考えられますので、お尋ねのありました町独自の制度を創設する必要があるのかどうか、その辺のところは今後十分検討させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（近藤 保君） 宇都宮議員。

〔7番 宇都宮敬三君発言〕

7番（宇都宮敬三君） ありがとうございます。大変私的なことで恐縮でございますが、実は私も朝日奨学生と、私は田舎が愛媛なものですから、愛媛県の奨学金で私の町の奨学金を借りまして、4年間卒業して、大変苦労した状態ですが、この奨学金によって私も救われ、今日の私があるのではないかとと言っても過言ではないと思われま。できれば、独自の奨学金も今後予算等に余裕があるようだったらご検討を願いたいと、創設をお願いしたいと思っております。奨学金制度については以上でございます。

続きまして、小学校教育（情操教育）についてということでお尋ねをしたいと思います。

近年、学校においては、陰湿ないじめ、暴力行為など児童生徒のさまざまな問題行動が顕在化し、生命を軽視するような風潮が多く見られているようでございます。学校教育では、生命尊重の心を育むこと、生き物を愛護する態度に取り組むこと、優しさ、思いやり、忍耐力を育むことが重要な課題となっております。生命を尊重し、自他の生命を大切に育む児童、生徒を育成するためには、さまざまな生き物とふれあう機会を用意し、体験させ、理解させることが生命の尊さを知り、命あるものを大切に育む態度を育成するような心がけが大切であろうかと思っております。

そこで、これまでの県下の小学校、あるいは幼稚園では子供たちに生き物を愛護し、生命を尊重する態度を育てること、生き物や生命の大切さを理解させること、他人への思いやりを養うために、学校でウサギ、あるいはまたニワトリ等の小動物を飼育している小学校がだんだんと多くなっているようでございます。これらの学校に対して、主に小学校1年生でございますが、私なんか県獣医師会からの事業でございますが、動物ふれあい事業という格好で、県の方から委託費をいただきまして、動物ふれあい教室ということで平成11年ごろから実施され、各小学校、あるいはまた幼稚園でも年々この事業に参加していただく学校がふえているようでございます。我が獣医師会では、このような考えから、低学年の情操教育の一環である動物ふれあい教室を実施しているが、教育長も多分ご存じだと思います。この動物ふれあい教室についてのお考えをお聞きしたいと思います。

議長（近藤 保君） 教育長。

〔教育長 大沢 清君登壇〕

教育長（大沢 清君） それでは、動物ふれあい教室に関してのご質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

子供たちが身近な動物とふれあいを通して、生き物を慈しみ、命の大切さを学んで、心健やかに成長していくことは大変有意義であるというふうに考えております。動物ふれあい教室は、獣医師会が群馬県保健福祉部食品安全局から業務の委託を受けている事業でございます。ご質問の中にもございましたが、今年度は県内の小学校264校、それから幼稚園、保育園合わせまして148園で実施していると、そういった事業でございます。北群馬渋川地区では、町内明治小学校がそれに参加しておりまして、北群馬渋川地区では14校が参加している、そういった事業でございます。実施期間は年度単位で原則1カ年以内ということが規定されております。実施に当たりまして、学校ごとに動物を飼育できる環境や諸事業もございますので、その学校の判断によるものというふうに考えております。

子供たちの情操教育については、それぞれの学校がよりよい方法を見つけ出して、子供たちの指導に当たっていただくという、そういうことがよいのではないかというふうに考えております。駒寄小学校も小動物を飼育しておりますけれども、お尋ねのことにつきましては、少し時間をいただきまして、学校とも十分協議をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（近藤 保君） 宇都宮議員。

〔7番 宇都宮敬三君発言〕

7番（宇都宮敬三君） 今、教育長がおっしゃいましたように、県下で小学校265校だと思います。そして幼稚園等148園ということ述べられたように思いますが、確かにこのくらいの学校数、あるいはまた幼稚園数だと思います。

ちなみに、その事業なんですけれども、今現在、ことしの予算ですけれども、うちの県の獣医師会で、県の方から531万7,000円、県の方から656万7,000円の委託費をいただいて、合計1,188万4,000円という、こういう事業費をいただいて、我々3人体制で各学校に行き、小学生、中学1年生を対象にやっている状態でございます。実施している学校では好評のように思われます。今教育長がおっしゃっていたような駒寄小学校、今現在まだやっていないですけれども、明治小学校は以前からずっとやっておりまして、うちのお客さんの中にも子供連れの方がちょこちょこ来ていただけます。それで、私はその子供さんたちが来たら、例えば犬なんか聴診器を当てさせて、そういう時間を見ては、教えることがあるんです。たまたまウサギを使ってのふれあい事業のことを話しますと、「いや、私知りません。ぜひ駒寄小学校にもやっていただくように協力方お願いしたいと思います」という声を多々聞いております。そのために、きょう、私があえてこの質問をさせていただいたんですけれども、実は山口校長先生にも、去年の

青少年健全育成大会のときに、ちょうどたまたま私も防犯の方でパネリストを当てられまして、そのときの最後に、生命の尊さというところから、こういう問題をやっているんですけども、駒寄小学校はいかがですかということを前の教育長にお話をし、今回の山口校長先生の方にも話が行っております。それで、先日、校長先生と話したんですけども、「検討しておりますけれども」という、そういう返事でした。ぜひ同じ吉岡町にありまして、駒寄小学校、明治小学校がありますが、片方はそういう教育をしていて、片方はしていないということはどうかと思います。ぜひ駒寄小学校の方にも推進の方をお願いしたいと、このように考えております。

大変まとまらない質問でございますが、以上をもちまして私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、宇都宮敬三議員の一般質問が終わりました。

続きまして、1番飯島 衛議員を指名いたします。

〔1番 飯島 衛君登壇〕

1 番（飯島 衛君） 1番飯島です。議長の指名によりまして、質問通告に沿って一般質問をさせていただきます。

今の我が国にあっては、未婚化、晩婚化、共働き化などにより、今後少子化がさらに進むと予見される中で、国では平成15年に次世代育成支援対策推進法を制定して、集中的な取り組みを進めております。保育サービスの充実とともに、子育てを社会全体で支援することが求められていると第5次吉岡町総合計画にのっております。また、国の対策といたしまして、少子化対策の総合的推進ということで、平成21年度に厚生労働省分として予算措置がとられた中で、新待機児童ゼロ作戦の推進など、保育サービスの充実が挙げられました。その中身は、待機児童解消に向けた保育所の受入児童数の拡大、第3子目以降の保育料の無料化が明記されております。吉岡町は今、保育園の待機児童の解消に向けて、保育園の整備が行われておるところでございますが、残念ながら第3子以降の保育料無料化について第2子、第3子とも減免措置はとられておりますが、いまだ実現しておらないのは現実であります。

ちなみに、近隣の市村にちょっと目を向けてみますと、ちなみに渋川市を例にとってみますと、現在第3子以降の保育料無料化の対象を、第1子が就学前から第1子が小学校3年生まで拡大しました。これは児童が幼稚園、学校へ上がるまでに3人の子供をつくるのが大変だということで小学校3年生まで引き上げたということでございます。市は出産祝金の廃止を打ち出しており、それにかわる子育て支援策として4月から実施しております。公立保育所は、現在同一世帯から3人以上就園している場合、第2子が6割減免、第3子以降が無料となっている。公立幼稚園では、所得に応じて減免されております。これ

を保育所、幼稚園とも第1子の条件を小学校3年生までとし、所得制限は設けない方向で第3子以降を無料とする。第1子の条件をさらに引き上げることも検討しております。

また、吉岡町にちょっと人口的に似通った町で甘楽町がございますが、この例といたしまして、12年前までは年間出生数が120から130人程度と安定しておりましたが、数年前から80から90人と急激に減少してきてしまい、少子化が推進している状況でありました。そこで、町としまして多子世帯の子育て応援として3人目以降の無料化を実施しました。渋川と違って、第1子が18歳以下であること。この二つは人口の減少の歯どめを実施している模様でございます。

また、お隣の榛東村は第1子が中学校3年生以下の兄弟姉妹が3人以上既にいる場合、3人目以降の児童に係る保育料が無料となっております。

他にも県内で市町村が実施していたり、検討しております吉岡町においては今述べた市町村からの転入者もあり、どうして吉岡町は無料でないのかとの疑問を持つのは当然だと思います。町長のご所見をお伺いいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 飯島議員からの質問についてお答えさせていただきます。

現状の吉岡町が入所決定している第3子目以後の総数は85名です。第3子目以降の保育料を無料設置した場合の町負担の増額は約1,708万6,100円になる予定です。保護者の第1子、第2子、そして第3子と保育園の負担を考えると、第3子目以後の保育料の負担を無料にしている市町村もあろうかと思いますが、現段階では今までどおりになりたいと思います。

詳細につきましては、健康福祉課長をして説明させます。

議長（近藤 保君） 守田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） 町長の補足答弁をさせていただきます。

現在、保護者から町基準による保育料保護者負担金をいただいています。平成22年度は、管内、管外合わせて総額1億3,404万5,600円です。これは、町は市町村民税のそれぞれの区分により、国の基準よりも下げて徴収基準を作成し、保育料を徴収しています。国の基準は総額で2億2,512万9,830円ですので、この時点で既に9,108万4,230円を第1子から第3子目以降の保護者に対しても子育て支援を実施しているところであります。さらに、第3子目以降の保育料の無料化についてはどうかということではありますが、先ほどの町長の現段階では今までどおりとしたいということであり

以上です。よろしくお願いします。

議長（近藤 保君） 飯島議員。

〔1番 飯島 衛君発言〕

- 1 番（飯島 衛君） ただいま、現状維持ということで残念な返答をいただきましたが、渋川広域の3市町村の中で吉岡町だけ実施できていないというこの現実があります。いろいろ問題もあろうかと思えます。しかし、町長は子育てするなら吉岡町とおっしゃいました。また、人口、特に子供が減少して悩むよりうれしいことではないかと思えます。また、町長は議員3期、町長1期、計16年の長きにわたり町を外から、あるいは内からとよくご存じだと思います。財政状況も含めてご存じかと思われま。本当に若い人たちが今吉岡町に引っ越して来ておりますが、そうした若い人たちにとって、吉岡町に引っ越してよかった、アパートに住んでいる人にとっては吉岡町に家をつくろう、そういった若い人たちに思わせるような施策をするのが町長のお努めではないかと思えます。現状維持ということでございますけれども、どうか費用を捻出して、現実的な対応をとっていただけるよう念願するものでございます。

また続きまして、公園についてでございますが、吉岡町も公園、広場の数が27カ所と随分充実してきました。しかし、第5次吉岡町総合計画の中にあるように、重要度が高いものの満足度が低いものに、身近な公園が挙げられています。私もこの4月の選挙のときに、身近な公園が少ないという要望を多く承りました。小さな公園で幼児がお母さんと一緒にひとときを過ごすちょっとした遊具があれば、そんな身近な公園です。そうした要望が寄せられておりました。吉岡町にあって、公園のあるところとないところがあって、その辺のバランスの問題かと思えますが、町としてどう考えておりますか、お伺いいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

- 町長（石関 昭君） 2番目の公園について、身近な公園、小ぢんまりとした公園が少ないと思うということで、答弁をさせていただきます。

地域住民の憩いやふれあいの場として、また、子供たちの遊び場として近隣に住する住民皆様が、容易に利用できる身近な公園の設置要望は多く寄せられているところでもあります。このような公園を整備していくことの必要性を感じております。そして、公園の整備は災害時の避難場所としても利用できるメリットもあります。しかしながら、公園設置にはまとまった土地が必要であり、整備に要する費用も多大であります。それゆえ、都市公園法に適合するような身近な公園の整備は難しいものでございます。しかし、自治会の管理運営となるわけですが、広場的な公園の設置であれば、町に補助金制度もござい

ので、利用していただければと思います。

その他、詳細につきましては担当課長より補足答弁をさせます。

議長（近藤 保君） 吉澤町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

まずは、議員おっしゃるように、身近な公園は、私自身も少ないと感じている一人であり、町長からの答弁でも触れられていましたように、そのような要望も数多く寄せられていることは事実であります。しかしながら、そこで最も問題視されることは、具体的に申しますと、子供たちを遊ばせたい等の親の気持ちは十分に理解できるものでありますが、やはり公園となりますと、ただ単に遊ばせるだけではなく、当然のことながら、必要最小限度の維持管理は不可欠であります。

そこで、親の方々に確認をしてみたいのですが、遊ばせることだけでなく、日ごろの維持管理にも協力をしていただけますかと聞いてみた場合に、果たしてどのような返事が返ってくるのかを想像してみてください。恐らくすべての方ではないとしても、それは忙しくて無理かなといったような返事が多くあり、子供が遊べればよいとのことになるとわれます。そのことが最も大きな原因で、最終的には維持管理等ができなく、子供たちが遊ぶことさえままならない状況に陥り、やがては行政及び自治会等がやむを得ず手を出すことになり、必要となる費用も結果的に負担せざるを得ない状況となることは今までの経験からしますと多くある話でもあります。

また、議員からの休耕地及び遊休地を借りてとのことではありますが、数多く設けられないことになれば、ある程度の立地の制約が必然的に求められますので、結果的には中心部に近い場所で、かつ住民の方々が安全、安心して使い勝手がよいところに落ち着くのではと思われます。

そのようなことから、町では自治会制度を移行に向けた一つの支援といたしまして、自治会内における住民の方々の連携及び協働等は欠かせないことから、地域づくりに不可欠な拠点となる住民広場の設置に対して、町として支援しているところでありまして、その内容につきましては、各自治会内に一つ、面積は2,500平米を上限としており、その賃貸借料を町の方で負担することとなっており、さらに住民広場に必要な施設等の整備に対しましても、50万円を限度として支援をすることになっています。ただし、税金関係につきましては地主負担ということでございます。

つきましては、議員からの質問はごもっともとのこと、先ほどこちら側の見解も示めさせていただきましたが、やはり総合的なことを考慮等した場合に、結果的にはその住民広場を利活用してもらうことが賢明と判断されますので、その旨をご理解いただければと

考えております。

以上です。

議長（近藤 保君） 飯島議員。

〔1番 飯島 衛君発言〕

- 1 番（飯島 衛君） 先ほど課長からお話がありましたが、吉岡町には住民広場支援事業というのがあって、各自治会によって、それぞれ公園が整備できるということでありますけれども、その申請に当たって、各自治会にどのくらいの申請が上がっておるのでしょうか。

議長（近藤 保君） 町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） 議員の質問にお答えをさせていただきます。

今の現状につきましては、議員も既にご承知かと思いますが、陣場自治会、それから小倉自治会が既に住民広場の設置を済ませて、地域の住民の方々の連携と協働を深めるために利活用をされているところがございます。さらに、今後の動きといたしましては、具体的な要望等は現在上げられておりませんが、自治会連合会定例会等を通じまして、町としましても自治会の支援ということでつくらせていただいた制度でありますので、お役に立つような形で促進が図られればと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いたします。以上です。

議長（近藤 保君） 飯島議員。

〔1番 飯島 衛君発言〕

- 1 番（飯島 衛君） 今答弁をいただきまして、私も陣場出身であります。陣場にもいい公園が整備されて、自治会員において、この暑い中、4回くらい今まで草刈りを朝6時ごろからやっております。ですから、こういった公園がないということは、やっぱりまだ今言ったように申請されているのは陣場と小倉ということで、まだまだ要するにその自治会は地域の住民の意見を吸い上げていないんじゃないかと思うわけなんです。ですから、これは自治会の方に対して、連合会の方に対して、よく地元の要望を聞いていただきまして、本当に速やかな公園設置をして、なおかつ立派な公園ができれば、先ほど維持管理のことで課長が危惧しておりましたが、いい公園ができれば、一生懸命二、三人でやるんじゃないかと、町全体で管理ができるのではないかと、私、そう思います。この小さい公園が少ないというのは、1990年の議会だよりの中の私の一言ということで、吉岡村の段階のときの意見をまだ引きずっているということで、私は質問させていただきました。

だから、今回、住民広場の整備事業というのが実にいいものができ上がりましたので、そういった声が上がらないように、各自治会にあっては、よく住民の皆さんの意見を吸い上げて、どこか適当な、町には今27.2ヘクタールも遊休農地というのがございますが、

そういったものを何とか活用できて、本当に費用も余りかけないで、最低限の公園で、なおかつ本当に住民が納得できるような公園の整備をお願いしたいと思います。どうぞ、自治会連合会の方には強力にプッシュいただきまして、吉岡町全自治会が、陣場と小倉はもう既にありますけれども、そのほか、もう既に身近に大きな公園がある自治会はあるのではありますが、ない自治会は速やかな対応を図っていただきたい。

そして、来年とか3年後には、そういった公園がないなんていうことがないような方向でお願いしたいと思います。

それでは、大分進んでしまうんですけども、3番目の質問ということで、災害時の独居老人及びお年寄り世帯についてということであります。

未曾有の東日本大震災が発生してからちょうど半年がたち、なかなか復旧しない映像を見るときに、いかに巨大な震災であったか、改めて思い知らされるわけですが、今は被災された人たちが一日も早くもとの生活に戻れますよう祈るばかりでございます。

また、6月の定例会の小林議員の質問と重複するところがありますが、改めて我が吉岡町においての災害時のお年寄り対策についてお伺いいたします。

町では、災害時要援護者避難支援プランが平成21年に策定されました。そして6月の一般質問の中で、課長がことしの3月31日現在で登録された人数は83名ということでございましたが、その後ふえたのでございましょうか、ご答弁をお願いいたします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

本町におきましては、議員ご存じのとおり、平成21年度において吉岡町災害時要援護者避難支援プランを関係各位のご協力のもと、策定させていただいたところでもあります。また、このことにつきましては、昨今の少子高齢化、核家族化等を反映した社会情勢の中においても、今後は必要不可欠なことであるとの判断に基づき、本格的に策定に向けた取り組みを行い、現在に至っているところでもあります。

そこで、この主目的といたしましては、災害に備え、要援護者の避難支援が迅速かつ的確に行われるようにとのことで、事前に要援護者に関する情報を把握し、防災情報の伝達や避難誘導などの支援体制を確立することになっております。

また、対象者といたしましては、介護保険における要介護、要支援認定者、障害者、妊産婦及び乳児、難病患者、日本語になれない在住外国人、その他としてひとり暮らしの高齢者、あるいは高齢者のみの世帯の者となっております。そのようなことから、今回における質問の内容については、当然のことながら、必要は感じておりますが、まず安全なところへ避難していただくことを優先していることから、特に具体的には定められていない

状況であります。

また、何事もなく、無事に避難さえできれば、その後のことは十分とは言えないまでも何とかなるものと考えられるところでもあります。

つきまして、今後の他市町村等の状況も勘案しながら、必要に応じて適宜にプランの見直しも必要になるかと思われまので、引き続き安全、安心なまちづくりを目指して努めて考えているところでもあります。

この後の説明、詳細につきましては、関係課長より答弁させます。

議長（近藤 保君） 吉澤町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

先ほど議員より支援プランに対して、6月の定例会の中では83名で、その後どうなったかということでご質問がありました。これにつきましては、現在二、三カ月前だったと思うんですが、過日に開かれた自治会連合会定例会の中で、さらなる支援プランの充実に向けてということで、また取り組みをお願いしたいということで、各自治会さんの方へ投げかけをしてありまして、今まとめる最中ということで、現在の人数は把握をできていない状態ではありますが、今後まとまった時点で報告をさせていただければと考えておるところでございます。

それから、この支援プランの充実につきまして、支援プラン策定後、特に要援護者等、両方の方々のなかなか具体的な取り組みがなされていないということで、今後顔合わせをなるべくしてもらおうということで、1カ月か2カ月に一度ぐらい一応要援護者のところへ支援者が伺うというような案を自治会定例会の中でも事務局といたしまして提案をしておりまして、この支援プランのさらなる充実に向けた取り組みをしていければと考えておるところでございますので、ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長（近藤 保君） 飯島議員。

〔1番 飯島 衛君発言〕

- 1番（飯島 衛君） 今まさに取り組んでいるということではございますが、確かにプライベートな問題で、今本当に情報化の時代で、簡単には速やかにいかないというふうな感じでございますが、なるべく有名無実化しないように、プランだけができていて、なかなか内容が伴わないのでは何もならないので、独居老人が現在301名いるということなので、なるべく早く何とか全員の掌握をしていただきたい。そうでないと、またいつ何とき災害が起きるかわかりませんので、その辺は早急をお願いいたします。

また、課長が6月の定例会のときに、やっぱりその答えで、民生委員さんが今回の震災に遭ったときに、何名か要援護者のお宅を訪問したということの答弁がございましたが、

その内容等などは聞いておるのでしょうか。

また、こういう何かあったときに、訪問したらその内容を控えておいて、それをまた記録としてとっておくということも大事ではないかと思いますが、その辺の内容的には課長はご存じなのかどうか聞きたいと思います。

議長（近藤 保君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） 飯島議員のご質問で、民生児童委員さんの3月11日の大震災があったときの活動状況についてご報告をさせていただきます。

最初に、地域の担当者が要援護者宅へ駆けつけたかどうかという点、それから民生児童委員は、町内では32名おります。日常的な自主的活動として、ひとり暮らし高齢者や支援が必要な方を見守り、必要時には行政とのパイプ役を行うことを役割として奉仕活動しております。このたびの震災の際には、その直後に要援護者のところを訪問して安否確認をしたり、連絡がとれない場合には親族への連絡先に連携をとって情報を集めたりしたという報告を受けております。中には、何度も訪問したが、連絡がとれず、ようやく夕方になってデイサービスに行っても不在だったということが判明し、安堵したという話も聞いております。しかし、震災直後は、平日の午後でしたので、勤務している方もいらっしゃいますので、全民生児童委員がそのような活動を行うことはできません。そこで、要援護者の方には、申請する際には民生児童委員のほかにも近所に住む方に、避難指示者の登録申請をしてありますので、その方とも協力をしながら支援を行っております。

以上です。

議長（近藤 保君） 飯島議員。

〔1番 飯島 衛君発言〕

1 番（飯島 衛君） 今お答えを聞きましたところ、本当にこの支援プランは地域の関係者の皆さんのお力によって、要援護者を支えているというシステムでございます。本当に皆さんご苦労なさっておるわけでございますが、その辺をこれからもチームワークをつくっていただきまして、円滑な運営ができるよう何とか町でも対策を練っていただきまして、お願いしたいと思います。

また、今回の震災で、千葉県石油コンビナートが被災して、灯油等の流通がストップ、あるいは激減し、ガソリン、灯油の確保が著しく困難な状況になりました。吉岡町のお年寄りも灯油が切れてしまいまして、配達してもらえず、大変困ったとお話を伺ったわけでございます。そういったときに、災害時にお年寄り世帯へ優先して灯油等配達できるような取り組みをJA初め各ガソリンスタンドと提携し、対策をとる必要があるかと思いますが、また、町ではそういった灯油等の備蓄等が可能かどうかお伺いいたします。

議長（近藤 保君） 町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） それでは、議員からの質問にお答えをさせていただきます。

まず、この「吉岡町災害時要援護者避難支援プラン」につきましては、町長も冒頭に触れておりましたが、いざ有事の際に、まずは要援護者に対して避難支援者が迅速かつ的確に必要な応じた支援を行うことを前提としております。そのようなことから、議員の質問である灯油等までには触れられていないのが実態であり、まずは無事に避難等をしていただくのが目的となっているところでございます。

しかしながら、議員がおっしゃるようなことも十分に考えられますので、今後県内の町村などの状況を参考にしながら、必要な応じた対策を講じられればと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（近藤 保君） 飯島議員。

〔1番 飯島 衛君発言〕

- 1 番（飯島 衛君） 先ほど私は灯油の備蓄とか可能かどうかというふうにお伺いしたのでありますが、こういった防災設備に灯油とガソリン類の備蓄は可能なんでしょうか、いかがでしょうか、お伺いします。

議長（近藤 保君） 町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） 議員の質問に対してお答えさせていただきます。

灯油等の備蓄の関係につきましては、今のところ議員ご承知のとおり備蓄する施設がございませんので、備蓄はできないという状況でございます。

以上です。

議長（近藤 保君） 飯島議員。

〔1番 飯島 衛君発言〕

- 1 番（飯島 衛君） 備蓄するとなると、またそれなりに設備をつくって費用もするわけございまして、できればJAのスタンドもありますし、各ガソリンスタンドが吉岡町には多数あります。どうぞ、提携等を組むなり、万が一のときは、優先して灯油等を町で確保していただきまして、そういった独居老人、またお年寄り世帯に優先的に配達できるような対策も必要ではないかと私は思います。

次にです。ひとり暮らし老人の緊急通報事業についてお伺いしますが、現在、何名が、また何件の方がこの緊急通報の装置を設置しているのかお伺いいたします。

議長（近藤 保君） 飯島議員、通告にないようですけども、確認ください。

〔1番 飯島 衛君発言〕

- 1 番（飯島 衛君） とりあえず、ひとり暮らしの緊急通報事業ということで、この独居老人の関係でつい私、追加でお聞きしたんですけれども。先日の決算委員会のときに、何か20件ほどあるというふうにお伺いしたので、その後ふえているかどうか確認したかったわけなので。今わかりますでしょうか。

議長（近藤 保君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） 資料がございませんので、お答えすることができません。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 飯島議員。

〔1番 飯島 衛君発言〕

- 1 番（飯島 衛君） ちょっと私の不手際がございまして、また、聞く機会もあることだと思いますので、またそのときにお伺いしたいと思います。

本当に私たちがいつどこきいずれ一人で暮らすやも知れないわけにありますので、こういった支援システムも大変ありがたいと思うわけでございます。吉岡町にあっては、みんなでお年寄りを見守って、共助の精神を広げ、他の市町村からうらやましがられるような町の建設ができたらと念願しております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、飯島議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を3時5分といたします。

午後 2時49分休憩

午後 3時05分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（近藤 保君） 10番小池春雄議員を指名いたします。小池議員。

〔10番 小池春雄君登壇〕

- 10番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして、5項目にわたりまして質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、3・11の大震災に起因しまして、福島的第一原子力発電所の爆発事故、そして、計画停電などがあり、自然エネルギーへの関心はますます高まっております。新聞報道でもありましたが、電力不足で関心が高く、申請が6割増の見出しが躍っております。住宅用太陽光発電システム設置に対する自治体の補助制度への申請が急増しております。太陽光発電システムは、出力4キロワットで設置する場合

に、国の補助が19万円あります。県の補助が8万円、そしてそれぞれの自治体が補助をしております。近隣では既に渋川市、榛東村が20万円、高いところで藤岡市の場合では28万円を限度として実施しております。実施自治体は26市町村であり、今年度実施を見送った自治体は吉岡を含む9自治体です。見送った自治体の声として、高齢者が多く、新築の家が少ないとのコメントもありましたが、人口増も県下の吉岡町では、出おくれた分、県下の補助金体制を実施するべきというふうに思いますけれども、町長の決意をお伺いするものであります。首を振っていないで。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 小池議員からの一般質問に対する回答をさせていただきます。

議員の質問にお答えいたします。このことにつきましては、議会定例会、6月におきましても質問を受けているところでありますが、その際にもお答えさせていただきましたように、今回の東日本大震災による福島原発における甚大な被害による事態を突きつけられ、少なくとも以前にも増した前向きな検討等をする必要があると伝えさせていただいたところでもあります。また、以前に、財政状況が厳しい折でもあることから、近隣市町村などの状況を勘案して、かつ財政的な面にも十分配慮等を行った上で進めていきたいとの見解を述べさせていただいたところでもあります。そのようなことから、その時点からしばらく経過しており、今回の原発事故による風評被害はもちろんのこと、放射能による被害がいかに大きいものであり、何十年との歳月を経て、徐々に減っていくとのことを聞かされますと、今後においてますます代替エネルギーの果たす役割は重要かつ大切なものになると痛感させられました。つきましては、厳しい財政状況には現在も変わりはありませんが、そのことは説得できる理由とはなりませんので、今後における早期の時点で町民の方々が少しでも安心安全、そして暮らすことができるような英断をすべきとも考えているところであります。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） なかなか前へ一歩が出てこないわけですがけれども、町長もご存じだと思いますけれども、新聞にも大きな見出しが出ておまして、太陽光発電6割増というようなことでありまして、県でも7月の補正で8億円に拡大をしたというんですね。当初3億2,000万円だったものが8億円に増額すると。すごい額で増額しております。市町村の中でもこの制度を実施しているところというのは、たとえ6割、7割というふうにふやしているわけですね。そういう中で吉岡町を見たときに、まずその制度そのものがスタートしていないということですから、その時期を見てやりたいということでしょうけれども、や

はり出おけているという感は否めないと思うんですよ。

つい先日まで、財政が厳しいというふうに言われておりました孺恋村、ここでも実施しております。その財政の厳しいと言われている自治体も行っているわけですから、町長が口を開くときには、やはり吉岡町のこの人口増を見て、胸を張っております。やはり県下一と言える町には、それなりの政策が必要だというふうに思います。渋川でも、お隣の榛東でさえも20万円です。こう考えたときに、吉岡町が隣の榛東に劣っているという感じはないでしょう。計数的に見ても吉岡町の財政状況というのは、榛東村よりも吉岡町がいいですよ。町長がその気にさえなればできることですよ。住民の皆さんが見て、それでこれだけ多くの新しい建築をされているんですから、そのときに一緒にしようというのがやはり効率がいいわけですよ。であれば、早ければ早いほどいいというふうに思いますけれども、躊躇することなく、県下で一番の補助金を出せるような制度として早急に踏み出すべきだと思いますけれども、再度お尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 1回目の答弁の中で英断すべき時期には来ているのではないかなというふうにも私は今答弁させていただきます。いろいろなことがあるんですけども、私は前から言っているように、渋川が幾ら出したから、榛東が幾ら出したか、おらもしろという言葉は割合に好きじゃない言葉で、町ができることはやっていくんだということで私は認識をしております。

ですから、いわゆる太陽光発電の今小池議員が英断すべき時期にも来ているでしょうということを確認をいたしました。そういった中におきましては、幾ら出せるか、出せないかを別にいたしまして、来春の予算に組めるか、そしてまたこの12月の補正に組めるか、それはそれといたしまして、よく精査しながら、物事を判断してやっていく方向に考えております。そういったことで、金額的には、先ほど言われたように、県下一と言われる人口もふえている町であるならば、県下の補助金を出したらいかがですかということはいくわかりますけれども、それはそれといたしまして、ある程度のことはこの吉岡町でもやっていかなければならない時期に来ているんだということで、12月になるか、来春になるか、それは別にいたしまして、よく精査をしながら進めていきたいというふうに考えています。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） であれば、私たちは12月を待たずに、そういういい制度を実施するということであれば、臨時会を開いてやることにも大いに歓迎をしますので、ぜひともお願い

したいというふうに思います。

それでは、続きまして、2項目めの放射能問題についてお伺いいたします。

放射能汚染は、当初私たちの想像を超えるものでした。マスコミでも連日報道され、土壌はもちろん、水道水、下水道、干草から、野菜果物と、あらゆるものの汚染で先行きの不安は消えることがありません。群馬でもカキ菜、ハウレンソウの販売自粛、そして渋川市では荒茶から暫定基準1キログラム当たり500ベクレルを上回る610ベクレルのセシウムが検出をされ、販売が自粛となっております。決して遠いところの出来事ではなく、まさに身近な問題として対処していかなければなりません。

先般、議会で吉岡町でも供給を受けております第一県央水道処理施設の視察を行いました。水道水を浄化した後の汚泥が放射能汚染され、廃棄できずに、砂をかけて、その上にブルーシートをかけ、保管してありました。処理方法を尋ねると、国からの指導もまだないので、持ち出すこともできずに困っているとのことでした。下水道汚染も同じことです。群馬県では、県内5カ所で毎日線量測定し、そのデータを公表しておりますけれども、決して十分なものとは言えません。

先日、府中市ですべての小学校に放射線の測定器を配布したとの報道を聞きました。とりわけ少ない線量で影響を受けるのは、妊婦、子供です。いかにして町民が安心の確保をできるかであります。

そこで、一番目としまして、保育園等に線量計を配布して、施設管理者はもちろんですが、保護者などが安心安全確保のために使用できるような形をとるべきだというふうに思いますけれども、これについての回答を求めるものでございます。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

ご質問のとおり、行政といたしましても、このたびの東日本大震災後の福島原発の放射能による甚大な被害を目の当たりに突きつけられますと、当然のことながら、可能な限りの情報提供等に努める必要があるものと考えているところであり、少しでも町民の方々の不安を解消するよう取り組むことが不可欠であると思っているところでもあります。

そこで、町といたしましても、今回の補正にて測定器の購入をさせていただき、今後その数値等を町民の方々に対する情報提供に努めるため、町ホームページを初めとするあらゆる周知方法等を駆使した対応を心がけたいと考えております。

さらには、町のみでの対応では限界もあることから、国及び県等の上部機関にも働きかけて行い、町で対応し切れない測定などを要請し、少しでも町民の方々から安全、安心して暮らせるような姿勢で臨む覚悟でもあります。

つきましては、学校、保育園等の線量計の配布につきましては、今のところ考えておりませんが、今回購入する二つの測定器をいずれかを必要とされる関係各課に貸し出すことを予定しておりますので、しばらくの間はそのような取り扱いによって、対応していきたいと思っているところでもあります。

なお、この測定器はあくまでも役場関係機関とのことで限定させていただき、その他個人的に貸し出しをすることは考えておりません。なぜならば、誤作動により事実と異なる情報が流れたとしますと、かえって混乱を招くことになりかねませんので、一定のルールに沿って、慎重に管理等を行ないながら、対応等をすべく判断しているからであります。

そこで詳細につきましては各関係課長より説明をさせます。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） ちょっと申しおくれましたが、学校、保育園に線量計を配布すべきかというところでございます。

先ほど申し上げたとおり、吉岡町内の保育園、幼稚園、小中学校における放射線量の測定の結果が8月24日、県のホームページに掲載されておりますが、時間当たり0.08とか、0.09、0.06マイクロシーベルト程度と、安全値を大きくクリアしております。現在は爆発した原子炉から放射性物質が飛散しているとの情報はありませんし、群馬県は8月23日から防災ヘリで空中から升目状に線量の測定を行っておりますので、園や学校単位で購入することは考えておりません。防災担当の町民生活課で購入を予定しておりますので、必要に応じて活用していきたいと考えております。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 町長の考えはこういうことですが、これについて教育長に対しましても、放射線問題の1項目の中で教育長の見解を問うておりますので、それに対する答えをまず先に答えてください。

議長（近藤 保君） 教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきますけれども、教育委員会といたしましても、先ほど町長が申し上げたとおり、県の方も学校等の校庭の放射線の量を測定しておりまして、その結果につきましても公表をしております。いずれの校庭等におきましても、暫定基準値を大きく下回っているというような状況が公表されておりますので、町長申し上げましたとおり、町民生活課の方で購入を予定しているという放射線測定器の場合によってはそれを利用していただいて、測定するというのも当然考えなけれ

ばならないというふうに思っております。

それと、もう1点、中学校につきましては、これは授業で使うと、こういう形になるわけでございますけれども、今度中学3年生の理科の授業の教材として新しく大切なエネルギー資源ということで、放射線の測定器が必要になってまいりますので、中学校の方では一応それを購入すると。そんな予定であります。

以上でございます。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 私は町長の答弁を聞いていて、私たちとの認識のずれが感じられるんですけども、というのは、先ほど私、申しましたけれども、県央第一水道でも当然その水ではありませんけれども、その水を浄化した砂には含まれていると。そのところを全く人も近寄れないと。だからそれを処理した後は恐らく被曝しているであろうというような話も聞いておるわけですよ。ですから、今確かに地点を測定するというよりも、まず地表です。そしてあくまでも50センチ、1メートルと言っていましたね。そういう調べ方をするんですけども、放射能というものは雨等で流されて、今空中に漂っているものもあれば、地中で雨降ったことによって隅に寄せられて、そこでたまっているところというのがあるんですね。そういうところの濃度が高くなっているわけなんです。私が言いたいのは、そういうところが今そこで新たに出ていないからいいという問題じゃなくて、そういうものは一定のところ寄ったところで強くなっている。そういうところに対してはやはりお父さん、お母さんたちがその不安を持っているから、そういうところに対しての線量の測定をすべきだという考えなんです。

ですから、私は先ほど府中市でこういう報道がありましたよと。府中市のホームページを開いてみました。やはりすべての学校にそれは配布されていて、そして調査をしていると。やはり安全の上にも安全、そのことによって、ああ、うちの子供たちは大丈夫なんだという親御さんたちの安全のためにやっているわけですよ。

ですから、私は府中から見回しますと、この辺というのは放射線量が高かったところですので、そういうことを心配している人もおりますから、その安全のためにそういうような措置をとるべきではないかという考え方で質問をしておりますので、ぜひそのことも理解した上での答弁をいただきたいというふうに思います。

第2点目に入りますけれども、先ほど町長の考えは、よそには貸し出しをしないような話をしてございましたけれども、放射能問題の2点目でありますけれども、野菜などの露地栽培でも、ビニールハウスやガラスハウス栽培は取引がされ、被覆されない露地野菜はスーパーなどで敬遠されるというふうに聞いております。これは吉岡町ブランドですね。

また、米では平成22年度米、去年のものです。これには買い手が殺到しているというのは聞いております。そして、これから吉岡町でも米の収穫期に入り、消費者の安全安心志向は増してくると思われまますので、線量測定の希望者に対して、その対応を整えていくべきだというふうに私は思っているわけでありまます。これについて、町の人たちには貸し出しはしませんよと。しかし貸し出しする。それも結構です。だから、そういう生産者が、うちのできた米をはかってくれや。チンゲンサイも結構つくっているようすから、チンゲンサイもはかってくれないかというものを持ってきたときに、はかりましようというぐらいの私は体制を整えるべきだというふうに思うんですけれども、これについてはいかがでしょうか。こういう希望があると思うんですよね。そういう方が来た場合、最初から町はやらないじゃなくて、そういう人が来た、私は受けてやるべきだと思うんです。が、いかがですか。

議長（近藤 保君） 産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 小池議員が言われましたように、これからの時期、吉岡町の新米の収穫が今本格的に始まるわけでございます。食品中の放射能を測定するには、周囲の放射線の影響を避けるために、密閉された特殊な構造容器の中で測定する必要があり、この検査用機械は取り扱い上専門性が高いとのことでございます。野菜、穀類などの線量測定希望者への対応はとのご質問でございますが、放射性物質検査のニーズは高まる一方の中で、県におきましては、所有する検査機器だけでは間に合わないため、多くは民間にも委託され、検査機関はフル稼働で対応している状況であるとのことでありまます。生産者の方が個別に、農作物の放射線量の測定を希望された場合、国が定めた基準に基づきまして、正確な数値を測定するために県が依頼している検査機関が実施することが一番望ましいと考えておるところであります。既に実施されております行政検査で、検査機関も手いっぱいという状況でありますので、生産者個別の測定希望にこたえるには非常に難しいのではないかと考えております。県全体で農作物の風評被害の防止に努めるとともに、生産者、消費者の方々には、県で安全確認検査を行っておりますが、その結果をもって農産物の安全性を確認していただきたいと思っておりますとともに、行政としても放射性物質安全検査の結果につきまして迅速に情報提供をしていきたいと考えております。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 課長言ったように、野菜なんかの場合は、要するに簡易測定器ではかって、このところ一定の基準値に達しているということになると、それもまた砕くか何かをし

て、要するに測量するという方法をとっているらしいですよ。ですから、全く測定器でなければ問題ないんですよ。ということで、まずは簡易測定器でも結構それで目安ができるそうです。それで今度はもっと詳しく知るためには大がかりな1キロぐらいのやつを砕いてする検査をしているんですけども、でも、要するに、生産者の中で、安心安全を求めたいというものについては、もう少し考えて、行政としてできる対応があると思うんですよ。行政として、県はやっていますよ。だからといって県にお任せじゃなくて、自治体でできる能力という、できる範囲というものがあると思うんですよ。それは少し情報を集めて、その中でこの自治体としてできるものは何かということがあろうかと思しますので、できないのというのであれば、少なくともその範囲での検討はしてください。ということをお願いしておきます。

3点目でありますけれども、上下水道の浄化槽汚泥が社会問題となっております。この点、吉岡町ではどうなっているのか疑問を多くの人たちが関心を持っております。これまでの調査結果と情報開示、今後の対応を伺うものでありますけれども、町長はこれからはホームページ等を通じて出していきたいということでありましたけれども、私はこの質問をするに当たって、まずこれまでの4月以降の町の広報を全部見まして、その中で情報は開示されているかどうかということを確認して質問をしたんですけども、その中には出ておりませんでした。だから、そういう結構あっちこっちでそういうことが出ている中で、吉岡町がそういうものの対応がおくれたということはどういうことであったのかということの一つ聞きたいのと、まずここで、これまでの町の上水道、下水道の汚泥の調査結果はどうであったかということをごひともこの場で明らかにしていただきたいというふうに思います。なるべく簡潔にお願いします。

議長（近藤 保君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） 小池議員の質問に対しまして、町長の補足答弁をさせていただきます。

最初に、水道水についてでございます。原子力委員会が定めました飲食物制限に関する指標値は、放射性ヨウ素で1キログラム当たり300ベクレル、放射線セシウム1キログラム当たり200ベクレルと定めております。また、食品衛生法に基づく暫定的な指標値において、放射線ヨウ素が1キログラム当たり100ベクレルを超えるものは乳幼児調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導するということとされています。吉岡町におきましては、福島第一原発の事故を受けまして、4月6日、また5月9日、8月5日と、検査を実施してまいりました。検査結果につきましてはすべて検出限界値未満、いわゆる不検出でございました。また、吉岡町の全量水量、全給水量の約4割以上の給水を受けております県央第一水道におきましても3月18日以降、すべて不検出となっております。

ます。町民の皆様には安心して飲用いただける状況であります。

次に、浄水発生土における放射性物質でございますけれども、6月20日に県央第一水道におきまして採取した発生土から放射線セシウムが1キログラム当たり8万7,000ベクレル検出されておりましたが、直近の8月24日に採取しました発生土からは5,300ベクレルという値まで下がってきております。これらの発生土につきましては、すべて場内に保管されております。吉岡町の浄水発生土につきましては、原水のほとんどが深井戸からくみ上げると、伏流水、いわゆる地下水でありますので、ほとんど発生しないという状況になっております。

また、情報開示でございますけれども、町では上水道の検査結果につきましては、吉岡町のホームページに掲載をさせていただいております。また、県央第一水道につきましては、県のホームページに結果が掲載されております。

また、農業集落排水の処理施設における放射性物質の検査結果でございますけれども、町では6月27日に北下・南下地区の処理場、28日に上野田地区の処理場から採取した脱水汚泥、また処理場の放流水について検査を実施しました結果、放流水につきましては、両処理場とも検出はされませんでした。また、脱水汚泥につきましては、北下・南下処理場及び上野田処理場とも、放射性ヨウ素は検出されませんでした。放射性セシウムが上野田処理場におきましては1キログラム当たり284ベクレル、北下・南下処理場において1キログラム当たり215ベクレル検出されまして、国が定めている200ベクレル以下の基準値を若干上回る結果と出ております。

また、7月25日に、北下・南下地区の処理場、26日に上野田地区の処理場から採取した脱水汚泥及び処理場の放流水の測定結果でございますけれども、両処理場とも放流水につきましては、すべて検出をされておられません。しかし、脱水汚泥につきましては、両処理場とも放射線ヨウ素は検出されませんでした。放射線セシウムが上野田処理場におきましては1キログラム当たり276ベクレルということで、北下・南下処理場においては1キログラム当たり140ベクレル検出され、これは肥料に利用できる200ベクレル以下の基準を下回っておりますけれども、上野田処理場につきましてはまだ若干基準値を上回っている状況でございます。

国では、脱水汚泥のセシウム200ベクレル以下は脱水肥料として流通させて差し支えないとしております。また、この間、平成24年度末までの特例措置としましては当該農地土壌の放射性セシウム、いわゆる肥料をまくところの土壌がそれ以上であればよい、また、1キログラム当たり1,000ベクレル以下の場合に限って言えば、流通させても差し支えないとされております。

また、焼却処分する場合には、放射線セシウムが1キログラム当たり8,000ベクレル

ル以下であれば、埋め立て処分をしてもよいということにされております。

現在、上野田地区にあります炭化施設につきましては、震災前から臭気対策として稼働を見合わせており、各処理場から出された脱水汚泥につきましては、肥料化をせず、広域処理場において焼却処分をさせていただいております。

この開示結果につきましては、検査結果を直近の火曜日に、県に報告するというようにされておりますので、そのように対応しております。今後も事故後の状況や推移を注意深く見守りながら、町民の皆様にご安心いただけるよう検査を継続して実施してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔 10番 小池春雄君発言 〕

10番（小池春雄君） それでは、続きまして、3番目であります。

まず最初に、誤解のないように言っておきますけれども、これは将来を見据え、町の福祉施策としての大変、これは買い物代行サービスです。私、反対の立場で言っているのではありませんから。町独自策として、大変により制度であり、定着、拡大されることを望んでいるということを申し上げておきます。

決算委員会でも議論になりましたが、昨年からの高齢者や障害者にかわって地域の商店で日用品などを購入する買い物代行サービスを商工会で立ち上げました。大型スーパーの進出で、一般商店の支援と失業者対策で、雇用創出と福祉の向上が目的でした。これは県の緊急雇用創出基金の活用で、職員の2名の採用もありました。利用希望者、協力店の確保など見えてきた問題と、当初の目的であります、福祉、雇用、地域経済への活性化ということでスタートしたわけでありまして、これについての反省といいますが、そしてまた、今後の展望を問うものであります。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇 〕

町長（石関 昭君） 買い物代行サービスの答弁をさせていただきます。

買い物代行サービスは、高齢化社会を迎え、町でも今後高齢者が増加し、また、核家族化が進展し、高齢者だけの世帯や独居老人世帯が増加の傾向にある状況を踏まえ、一方では大型スーパー等の進出により、各地域に存在した雑貨屋的な商店の閉店が続き、近所での買い物が困難になってきている等、高齢者を初めとした交通弱者にとっては買い物に不便を感じている現状に対応して、日常の買い物代行を実施して、生活の利便性や地元商店の活性化の促進を図ろうとするものでもあります。利用者により依頼された商品を利用者にかわって商店等から購入して宅配する業務を、議員言われたとおり、緊急雇用促進基金事業で平成22年度より町から受託事業として吉岡町商工会が試行実施してきたもので

ございます。

平成22年度の実績でありますが、利用者登録数が44名、実際の利用者は32名、登録店舗は34店であります。登録者数の伸び悩み、また登録はしているが、運動のためにも自分で買い物に行ける間は自分で行きたいとの未利用者の声もあります。一方では、買い物に行けないときは本当に助かるという声もあります。先に答弁させていただきましたが、本事業は、緊急雇用促進基金事業で平成22年度より吉岡町商工会の町からの受託事業として試行実施してきたものであり、雇用対策では一定の効果を上げたと思っております。買い物代行サービス事業を試行期間の終了後も継続していくかどうかということになるわけではありますが、本事業は緊急雇用促進基金事業で創出し実施した事業であり、経費はすべて基金で対応してきたところでもあります。現在の利用状況等を考えますと、本事業に対して利用できる対象者の範囲はまだ吉岡町においては少ないのではと感じております。当面現状での継続は難しいと考えておりますが、地元商店が中心となり、御用聞き的な感覚の宅配サービスを行うのも一つの方法かと思っております。そうなれば、町としてもできる限り支援をしてみたいと思っております。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） この買い物代行サービスというのは、これまで町の広報等ではどのくらい町民に周知徹底のために、どのような手立てを行ってきたかをまずお伺いします。

議長（近藤 保君） 産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） この事業を始めるに当たりましては、新規事業ということで、大分その周知に尽力したわけですが、とりあえず利用者、そして登録店等を募集した中で、利用者の募集につきましては、個人情報等の問題とか、自分のお金を預けるわけですから、その事業者との信頼関係、それにちょっと苦労したということなんですけれども、小池議員が言われるどのくらいの周知をしてきたかということでございますが、チラシ等によって、各販売店とか、そういう利用者の対象となるべき人に個別に当たったりとか、回覧とか、また新聞等をそういったメディアを利用いたしまして、周知させていただいてきたところであります。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 私はこの買い物代行サービスというのはまだまだ町民の中に広く周知徹底されていないような気がするんですね。大変いい制度ですので、ぜひともこのできた制度ですから、皆さんが広く活用できるように、さらなる周知徹底をお願いしたいというふ

うに思います。

それでは、4点目になりますけれども、通学バス、スクールバスの定額料金の見直しについてであります。

町長の答弁ですと、近隣がやったからどうのこうのというのは嫌だからという話がありましたけれども、最近渋川市が全域で通学バス運行という方向でありました。今までですと通学バスの地域を広げたというニュースとその中身というのは拡大と、児童生徒の利用負担の軽減ですね。年間1万2,000円を超える分はすべて市が全額負担をするということですから、年額1万2,000円以上のライン、いわゆる月1,000円以上かかることがないというような定めをしました。隣の町での出来事なんですよ。吉岡町は制度がスタートしましてから3段階に分かれていますね。その中で、すべての小学生は1,000円を超えているんですよ。ですから、私がこれはぜひとも今こそ料金体系を見直して、もう少し安くてもいいと思うんですよ。ぜひその見直しを図っていただきたい。

それから、中学生がどうして活用されていないかという、これは料金の問題もありますけれども、いわゆるバスの運行で、中学生になりますと、当然のことながら部活がありますから、小学生より朝早くなったり夜遅くなる。そのところをもう少し工夫できれば私はスクールバスの利用者はふえてくると思いますけれども、ほとんど中学生は利用していないのが実情であります。そういう皆さんが利用できるような工夫が、改善もあわせて検討すべきだというふうに思いますけれども、これについての答弁をお願いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁をさせていただきます。

この通学バス問題については、小池議員はもうこれで4回目ぐらいかなというようには思っております。そういったことでいろいろなことで今まで答弁をさせていただきましたが、通学バス使用料につきましては、昨年12月に小池議員から質問をいただいております。小池議員ご存じのとおり、通学バスについては、昭和63年度に路線バスの廃止に伴い町で運行を始めた事業でもあります。昭和63年依頼、バス使用料の改正を行っていませんでしたが、平成20年度に保護者の負担軽減を図るため、平成20年4月以前の使用料の半額に軽減いたしました。これもいわゆる軽減しようという中におきましても、小池議員が質問したものではないかなと思っております。これにつきましては小池議員からの強い要望におこたえしたという経過がございます。こうした経過はありますので、今のところ軽減については考えておりません。今後も受益者負担の原則に立って、利用者に対する一部負担を引き続きお願いしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（近藤 保君） 教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教 育 長（大沢 清君） それでは、補足答弁をさせていただきますけれども、今回決算の議会でもございますので、どのくらいご父兄の方にご負担をさせていただいているかと、その辺のところからまずお話しさせていただきたいというふうに思いますけれども、平成22年度でございますけれども、保護者の方には合計で約72万円ほど負担をさせていただいております。町が実際にそれに対して、運行費用、運転士の賃金等を含めると約330万円でございます。負担率というふうになると大体22%程度負担しているかなと、そういうことでございます。町の財政全体を考えれば、これを町が負担したとしても少額でありますから、それほど問題はないかというふうに思いますけれども、やはり負担と給付のバランスというものを考えていかなければならない。その辺のことも重要なことというふうに思っておりますので、先ほど町長が答弁したとおり、教育委員会としては、できるだけ保護者のご負担が少ない方がいいかというふうに思いますけれども、やはり町全体の負担と給付のバランス等を考えますと、この辺の20%程度を負担させていただいていると。この辺のところでもよしいかなというふうに考えております。

それから、中学生の利用につきましては、小池議員ご指摘のように、1人もございませんで、その辺のところはどういうふうに運行させるかという、その辺の工夫も必要かなというふうには考えております。以上でございます。

議 長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 町長も申し上げておりますけれども、この問題については、当然まずご承知だと思っておりますけれども、500万円ぐらいの交付税措置がされているということも念頭に置いておいてください。というか、負担と給付と言いますけれども、このスクールバスを運行することについては500万円のお金が国から来ているということも、来ていますよ、交付税措置されていますから。この辺のところを確認しておいて、そういうことも考慮の上で、ぜひとも再度考え直していただきたいと思っております。次の5番目の問題がありますので、ここで時間をとるわけにはいきませんので、この辺にしたいと思っております。ぜひとも善処をお願いします。

5番目になりますけれども、ごみの減量化対策です。

これも何回も質問しておりますけれども、決算委員会での指摘もありました家庭ごみ、可燃物が対前年比で1,000トン以上減っているんです。そして事業系ごみが1,300トンふえているんです。家庭不燃物では対前年比74トン減って、事業系が54トンふえているんです。この数字、常識では全く考えられません。この数字をどう思うか、どのような検証がなされたのかをまず問いたい。

そして、問題なんですけれども、資源ごみの分別収集、年々増加をしていることに対しては、協力をいただいております各自治会役員さんや育成会の皆さんの協力に対して敬意を表するものでありますけれども、さらなるごみ減量化で考えることは、生ごみの減量と発泡スチロールの回収だと思います。特に生ごみの堆肥化を考えるべきだというふうには私は思っておりますけれども、今後の取り組み方を問うものであります。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 議員の質問にお答えします。

まずは、ご指摘を受けましたことに触れさせていただきますが、数字的に考えられないので、どのような検証をさせたのかとのことに対してですが、可燃物の家庭ごみについては、資源ごみ回収の徹底、さらには生ごみの水切り等で減少しているものと判断しております。

また、可燃物及び不燃物における事業系ごみの増加についてですが、事業者が5件、法人登録がふえておりますので、そのことによって増加傾向になっているものと考えているところではあります。しかしながら、その原因はすべて網羅するものではないと思っておりますので、今後も引き続き見守りながら、原因の追究等をしていければと考えているところでもあります。

さらに、生ごみの堆肥化に対する今後の取り組みについてですが、この場合には、各家庭における敷地にある程度余裕がなければ判断されるところでもありますので、すべての家庭による取り組みは難しいかなというようにも思っております。そこで、可能な範囲による取り組みは、今後も引き続き取り組むべきと思っておりますので、より一層の充実が図られればと考えているところでございます。

さて、本町では議員ご承知のとおり、町民の快適な生活環境を目指しながら、かつごみの分別化を促進するとともに、さらに資源ごみのリサイクルにも力を入れて、前向きに取り組んでいるところでもあります。そのようなことから、年々そのことに伴う町民の方々の意識向上にもつながり、徐々にではありますが、その効果及び成果があらわれてきている状況であると感じているところでもあります。しかしながら、現在の状況は決して満足できるまでは至っていないことから、今後も引き続き促進に向け、積極的な姿勢で臨むべきであろうと判断をしております。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 今町長の方から現状下ということで、水切りをよくしたんじゃないかというような話ですけども、平成21年度、家庭ごみが4,823トンあったんですよ。そ

れが平成22年度では3,789トン、1,000トンは減っているんですよ。常識ではとても考えられない。これは事実の数字なんです。課長、よく聞いて、1,000トンですよ。4,000トンが3,000トンという、事実考えられないですよ。そして、これからくりはわかるんですよ。そして事業系ごみというのが平成21年度は1,600トンだったものが平成22年度には2,900トン、780トンもふえているんですよ。私はこれを見て、このからくりとはどういうものかという、いわゆる清掃業者がこれ一つ考えられることですよ、事実かどうかわかりませんが、考えられることは、事業系のごみを一般ごみに混ぜてずっとやっていたんですよ。町がどんどん厳しくなってきた、監視が、それで今度は逆に家庭ごみはちゃんと家庭ごみで盛ってくれと。事業ごみはちゃんと盛ってくれというふうになったものだから、それができなくなったことによって、家庭ごみがうんと減って、事業系がうんとふえたかと思うんですよ。私のこの推理は間違っていると思いますか。まず、見識を問いたい。

議長（近藤 保君） 吉澤町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） 議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに町長の方から答弁がありましたように、資源ごみの回収の徹底、さらには生ごみの水切り等で減少しているものとの判断しておることと、可燃物、不燃物の事業系のごみが増加、それで、事業者が5件ふえているというようなことでございますが、議員おっしゃるように、これだけの数字が平成21年度から22年度にかけて変わっているということは、この原因を先ほどこちらの方から述べさせていただいたものは、すべて網羅をしているものではないということで判断をしておりますので、今後定かではないですが、原因追究に向けた取り組みをしていった中で、原因が突きとめられればと考えておるところでございます。以上です。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） それと、これ今可燃物でしたね。不燃物もあります。不燃物はこれまで、平成21年度は370トンあったんですよ。それが平成22年度では家庭ごみですよ、家庭ごみの不燃物が296トンに減っているんです。これは不燃物は燃やすこともできないですよ。毎年出てくるごみは決まっているんですから。ずっと推移は同じですから。これは平成22年度にがくんと減っているんですよ。これはどこかに大きなからくりがあるんですよ、絶対に。でも、私はこれは平成21年度までが間違っていたんですよ。平成22年度からよくなったと。この数字はいい数字なんです。悪いので責めているのではなくて、よくなったんです。でも、その前が悪かったんですよ。どこかで、その前の平成21

年以前は問題だったんですよ。だから、本来の形に、この平成22年度からなっているんです。だから、平成23年度になれば、この次はもっとよくなるかも知れないです。

そこで、考えることというのは、今まで家庭ごみの処理を廃棄物業者に委託しております。1,000トン減ったんだから、1,000トン減った分の契約じゃなければだめなんです。この決算書に基づいて、1,000トン減ったんだから、あれはごみの持ち出し量によって、業者委託したわけですから、15年前と今と同じなわけじゃないです。吉岡町ではふえてきましたから、当然ふえてくればその分は多くなってくるんです。でも、今回1,000トンも減ったんだから、そのことによって、入札価格、1,000トン減った分の町がその設定をして入札をしましたか。どうですか。実績だっているんだから。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 品物がふえたか少なくなったということもありますけれども、集積所だとか、そういうものがふえた分にも人件費がかかるという意味においては、そういったことでいわゆる前と同じような入札もしております。この今言った五輪平に持っていくものが少なくなったから、少ないなりのいわゆる入札ということは、私の頭にはないんですけれども、集積所がふえるということは、もう昔から見ると10倍にも20倍にもなっております。そこで、人件費というのがかかってくるようなことになると、そこにそういったお金のことは生じてくるのかなというようにも思っております。1トン幾らにして、人件費は幾らにすれば幾らになるんだということになればあれなんですけれども、集積所の吉岡町を一回りするには1場所で何分ぐらいかかるとか、何分かかるとかというような計算は業者はしているようでございます。もちろん、町の方もそういった計算はしていると思います。ですから、人手が2人で何カ所回っていたのがまた一たん向こうへ持って行って、それからまた来て回ると。集積所が少ないとそのごみが少なくなってくるというような話も聞いております。ですから、それによって今言ったごみがふえたかふえないかは別にいたしまして、そういった入札の経過の中には入っているのは事実です。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 町長、平成21年度は4,800トンあったのが、平成22年度は3,700トンで1,000トンも減っているんですよ。2割以上も減っているんですよ、ごみが。これを考えたら、量そのものがこのぐらい減っちゃっているんですから、それは自然増、それはそれでわかりますよ。それも十分理解した上で、でも、それだけ減れば、それだけ減った分の持っている手間というのはだって、それは減るわけですから、時間も短縮されているんですから、私はこのことは絶対入札で反映もされなくちゃならない。しかし

まず、この数字はどうしてこんなに1,000トンも、不燃物なんか、みんなそうなんですから。この数字というのは。それまでほとんどコンスタントにまず来ていますよ。ほとんど対前年度比と変わらず、これがこんなに変わったちゃっているんですよ。そのことと言えば、よっぽど心してとりかからないと、この数字を見て、課長どういう感想を持ちましたか。ああそう、ああそうみたいなものじゃないでしょう。どう見ましたか、これ。

議長（近藤 保君） 町民生活課長。

〔町民生活課長 吉澤健二君発言〕

町民生活課長（吉澤健二君） 議員の質問に対してお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、10トン、100トンという数値ではないので、かなりこれは異常なことが生じているのではなかろうかということは個人的に判断をしております。ただ、今現在、原因の追究はされておられませんので、ここの場で何ともしよってお答えしたい部分があります。しかしながら、議員がおっしゃいましたように、平成21年度以前と比べると、平成22年度は正当な数値ではなかろうかということでございますので、このこと自体を十分今後精査をしながら、ごみの円滑な業務の遂行に携わっていただければと考えているところでございます。これにつきまして、何回も言うようですが、今後引き続きできる限り原因究明に努めさせていただいて、手を打つべきものは手を打った中で、皆さんの貴重な税金等を預らせていただいていた、使わせていただいている立場ということで、責任を持ちながら対応していければと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 今課長が言いましたように、桁が違うんですよ、1,000トンですから、1,000トンも減ったんですよ、家庭ごみでね、事業系はふえたんですよ。でも、このことによって、これは私が担当だったら、正しい数字だと思うんですよ、そうすると、その前の数字がおかしな数字なんですよ。今検証をしているということですから、十分にその検証をして、やはり適正な料金で収集運搬ができるように、そしてこれが減るといいこと、広域に対する負担金が大きく減るわけですから。この広域に対する負担金をどうしたら減らすかというのを町も真剣になって今取り組んでいる時期ですから、このことについては、この数字がまたさらに小さくなるための努力。

そして私が先ほど生ごみの処理ということをちょっと言いましたけれども、この間、うちの方の自治会長とちょっと話をしたんですけれども、これからは生ごみの全体の燃えるごみ、可燃物の4割が生ごみだというふうに言われております。前にも徳島県の上勝町の

例もお示しをしましたが、ここは8割がリサイクルをされているということがありました。上勝町では、よく見ましたら、一般家庭にあります生ごみ処理機というのは、あれは6万円するけれども、それを町が5万円を負担して、そして本人の負担は1万円で済むと。そして生ごみの量を減らしている。そのことによって、あそこは燃やすところもないですけれども、吉岡町はそのことをすれば、全体のごみをすごく減らすことができますよね。そういった自然循環型のごみ処理ができて、そしてまた今計画されております小野上の最終処分場、あそこは燃やした焼却残渣を捨てる場所、それが今度はいっぱいになったら、今度は吉岡に来る番ですよというふうになっているわけですから、これから何としてもごみを焼却灰をいかにして、今100だとすれば、それを本当に10、20にする努力が求められているんだということだと思います。そのことをすることによって、まさに循環型社会、これは今のエネルギー問題も同じですけれども、これも循環型の時代になってきます。ぜひそのことを広域の中でも吉岡町が先頭を切って、この事業は吉岡町から始まったと言えるような施策の取り組みを石関町長にぜひともお願いしたいというふうに思います。そして、そのことを実施いただきますようお願いし、最後に町長にその決意を聞いて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） よく話を聞かせていただきました。よく検討して調査研究をしながら進めていきたいと思っております。（「終わります」の声あり）

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、小池春雄議員の一般質問が終わりました。

続きまして、2番金谷重男議員を指名いたします。金谷議員。

〔2番 金谷重男君登壇〕

2番（金谷重男君） 2番金谷です。

まず、吉岡町の財政についてお伺いします。

吉岡バイパス及び上毛大橋の開通は吉岡町を大きく変える起点となりました。駒寄ETCスマートインターチェンジも吉岡町を魅力ある町にしました。県都前橋の中心地までは、上毛大橋経由と中央大橋経由の2路線で15分、商都高崎までは吉岡バイパスと関越道側道、渋川高崎線の3路線で25分、太田市や沼田市、富岡市といった群馬県の外郭になる市町村には高速道路を利用すれば40分もあれば十分行けると。そして、東京の都心までは新幹線を利用すればJR群馬総社駅から1時間15分、高速道路を利用しても自家用車で1時間30分、高速バスを利用すれば新前橋から2時間で池袋まで片道1,500円で行けると。こういった時代です。成田や羽田を視野に入れれば、海外までもというように、本当に便利な町になりました。この条件が大きな戦略的なアイテム、あるいは町の財産に

もなりました。吉岡町の人口は上毛大橋開通当時の平成11年度はおよそ1万6,000人の4,000世帯でしたが、現在は2万人の6,000世帯になりました。平成3年に町制移行後、文化センターやよしおか温泉等の公共施設の建設は、当時は小さな町としては過大な施設とも見えましたが、上毛大橋開通後の人口増により、さまざまな課題はありますが、あってもいい施設からあるべき施設に評価も変わろうとしています。

石関町長は、町議、町長として吉岡町の自治に長らく携わった立場で、この10年の吉岡町発展と諸施策についてどう評価しているのかをお伺いします。

特に教育や福祉、産業振興、よしおか温泉周辺事業等に関してお答え願えればと思います。

議長（近藤 保君） 町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 金谷重男議員の一般質問に答弁させていただきます。

まず、吉岡町の発展と諸施策についてのどう評価しているか答弁させていただきます。

まず、教育ですが、学校教育では、小中学校ともに校舎、プール、体育館の増改築や冷暖房工事、そして耐震補強工事など、教育環境の整備を積極的に推進していきました。これは一定年数の経過した施設の老朽化、また教育環境の変化に対応してきたもので、避けることのできない設備投資であったと思っております。財政的にもかなりの負担を強いられていることになりましたが、これによって吉岡町の学校に通いたいと若い世代の転入者が増加した一端でもあったのではないかと想像しています。

問題は、建物の外見ではなく、実りある教育が教職員の力で達成されていたかどうかではないでしょうか。その評価は児童生徒が成長を振り返って感じるとのものであろうと思っております。

社会教育では、文化協会、体育協会を初めとする各種団体がみずから活発な活動に一致結束し、文化、体育に関する行事の充実を努め、団塊世代からの要望にこたえ、余暇活動に貢献しています。

次に、福祉ですが、高齢者時代を迎え、住民の福祉サービスへの期待はますます高まっています。こうした住民の声に社会福祉協議会を通して、サービスの充実に努めてきたところですが、結果として、近隣町村に決して劣ることのない状況にあると思っております。しかし、介護施設については、まだ希望者に対しては受入態勢は十分とは言えないと思っております。今後、福祉、介護、医療の自治体負担は吉岡町だけの問題ではないと思っておりますが、扶助費の財政圧迫はむしろ国全体の喫緊の課題ではないかと考えています。

3点目に、産業振興では、上毛大橋、吉岡バイパスの開通を契機に、交通体系が大きく変化し、沿道開発が急速に進みました。農用地の転換は、優良農地の確保がますます困難

な状況をつくり出しています。また、国道17号、前橋渋川バイパス、駒寄スマートインターチェンジの供用開始は、アクセス道路の整備の必要性をもたらし、まちづくり交付金を受けて、幹線道路の改良に努めてきました。これまでの道路改良のスピードをかなり上回るペースでの整備でした。これはまちづくり交付金の期限に間に合わせるよう急いだもので、その分財政の負担も集中したものと考えています。

加えて、公共下水道、農業集落排水の整備は、県下でも進んでいると思っています。これは近隣町村に先駆けて整備に着手したあらわれであり、当然後年度負担はありますが、表面には見えにくいものの、町にとっては大きな財産ではないかと思っております。

観光の面では、これといった観光の資源が見当たらず、ただ手をこまねている感は否めませんが、道の駅を観光発信の基地に、また、埋もれた資源を掘り起こし、アイデアを出し合っ、行政だけではなく官民一体となって取り組んでいかなければならないと思っております。

最後によしおか温泉周辺事業ですが、リバートピア吉岡、道の駅、物産館かざぐるま、緑地運動公園と、お客様を迎える東の玄関口として整備してきましたが、施設の集積が相乗効果を生み、以前と比較すると一体的に活用される成果を得ていると思っております。全体的にここ10年間、整備構築に努め、できる限りの住民の要望にこたえてきたつもりですが、評価は住民にゆだねたいと考えています。吉岡町の人口は伸び続けていますが、ただ、手放しで喜んでいるわけにはいかないと思っております。その背景には、かなりそれなりに財政負担を強いられることになり、財源の確保と設備投資、住民サービスのバランスのとれた行財政運営に努め、将来に責任を持って町政に引き続き努力したいと考えております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 上毛大橋開通当時の平成11年度の町の財政ですけれども、歳入が約50億円、歳出が47億円、地方債残高が36億円ということでしたが、平成22年度の決算では歳入が61億円、そして歳出が56億円、町債残高が52億円ということで、かなり50億円ということにふえている。そして、平成21年度からは一般会計が予算が60億円を超えてくると。そういうふうな状況になっております。50億円を超えたわけですけれども、ちょうど石関町長4期目の平成22年度が地方債残高が50億円を超えたそういった年になりました。

特に、石関町政の4年間は、9・11テロ後の世界の政情不安、不透明な世界経済状況が続き、さらにリーマンショックによる世界経済の低迷を背景に、国の雇用促進や経済浮揚政策もあり、町歳出なども連動して50億円を超えてしまったということだと思います。

しかし、人口の伸びがこれに加わってくるわけですが、平成11年度あたりで先ほども言いましたように、1万5,000人、そして現在平成22年度が1万9,531人ということで、約2万人になっています。石関町政4年間、先ほど上毛大橋開通後10年と言いましたが、石関町政4年間を振り返って簡単に、こういった状況の中で財政も少し大きくなってきた。そして、そういう中で基金もあるけれども、町債も少しふえてきた。こういった状況をどういうふうに分析するかをお聞きしたい。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 金谷議員のご質問の中で、平成11年度当時のお話がありましたので、まずは平成11年度から平成22年度までの12年間における普通会計ベースの町債残高の推移につきましてご説明申し上げます。

平成11年度は、36億6,048万7,000円だった町債残高が、平成22年度には52億324万7,000円となり、15億4,276万円の増となりました。

また、私が町長に就任しました平成19年度からの4年間の推移で申し上げますと、町債残高は6億6,865万8,000円の増となりました。しかし、これらの金額につきましては、普通交付税の赤字補てん分として、後年度において100%基準財政需要額に算入される臨時財政対策債として借入れをいたしました分も含まれております。したがって、この臨時財政対策債を除いた町債残高は、平成22年度現在、29億5,786万円となっております。この臨時財政対策債を除いた金額で12年間の町債残高の推移を見ますと7億262万7,000円減額となっております。ここ4年間の推移では、420万2,000円の減額となっております。そして、町長に就任してから平成22年度まで4年間の在任期間中におきましては、道路整備、産業振興、教育施設などの充実を目指し、まちづくり交付金事業、第二排水池等築造工事、南下古墳公園、都市計画道路整備などを初め、よしおか温泉、リバートピア吉岡の改修工事、道の駅建設工事、吉岡中学校体育館改築工事、吉岡中学校校舎増築工事などのさまざまな事業を実施してまいりました。さきに申し上げたとおり、臨時財政対策債を除く、町債残高につきましては減少しているわけですので、私といたしましては、必要な事業を実施しつつも、町債の発行を抑制し、できる限り将来の負担にも配慮してまいりました。その結果、平成22年度決算における健全化判断比率の数値、町債残高、財政調整基金残高などから判断しましても、平成19年度から平成22年度までの4年間の在任期間中につきましては、適正な財政運営を図ってきたと考えております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2 番（金谷重男君） こういう状況というのは数値を見ればわかるわけですがけれども、他の市町村が失業率や人口減で伸び悩んでいる中で、我が町は順調な人口増の道を歩んでいます。しかし、小学校、中学校の生徒数の急増は、教室の確保という点では厳しいものがあります。現在の駒寄小学校の児童数は、これはホームページで見たんですが793人、この間の会合では、807人というようなことを聞きました。明治小学校の児童数が578人、吉岡中学校の生徒が585人ですが、人口増は今後も続くものと考えられますが、この不確定な要素を含んだ数字に本当におびえる必要はないものと思いますが、行政の長として、学校建設用地等の確保ぐらいの心づもりはあるのかお聞かせください。駒寄小学校はもう800人を超えたというふうなことを聞いています。よろしくお願いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 金谷議員がおっしゃるように、他の市町村が人口減少で悩んでいる中、吉岡町は人口が増加しており、活気あふれる町となっております。ただ、町の第5次総合計画の人口予測では、総人口では、平成32年まで伸びますが、ゼロ歳から14歳までの年少人口は平成27年度をピークに若干減っていく推計となっております。人口増加にいろいろな要因がありますので、その推計は非常に難しいわけですが、今のところ学校新設は考えておりません。教室不足に対しましては、増築等で対応していきたいと考えております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2 番（金谷重男君） 総合計画と人口予測というか、そういったもともになったのが、平成17年の国勢調査の数値をもとにこれはつくられているということなんですが、あの会議の中でも委員の方々が数字をできるだけ近い数字に直せというようなことで、平成22年度の国勢調査に合わせてやってくださいというようなことでいろいろな場面でそういう話がありました。そういうことを見ますと、平成17年度から今度は平成22年度、そして今度は平成27年度というようなことになると思うんですが、そのときに、この吉岡の環境はまた少し変わると。上武国道の連結が上毛大橋にもつながるとか、あるいはETCの大型車の乗り入れ、スマートインターへの乗り入れもあるというようなことを含めると、これは人口はどのくらいふえるか。そして、ある前橋の小学校では、1,000人規模の学校がここ10年間ぐらいの間に400人も減っているという数字もあります。こういったところをどう読んで、どう解決していくかということを、本当に近い課題として町の方の当局も考えていただければというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 補足答弁におきましては、教育長の方から答弁させます。

議 長（近藤 保君） 教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教 育 長（大沢 清君） それでは、人口推計に関する質問ということで、私の方から答弁させていただきましても、第5次総合計画をつくるときに、金谷議員にも審議委員ということでご参加いただきまして、いろいろご審議をさせていただいたところでございますけれども、その中で、たしか平成17年国調人口をベースに推計しておりまして、平成22年国調がまだ速報値も出ていなかったと。そんなところから平成17年度国調をベースにいろいろ人口推計をさせていただいたものでございます。

その人口推計、では実際にどういうふうに合っていたかという、その辺のところを検証してみたわけでございますけれども、平成17年の国勢調査の実績値は、総人口1万8,060人ということになりました。それで、平成27年の推計値としますと2万785人ということで推計をしておりまして、増減率は15.1%の増ということでございました。それからゼロ歳から14歳までの年少人口では平成17年度の2,950人に対して、平成27年は6.4%増の3,147人という形で推計しております。この推計に対しまして、各小学校の実際の児童数を比較してみたところ、平成17年度から平成22年度までの5年間の増加率でいきますと、明治小学校が0.7%に対して、駒寄小学校では24.5%という大きな増加率であったわけでございます。総合計画の推計よりもかなり高い伸び率ということでございました。もし、この24.5%の増加率をそのまま平成22年度から27年度までの5年間に当てはめたとしますと、駒寄小学校では平成27年に、児童数でいきますと980人程度になると。そうしますと、6教室ぐらいが不足するかなということになります。その伸び率を仮に半分の12.3%程度の伸び率で見ますと、平成27年度の児童数は880人程度になると。そうしますと、2教室が不足するという、そんな計算になります。

先ほど町長が申し上げておりましたとおり、第5次総合計画の人口推計につきましては、ゼロ歳から14歳までの年少人口は、平成27年度が一応ピークになると。そこで3,147人に対して、平成32年度になりますと、逆に今度は減少傾向になると。2,984人というような計算になっておりますので、教室の増築、いずれにしても足りなくなるかなということですが、その辺のところ、どの辺まで投資していいかというのが大変難しいところでございます。

それともう1点、ちょっと長くなって申しわけないんですけども、明治小学校の推計では、現状の教室で足りるという計算になっておるわけですが、その後の高浜バイ

パスが平成24年に開通すると、そういった都市施設が入ってくるということがございますので、農地の転用等、あるいはそれによって宅地開発がどう推移するのか、その辺のところは大変難しいところがございます。今後の人口増がどのように推移するかというのは、できるだけ確に推計をしまして、必要かどうか見きわめてまいりたい、そんなことで考えております。以上でございます。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 今そういうお話があったわけですが、ぜひとも教育委員会の方と人口増に対するそういった委員会とか、そういったものを立ち上げるなりして、いろいろなシミュレーションを考える中で、学校をどうやって子供たちのために機能的な学校にするか、そういったものを考えてもらえないかなというように思います。例えば、建物が建てられない非常事態ということになれば、教頭を2人置くとか、あるいは教務主任を2人置くとか、そういうふうな形で分掌を少しずつ割っていかなくちやならないような状況も出てくると思うんです。そういったことを含めてお願いしたいというふうに思っていますし、渋川市がベトナムの南の方に用地だけは買収はしてあったんですね。多分あそこはそういうことだというふうに聞いたんですが、それが今何か警察になるとかならないとかということを知っています。用地だけでも確保するというところで準備ができれば本当はいいんですが、そういう意味で、今後教育委員会の方でそういった人口急増に対する対策というふうなことも、委員会を立ち上げてやっていただければなというふうに思います。よろしいでしょうか、その辺。

議長（近藤 保君） 教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） 人口増に対しまして、いろいろの検討する組織も考えたらどうかと、そんなご質問でございますけれども、確かに駒寄小学校、今児童数が800人を超えております。県下でも多い方の小学校になっている。多分10番以内ぐらいになっているかなと、そんな状況でございます。そんな中で、これ財政が許せばという話になるかというふうに思いますけれども、最近では、高崎市が堤ヶ岡小学校から分離して桜山小学校というのをつくっております。平成21年だったかというふうに思いますけれども、やはりそこが1,000人を超えちゃうんだというような、そういう人口推計のもとに新しい小学校をつくったという、そんな経緯があるようでございます。それで、今新しくできた学校に約600人弱ぐらいの児童が通われているということでございますけれども、ここに高崎市が約30億円ぐらい投資しているという、そんなことがございますから、なかなかそれだけ投資するのはどうかなという、非常に難しい部分もあるかというふうに思いますので、可能

であればそういうことも考えられるかというふうに思いますけれども、今の町の財政、あるいは国の状況から見て、この辺のところは大変難しい部分があるかというふうに思いますので、教室の増で間に合えば、そのような形で考えていきたい。そんなことで、もし検討する組織が必要であれば、また考えていきたいと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 仮の話というようなことですると、笑われるんですけども、建設予算とか、あるいは校地を購入する予算とか、そういうのも計上したりというようなことになると、午前中に岸議員の方でいろいろと財政の方を見ていただいたわけですが、こういった数値が相当動いてくるというふうにも思います。厳しい状況の中で、一つ学校をつくる、あるいは中学校もつくるなんていうことになると、かなり財政的には負担になってくるんじゃないかというふうに思います。そういう厳しい状況の中でということですが、いずれにしろ、町財政は厳しい状況にありますということで、特別職の給与削減措置をもとに戻すという提案が今回出されたわけですけども、そういったことに関して、前回から一貫して石関町長を指示して、ご期待している多くの町民に対して、ご理解が得られるかどうかということと、最初の選挙のときに、非常に財政的によかったので、こういった給与削減というようなことを提案しなくてもよかったんじゃないかというふうに思うんですね。今回こういう流れの中で、こういうふうにもとに戻すというようなことが出されたわけですけども、その辺について町長の見解をお聞きしたいんですが、よろしく願いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 町長、副町長、教育長の給与削減措置を撤廃する状況とはということでしょうか。

私は前回の選挙にあっては、マニフェストの特別職の給与削減の項目を織り込んで当選させていただきました。当然のことながら、町長に就任後に就任期間中は削減する特例に関して条例を制定して、町民との約束を果たしてきました。今回の立候補に当たっては、支持者と施策について調査したところ、給与の削減を主張して選挙戦を戦わないと結論づけて選挙戦に臨んだ次第でもあります。ですから、支持してくれた方々は当然理解しているものと思っております。開会日の質問にもお答えしたとおり、また、委員会でもお答えしたとおり、再選後の任期中は特別職の給与を削減することなく、決められた給与の中でしっかりと町長の役割を果たしていこうと思っております。どうかご理解のほどをよろし

くお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

- 2番（金谷重男君） 他市町村を見ると、比べるということは石関町長の一番嫌いなところですが、榛東においても30%削減、公用車は廃止というようなことがかつて吉岡町でとられたことが行われているようです。これはまた時代の流れの中で、いろいろと分析しなければならぬことだと思いますが、熊本県知事蒲島知事については、確かじゃないんですけども30万円ぐらいまでの収入でやる。これもどうなのかなというふうに思いますが、退職金を返上するとか、あるいは給与削減というようなことが、こういう厳しい状況の中でさまざまな首長選挙でそういったことがわりかし掲げられているわけです。私たちも選挙の際にそういったことは非常に逃してしまっているところなんですけど、前回のマニフェストが強烈だったものですから、私どももそれを信頼していた方も多いかと思えます。そういった意味では、何らかのこの後、町長が対応、そういったものがなされないかということをご期待しているんですが、いかがでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 先ほどから申しているとおり、そういった考えは今のところ持っておりません。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

- 2番（金谷重男君） それでは、子育て支援についての質問に移りたいと思います。

石関町政の重点施策であります「子育てを吉岡で」というふうな、そういうキャッチフレーズ、小学校の父兄から、夏休み直前に、学童保育について4年生以上の学童を入れていただけるように、嘆願署名をしたんだけどもということで、小池議員、長議員の紹介で町に提出しましたと。学童保育施設は増設されたんだけども、4年生からの高学年の児童の受け入れはしていただけなかったということで、夏休み直前で、私もその話を聞きに行ったときに、子供たちがその辺で走り回っているということだけだったんですけども、どうにかならないかというふうな父母からの相談を受けました。すぐに町の担当部署の課長に相談したので、ある程度の方向性というか、そこで、お母さんに説明できるようなことはお聞きしたんですが、町民に明らかにする意味で幾つか質問したいと思うんですが、請願署名の内容と署名数、それから他の市町村の一般的な利用者の負担金、それから不確定要素の多い人口増に対して、施設の増設、新設は可能かということと、父母や関係者で学童保育を運営する場合の条件等、補助金ということ、それから、長期休業中の何ら

かの学校開放及び学童保育の特別の運用ができないか。この以上の5点についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 子育て支援施策に関しての学童保育のことについてお答えをいたします。

吉岡町子ども笑顔プラン吉岡町次世代育成支援行動計画を平成21年度に作成しています。この中で、計画の将来像と目標、保育サービスの目標、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童クラブ、平成26年度までに3カ所210人定員を実現しています。詳細につきましては、健康福祉課長及び教育委員会事務局長より説明させます。

議長（近藤 保君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 守田 肇君発言〕

健康福祉課長（守田 肇君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

最初に、請願署名の内容と署名者数等についてであります。最初に、子供を守る親の会の代表者からということであります。紹介議員は先ほどありましたとおり、小池議員、当時の長議員であります。署名全体数は719名、重複が19名、20歳未満の方が20人、町外者が56人、これを除いて、全体で624人の学童保育拡充に関する要請署名をいただきました。署名提出日時につきましては、平成23年3月25日と追加として3月31日の2回であります。要望内容は、1番としまして、小学校6年生まで拡充してください、2番としまして、入所規定の改善を求めます、この2点でした。町民624人の方から署名について、真摯に受けとめ、検討している次第です。

2番目の他の市町村の一般的ないわゆる学童保育の利用者負担、これについてお答えさせていただきますが、まず最初に榛東村、通常のみをさせていただきます。7,000円です。それで、おやつ代が3,000円です。次に、前橋市のあらまき児童クラブ、これは6,000円です。おやつ代金は2,000円別途です。次に、そうじゃ児童クラブ、これは6,000円で、同じくおやつ代は別で2,000円です。次に、元総社学童クラブ、これは1万1,000円でおやつ代込みということです。高崎市、金古学童保育クラブ、これは1万円でおやつ代を含むと。桜山学童クラブ1万円です。これはおやつ代を含みます。渋川市であります、豊秋小学校の部分で学童保育所ひまわりクラブがございます。これはちょっと細かくなってしまいますが、1、2年生は1万2,000円、3、4年生が1万円、5年生、6年生は8,000円で、これはおやつ代を含みます。もう一つ入会金がそれぞれ1万円というような形になっております。古巻小学校の管内ですが、児童クラブくわの実学級、これは1年生が1万2,000円、2年生、3年生が1万1,000円でおやつ代を含むということになります。以上が他の市町村の一般的な学童保育の

利用者負担金であります。

次に、不確定要素の多い人口増に対して、施設の増設、新設は可能かについてですが、現状維持ということで考えております。

4番目の父母や関係者で学童保育を運営する場合の条件と委託金、いわゆる補助金についてですが、父母や関係者で運営する場合の検討を今しております。子育て支援に関してだけではありませんが、地域での協力は欠かせないと考えています。具体的には、放課後の留守宅家庭児童等をおおむね10人以上確保でき、かつ継続して事業を運営できる見込みがあることとして、年間平均児童数5人から9人の規模として想定しております。基準については、群馬県の交付基準を参考にして計画中です。補助額であります。これは基本的な部分のみをお答えさせていただきますが、これは先ほども言いましたように、年間平均児童数が5人から9人、これは県単で開設当時に250日以上でありまして、1年間で110万2,600円、半分は町が補助するということです。

それから、長期休業中の学校開放による学童保育の可能性、教育委員会の前に取り組みとしてどんなことをしたのかということをお答えさせていただきます。このさきの要望書を受けて、それを前倒して、現在検討している状況です。具体的には職員が高学年を預かっている施設を見学したり、近隣の市町村で行っている学童保育の現状を調査しております。また、指定管理者である社会福祉協議会が現在、保護者に対するアンケート調査を実施しております。要望書を受けてから、夏休みの児童の預ける場所に関して不安の声がありますので、吉岡町の児童館の開館方法や、昼食時には弁当を持参してもらえばその場でとれるように運営を変え、小学校に児童館だよりを掲示したり、8月のよしおか広報でPRをしました。児童館は午前10時から夕方5時まで開館しております。8月の利用者は開館日27日、小学生の低学年201名、高学年312名、町外者29名、合計541人でありました。1日の平均は20名です。

また、病後児保育については割愛させていただきます。以上です。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 今年度からこういうふうな形で保護者の方から要望があって、なかなか立ち上げられなくて、どうやっていいかということで、今また長期の休業中になるとそういう課題が出てくるんだというふうなことで私も理解していますが、でも、本当に仕事を持ったお母さんたち、そういう要望があるんだということを本当に感じております。そういう意味で、こういった話が出たときに対応していただければというふうに思っています。

今年度より学童保育の運営を社会福祉協議会に完全委託するという話もありますが、本当に社会福祉協議会自体が大きくなり過ぎていきますので、できれば学童保育の支援にきめ

細かな配慮ができるようにということで、できれば重点施策の子育て支援の立場から、児童館の運営も含めた包括的な子育て支援のための第二社会福祉協議会的な子育て支援センターのようなものを立ち上げたらどうかというふうに思うんですが、石関町長、どうでしょうか。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 第二の社会福祉協議会というようなことでしょうけれども、新しく社会福祉協議会の方に学童の委託をしてからまだ1年もたっていないというようなことから、今現在町の福祉課の方といろいろなことを相談しながらやっていくという段階にきております。そういった中におきましては、現在は社会福祉協議会に指定管理をしていますので、新たなもう1カ所というような考えは今のところ持っておりません。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） どうもありがとうございました。

真剣にこの辺のことも考えていただければ、先ほど申しましたように人口が非常にふえていて、不確定要素もあると。あるいはこういう人口を当て込んで、民間の方が入ってくることもあろうかと思えます。そういったさまざまなことがこの学童保育についてはあろうかなと思えますが、本当にいろいろな相談を受けていただければというふうに思っています。よろしく願いいたします。

続いて、順番をちょっと変えたいんですが、よろしく願いします。

まず、JR新駅の方を先にいきたいと思えます。

JR新駅についての質問ですけれども、この問題についても駅が誘致されるまで毎回少しずつ定例議会で聞いていこうかなというふうに思っています。今回は町長のマニフェストの最重要努力目標であります。担当部署へどのような指示をされたのかということ、4月からですね。そして担当部署はどちらになるのかということ、例えば新前橋と群馬総社間の新駅について、高崎経済大学の戸所教授が学会で発表しておりますが、今度玉村で何か講演をやる時に、議会の関係でも北関東道の関係でお聞きするというその先生ですけれども、こういったことはネットで検索をできます。そういったことで、この先生のこういったことを読まれたことがありますかということ。

もう一つ、とにかくこの町長の最重要努力目標ということで上げたわけですから、この4カ月、5カ月の中で、半歩でも1ミリでも進んだかどうかお聞きしたいんですが。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） それでは、今まで4番目だったんですけども、JR新駅設置についての答弁をさせていただきます。

JR新駅設置は吉岡町の長年の懸案事項でもあり、これまでもいろいろな議員から質問もありました。地元自治会からの陳情も受けてきています。しかし、残念ながら前進が見られない現状であり、申しわけなく思っているところです。それだけに駅設置は難題であり、大きな課題であることをご理解願いたいと思っております。第5次総合計画策定に当たっても、ここで断念することはできず、新たな実現の可能性を探り、駅があれば便利というレベルの意識から、存在的な内容調査の基礎的な資料として利用者の把握に努める必要あると考えております。公共交通網整備事業として、住民サービスの把握に投資効果の検証やパーク・アンド・ライド、サイクル・アンド・ライドなどの検討などもあわせて調査しなければならないと思っております。今年度は交通連携調査を大学で持っている調査研究能力をおかりし、近隣住民も含めた基礎資料を作成する予算を計上してあります。担当課は総務政策課政策室が、公共交通という面からも担当することになります。

また、駅周辺の整備手法となると、土地利用計画、都市計画道路、土地区画整備、駅前広場等になれば、産業建設課都市建設室に加わっていただき、計画の立案、事業化ということになると考えております。駅の設置については、駅設置の要望の高まり、設置条件の迅速、利用客の拡大要素、財政的費用負担など、多くの関係課を関連して来だろうと予測をしています。先ほど金谷議員の方から高崎経済大学の戸所教授の論文は読んでいませんかということですが、きょう担当課の方から渡されております。今のところ読んでみてはおりません。ちょっと目を通しただけでもすばらしいことがあるなというような感覚で渡されて、ちょっとばらばらと読んだということでもあります。そういったことをご理解いただければありがたいと思っております。

議 長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2 番（金谷重男君） 吉岡も今の発展というか、上毛大橋からというようなことなんですけど、ちょうどもう10年たちました。そして、吉岡の南の方にも大きな商業施設ができたわけですけれども、この商業施設、大体が20年ぐらいの定期付借地権ということが多くなる。そうなりますと、魅力がなければどこかへ行ってしまう可能性というのが非常に高いですね。ですから、もう一度建てかえをさせるというふうな建てかえをしてもらえるような魅力ある町にしないと、また土地の安価なところに、交通の便利のいいところに逃げていってしまうと。そういった意味も含めて、本当にこの駅があるかないかというのは、これから町が安定的に人口を確保して、本当に潤沢に伸びていくというためには、大きな要素ではないかなというふうには思っています。

そういった意味で、駅誘致の最適候補地どこかとか、そういった問題を考えなくちゃならないんですけども、私が思っているところは、もうそろそろアパートができたり、そういったところで、条件的には厳しい状況になってくるんですね。そういった意味で、町の方が少しでも計画を進めて、用地をどこに選定するかということを決め、そしてそこに用地を確保する。こういったことをまずもってやっていかなければ、本当に計画倒れで終わってしまうということにもなってしまいます。そういった意味で、もう時間が一つ一つ過ぎていくというふうな中で、また次回もこの問題について質問させていただきたいというふうに思っています。

続いて、スマートインター周辺整備についてお伺いします。

大型車乗り入れのETCスマートインターを周辺市町村と協力して開設を目指していると同っていますけれども、ここ数年、本当に大松交差点以北の工事は休みなく続けられています。そのたびに迂回路があっちに行ったりこっちに行ったりというふうなことです。まだ舗装されていない道が迂回路の中心になったり、そういったことを繰り返しているわけですけども、それでも地元住民は、何だ少し我慢をしながら、信号もそろそろできるのかなというようなことで我慢をしているわけですけども、そんなことを町の方が先読みして、また工事がこの後始まる、あるいは続く、そういったことを先読みして、担当部署の方でそういったものを把握して整備をしていただけるのかどうか、そのところをお聞きしたいんですが、よろしくお願ひします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 駒寄スマートインター大型化開始に伴う周辺整備事業で、アクセス道路である南新井前橋線を県事業で進めていただいております。駒寄スマートIC周辺だけではなく、道路工事に伴う迂回路の選定に際して、普段は地元の車両が主に使用している町道が工事のために迂回路になったため、交通量がふえ、危険になるのでは困ることもありますので、迂回路となる町道の安全性を確保できるように、迂回路の選定をしてまいりたいと考えております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） ありがとうございます。

私どもの自治会を通じてそういったものを細かく地図までつけて出そうかというふうに思ったんですけども、町の方もそういった状況をかなり理解してくれて、小さな穴があいたときにでも舗装していただいたこともありますので、そういったことは担当部局の方で理解してもらっていると思っております。ぜひともそういったところをかんがみて、よ

ろしく整備の方をお願いしたいと思います。

時間がないので、最後に、町を売り込む施策ということで、ちょっとまとめてきたので、質問させていただきます。

町の商店数の実態とか、決算特別委員会で詳しくそういった状況を知ることができたんですが、他市町村で運営する公立病院とか、公立保育園、そういったものが我が町にはありません。それにしても、100人の職員で2万人の住民サービスを行うというのは非常に難しいということも想像できます。ただ、国の行政改革、まさしくそのような方向で進んでいるわけで、厳しい環境でより多くの成果を求められているのも事実です。

さて、このような状況の中、守りに徹した町政から脱皮も必要ではないかと考えます。かつて、高崎市がキリンビールの工場の老朽化に伴う県外移転に直面した際に、行政の企業への日ごろのアプローチが全くなかったと。あるいはサービスもない。情報収集もといったところで欠けている面が非常にあって、そういったことが指摘されました。高崎市は新市長のもとで、企業誘致のためのプロジェクトチームを発足させて、高崎に企業を誘致するというようなそういう戦略を企図としているわけですがけれども、各市町村が知恵比べの時代が到来したといっても過言ではありません。むだをなくして、優良企業誘致推進も重要な課題であります。我が町はどうでしょう。大きな財源を逃してはいないでしょうかということです。

例えば大企業の商業者やプロ野球の1億円プレーヤー、こういった方が1人でも多く吉岡町民になれば、財政的にも豊かになる。私は北の大地との交流も大切ですが、町のリーダーとしては、まずは首都の方に目を向けていただけないかというふうに思うんですね。そこで東京から100キロ、高速で1時間をキーワードとして、この吉岡町の文化センターを売り出せないかというようなことで、きょうはちょっと質問したいと思います。簡単でもいいんですけども、文化センターというのは赤字なんですかね。簡単でもいいので、よろしくをお願いします。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 文化センターは収益事業を行っているわけではありませんので、赤字か黒字かというと赤字でございます。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 大体どの程度赤字部分があるのかなということで聞きたいんですが、金額的に。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） その件に関しましては、文化センターにかかわる歳入歳出については教育委員会事務局長より答弁します。

議 長（近藤 保君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） それでは、文化センターに係る歳入と歳出について町長の補足答弁をいたします。

平成22年度決算で説明させていただきます。まず歳入ですが、文化センター使用料として350万5,240円、文化センター入場券売払収入241万1,000円、ほかに自動販売機設置料やジュース売上代、電話使用料、コピー代等で39万8,310円、合計631万4,550円の歳入がありました。歳出におきましては、10款4項4目の文化センター費が合計で6,833万8,488円でした。内訳は、主なものとして、報酬、給料、職員手当、賃金、報償費等の広い意味での人件費関係で1,927万6,796円、電気料が1,454万8,115円、自主事業委託料が560万7,000円、清掃業務委託料が454万6,762円、駐車場借地料373万5,000円などでした。以上です。

議 長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2 番（金谷重男君） 例えば、赤字でもここに文化センターを売り出すなんてあんまりないんだと思うんですけども、一つは命名権とか、名前を売るというか、企業に、ネーミングライツ、こういったことがあると思うんですね。群馬県では陸上競技場、サッカー場、こういったところに調味料メーカーの名前を入れるとか、そういったことをさまざまやっているんですけども、吉岡まではこの近くにある大きな飲料水のメーカーの名前を冠して、吉岡何とかホールなんていうふうにしたら、名前だけでも一躍全国的になるのではないかと。あるいはまた、都内の音楽サークルの練習会場としてあいているときに、セールスをして、そして来ていただくと。あるいは、その方々がやがて社会に出て、中堅になったときに、ああ、こんなところに、東京から100キロのところこんないいところがあるんだなということを知ってもらうためにもいいんじゃないかと。そして地域の方々を、その音楽を、練習を聞くというようなことで文化的な水準も高まると。そんなことを計画してはどうかというふうな提案でございます。

あるいはまた、榛東村の耳飾り館のスペースも吉岡の古代遺跡を展示するそういったところにお借りすると。そして一緒にやる。それも例えば旧石器時代は明治大学の安藤政雄先生だとか、縄文時代から早稲田大学の高橋龍三郎先生とか、そういった方の監修を受け

て、そしてそういう大学とコラボする中で、そういう運営をしていけば、道は古墳なんていうことで、かなり天皇陵でも匹敵すると言われているそういったものも脚光を浴びるんじゃないか、動線ができるんじゃないか、そんな考えもあります。そういった概念を、既成の概念をかなぐり捨てて、町政の飛躍への戦略を構築するための組織が今吉岡では本当に必要じゃないかというふうに思います。

町長の交際費も透明性、そして公正であれば、少しでも増額して、町長みずからトップセールスマンとして行動してはいかがでしょうか。企業訪問の際には、また一つの案なんです。土産には吉岡には特産品がないと言われますが、吉岡町民に愛されている名酒船尾瀧、これに着目して、吉岡のコシヒカリでこの清酒船尾瀧をつくって、道の駅よしおか温泉のラベルを張って、東京の方に持って行って、元祖吉岡特産品第1号なんていうことで、持って行って売り込む。そういったことも必要じゃないかなというふうに思うんです。北橋の酒造メーカーではもう既にオリジナル清酒というのも企画しておりまして、各企業や学校、そういったところで何々会社とか、そういう酒をつくっています。そんなことを注文したら、一樽つくれば、柴崎酒造もつくっていただけるのではないかと、そんなふうに思います。何とか吉岡を売り出す。そういった意味で、ちょっと時間もありませんので答弁は要りませんが、努力していただければというふうに思います。とにかく吉岡を売り込む。そういう先頭に立っていただければというふうに思います。

最後に、日本経済は危機的状況を迎えています。それは、もう1,000兆円に迫る国の借金、そして群馬県もいよいよ県の借金が1兆円を超えました。地方も国も借金が自治体財政の重石となっています。日本の国債の格づけも数ランク下降し、評価は分かれますが、信用を失いつつあるのは確かです。赤字国債は東京オリンピック後の景気低迷期の1965年の補正予算で赤字国債の発行を初めてやりました。しかし、これは1年限りで、その後10年間はこの赤字国債は発行されませんでした。田中内閣当時に、老人医療費無料化、年金の物価スライド等の福祉政策、こういったことを進めたために、1975年に再びこれが発行されて、それ以降、ずっとこれが続けられてまいりました。1990年から1993年までは景気がよかったために、それがなかったんですけども、ずっとこれは現在に至っているわけです。中福祉中負担やら、高福祉高負担のかけ声がありますが、増税では選挙に勝てないという理念なき政治に翻弄されながら今に至っています。

日本の福祉は、戦前戦後一貫して家族中心の自助自力の介護や福祉が行われてきましたが、戦後の経済成長は農村から道具を奪い、さらに女性の社会進出を促進し、欧州型の幸福社会を目指しています。福祉予算の確保は与野党問わず大きな政策課題となっています。そのような状況は、若年層への大きな負担を多くする一方です。ただ、その彼らもこの雇用環境は悪化の一途をたどっています。このような状況は決して豊かな社会とは言えず、厳

しい経済状況という評価が今最もできているんじゃないかというふうに思います。平成22年度の吉岡町の決算から垣間見る厳しい経済状況を背景にして、船出した石関町政2期目の公正、公平、そして効率的な町政運営に期待するとともに、さらなる吉岡町の発展を祈念して、一般質問を終わります。以上です。

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、金谷重男議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、今議会に予定されていましたが一般質問はすべて終了しました。

散 会

議長（近藤 保君） 本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後5時06分散会

平成23年第3回

吉岡町議会定例会会議録

第3号

9月14日(水)

平成23年第3回吉岡町議会定例会会議録第3号

平成23年9月14日（水曜日）

議事日程 第3号

平成23年9月14日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告（委員会報告・報告に対する質疑）
- 日程第 2 承認第 4号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認について
(討論・表決)
- 日程第 3 議案第34号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第35号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第36号 特別職及び教育長の給与の特例に関する条例を廃止する条例
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第37号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第38号 吉岡町災害対策本部条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 8 議案第39号 吉岡町消防団設置条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第40号 吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第10 議案第41号 平成22年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第11 議案第42号 平成22年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第12 議案第43号 平成22年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第13 議案第44号 平成22年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 4 議案第 4 5 号 平成 2 2 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 5 議案第 4 6 号 平成 2 2 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 6 議案第 4 7 号 平成 2 2 年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 7 議案第 4 8 号 平成 2 2 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 8 議案第 4 9 号 平成 2 2 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 9 議案第 5 0 号 平成 2 2 年度吉岡町水道事業会計決算認定について

(討論・表決)

日程第 2 0 議案第 5 1 号 平成 2 3 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 3 号)

(討論・表決)

日程第 2 1 議案第 5 2 号 平成 2 3 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 (第 2 号)

(討論・表決)

日程第 2 2 議案第 5 3 号 平成 2 3 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(討論・表決)

日程第 2 3 議案第 5 4 号 平成 2 3 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(討論・表決)

日程第 2 4 議案第 5 5 号 平成 2 3 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(討論・表決)

日程第 2 5 議案第 5 6 号 平成 2 3 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(討論・表決)

日程第 2 6 議案第 5 7 号 平成 2 3 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(討論・表決)

日程第 2 7 議案第 5 8 号 平成 2 3 年度吉岡町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(討論・表決)

日程第 2 8 請願・陳情審査報告 (委員長報告・同報告に対する質疑)

日程第 2 9 請願第 3 号 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を 2 分の 1 に復元することを求める意見書の採択に関する請願書

(討論・表決)

日程第 3 0 陳情第 2 号 北溝祭・南溝祭線道路整備に関する陳情書

(討論・表決)

日程第 3 1 発議第 8 号 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を 2 分の 1 に復元することを求める意見書

(提案・質疑・討論・表決)

日程第 3 2 議会議員の派遣について

日程第 3 3 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 3 4 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 3 5 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 3 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 委員会議案審査報告 (委員会報告・報告に対する質疑)

日程第 2 承認第 4 号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認について

(討論・表決)

日程第 3 議案第 3 4 号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 4 議案第 3 5 号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 5 議案第 3 6 号 特別職及び教育長の給与の特例に関する条例を廃止する条例

(討論・表決)

日程第 6 議案第 3 7 号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 7 議案第 3 8 号 吉岡町災害対策本部条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 8 議案第 3 9 号 吉岡町消防団設置条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 9 議案第 4 0 号 吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例

- (討論・表決)
- 日程第 1 0 議案第 4 1 号 平成 2 2 年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第 1 1 議案第 4 2 号 平成 2 2 年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第 1 2 議案第 4 3 号 平成 2 2 年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第 1 3 議案第 4 4 号 平成 2 2 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第 1 4 議案第 4 5 号 平成 2 2 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第 1 5 議案第 4 6 号 平成 2 2 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第 1 6 議案第 4 7 号 平成 2 2 年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第 1 7 議案第 4 8 号 平成 2 2 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第 1 8 議案第 4 9 号 平成 2 2 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第 1 9 議案第 5 0 号 平成 2 2 年度吉岡町水道事業会計決算認定について
(討論・表決)
- 日程第 2 0 議案第 5 1 号 平成 2 3 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 3 号)
(討論・表決)
- 日程第 2 1 議案第 5 2 号 平成 2 3 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(討論・表決)
- 日程第 2 2 議案第 5 3 号 平成 2 3 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(討論・表決)
- 日程第 2 3 議案第 5 4 号 平成 2 3 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(討論・表決)

- 日程第 2 4 議案第 5 5 号 平成 2 3 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
（討論・表決）
- 日程第 2 5 議案第 5 6 号 平成 2 3 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
（討論・表決）
- 日程第 2 6 議案第 5 7 号 平成 2 3 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
（討論・表決）
- 日程第 2 7 議案第 5 8 号 平成 2 3 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 1 号）
（討論・表決）
- 日程第 2 8 請願・陳情審査報告（委員長報告・同報告に対する質疑）
- 日程第 2 9 請願第 3 号 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を 2 分の 1 に
復元することを求める意見書の採択に関する請願書
（討論・表決）
- 日程第 3 0 陳情第 2 号 北溝祭・南溝祭線道路整備に関する陳情書
（討論・表決）
- 日程第 3 1 発議第 8 号 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を 2 分の 1 に
復元することを求める意見書
（提案・質疑・討論・表決）
- 日程第 3 2 議会議員の派遣について
- 日程第 3 3 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 3 4 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 3 5 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 3 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第 1 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（16人）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 飯島衛君 | 2番 | 金谷重男君 |
| 3番 | 岩崎信幸君 | 4番 | 平形薫君 |
| 5番 | 山畑祐男君 | 6番 | 栗田俊彦君 |
| 7番 | 宇都宮敬三君 | 8番 | 馬場周二君 |
| 9番 | 石倉實君 | 10番 | 小池春雄君 |
| 11番 | 岸祐次君 | 12番 | 小林一喜君 |
| 13番 | 神宮隆君 | 14番 | 齋木輝彦君 |
| 15番 | 南雲吉雄君 | 16番 | 近藤保君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | |
|-----------|-------|--------|-------|
| 町長 | 石関昭君 | 副町長 | 堤壽登君 |
| 教育長 | 大沢清君 | 総務政策課長 | 森田潔君 |
| 財務課長 | 竹内智君 | 町民生活課長 | 吉澤健二君 |
| 健康福祉課長 | 守田肇君 | 産業建設課長 | 栗田一俊君 |
| 会計課長 | 大塚茂樹君 | 上下水道課長 | 富岡輝明君 |
| 教育委員会事務局長 | 大澤弘幸君 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 大井隆雄 | 主任 | 廣橋美和 |
|------|------|----|------|

開 議

午前9時開議

議 長（近藤 保君） 皆さん、おはようございます。平成23年第3回吉岡町議会定例会が最終日を迎えました。

連日の議会活動に対し、厚く御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第3号により会議を進めます。

日程第1 委員会議案審査報告

議 長（近藤 保君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

委員会報告を求めます。

最初に、総務常任委員会岸委員長、お願いします。

〔総務常任委員会委員長 岸 祐次君登壇〕

総務常任委員長（岸 祐次君） それでは、総務常任委員会の審査報告をいたします。

総務常任委員会では、9月1日開会の本会議において、議長より付託された承認1件、それから議案8件につきまして、9月7日9時より委員会室において、全委員、議長、そして、執行側からは町長、副町長、教育長、所管課長、事務局長及び室長出席のもと審査をいたしましたので、結果を報告いたします。

まず、承認第4号、吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認については、原案適正と認め、全会一致承認でございます。

それから、議案第34号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案適正と認め、全会一致可決でございます。

それから、議案第35号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例は、原案適正と認め、全会一致可決でございます。

議案第36号 特別職及び教育長給与の特例に関する条例を廃止する条例につきましては、特例期間終了以前にすぐにすべきではないか、あるいは町長へは、今回の選挙に対する取り組み、給与減額の意思確認、あるいは特例期間を経過した条例の取り扱い等につきまして、慎重に審議した結果、原案適正と認め、全会一致可決でございます。

それから、議案第37号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例は、原案適正と認め、全会一致可決でございます。

それから、議案第38号 吉岡町災害対策本部条例の一部を改正する条例は、原案適正と認め、全会一致可決でございます。

議案第39号 吉岡町消防団設置条例の一部を改正する条例は、原案適正と認め、全会一致可決でございます。

議案第46号 平成22年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定は、原案適正と認め、全会一致可決でございます。

議案第51号 平成23年度吉岡町一般会計補正予算(第3号)は、歳入歳出について款項の順に従い慎重に審議した結果、原案適正と認め、全会一致可決でございます。

以上でございます。

議長(近藤 保君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会齋木委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 齋木輝彦君登壇〕

文教厚生常任委員長(齋木輝彦君) 文教厚生常任委員会の議案審査報告を行います。

委員会は、9月8日午前9時から、委員会室で委員全員と執行側から町長、副町長、教育長、関係課長、室長出席のもと開催され、議長より付託されました議案10件の審査をいたしました。その報告をいたします。

まず、議案第40号 吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例、これは原案適正と認め、可決でございます。

議案第42号 平成22年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、収入未済の指摘と、大きな減額要因は食中毒事件にあるものであると説明を受け、原案のとおり全会一致決算認定であります。

議案第44号 平成22年度吉岡町健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、不納欠損や収入未済額等の不用額についての指摘もありましたが、非常の医療見積もりは難しいとのこともありましたが、いろいろ質疑や意見が交わされましたが、原案のとおり全会一致決算認定であります。

議案第47号 平成22年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり全会一致決算認定であります。

議案第48号 平成22年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、国庫支出金や交付金の質疑が交わされましたが、原案のとおり全会一致決算認定であります。

議案第49号 平成22年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて、原案のとおり全会一致決算認定であります。

議案第52号 平成23年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第2号)、原案適正と認め、可決でございます。

議案第54号 平成23年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、原案適正と認め、可決でございます。

議案第56号 平成23年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、原案適正と認め、可決でございます。

議案第57号 平成23年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)、原案適正と認め、可決でございます。

以上、報告といたします。

議長(近藤 保君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番(小池春雄君) 議案第44号の中で、いろいろと質疑が、議論が交わされましたがという言い回しだったと思うのですけれども、どういう議論があったのかについてをお伺いするものであります。

議長(近藤 保君) 文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 齋木輝彦君登壇〕

文教厚生常任委員長(齋木輝彦君) 44号については、国民健康保険事業ですけれども、不納欠損が多いと、あるいはその収入未済額対策についてどういうことをしているのかと、その回収方法と、そのもっと上げられるのではないかというような、それと、執行側からは、委員からはそういう指摘がありましたし、非常に、執行側からの方が、医療費については見積もりが難しいという、そんなような議論が交わされました。

議長(近藤 保君) 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番(小池春雄君) このときは、いわゆる値上げがされた、審議されたときでありました。議会の中でも大きなその議論があったわけなのですけれども、そこについての議論はいかがでしたか。

議長(近藤 保君) 文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 齋木輝彦君登壇〕

文教厚生常任委員長(齋木輝彦君) 値上げについての議論は交わされませんでした。

議長(近藤 保君) 小池議員。

〔 10 番 小池春雄君発言〕

10 番（小池春雄君） ちょうど 22 年のいわゆる当初予算のときに、22 年の 3 月ですね、そのときにいわゆる 15.6% の値上げがされて、それを受けての決算になるわけなのですが、この予算が 22 年度の予算当時は大きな問題になりましたよね。委員会でも問題になりまして、本会議でもなりましたよね。そこでの値上げをして、値上げをしたときの、それによる決算でしたよね。ですから、そのときの経過、だから、これだけ値上げした結果こうだったけれども、この値上げは妥当であったかどうかという議論はいかがでしたか。

議長（近藤 保君） 文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 齋木輝彦君登壇〕

文教厚生常任委員長（齋木輝彦君） そういうような、深くは追及されなかったのですけれども、今回については 4,700 万円ぐらいの基金の積み立てができて、合計では 7,000 万円ぐらいの、今まで、19 年あたりまではほとんどゼロに近かった基金が、本年度については、昨年度と本年度で 7,000 万円ぐらいの基金が繰り越しができた。それがその 15.6% にも影響しているのでは、値上げのものにも影響しているのではないかという、私の判断としてはそういうことですが、そのことについての深い議論はされませんでした、委員会では。

議長（近藤 保君） ほかの方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会小林委員長、お願いします。

〔産業建設常任委員会委員長 小林一喜君登壇〕

産業建設常任委員長（小林一喜君） 12 番小林です。産業建設常任委員会の審査報告を行います。

去る 9 月 1 日、議会開会日に議長より付託されました議案 6 件につきまして、9 月 12 日午前 9 時より、委員全員 5 名並びに議長、執行側より町長、副町長、関係課長及び室長のご出席をいただきまして、慎重に審査を行いました。その報告を報告いたします。

まず、議案第 43 号 平成 22 年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で決算認定であります。

議案第 45 号 平成 22 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で決算認定であります。

議案第 50 号 平成 22 年度吉岡町水道事業会計決算認定について、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で決算認定であります。

議案第53号 平成23年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第55号 平成23年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第58号 平成23年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)について、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

以上、付託議案6件の審査結果報告といたします。

議長(近藤 保君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、予算決算特別委員会小池委員長、お願いします。

〔予算決算特別委員会委員長 小池春雄君登壇〕

予算決算特別委員長(小池春雄君) 報告いたします。予算決算特別委員会委員長報告であります。

去る9月1日、当委員会に付託されました議案第41号 平成22年度吉岡町一般会計歳入歳出決算の認定について、去る9月2日、5日、6日の3日間にわたり、執行側から町長、副町長、教育長、関係課長及び室長出席のもと、議長、委員全員の出席で審査を行いました。初日、9月2日午前9時に開会し、歳入で目ごとに細かく慎重に行いました。

1款1項1目町民税、2目法人税、2項1目固定資産税に対する収納状況、収入未済額、滞納繰り越し分、不納欠損に対して質問が多くありました。収納専門員を嘱託臨時の3人体制に強化して進めている、22年度では差し押さえ件数は157件あった、差し押さえに対しては、分納誓約をして誠意を持ってやっている方に対しては柔軟に対応しているとのことでした。不納欠損では、大口滞納企業による倒産があったとの報告がありました。また、町民税の個人、法人ともふえているが、その要因に対しては、景気が回復傾向にあるのではとの回答でした。収納状況は県下で16位との報告でした。

歳出は9月5日、6日の2日間で審査を行いました。監査委員の指摘で領収書にあて先、日付のないものがあったとの指摘に対しては、金額が小さく、出し直しをさせて改善されたとの報告。ラスパイレス指数、保育園の時間延長と保育料問題、学童保育に対する年齢引き上げと社協への委託、集会所を利用した学童保育、公用車の管理方法、地域バス利用状況、防犯灯、福祉タクシー、振興公社の経営で補助金と寄附金、温泉無料招待券の関係で議論がありました。

小倉農業集落排水では、臭気対策と加入状況の今後の見通し、町有林ではその面積と量、

プレミアム商品券の効果と今後の対応、買い物代行サービスの利用状況、湯出入線には多額の金をかけたが、今後のあり方などを問いました。

以上が主な質疑でした。

質疑終了後、まとめを行い、特別委員会として以下を要望いたします。

一つ、円滑な行政運営のため、町税の確保、不納欠損を極力避け、収入未済、滞納金や延滞利息の確保をされたい。

一つ、町有地の除草や清掃は各款で支出されていますが、適時に円滑に作業がされるよう改善されたい。

一つ、税金や使用料のコンビ二納入を早期に実施されたい。これは行政サービスのためであります。

以上を要望し、採決の結果、本議案は全員の賛成にて認定することに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

議長（近藤 保君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

以上をもちまして委員長報告を終わります。

これより議案審議に入ります。

日程第2 承認第4号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認について

議長（近藤 保君） 日程第2、承認第4号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長報告は可決です。

承認第4号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第34号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第3、議案第34号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第34号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第35号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第4、議案第35号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第35号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第36号 特別職及び教育長の給与の特例に関する条例を廃止する条例

議長（近藤 保君） 日程第5、議案第36号 特別職及び教育長の給与の特例に関する条例を廃止する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

小池議員。

〔 10 番 小池春雄君登壇 〕

10 番（小池春雄君） ただいま上程をされております議案第 36 号に反対の立場で討論を行います。

平成 19 年度の町長選挙で、マニフェストに「将来に責任を持つ町政」を掲げ、健全財政化のために特別職給与のカットを掲げ、選挙戦に臨み当選しました。これを受け、6 月議会で在任期間の特例条例を出しました。この間に、リーマンショックに端を発し世界不況となり、日本もその影響を受け、失業者がふえ、国・県が臨時雇用のための手だてをしております。国の成長も望めず、自治体財政は一層厳しくなっているのは明らかです。再選されても、町長はみずから掲げたマニフェストは守られるべきです。条例廃止で町長 1 人の給与を期末手当、退職金での 4 年間の増額金額は 989 万 8,200 円です。

以上、指摘しまして反対討論といたします。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

山畑議員。

〔 5 番 山畑祐男君登壇 〕

5 番（山畑祐男君） 5 番山畑です。議案第 36 号 特別職及び教育長の給与の特例に関する条例を廃止する条例につきまして、賛成の立場より討論いたします。

議案第 36 号 特別職及び教育長の給与の特例に関する条例を廃止する条例につきまして、この条例は平成 19 年 7 月 1 日から平成 23 年 4 月 26 日までとした条例の適用期限が到来したために、同条例を廃止するための条例でございます。

期日の到来でその効力はなく、条例を廃止するための手続の条例でございます。その効力が既になくなった条例をそのまま条例として存続させておくのも、議会としていかがなものかと思えます。この条例の有効期限が切れたことに伴い、当然のごとく条例は速やかに廃止すべきと考えます。

よって、議案第 36 号 特別職及び教育長の給与の特例に関する条例を廃止する条例については、委員会では委員長報告のとおり、全会一致で原案どおり認定いたしました。

皆様方のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

〔 「なし」 の声あり 〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 36 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数です。

よって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第37号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第6、議案第37号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第37号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第38号 吉岡町災害対策本部条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第7、議案第38号 吉岡町災害対策本部条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第38号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第39号 吉岡町消防団設置条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第8、議案第39号 吉岡町消防団設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第39号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第40号 吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第9、議案第40号 吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第40号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第41号 平成22年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第10、議案第41号 平成22年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第41号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第41号は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第11 議案第42号 平成22年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第11、議案第42号 平成22年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第42号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり認定されました。

日程第12 議案第43号 平成22年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第12、議案第43号 平成22年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第43号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり認定されました。

日程第 1 3 議案第 4 4 号 平成 2 2 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第 1 3、議案第 4 4 号 平成 2 2 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

小池議員。

〔 1 0 番 小池春雄君登壇 〕

1 0 番（小池春雄君） ただいま上程をされております議案第 4 4 号 国保会計決算の認定に反対の立場で討論を行います。

平成 2 2 年度 3 月 1 8 日に、国保税条例の一部改正、値上げ条例が審議され、委員会審査でも、値上げせずに一般会計からの繰り入れで済むのではないかと、医療費の伸びを多く見ているのではとの意見がありましたが、賛否は拮抗し成立したものです。値上げ幅は 1 5 . 6 % で、所得 2 0 0 万円から 4 0 0 万円の中間層は 7 万から 1 3 万円の値上げとなり、子育て世代は大きな影響を受けると指摘をしました。一般会計からの繰り入れも戻しました。

以上のことから、値上げをせずにも済んだことは明らかであります。国保会計が厳しくなったことは、国庫負担の減額が一番の原因であることは言うまでもありませんが、国庫負担の増額を求めつつ、反対討論といたします。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

宇都宮議員。

〔 7 番 宇都宮敬三君登壇 〕

7 番（宇都宮敬三君） それでは、議案第 4 4 号 平成 2 2 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、疾病の貧困の悪循環を断ち切り、国民が安心して医療を受けることを目指して創設された重要な制度だと私は考えております。国民のすべてが加入する医療保険は違って、負担は負担能力に応じて、給付は必要に応じて、差別のない給付が原則であろうと思われます。現在、国民健康保険の現状は国保料の問題等の解決を図っていくことは課題であろうかと思えます。吉岡町国民健康保険歳入歳出決算額は、決算書のとおりでございます。歳入歳出差引額 6 , 8 6 6 万 3 8 8 円が翌年に繰り越しをされました。滞納の収納率の向上に課題はあるものの、努力は大変認められると思えます。今後も国民健康保険制度を維持することが望まれます。

よって、2 2 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員

会で慎重に審査をいたしました。委員長の報告のとおり、全会一致で原案のとおり認定をいたしました。議員各位のご賛同をお願いして、賛成討論といたします。以上であります。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第44号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第44号は原案のとおり認定されました。

日程第14 議案第45号 平成22年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第14、議案第45号 平成22年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第45号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり認定されました。

日程第15 議案第46号 平成22年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第15、議案第46号 平成22年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第46号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり認定されました。

日程第16 議案第47号 平成22年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第16、議案第47号 平成22年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第47号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり認定されました。

日程第17 議案第48号 平成22年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第17、議案第48号 平成22年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第48号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第48号は原案のとおり認定されました。

日程第18 議案第49号 平成22年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出
決算認定について

議長（近藤 保君） 日程第18、議案第49号 平成22年度吉岡町後期高齢者医療事業特別
会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第49号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数です。

よって、議案第49号は原案のとおり認定されました。

日程第19 議案第50号 平成22年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定につい
て

議長（近藤 保君） 日程第19、議案第50号 平成22年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決
算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第50号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり認定されました。

日程第20 議案第51号 平成23年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）

議長（近藤 保君） 日程第20、議案第51号 平成23年度吉岡町一般会計補正予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君登壇〕

10番（小池春雄君） 議案第51号 一般会計補正予算に対し反対の立場で討論を行います。

議案第36号で述べたとおり、議案第36号を受けての特別職値上げが含まれております。一般質問でもありましたが、今後においても引き下げは考えていないことが述べられておりました。

以上のことから、反対をするものであります。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

神宮議員。

〔13番 神宮 隆君登壇〕

13番（神宮 隆君） 13番神宮です。議案第51号 平成23年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場から討論します。

平成23年度吉岡町一般会計補正予算は、歳出2款総務費、一般管理費の中に、特別職の給料など増額予算が計上されています。また、歳出10款教育費、事務局費の中にも、教育長の増額予算が計上されております。議案第36号で特別職及び教育長の給与の特例に関する条例を廃止する条例が出され可決しております。廃止条例の提出が遅いというふうに思いますが、平成23年度4月26日までの時限の特別条例で既に終了しております。平成23年度吉岡町一般会計予算は、4月1日時点での特別職、教育長の給与の特例条例での計上であり、今回はもとの特別職の職員給与及び旅費支給条例に戻して計上されているもので、適正と認められます。特別職及び教育長の給与は、職務の責任の重さと難しさで決められていると理解しており、安易に減額することは疑問であります。今回、町長の選挙公約を見ても、前回と異なり、給与の減額については触れられておりません。給与の増減については当事者が決めるもので、特別の場合を除いて他の者が決めるものではないと考えます。管理職、教育長はこれまで以上に吉岡町のために貢献されることを望みます。

よって、委員長報告のとおり、全会一致で認定いたしました。議員皆様のご賛同をお願い

いし、賛成討論といたします。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第51号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第52号 平成23年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）

議長（近藤 保君） 日程第21、議案第52号 平成23年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第52号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第53号 平成23年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（近藤 保君） 日程第22、議案第53号 平成23年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決に入ります。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決でございます。
議案第53号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。
よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第54号 平成23年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)

議長（近藤 保君） 日程第23、議案第54号 平成23年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決に入ります。
本案に対する委員長の報告は可決でございます。
議案第54号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立を願います。
〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。
よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第55号 平成23年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)

議長（近藤 保君） 日程第24、議案第55号 平成23年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決に入ります。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第55号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第56号 平成23年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（近藤 保君） 日程第25、議案第56号 平成23年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

委員会は可決でございます。

議案第56号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第57号 平成23年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議長（近藤 保君） 日程第26、議案第57号 平成23年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

委員会は可決でございます。

議案第57号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとります。再開は10時5分をお願いいたします。

午前 9時46分休憩

午前10時05分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第27 議案第58号 平成23年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（近藤 保君） 日程第27、議案第58号 平成23年度吉岡町水道事業会計補正予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

委員会は可決でございます。

議案第58号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第28 請願・陳情審査報告

議長（近藤 保君） 日程第28、請願・陳情審査報告を議題とします。

委員会審査報告を求めます。

文教厚生常任委員会齋木委員長、お願いいたします。

〔文教厚生常任委員会委員長 齋木輝彦君登壇〕

文教厚生常任委員長（齋木輝彦君） 請願審査報告を行います。

文教厚生常任委員会に付託されました案件について、委員会終了後審査を行いました。

請願第3号 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書の採択に関する請願書でございます。これは全会一致で採択でございます。

議長（近藤 保君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

次に、産業建設常任委員会小林委員長、お願いいたします。

〔産業建設常任委員会委員長 小林一喜君登壇〕

産業建設常任委員長（小林一喜君） 12番小林です。陳情の審査結果報告をいたします。

産業建設常任委員会では、議長より付託されました陳情1件を議案審査終了後に審査を行いました。

陳情第2号 北溝祭・南溝祭線道路整備に関する陳情につきましては、溝祭自治会の地区要望であり、現地視察を行った結果、願意妥当と認め全会一致で採択であります。

以上、報告といたします。

議長（近藤 保君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上をもちまして、委員長報告を終わります。

日程第29 請願第3号 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を2分の1に還元することを求める意見書の採択に関する請願書

議長（近藤 保君） 日程第29、請願第3号 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を2分の1に還元することを求める意見書の採択に関する請願書を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本件に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

請願第3号を採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択とされました。

日程第30 陳情第2号 北溝祭・南溝祭線道路整備に関する陳情書

議長（近藤 保君） 日程第30、陳情第2号 北溝祭・南溝祭線道路整備に関する陳情書を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本件に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

陳情第2号を採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択とされました。

日程第31 発議第8号 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書

議長（近藤 保君） 日程第31、発議第8号 義務教育費国庫負担制度の堅持と国負担割合2分の1に復元を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

齋木輝彦議員。

〔14番 齋木輝彦君登壇〕

14番（齋木輝彦君） 発議第8号。

吉岡町議会議長近藤 保様。提出者、町議会議員齋木輝彦。賛成者、同じく宇都宮敬三。義務教育費国庫負担制度の堅持と国負担割合2分の1に復元を求める意見書。

上記の議案を、吉岡町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

提出理由、将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要であり、未来への先行投資として子供たちや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用、就業の拡大につなげる必要があるため。

裏面をお願いします。

義務教育費国庫負担制度の堅持と国負担割合2分の1復元を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準維持・向上及び地方財政の安定のため国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、これまでの我が国の義務教育の水準向上に大きな役割を果たしてきた。しかしながら、平成18年に義務

教育費国庫負担金の負担率が3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、地方自治体において教育予算の確保は困難となっており、義務教育の円滑な推進に重大な影響を及ぼしている。

さらには、多くの地方自治体が財政が厳しくなる中、少人数教育の実施、学校施設、旅費、教材費、就学援助、奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がっている。

自治体の財政力の違いによって、子供たちが受ける教育水準に格差があってはならない。義務教育の水準確保と地方教育行政の充実を図るためには、一人一人の子供たちにきめ細やかな教育とよりよい教育環境を保障するための教育予算の一層の拡充が必要である。

よって、吉岡町議会は、政府、衆参両院議長に対し、義務教育費国庫負担制度の堅持と国負担割合2分の1復元に向け、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記。1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を2分の1に復元すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成23年9月14日。内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様、文部科学大臣様、内閣府特命担当大臣様、衆議院議長様、参議院議長様。群馬県北群馬郡吉岡町議会議長近藤 保。以上です。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

発議第8号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第32 議会議員の派遣について

議長（近藤 保君） 日程第32、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付してあるとおり、議員研修のため議員を派遣することにご異議ございませんか。

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議員派遣することに決しました。

日程第 3 3 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 3 4 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 3 5 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（近藤 保君） 日程第 3 3、3 4、3 5、各常任委員会の閉会中の継続調査についてを一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、一括議題と決しました。

日程第 3 3、3 4、3 5、各常任委員会の閉会中の継続調査についてを一括議題とします。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務のうち吉岡町議会会議規則第 7 1 条の規定によりお手元にお配りしました「所管事務の調査事項」についての閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第 3 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（近藤 保君） 日程第 3 6、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第 7 1 条の規定によりお手元に配りました「所管事務の調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

休憩。

午前10時13分休憩

午前10時30分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程の追加

議長（近藤 保君） 閉会中の継続調査、議事日程の追加をしたいと思います。

予算決算特別委員会の閉会中の継続調査についての日程を追加日程第1として追加してよろしいかお諮りします。

追加日程にご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

追加日程第1 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査について

議長（近藤 保君） 異議なしと認め、ただいまお配りした予算決算特別委員長の申し出のとおり、継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決しました。

町長あいさつ

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、平成23年第3回定例会の日程をすべて終了いたしました。

閉会の前に町長のあいさつの申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 閉会に当たりまして、一言あいさつをさせていただきます。

本議会におきましては、上程いたしました報告、議案、同意のすべてを認定、可決をしていただきまして、まことにありがとうございました。心より感謝を申し上げます。

議会開会中に襲った台風12号は紀伊半島を中心に大変な傷跡を残しましたが、吉岡町にあっても幾つかの災害がありました。しっかりと対応していきたいと思っております。被害に遭われた方々に心よりのお見舞いを申し上げます。

秋はいろいろな行事が各地で催され、多忙な季節ともなります。どうか今後とも議員各

位の格段なるご協力を改めてお願いするところでもあります。

変わりやすい天候が続きますが、どうか皆様も健康には十分留意の上ご活躍をください
ますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのあいさつにかえさせていただきます。
した。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議 長（近藤 保君） これをもって平成23年第3回吉岡町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前10時35分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 近 藤 保

吉岡町議会議員 宇 都 宮 敬 三

吉岡町議会議員 馬 場 周 二